



(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- (農林水産五八四) ○飼料の公定規格の一部を改正する件

○登録免許税法別表第一第一百四号(二)から(九)までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類の一部を改正する告示(経済産業六五)

〔その他告示〕

○債務救済措置(債務支払猶予方式)に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務一二九)

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示

(財務九八〇一〇五)

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示

(同一〇六〇一〇八)

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示(同一〇九〇一一一)

〔法規的告示〕

〔公
告〕

- 種苗法第十八条第一項及び第二十二条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件
(農林水産五八五)

○特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件

(同五八六)

○環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について(環境五二)

○農林水產省告示第五百八十四号

法規的告示

農林水産大臣 江藤 拓
法律第三十五条（第二十六条第三百五十六号）の一部を次のように

農林水産大臣 江藤 拓
法律第三十五号) 第二十六条第三百五十六号) の一部を次のように

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

○経済産業省告示第六十五号
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第六十八号（登録免許税法別表第一第一百四号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月十日

次の表のよう改正する。

改 正 後	改 正 前
登録免許税法別表第一第一百四号（一）から（十）までに掲げる登録、許可及び認定に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類	登録免許税法別表第一第一百四号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類
1 登録免許税法別表第一第一百四号（一）から（十）までに掲げる登録、許可及び認定に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限は、当該登録、許可又は認定の納付の期限は、当該登録、許可又は認定をした日から一月を経過する日とする。	1 登録免許税法別表第一第一百四号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限は、当該登録又は許可をした日から一月を経過する日とする。
2 登録免許税法別表第一第一百四号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の書類は、次の各号に掲げる提出先」とし、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。 一・一（略）	2 前項の登録及び許可に係る登録免許税法第二十四条第一項の書類は、次の各号に掲げる提出先」とし、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。 一・一（略）
3 登録免許税法別表第一第一百四号（十）に掲げる認定に係る同法第二十四条第一項の書類は、様式第三によるものとする。	（新設）

様式第一の次に次の様式を加へる。
様式第3

(表)

登録免許税納付届

年 月 日

経済産業大臣 殿

経済産業大臣 武藤 審治
住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第55条の3の認定について、登録免許税を納付したので、登録免許税法第

条第1項の規定により、領収証書を提出します。

- 1 当該認定に係る組織の名称
2 当該認定の年月日
3 当該認定の番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（裏）

領収証書貼付け欄

その他 告示

○外務省告示第一百一十九号
令和七年三月七日にコロンボで、債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する次の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は一千二十四年六月二十六日にパリで開催されたスリランカ民主社会主義共和国政府の代表者と関係する債権国政府の代表者との間の協議において到達した結論（スリランカ民主社会主義共和国の債務再編に關する了解覚書（以下「了解覚書」という。）に基づき日本国政府の代表者とスリランカ民主社会主義共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 債務継続方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）により、日本国との関係法令に従つてとされることになる。

報

(c) (b) (a); 二千二十三年一月一日の時点で償還されていない元本（当該元本の内訳はこの書簡の付表に掲げられる。）
二千二十二年十二月三十一日以前に弁済期限が到来した未払の元本及び契約上の利子（以下「延滞分」という）（当該延滞分の内訳はこの書簡の付表に掲げられる。）
延滞分及び未請求の契約上の利子に対する未払の遅延利子であつて、一千二十二年十二月三十一日以前に生じたもの（当該遅延利子の内訳はこの書簡の付表に掲げられる。）

債務の内訳			
借款契約番号	元本	延滞分	額
S L — P 3 2	二四〇、三〇二、〇〇〇円	一二四、七九八、三七四円	元本
S L — P 3 3	一一一、〇八二、〇〇〇円	一七一、九八二、七一四円	延滞分
	六、七三五、六七〇円	四、八五九、四四七円	対延滞分及び契約上の利子に
	五一二、八〇〇、三八四円	三六九、九五九、八二一円	計

務政との府 府に間と と関でスリラ Jする交換 Iする Cスリラ Aりけん Aとラ民年 の間力民に の借主社 基主義共 契会く共 約主円和に に義借款 によ共款政 による和の 府国債 國供と政									
S L — P 4 2	S L — P 4 1	S L — P 4 0	S L — P 3 9	S L — P 3 8	S L — P 3 7	S L — P 3 6	S L — P 3 5	S L — P 3 4	S L — P 3 3
三六、九七二、〇〇〇円	四七五、九一六、〇〇〇円	一、八八〇、一九二、〇〇〇円	三四九、〇二四、〇〇〇円	三四六、一二八、〇〇〇円	一六三、五四四、〇〇〇円	四六四、九〇一、〇〇〇円	一〇五、五四四、〇〇〇円	五四、八一三、一九二円	三二、〇九四、〇〇〇円
九、八三八、八五六円	一二六、六四九、〇七〇円	五〇〇、三四九、九九八円	九八、二〇三、三五三円	九一、一一〇、三五〇円	八四、九三四、八九六円	二四一、四四二、〇七七円	二、一三四、三三七円	二、一三四、三三七円	一六、六六七、六八九円
六八三、六一八円	八、七九九、七七一円	三四、七六五、〇八九円	六、八二三、三一八円	六、三九九、九六八円	三、三〇七、二二八円	九、四〇一、三六八円	二、二三四、三三七円	二、二三四、三三七円	六四九、〇一一円
四七、四九四、四七四円	六一一、三六四、八四一円	二、四一五、三〇七、〇八七円	四七四、〇五〇、六七〇円	四四四、六三八、三一八円	二五一、七八六、一二四円	七一五、七四五、四四五円	一六二、四九一、五二九円	一六二、四九一、五二九円	四九、四一〇、七〇〇円

千九百九十五年七月五日に日本国政府と スリランカ民主社会主義共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の借款契約による債務政与の政府							
S L — P 5 1	S L — P 5 0	S L — P 4 9	S L — P 4 8	S L — P 4 7	S L — P 4 6	S L — P 4 5	S L — P 4 4
七九五、三一二、〇〇〇円	一、一四六、二三四、〇〇〇円	九九八、四〇八、〇〇〇円	一、六八一、一六〇、〇〇〇円	二、六一五、八八八、〇〇〇円	九六七、三六五、〇〇〇円	三六五、一六〇、〇〇〇円	四五八、六〇四、〇〇〇円
二二〇、五四六、八二五円	三一五、一三五、八三九円	二七四、四九六、二〇八円	四六六、二〇〇、〇六〇円	七二五、四〇八、一三八円	七八、〇一五、三八一円	六六、三五二、七四〇円	八三、三三三、三一五円
八、九四〇、八八〇円	一一、〇七五、七四七円	一〇、五一八、四六九円	一八、八九九、五六六円	二九、四〇七、七六〇円	八、三三〇、三九九円	四、八四九、六六五円	六、〇九〇、六九〇円
一、〇二四、七九九、七〇五円	一、四七三、四三五、五八六円	一、二八三、四二三、六七七円	二、一六六、二五九、六二六円	三、三七〇、七〇三、八九八円	一、〇五三、七一〇、七八〇円	四三六、三六二、四〇五円	五四八、〇二七、〇一五円

務政与の府 府に間で交換さ とJ I C A ス り ラ ン 八 年 八 月 二 十 七 日 の 民 に 基 主 義 共 和 国 に 由 共 款 政 本 府 國 供 と 政	務政与の府 府に間で交換さ とJ I C A ス り ラ ン 八 年 八 月 二 十 七 日 の 民 に 基 主 義 共 和 国 に 由 共 款 政 本 府 國 供 と 政	務政与の府 府に間で交換さ とJ I C A ス り ラ ン 八 年 八 月 二 十 七 日 の 民 に 基 主 義 共 和 国 に 由 共 款 政 本 府 國 供 と 政	務政与の府 府に間で交換さ とJ I C A ス り ラ ン 八 年 八 月 二 十 七 日 の 民 に 基 主 義 共 和 国 に 由 共 款 政 本 府 國 供 と 政	千九百九十七年六月十三日 に日本國政 府に主義借 款契約による 和の府國供 と政							
S L — P 6 0	部 分 (コ ン サ ル タ ント A に 関 す る ト A S L — P 5 9	S L — P 5 9	部 分 (コ ン サ ル タ ント A に 関 す る ト A S L — P 5 8	S L — P 5 8	S L — P 5 7	S L — P 5 6	S L — P 5 6	S L — P 5 5	S L — P 5 4	S L — P 5 3	S L — P 5 2
八五、 〇〇八、 〇〇〇円	六一、 三一二、 〇〇〇円	九六五、 一〇〇、 〇〇〇円	一〇四、 九二八、 〇〇〇円	七五二、 三一六、 〇〇〇円	一、 三一九、 五三〇、 〇〇〇円	七五〇、 八三〇、 〇〇〇円	二、 七〇五、 六六〇、 〇〇〇円	二、 〇三五、 七四〇、 〇〇〇円	五五八、 七六〇、 〇〇〇円	六二、 八八六、 二一八円	六七、 八八八、 八八九円
七、 九一九、 六四〇円	二、 一五五、 〇五三円	八九、 九一二、 〇六五円	三、 六八八、 一一一円	七〇、 〇八八、 三六九円	一四八、 五〇七、 八五九円	八四、 五〇二、 九三三円	三〇一、 五五九、 五一〇円	二一九、 一一四、 四四九円	二二九、 一〇六、 三三三円	五、 七一〇、 八一七円	六、 二六五、 二二九円
五一六、 七一七円	一四六、 四八六円	五、 八六六、 三三二円	二五〇、 六九二円	四、 五七二、 九三〇円	一三、 四八六、 二八二円	七、 六七三、 八七二円	二五、 三九八、 六一六円	二〇、 八〇六、 三三三円	二二八五、 六六〇、 七七一円	六二七、 三五七、 〇三五円	六七七、 二六四、 〇〇八円
九三、 四四四、 三五七円	六三、 六一三、 五三九円	一、 〇六〇、 八七八、 三九六円	一〇八、 八六六、 八〇三円	八二六、 九七七、 二九九円	一、 四八一、 五四一円	八四三、 〇〇六、 八〇五円	三、 〇三三、 六一八、 一三六円	二、 二八五、 六六〇、 七七一円	六二七、 三五七、 〇三五円	六七七、 二六四、 〇〇八円	六七七、 二六四、 〇〇八円

J I C A と の 間 力 社 会 に 基 づ く 借 款 契 約 に よ る 和 本 國 府 の 借 款 政 与 の 府 と と 関 で ス									
S L — P 8 7	S L — P 8 6	S L — P 8 4	S L — P 8 3	S L — P 8 2	S L — P 8 1	S L — P 8 0	S L — C 1 5	S L — P 7 9	S L — P 7 8
三、四三六、三一一、〇〇〇円	六〇三、〇一五、〇〇〇円	七、三八一、三九五、〇〇〇円	九二五、六〇五、〇〇〇円	三、〇七〇、八九二、〇〇〇円	六、七九六、〇六四、〇〇〇円	八、四八八、七八八、〇〇〇円	一、九〇五、三五一、〇〇〇円	四、九一四、二七三、〇〇〇円	一、四七一、五三三、〇〇〇円
八六、三八一、五〇七円	八九、二七一、七〇九円	三八五、二六六、一二六円	四八、三二一、二二六円	一六三、四〇二、一四四円	三六一、六一八、五三二円	四五一、六八八、三六九円	一一二、八六八、三六九円	二九一、一〇九、六〇七円	八七、一七〇、〇四四円
七、九四三、〇八三円	二、二六二、〇五一円	四、八二七、五一三円	六〇五、三五三円	二、〇三三、七六〇円	四、四九八、六一八円	五、六一九、一〇九円	一三、一六六、五五七円	三三、九五九、一二九円	一〇、一六八、七四三円
三、五三〇、六三五、五九〇円	六九四、五四八、七六〇円	七、七七一、四八八、六三九円	九七四、五二一、五七九円	三、二三六、三三六、九〇四円	七、一六二、一八一、一四〇円	八、九四六、〇九五、四六四円	二、〇三一、三八五、九二六円	五、二三九、三四一、七三六円	一、五六八、八七一、七八七円

二千二十二年七月五日
二千二十三年一月五日
二千二十三年七月五日
二千二十四年一月五日
二千二十四年七月五日
二千二十五年一月五日
二千二十五年七月五日
二千二十六年一月五日
二千二十六年七月五日
二千二十七年一月五日
二千二十七年七月五日
二千二十八年一月五日
二千二十八年七月五日
二千二十九年一月五日
二千二十九年七月五日
二千三十年一月五日
二千三十年七月五日
二千三十一年一月五日
二千三十一年七月五日
二千三十一年一月五日
二千三十一年七月五日
（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領いたしましたことを確認する光榮を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、スリランカ民主社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認するじむに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるも

のとするとともに同意する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ついに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

一千二十九年三月七日ニヨロシボ

スリランカ民主社会主義共和国財務・計画・経済開発省次官

カナカラトウナ・ムティヤンセラゲ・マヒンダ・シリワルダナ

スリランカ民主社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使 磯俣秋男閣下

○財務省告示第九十八号

國債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第二十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年三月三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年四月十日 財務大臣 加藤 勝信

1. 名称及び記号 利付国庫債券（2年）（第470回）

2. 発行の根拠法律及び 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律
その条項 （平成24年法律第101号）第3条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第47条第1項

13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。	7 払込金額
	$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{2}{365}$	(1) 價格競争入札発行 1,746,657,870,000円
14 初期利子	令和7年9月1日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。	(2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 546,774,680,000円
	$\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$	8 最低額面金額 50,000円
15 第2期以後の利子	毎年3月1日及び9月1日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。	9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
16 債還期限	令和9年3月1日	10 発行日 令和7年3月11日
17 債還金額	額面金額100円につき100円	11 発行価格
18 元利金支払場所	日本銀行	(1) 價格競争入札発行 額面金額100円につき99円67銭以上のそれぞれの応募価格
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者	(2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 額面金額100円につき99円74銭
20 払込期日	令和7年3月3日	12 利率 年1.1%
○財務省告示第九十九号		
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第五条第十項の規定に基づき、令和七年四月十日付けで発行した利付国債の発行条件等を次の通り告白する。		
令和七年四月十日		
1 名称及び記号	利付国庫債券（5年）（第177回）	財務大臣 加藤 勝信
2 発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第3条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第62条第1項	
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	
4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）	
5 募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	
(1) 價格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。	
6 発行額	額面金額で1,751,200,000,000円	
(1) 價格競争入札発行	うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で100,260,200,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で501,734,700,000円、同法第62条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,149,205,100,000円	
(2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第62条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で548,200,000,000円	
7 払込金額		
(1) 價格競争入札発行	1,746,657,870,000円	
(2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行	546,774,680,000円	
8 最低額面金額	50,000円	
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	
10 発行日	令和7年3月11日	
11 発行価格		
(1) 價格競争入札発行	額面金額100円につき99円67銭以上のそれぞれの応募価格	
(2) 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円74銭	
12 利率	年1.1%	
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。	
	$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{81}{365}$	
14 初期利子	令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。	
	$\text{額面金額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$	
15 第2期以後の利子	毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。	
16 債還期限	令和11年12月20日	
17 債還金額	額面金額100円につき100円	
18 元利金支払場所	日本銀行	
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者	
20 払込期日	令和7年3月11日	
○財務省告示第100号		
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第五条第十項の規定に基づき、令和七年四月五日付けで発行した利付国債の発行条件等を次の通り告白する。		
令和七年四月十日		
1 名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第377回）	財務大臣 加藤 勝信
2 発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第3条第1項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の26第1項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項	
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	

4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各債券市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）	13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額 × $\frac{1.2}{100} \times \frac{75}{365}$
5 募入決定の方法		14 初期利子	令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。
(1) 価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	15 第2期以後の利子	毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
(2) 非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。	16 債還期限	令和16年12月20日
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各債券市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。	17 債還金額	額面金額100円につき100円
6 発行額		18 元利金支払場所	日本銀行
(1) 価格競争入札発行	額面金額で1,982,800,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,316,972,400,000円、子ども・子育て支援法第71条の26第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で49,337,350,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で616,490,250,000円	19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
(2) 非競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で349,000,000円	20 払込期日	令和7年3月5日
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で616,700,000,000円	○財務省印長振付印	
7 払込金額		国債の発行等に関する命令（昭和五十七年大蔵省令第三百三十九号）第五条第十一項の規定に基づき、令和十七年四月十日以降発行した利付国債の発行条件等を次のとおりとする。	
(1) 価格競争入札発行	1,947,926,080,000円	令和十七年四月十日	
(2) 非競争入札発行	342,857,600円	財務大臣 印鑑 標印	
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	605,846,080,000円	1 名称及び記号	
8 最低額面金額	50,000円	利付国庫債券（20年）（第191回）	
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第47条第1項	
10 発行日	令和7年3月5日	3 振替法の適用等	
11 発行価格		社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき98円3銭以上のそれぞれの応募価格	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各債券市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）	
(2) 非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円24銭	4 発行方法	
12 利率	年1.2%	5 募入決定の方法	
		(1) 価格競争入札発行	
		(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	
		6 発行額	
		(1) 価格競争入札発行	
		額面金額で750,400,000,000円	
		うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で274,647,600,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で268,511,500,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で207,240,900,000円	

(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で248,900,000,000円	1 名 称 及 び 記 号 2 発行の根拠法律及びその条項 3 振替法の適用等 4 発 行 方 法	利付国庫債券(30年)(第85回) 財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項並びに特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項及び第47条第1項 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。)及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。)
7 払込金額			
(1) 価格競争入札発行	721,854,500,000円		
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	239,441,800,000円		
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	83,501,600,000円		
8 最低額面金額	50,000円		
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。		各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 各國債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
10 発行日	令和7年3月13日		
11 発行価格			
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき96円以上のそれぞれの応募価格		
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき96円20銭		
12 利率	年2.0%		
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{83}{365}$		
14 初期利子	令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。) $\text{額面金額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{1}{2}$		
15 第2期以後の利子	毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。		
16 債還期限	令和26年12月20日		
17 債還金額	額面金額100円につき100円		
18 元利金支払場所	日本銀行		
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者		
20 払込期日	令和7年3月13日		
○財務省長官印			
国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第110号)第五条第十一項の規定に基づつて、令和七年三月七日に発行した利付国債の発行条件等を次の通り告白する。			
令和七年四月十日			
財務大臣 加藤 勝信			

12 利率	年2.3%	7 払込金額	
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。	(1) 利回り競争入札発行	614,214,460,000円
	$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{77}{365}$	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	19,309,400,000円
14 初期利子	令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。	8 最低額面金額	50,000円
	$\text{額面金額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{1}{2}$	9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
15 第2期以後の利子	毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。	10 発行日	令和7年3月28日
16 債還期限	令和36年12月20日	11 発行価格	額面金額100円につき87円77銭
17 債還金額	額面金額100円につき100円	12 利率	年2.2%
18 元利金支払場所	日本銀行	13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者		$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{8}{365}$
20 払込期日	令和7年3月7日	14 初期利子	令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。
○財務省長官印			
国債の発行等に関する命令（昭和五十七年大蔵省令第111号）第五条第1項の規定に基づき、令和7年11月17日に発行した利付国債の発行条件等を次の通り告示する。			
令和7年四月十日			
財務大臣 加藤 謙信			
1 名称及び記号	利付国庫債券（40年）（第17回）	15 第2期以後の利子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
2 発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第47条第1項	16 債還期限	令和46年3月20日
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	17 債還金額	額面金額100円につき100円
4 発行方法	利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）	18 元利金支払場所	日本銀行
5 募入決定の方法		19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
(1) 利回り競争入札発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。	20 払込期日	令和7年3月28日
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。	○財務省長官印	
6 発行額		国債の発行等に関する命令（昭和五十七年大蔵省令第111号）第五条第1項の規定に基づき、令和7年11月17日に発行した利付国債の発行条件等を次の通り告示する。	
(1) 利回り競争入札発行	額面金額で699,800,000,000円 うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で113,934,200,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で387,701,500,000円、同法第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で198,164,300,000円	1 名称及び記号	利付国庫債券（5年）（第161回、第171回及び第172回）、利付国庫債券（10年）（第342回、第352回、第354回、第355回、第356回及び第357回）及び利付国庫債券（20年）（第97回、第98回、第109回、第110回、第111回、第113回、第114回及び第115回）
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で22,000,000,000円	2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
		3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4	発行方法	利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で499,200,000,000円 内訳(別表のとおり)
7	払込金額	501,138,628,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和7年3月17日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額
		$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第17号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$
12	利税率	(別表のとおり)
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数(利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。)／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(償還期限について同じ。) $\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$
15	償還期限	(別表のとおり)
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和7年3月14日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和7年3月17日 (別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券(5年)(第161回)	0.3%	令和10年6月20日	16,400,000,000円
利付国庫債券(5年)(第171回)	0.4%	令和11年6月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券(5年)(第172回)	0.5%	令和11年6月20日	38,600,000,000円

利付国庫債券(10年)(第342回)	0.1%	令和8年3月20日	5,500,000,000円
利付国庫債券(10年)(第352回)	0.1%	令和10年9月20日	200,000,000円
利付国庫債券(10年)(第354回)	0.1%	令和11年3月20日	10,300,000,000円
利付国庫債券(10年)(第355回)	0.1%	令和11年6月20日	33,400,000,000円
利付国庫債券(10年)(第356回)	0.1%	令和11年9月20日	90,600,000,000円
利付国庫債券(10年)(第357回)	0.1%	令和11年12月20日	46,200,000,000円
利付国庫債券(20年)(第97回)	2.2%	令和9年9月20日	7,500,000,000円
利付国庫債券(20年)(第98回)	2.1%	令和9年9月20日	100,000,000円
利付国庫債券(20年)(第109回)	1.9%	令和11年3月20日	10,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第110回)	2.1%	令和11年3月20日	2,100,000,000円
利付国庫債券(20年)(第111回)	2.2%	令和11年6月20日	9,200,000,000円
利付国庫債券(20年)(第113回)	2.1%	令和11年9月20日	54,300,000,000円
利付国庫債券(20年)(第114回)	2.1%	令和11年12月20日	43,100,000,000円
利付国庫債券(20年)(第115回)	2.2%	令和11年12月20日	120,900,000,000円

○該務細則長銀印由由

國債の発行並びに買賣や其の付合(昭和五十七年六月二十四日附第115号)第五条第十項の規定に依つて、令和11年1月11日午後四時半までに実行した利付国債の発行条件等を次の通り告白す。

1	名 称 及 び 記 号	利付国庫債券(10年)(第359回及び第361回)、利付国庫債券(20年)(第116回、第117回、第118回、第119回、第120回、第122回、第123回、第129回、第148回及び第151回)及び利付国庫債券(30年)(第2回、第3回、第4回、第14回、第15回、第16回及び第31回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第47条第1項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で649,500,000,000円 内訳(別表のとおり)
7	払込金額	668,350,261,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和7年3月26日

11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額
		$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第17号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$
12	利 率	(別表のとおり)
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利 子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。
		$\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$
15	償還期限	(別表のとおり)
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和7年3月25日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和7年3月26日 (別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券(10年)(第359回)	0.1%	令和12年6月20日	17,000,000,000円
利付国庫債券(10年)(第361回)	0.1%	令和12年12月20日	80,400,000,000円
利付国庫債券(20年)(第116回)	2.2%	令和12年3月20日	141,900,000,000円
利付国庫債券(20年)(第117回)	2.1%	令和12年3月20日	228,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第118回)	2.0%	令和12年6月20日	36,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第119回)	1.8%	令和12年6月20日	14,600,000,000円
利付国庫債券(20年)(第120回)	1.6%	令和12年6月20日	8,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第122回)	1.8%	令和12年9月20日	16,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第123回)	2.1%	令和12年12月20日	3,100,000,000円
利付国庫債券(20年)(第129回)	1.8%	令和13年6月20日	2,700,000,000円

利付国庫債券(20年)(第148回)	1.5%	令和16年3月20日	36,700,000,000円
利付国庫債券(20年)(第151回)	1.2%	令和16年12月20日	6,900,000,000円
利付国庫債券(30年)(第2回)	2.4%	令和12年2月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第3回)	2.3%	令和12年5月20日	9,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第4回)	2.9%	令和12年11月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第14回)	2.4%	令和16年3月20日	25,800,000,000円
利付国庫債券(30年)(第15回)	2.5%	令和16年6月20日	200,000,000円
利付国庫債券(30年)(第16回)	2.5%	令和16年9月20日	6,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第31回)	2.2%	令和21年9月20日	2,000,000,000円

○監査報告書

国債の発行等に関する件（昭和五十七年大藏省令第111号）第46条第1項の規定に基づき、令和7年11月10日に行なった利付国債の発行条件等を次の通り告示する。

令和7年四月十日

財務大臣 加藤 謙信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券(2年)(第469回)
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号) 第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
- 5 発行額 額面金額6,878,200,000円
- 6 払込金額 6,879,575,640円
- 7 最低額面金額 50,000円
- 8 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 9 発行日 令和7年3月10日
- 10 発行価格 額面金額100円につき100円2銭
- 11 利率 年0.7%
- 12 経過利子の払込み 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。
$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{37}{365}$$
- 13 初期利子 令和7年8月1日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。)
$$\text{額面金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 14 第2期以後の利子 毎年2月1日及び8月1日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 15 債還期限 令和9年2月1日
- 16 債還金額 額面金額100円につき100円
- 17 元利金支払場所 日本銀行
- 18 払込期日 令和7年3月10日

○財務省告示第百七十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第六条第十一項の規定に基づつて、令和七年三月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告白する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券（5年）(第176回)
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
- 5 発行額 額面金額で2,426,800,000円
- 6 払込金額 2,435,779,160円
- 7 最低額面金額 50,000円
- 8 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 9 発行日 令和7年3月12日
- 10 発行価格 額面金額100円につき100円37銭
- 11 利率 年1.0%
- 12 経過利子の払込み 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。
$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{82}{365}$$
- 13 初期利子 令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）
$$\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 14 第2期以後の利子 毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 15 債還期限 令和16年12月20日
- 16 債還金額 額面金額100円につき100円
- 17 元利金支払場所 日本銀行
- 18 払込期日 令和7年3月10日

○財務省告示第百八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第六条第十一項の規定に基づつて、令和七年三月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告白する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券（10年）(第377回)
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
- 5 発行額 額面金額で6,290,100,000円

6 払込金額 6,281,922,870円

7 最低額面金額 50,000円

8 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

9 発行日 令和7年3月10日

10 発行価格 額面金額100円につき99円87銭

11 利率 年1.2%

12 経過利子の払込み 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{80}{365}$$

13 初期利子 令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）
$$\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

14 第2期以後の利子 每年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。

15 債還期限 令和16年12月20日

16 債還金額 額面金額100円につき100円

17 元利金支払場所 日本銀行

18 払込期日 令和7年3月10日

○財務省告示第百九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づつて、令和七年三月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告白する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 個人向け利付国庫債券（固定・3年）(第177回)
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行額 額面金額で66,458,100,000円
- 5 最低額面金額 10,000円
- 6 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 7 発行日 令和7年3月17日
- 8 発行価格 額面金額100円につき100円
- 9 利率 年0.74%
- 10 初期利子 令和7年9月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）
$$\text{額面金額} \times \frac{0.74}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$$

11 第2期以後の利子	毎年3月15日及び9月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。	6 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
12 償還期限	令和10年3月15日	7 発行日	令和7年3月17日
13 償還金額	額面金額100円につき100円	8 発行価格	額面金額100円につき100円
14 払込期日	令和7年3月17日	9 利率	年0.89%
15 払込場所	日本銀行の本店又は支店	10 初期利子	令和7年9月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。
16 中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和8年3月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年3月15日から令和8年9月15日前までの間の場合 $\text{額面金額} + \frac{\text{経過利子に相当する金額}}{100} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第2期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})$		$\text{額面金額} \times \frac{0.89}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$
	(2) 令和8年9月15日以後の場合 $\text{額面金額} + \frac{\text{経過利子に相当する金額}}{100} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times \frac{2}{365}$	11 第2期以後の利子	毎年3月15日及び9月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
17 中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年3月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和7年9月15日から令和8年3月15日前までの間の場合 $\text{額面金額} + \frac{\text{経過利子に相当する金額}}{100} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額})$	12 償還期限	令和12年3月15日
	(2) 令和7年9月15日前の場合 $\text{額面金額} + \frac{\text{経過利子に相当する金額}}{100} - \text{経過利子に相当する金額}$	13 償還金額	額面金額100円につき100円
		14 払込期日	令和7年3月17日
		15 払込場所	日本銀行の本店又は支店
		16 中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和8年3月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年3月15日から令和8年9月15日前までの間の場合 $\text{額面金額} + \frac{\text{経過利子に相当する金額}}{100} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第2期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})$
			(2) 令和8年9月15日以後の場合 $\text{額面金額} + \frac{\text{経過利子に相当する金額}}{100} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times \frac{2}{365}$
18 元利金支払場所	日本銀行	17 中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年3月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和7年9月15日から令和8年3月15日前までの間の場合 $\text{額面金額} + \frac{\text{経過利子に相当する金額}}{100} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額})$
○財務大臣長崎恒也印	個人向け国債の発行等に関する命令（平成十四年財務省令第6号）第四条第十四項の規定に基づき、令和11年1月17日以降にいたる個人向け国債の発行条件等を次の通り公示する。		
1 名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・5年）(第167回)	財務大臣 加藤 謙信	
2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項		
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。		
4 発行額	額面金額で148,212,830,000円		
5 最低額面金額	10,000円	18 元利金支払場所	日本銀行

○農林水産省令第百一十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第47号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年11月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり掲示する。

令和七年四月十日

財務大臣 加藤 勝信

1 名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第179回）
2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行額	額面金額で209,881,140,000円
5 最低額面金額	10,000円
6 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7 発行日	令和7年3月17日
8 発行価格	額面金額100円につき100円
9 初期利子の適用利率	年0.83%
10 第2期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が9年5か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05%を下回るときは、その率は0.05%とする。
11 初期利子	令和7年9月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。
	額面金額 $\times \frac{0.83}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$
12 第2期以後の利子	毎年3月15日及び9月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額 $\times \frac{\text{第10号に規定する第2期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$
13 債還期限	令和17年3月15日
14 債還金額	額面金額100円につき100円
15 払込期日	令和7年3月17日
16 払込場所	日本銀行の本店又は支店
17 中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和8年3月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 (1) 令和8年3月15日から令和8年9月15日前までの間の場合 額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第2期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$) (2) 令和8年9月15日以後の場合 額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

18 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年3月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(1) 令和7年9月15日から令和8年3月15日前までの間の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額})$$

(2) 令和7年9月15日前の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{経過利子に相当する金額}$$

19 元利金支払場所 日本銀行

○農林水産省令第百八十五号

種苗法（平成十年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第11項及び第111条の11第111項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年四月十日

農林水産大臣 江藤 拓

(1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第30929号 令和7年4月10日	Phalaenopsis Blume	PHALFEWYP	25	Anthura B.V. Anthuriumweg 14, 2665 KV Bleiswijk, The Netherlands	令和4年1月20日
第30930号 令和7年4月10日	"	PHALGALYI	"	"	令和4年3月1日
第30931号 令和7年4月10日	"	PHALYPBE	"	"	"
第30932号 令和7年4月10日	"	PHALCHORBE	"	"	令和4年1月20日
第30933号 令和7年4月10日	"	PHALGUATO	"	"	"

第30934号 令和7年4月 10日	"	PHALGUOCH	"	"	"
第30935号 令和7年4月 10日	"	PHALHUCAR	"	"	"
第30936号 令和7年4月 10日	"	PHALHORDIN	"	"	令和4年 3月14日
第30937号 令和7年4月 10日	"	PHALHOCH	"	"	"
第30938号 令和7年4月 10日	Prunus persica (L.) Batsch	あら川早生	30	永長幹雄 和歌山県紀の川市 桃山町段新田450 番地	令和4年 5月6日
第30939号 令和7年4月 10日	Rosa L.	2020カワモCOF	"	有限会社河本バラ園 岐阜県揖斐郡大野町大野775	令和3年 2月8日
第30940号 令和7年4月 10日	"	2020カワモDRP	"	"	"
第30941号 令和7年4月 10日	"	えのきごう 恵農21号	"	Tang Hua Shandongsheng, Pingyinxi, anfuan-qianjie 74 hao, China	令和3年 9月16日
第30942号 令和7年4月 10日	"	KIMchildi	"	有限会社キムラ企画 埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4425-1	令和3年 2月8日
第30943号 令和7年4月 10日	"	KIMflutei	"	"	"
第30944号 令和7年4月 10日	"	KIMmirrori	"	"	"
第30945号 令和7年4月 10日	"	KIMwhitei	"	"	"

第30946号 令和7年4月 10日	"	KIMbicolori	"	"	"
第30947号 令和7年4月 10日	"	KIMinnocenti	"	"	"
第30948号 令和7年4月 10日	"	KIMcitrusi	"	"	"
第30949号 令和7年4月 10日	"	KIMwisteriai	"	"	"
第30950号 令和7年4月 10日	"	KIMsecreti	"	"	"
第30951号 令和7年4月 10日	"	DELFLOGREY	"	SOCIETE NOUVELLE PEPINIERES ET ROSERAIES GEORGES DELBARD SAS 9, route de Commentry, 03600 MALICORNE, France	令和3年 3月26日
第30952号 令和7年4月 10日	"	DELROSVI	"	"	"
第30953号 令和7年4月 10日	"	DORvin	"	Roseraies DORIEUX EARL Montagny, 42840 MONTAGNY, France	"
第30954号 令和7年4月 10日	"	AUSCLERGY	"	David Austin Roses Limited Bowling Green Lane, Albrighton, Wolverhampton WV7 3HB, United Kingdom	令和3年 6月16日
第30955号 令和7年4月 10日	"	AUSRAVELOE	"	"	"

第30956号 令和7年4月 10日	"	MEIROZEAP	"	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	令和3年 9月16日
第30957号 令和7年4月 10日	"	MEIBOKIR	"	"	"
第30958号 令和7年4月 10日	"	KORNEZMOL	"	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offensteth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	"
第30959号 令和7年4月 10日	"	KOROLIBEV	"	"	"
第30960号 令和7年4月 10日	"	KORBROCAZE	"	"	"
第30961号 令和7年4月 10日	"	KORCARMESIS	"	"	"
第30962号 令和7年4月 10日	"	TAN14736	"	Rosen Tantau KG Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany	"
第30963号 令和7年4月 10日	"	TAN14661	"	"	"
第30964号 令和7年4月 10日	"	IPB052113	"	Interplant Roses B.V. Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands	令和4年 1月4日
第30965号 令和7年4月 10日	"	Geus1713	"	Select Breeding B.V. De Kwakel 30, 7891XD Klazienaveen, The Netherlands	令和3年 11月24日

第30966号 令和7年4月 10日	"	ラムー ピュール シャンタル メリュ	"	西岡勇次 徳島県三好市池田町イケミナミ2062番地7	令和3年 11月22日
第30967号 令和7年4月 10日	"	ミセス マジマ	"	眞島未帆 福岡県久留米市野中町1483番地4	令和3年 11月29日
第30968号 令和7年4月 10日	"	EVERA281	"	株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321番地1	令和3年 12月28日
第30969号 令和7年4月 10日	"	EVERA308	"	"	"
第30970号 令和7年4月 10日	"	KORPOT073	"	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offensteth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	令和4年 3月14日
第30971号 令和7年4月 10日	"	KORAROMA06	"	"	令和4年 5月13日
第30972号 令和7年4月 10日	"	うべ ももか 宇部百花	"	宇部市 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号	令和4年 7月26日
第30973号 令和7年4月 10日	"	KORPOT093	"	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offensteth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	令和4年 9月8日
第30974号 令和7年4月 10日	"	KORPOT090	"	"	"
第30975号 令和7年4月 10日	"	KORPOT114	"	"	"
第30976号 令和7年4月 10日	"	KORPOT089	"	"	"

第30977号 令和7年4月 10日	"	KORPOT104	"	"	"
第30978号 令和7年4月 10日	"	KORPOT092	"	"	"
第30979号 令和7年4月 10日	Trachymene coerulea Graham	セトノ スノーホ ワイト	25	株式会社ムラカミ シード 茨城県笠間市大田 町341番地	令和4年 10月17日
第30980号 令和7年4月 10日	Vitis L.	ARRAFIFTEEN	30	Agricultural Re search and De velopment Limit ed Liability Com pany 11220 Edison Hi ghway, Bakers field, California, 93307, USA	平成28年 9月29日
第30981号 令和7年4月 10日	"	ヤマガネブ	"	国立大学法人山梨 大学 山梨県甲府市武田 4丁目4番37号	令和元年 10月28日
第30982号 令和7年4月 10日	"	YIS-GOLD	"	高橋恵太 長野県上田市保野 899-2 飯塚芳幸 長野県上田市保野 898	令和2年 3月11日

(2) 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。)

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30938号 令和7年4月 10日	Prunus persica (L.) Batsch	あら川早生	永長幹雄 和歌山県紀の川市 桃山町段新田450 番地	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外

第30956号 令和7年4月 10日	Rosa L.	MEIROZEAP	京成バラ園芸株式 会社 千葉県八千代市大 和田新田755番地	"	"
第30957号 令和7年4月 10日	"	MEIBOKIR	"	"	"
第30958号 令和7年4月 10日	"	KORNEZMOL	W. Kordes' Soehne Rosen Schulen GmbH & Co KG 25365 Klein Of fenseth-Sparries hoop, Rosenstrasse 54, Germany	"	"
第30959号 令和7年4月 10日	"	KOROLIBEV	"	"	"
第30960号 令和7年4月 10日	"	KORBROCAZE	"	"	"
第30961号 令和7年4月 10日	"	KORCARMSIS	"	"	"
第30962号 令和7年4月 10日	"	TAN14736	Rosen Tantau KG Tornescher Weg 13, 25436 Ueters en, Germany	"	"
第30963号 令和7年4月 10日	"	TAN14661	"	"	"

の国で
あつて指
定国以外
の国に対
し種苗を
輸出する
行為及び
当該国に
対し最終
消費以外
の目的を
もつて收
穫物を輸
出する行
為を制限
する。

第30964号 令和7年4月 10日	"	IPB052113	Interplant Roses B.V. Hugo de Vries- weg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands	"	"
第30965号 令和7年4月 10日	"	Geus1713	Select Breeding B.V. De Kwakel 30, 7891XD Klazien- naveen, The Net- herlands	"	"
第30970号 令和7年4月 10日	"	KORPOT073	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Of- fentheth-Sparries- hoop, Rosenstra- sse 54, Germany	"	"
第30971号 令和7年4月 10日	"	KORAROMA06	"	"	"
第30973号 令和7年4月 10日	"	KORPOT093	"	"	"
第30974号 令和7年4月 10日	"	KORPOT090	"	"	"
第30975号 令和7年4月 10日	"	KORPOT114	"	"	"

第30976号 令和7年4月 10日	"	KORPOT089	"	"	"
第30977号 令和7年4月 10日	"	KORPOT104	"	"	"
第30978号 令和7年4月 10日	"	KORPOT092	"	"	"
第30982号 令和7年4月 10日	Vitis L.	YIS-GOLD	高橋恵太 長野県上田市保野 899-2 飯塚芳幸 長野県上田市保野 898	"	"

3 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第30938号 令和7年4月 10日	Prunus persica (L.) Batsch	あら川早生 <small>かわわせ</small>	永長幹雄 和歌山県紀の川市 桃山町段新田450 番地	和歌山県	指定地域以外の地域において種苗を用いることによる得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○農林水産省告示第五百八十六号

漁業法(昭和114年法律第1166十七号)第十五条第六項の規定に基づき令和五年十一月二十八日農林水産省告示第11千11十号(特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和6管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件)の一部を次のように改正する。

令和七年四月十日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」といふ)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のようじ改める。

改 正 後	改 正 前
くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度(くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 くろまぐろ(小型魚) 一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係) 3,757.1トン	くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度(くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 くろまぐろ(小型魚) 一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係) 3,757.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	77.9
青森県	317.2
岩手県	82.5
宮城県	68.9
秋田県	38.7
山形県	14.9
福島県	19.9
茨城県	28.3
千葉県	85.1
東京都	10.0
神奈川県	52.0
新潟県	134.8
富山県	123.0
石川県	77.2
福井県	31.2
静岡県	42.5
愛知県	0.1
三重県	53.0
京都府	42.7
大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	47.9

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	77.9
青森県	317.2
岩手県	82.5
宮城県	68.9
秋田県	38.7
山形県	15.0
福島県	19.9
茨城県	28.3
千葉県	85.1
東京都	10.0
神奈川県	52.0
新潟県	134.8
富山県	123.0
石川県	81.2
福井県	31.2
静岡県	42.5
愛知県	0.1
三重県	53.0
京都府	40.7
大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	47.9

鳥取県	8.7
島根県	123.8
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	<u>142.6</u>
徳島県	27.0
香川県	1.0
愛媛県	23.8
高知県	104.8
福岡県	13.0
佐賀県	18.6
長崎県	834.9
熊本県	20.5
大分県	4.4
宮崎県	25.9
鹿児島県	27.9
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	678.5
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.1
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	9.8

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）
7,433.7トン

鳥取県	8.7
島根県	123.8
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	<u>140.5</u>
徳島県	27.0
香川県	1.0
愛媛県	23.8
高知県	104.8
福岡県	13.0
佐賀県	18.6
長崎県	834.9
熊本県	20.5
大分県	4.4
宮崎県	25.9
鹿児島県	27.9
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	678.5
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.1
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	9.8

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）
7,516.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	413.2
青森県	612.8
岩手県	81.1
宮城県	42.7
秋田県	32.8
山形県	23.1
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	61.1
東京都	62.4
神奈川県	17.9
新潟県	59.2
富山県	17.3
石川県	37.1
福井県	21.3
静岡県	37.4
愛知県	1.0
三重県	36.7
京都府	37.0
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	64.6
鳥取県	4.3
島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	47.0

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	413.2
青森県	612.8
岩手県	81.1
宮城県	42.7
秋田県	32.8
山形県	23.1
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	61.1
東京都	62.4
神奈川県	17.9
新潟県	59.2
富山県	17.3
石川県	37.1
福井県	21.3
静岡県	37.4
愛知県	1.0
三重県	36.7
京都府	37.0
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	64.6
鳥取県	4.3
島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	47.0

徳島県	7.6
香川県	0.1
愛媛県	2.6
高知県	25.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	212.1
熊本県	4.9
大分県	7.4
宮崎県	52.1
鹿児島県	23.2
沖縄県	184.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,459.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,817.5
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9

徳島県	7.6
香川県	0.1
愛媛県	2.6
高知県	25.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	212.1
熊本県	4.9
大分県	7.4
宮崎県	52.1
鹿児島県	23.2
沖縄県	184.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,459.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,817.5
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9

○環境省告示第五十二号
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により公表する。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

(別紙)

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本の方針
(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地域温暖化問題や農業問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量発棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会の在り方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となつており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならぬ。

(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方
国等の各機関（以下「各機関」という。）は、法第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に關し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。
その際、具体的には以下のようないくつかの基本的考え方方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

るものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成5年法律第91号）、第24条【環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進】及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条【再生品の使用の促進】の趣旨に則るものである。

地球温暖化は、その思想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとして認識されており、我が国においても令和2年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す旨を宣言したところである。また、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチックごみ問題への対応等を図ることも喫緊の課題となっている。このため、地球温暖化対策や資源循環の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関して温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）並びに「循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月2日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、国等は環境物品等を率先して調達する必要がある。さらに、国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第7条第1項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和4年1月19日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）については、国等の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。加えて、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランسفォーメーション（以下「GX」という。）に向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」（令和5年7月28日閣議決定）では、既に一定程度普及している低炭素製品については、官民による調達を更に拡大するため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）等において調達すべき製品の判断基準や算定方法について、見直し、検討を行うこととなる。

その際、具体的には以下のようないくつかの観点に留意して、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

④ 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、法第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に則して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のようないくつかの観点に留意して、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行ふものとする。

(2) 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域については、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

(3) 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量ができるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用、シェアリングの活用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。なお、近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークやWeb会議システムの導入による非対面業務への切替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定（特に同協定第10条技術仕様書及び入札説明書の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要的障害とならないよう留意する。

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 特定調達品目の基本的事項

特定調達品目は、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類であり、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込める場合に設定するものである。また、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等についても、特定調達品目への位置づけを検討することが必要である。

イ. 判断の基準等の基本的事項

特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるものである。

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進することとする。当該事項の設定として「基準値1」、最低限満たすべきものとして「基準値2」の2段階の判断の基準を設定するものとする。

また、全ての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものであり、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすこととにどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。2段階の判断の基準が設定されている品目については、脱炭素社会等の実現を目指す観点からも、「基準値1」とび「基準値2」それぞれの調達目標を調達方針に位置づけた上で「基準値1」による調達を積極的に推進するものとする。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであることがら、環境負荷の低減に直接的又は間接的に関連しない品質、機能、価格等の調達される物品等に期待される事項については規定しないものとする。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実、調達実績等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。2段階の判断の基準の見直しに当たっては、「基準値1」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値2」の水準の引き上げを図るものとする。また、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等については「基準値1」への位置づけを検討するものとする。

さらに、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

工. 特定調達物品等の調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとに定められたそれぞれの目標の立て方に従って、毎年度、特定調達物品等に係る調達目標を設定するものとする。2段階の判断の基準が設定されている品目の調達目標の設定に当たっては、「基準値1」及び「基準値2」それぞれについて定量的な調達目標を設定するものとし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」により調達するものとする。

才. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるよう、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたつた総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針において特定調達品目として定められていない場合であっても、特定調達物品等を用いて提供されているものについては環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関において積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等でできるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

さらに、各機関において直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求めること、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要な事項

(1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあつては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制には全ての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

(2) 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関の全ての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

(3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の各機関内への周知及び公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、各機関は「基準値1」の調達実績を含めて的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要を公表することにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

また、国は、各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値1」及び「基準値2」による調達の取組状況を比較して公表することなどにより、「基準値1」による更なる調達の推進を図るものとする。

(4) 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効率的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者を始めとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などによる積極的な実施を図る。

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。また、認定プラスチック使用製品については、主務大臣がその情報を公表することとされている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、環境製品宣言（EPD：Environmental Product Declaration）などの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボン・フットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。

さらに、物品等の定量的環境情報は、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減を促進する観点から、経済産業省・環境省が策定した「カーボンフットプリントガイドライン」に整合して、可能な限り実績値を使用して算定され、適切に開示がなされたものが適当であると考えられる。各機関は、このガイドラインに則した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めることとする。

また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。加えて、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

(7) 環境物品等の更なる普及に向けた取組

国は、環境物品等の更なる普及に向け、地方公共団体、事業者及び国民等の理解を深められるように適切な情報提供・普及啓発に取り組むとともに、必要に応じ、地方公共団体等による取組の実態を把握した上で、特定調達品目に位置づけられていない環境物品等について、その選択に寄与する環境性能の考え方を提供するなどの措置を講ずるよう努めることとする。

別記

定義 この別記において、「判断の基準」、「基準値1」、「基準値2」及び「配慮事項」の定義は、それぞれ下記のとおりとする。

「判断の基準」	法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
「基準値1」	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目ににおけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの
「基準値2」	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
「配慮事項」	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

1. 共通の判断の基準
下記のとおり共通の判断の基準を設定し、個別の特定調達品目に係る判断の基準と合わせて適用する。※

原材料に鉄鋼が使用された物品 ○【判断の基準】 【判断の基準】は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす 鉄鋼が使用されていること。 ①削減実績量が付されていること。 ②原材料調達から発業・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。

- 備考) 1 「削減実績量が付されていること」とは、一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「グリーンスチールに関するガイドライン」の手続に従って削減実績量が証書として付されていること。
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとす。
- 4 共通の判断の基準について、製造事業者において当該基準値1を満たす製品を製造する時期と同製品が販売される時期に差が生じることにより判断の基準を満たす鉄鋼の使用が困難な場合はこの限りではない。
- 5 調達を行う各機関は、環境省及び製造事業者等がウェブサイト等に公表する情報提供を踏まえ、調達を行うこと。

2. 紙類
(1) 品目及び判断の基準等
【情報用紙】

コピー用紙 ○【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率 森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて総合的に評価した総合評価値が30以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標又は加算値、及び評価値）が記載されること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。
--

- 備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

- ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から經營され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するバルブ
- イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廢木材、建設発生木材、低位利用木材（林地廃材、かん木、木の根、病虫害、災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり木材、小径材などの木材）及び廢植物纖維）を調達するとの方針に基づいて使用するバルブ
- 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したバルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。
 また、「その他の持続可能性を目指したバルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等バルプ利用割合に数量計上したもの扣除して持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するバルプをいう。
- 4 「総合評価値」とは、備考5に示されるYの値をいう。
 「指標値」とは、備考5に示されるX₁、X₂、X₃、X₄の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、

* 2段階の判断の基準が設定されている品目については、当該品目に係る基準値1を満たす場合、又は共通の判断の基準の基準値1を満たし当該品目に係る基準値2を満たす場合は基準値1となる。また、共通の判断の基準の基準値1、当該品目に係る基準値1のいずれも満たさず当該品目に係る基準値2を満たす場合は基準値2となる。

2段階の判断の基準が設定されていない品目については、共通の判断の基準の基準値1を満たし当該品目に係る判断の基準を満たす場合は基準値1となる。また、共通の判断の基準の基準値1を満たさず当該品目に係る判断の基準を満たす場合は適合となる。
 なお、個別の品目において当該品目に係る判断の基準（2段階の判断の基準が設定されている場合は基準値1、2を満たさない場合は、共通の判断の基準の適合状況によらず適合しない）。

備考5に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考5の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 [について示される式により算出された数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

y 及び y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 は次の数値を表す。

y (総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小

数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第

二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (森林認証材パルプ/バージンパルプ) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材等パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材等パルプ}/\text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ}/\text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内においては許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_6 : 坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内

については許容する。

6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行なう場合には、木材開運事業者にあつては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に基づいて行うものとする。また、木材開運事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月）」に準拠して行うものとする。

10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等それ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等しく使われているとみなす方式をいう。

フォーム用紙	【判断の基準】
	①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。
	②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
	③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m ² 以下であること。

【記述事項】

①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、

持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能限り高いものであること。

②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

インクジェットカラープリンター用塗工紙	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p>
【配慮事項】	

①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。

②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。

③製品の包装又は梱包は、再生利用率の容易さ及び廃棄時の負荷低減に可能な限り限りなさいこと。

(備考) 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

【印刷用紙】	<p>【判断の基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア、塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考6の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>イ、塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考6の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p>
【配慮事項】	

①総合評価値がより高いものであること。

②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。

③バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が可能な限り高いものであること。

④製品の包装又は梱包は、再生利用率の容易さ及び評価値がウエブサイト等で容易に確認できること。

⑤再生利用していく加工が施されていないこと。

(備考) 1 「管理木材パルプ」とは異なるが、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であって、認証取扱組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材を原料とするパルプをいう。

2 「その他の持続可能性を目指したパルプ」とは、次のいずれかをいう（森林認証材パルプ、間伐材等パルプ及び管理木材パルプに該当するものを除く）。

ア、森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

材、かん木、木の根、病虫害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小怪材などの木材)及び植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するバルブ。

(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

3 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

4 「指標項目」とは、古紙ペルプ配合率、森林認証材ペルプ配合率、間伐材等ペルプ配合率、管理木材ペルプ配合率、その他の持続可能性を目指したペルプ配合率、白色度及び塗工量をいう。

5 「総合評価値」とは、備考6に示される y_1 又は y_2 の値をいう。

「指標値」とは、備考6に示される x_1, x_2, x_3, x_4, x_5 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考6に示される x_6, x_7 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考6の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

6 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$y_1 = y_1 + y_2 + y_3 + y_4$$

$$y_2 = y_1 + y_2 + y_3 + y_5$$

$$y_1 = x_1 + x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_1 + x_2 + x_3 \leq 100)$$

$$y_2 = 0.75 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 100)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_5 \quad (0 \leq x_5 \leq 10)$$

$$y_4 = -x_6 + x_7 \quad (x_7 - 15 \leq x_6 \leq x_7, x_6 < x_7 - 15, x_7 - x_6 = x_1)$$

$$y_5 = -0.5x_8 + 20 \quad (0 < x_8 \leq 10, 10 < x_8 \leq 20, 20 < x_8 \leq 30, x_8 > 30 - x_8 = 40)$$

y_1, y_2 及び $y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_7, x_8$ は次の数値を表す。

y_1 (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_2 (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てる数値

y_3 : 古紙ペルプ配合率、森林認証材ペルプ配合率及び間伐材等ペルプ配合率の合計値

y_4 : 古紙ペルプ配合率を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 : 管理木材ペルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したペルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 (ファンシーペーパー又は抄色紙 (色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。) には適用しない。)

ファンシーペーパー又は抄色紙であつて、印刷に係る判断の基準 (印刷) 参照) に示されたAランク (紙へのリサイクルにおいて限界とならないものの) の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0

y_5 : 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 古紙ペルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材ペルプ配合率 (%)

x_3 : 間伐材等ペルプ配合率 (%)

x_4 : 管理木材ペルプ配合率 (%)

x_5 : その他の持続可能性を目指したペルプ配合率 (%)

x_6 : 白色度 (%)

(2) 古紙及び古紙ペルプ配合率
各品目において判断の基準となっている古紙及び関連する用語、古紙ペルプ配合率の定義は、以下のとおりとする。

x_7 : 白色度の基準値 (%)
白色度の基準値は古紙ペルプ配合率 (x_4) 及びバージンペルプ配合率 ($x_2 + x_3 + x_4 + x_5$) に対応した基準値であつて、古紙ペルプ配合率100%の場合の基準値は70%、バージンペルプ配合率100%の場合の基準値は90%として次式により算定。

$$x_7 = 0.7 \times x_1 + 0.9 \times (x_2 + x_3 + x_4 + x_5)$$

x_8 : 塗工量 (g/m²)
塗工量 (両面への塗布量) は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

7 調達を行う機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原紙表示や製品仕様等、紙製造事業者が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

8 紙の原料となる原木についての合法性和持続可能な森林經營が営まれている森林からの産出に係る確認を行なう場合には、クリーンウッド法に則する。とともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (平成18年2月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン (平成21年2月)」に準拠して行うものとする。

10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン (平成21年2月13日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材及び管理木材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材、間伐材等などとそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材、間伐材等などが等しく使われているとみなす方式をいう。

【衛生用紙】

トイレットペーパー	【判断の基準】 ○古紙ペルプ配合率100%であること。
ティッシュペーパー	【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

【古紙及び関連する用語の定義】

古紙 市中回収古紙	市中回収古紙及び産業古紙。 店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工を行わせる場合に発生するものであつて、商品として出荷されず当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」）。ウェットブローカー及びドライブローカー。 ・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。
紙製造事業者 子会社、関連会社及び関係会社	・上記産業古紙において、「ただし書き」で規定されているもの。 「日本標準産業分類」（平成21年総務省告示第175号）の中分類に掲げる「紙製造業（42）」であり、小分類の「洋紙製造業（1421）」「板紙製造業（1422）」「機械すきと紙製造業（1423）」及び「手すきと紙製造業（1424）」をいう。 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の各項に定めるものをいう。

【古紙パペル配合率の定義】

$$\text{古紙パルプ配合率} = \frac{\text{古紙パルプ}}{(\text{バージンパルプ} + \text{古紙パルプ})} \times 100 \text{ (\%)}$$

パルプは含水率10%の重量とする。
上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

(3) 目標の立て方
各品目の当該年度の調達総重量 (kg) に占める基準を満たす物品の重量 (kg) の割合とする。

3. 文具類
(1) 品目及び判断の基準等

<p>文具類共通</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はハイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。あっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>②金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に照らして手續が適切になされたものであること。</p> <p>③金属を除く主要材料が紙の場合、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>④大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。</p> <p>ア. 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。</p> <p>イ. 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。</p> <p>ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。</p> <p>⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>[配慮事項]</p> <p>○残渣が可能な限り少のこと。</p>	<p>○次のでいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はハイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ボストコンシーマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること又はハイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ボストコンシーマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>[判断の基準]</p> <p>●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はハイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ボストコンシーマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
---	---

<p>シャーフペンシル</p> <p>○残渣が可能な限り少うこと。</p> <p>シャーフペンシル替芯</p> <p>ボールペン</p> <p>マーキングペン</p> <p>鉛筆</p> <p>スタンプ台</p> <p>【判断の基準】</p> <p>●文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○消耗品が交換又は補充できること。</p>	<p>ら産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑦製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り單一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。</p> <p>⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮していること。</p> <p>⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はハイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用。ただし、大部分の材料に該当しない場合において、個別の特定調達品目について判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。</p> <p>[配慮事項]</p> <p>●消耗部分を除く。</p> <p>[判断の基準]</p> <p>●文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○消耗品が交換又は補充できること。</p>
--	--

		オマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ボストンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
	【配慮事項】 ○インク又は液が補充できること。	
印影セット	【配慮事項】 ○液が補充できること。	
印箱		
公印		
ゴム印		
回転ゴム印		
定期		
トレー		
消しゴム	【判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用】	
ステープラー（汎用型）	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
ステープラー針り	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正棄棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。	
ムーバーハーバー	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正棄棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。	
連射式クリップ（本体）	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ホストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
事務用修正具（テープ）	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが	

		使用されていること（消耗部品を除く。）。ただし、ボストンコンシーマー材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
事務用修正具（液状）		<p>【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。 ○判斷の基準は容器に適用</p>
クラフトテープ		<p>【判断の基準】 ●テープ基材について古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等の合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地廃材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）		<p>【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ性水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p> <p>【判断の基準】 ●テープ基材（ラミネート層を除くことができる。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
両面粘着紙テープ		<p>【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等の合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地廃材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
製本テープ		<p>【判断の基準】 ●判斷の基準はテープ基材に適用</p>
ラップスタンド		<p>【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
ペンスタンド		

クリップケース	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行なうように、分離又は はさみ ○分別の工夫がなされていること。
マガネット(玉)	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプであること。 ③バイオマスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
マグネット(バー)	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②棒部は、再生プラスチックが棒部全体重量の50%以上使用されていること。
テープカッター	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②棒部は、再生プラスチックが棒部全体重量の50%以上使用されていること。
パンチ(手動)	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②棒部は、再生プラスチックが棒部全体重量の50%以上使用されていること。
モルトケース(紙 ケース)	【判断の基準】 ●内容物が捕入できること。
鉛筆削りクリーム	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行なうように、分離又は ○Aクリーナー (ウェットタイ プ)
鉛筆削り(手動)	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用され ていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
マウスピンド	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②棒部は、再生プラスチックが棒部全体重量の50%以上使用されていること。
OAファイルタ (枚あり)	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②棒部は、再生プラスチックが棒部全体重量の50%以上使用されていること。
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行なうように、分離又は ○Aクリーナー (液体)
カッターナイフ	【配慮事項】 ○マットの両面が使用できること。
デスクマット	【配慮事項】 ○内容物が捕入できること。
OH Pフィルム	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
ダストプロワー	【判断の基準】 ●フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使 用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切 な記載がなされていること。
レターケース	【判断の基準】 ●内容物が捕入できること。
絵筆	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
絵の具	【判断の基準】 ●内容物が捕入できること。
墨汁	【判断の基準】 ●内容物が捕入できること。
のり(液状) (補充用を含む。)	【判断の基準】 ●内容物が捕入できること。

<p>のり (穀粉のり) (補充用を含む。)</p>	【配慮事項】 ○内容物が補充できること。			
<p>のり (固体) (補充用を含む。)</p>	〔判断の基準は容器・ケースに適用〕			
<p>のり (テープ)</p>	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。			
<p>ファイル</p>				
<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認木材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 				
<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○表紙とじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 				
<p>バインダー</p>				
<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認木材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 				
<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○表紙とじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 				
<p>ファイリング用品</p>				
<p>アルバム (合紙を含む。)</p>				
<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○表紙とじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 				
<p>つづりひも</p>				
<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかの要件を満たすこと。 				
<ul style="list-style-type: none"> ① 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認木材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が10%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 				

	<p>たバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又は金属を除去すること。</p> <p>②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。</p> <p>③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
カードケース	事務用封筒(紙製)
窓付き封筒(紙製)	<p>●【判断の基準】古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に留する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
起業用紙 ノート	<p>●【判断の基準】古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>

パンチラベル	【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル インテックス 付箋紙	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び削伏材等パルプの合計の配合率が10%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、削伏材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルブには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
黒板拭き ホワイトボード用 イレーザー 額縁	【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 【配慮事項】 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
リサイクルボック ス	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし 機 (手動) 名札 (机上用) 型・首下げ型 鍵かけ (フックを含む。)	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②次の要件を満たすこと。 ア. 使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいすれかに表記されていること。 イ. 通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能なこと。 ウ. 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ. 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス又はコークス炉化学原料化されたり部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く。）の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
テーブ印字機等用 テープ	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②テープ部分を交換することでテーブ印字機等をそのまま使用できること。
ごみ箱	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
リサイクルボック ス	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
チャヨーク グラウンド用白線	【判断の基準】 ●再生材料が10%以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断の基準】 ●再生材料が70%以上使用されていること。 【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、磨ペットボトルのリサイクル製品は除く。

備考) 1 本事項の判断の対象とする「ステープラー（汎用型）」とは、JIS S 6036 の 2.に規定するステープラ（ラフツリ針の種類10号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー（汎用型以外）」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を使わない方式のものを含む。

2 「ファイル」とは、穴を開けてとじる各種ファイル（フラットファイル、ハイブ式ファイル、と同じく表紙、ファスナー（じじ具）、コンビュータ用キヤップ式等）及び穴を開けにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ポックスファイル、ドキュメントファイル等）を指す。

イル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、C式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。

3 「ハインダー」とは、MPハインダー、リングハインダー等をいう。

4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はハインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び切紙をいう。

5 「古紙」及び「古紙ハーフ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙ハーフ配合率」による。

6 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

7 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック端材若しくは不良品を一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという。(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

8 「ボストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

9 「ハイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

10 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含めた量的・客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のISO9001等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

11 「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料をいう。なお、原材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。

12 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合(ワンウェイ)は、当該部分(インク等)のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。

13 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材(合紙)を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。

14 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の95%以上であるものをいう。

15 文具類共通の判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該しない場合かつ金属類が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれるものとする。

ロフルオロオレフィン(HF01234ze)等。

19 ダストブロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

20 本項の判断の基準となる「メディアケース」は、CD、DVD及びBD用とする。

21 塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、本基本方針「2. 紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。

22 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

23 文具類共通の配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO14040及びISO14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。

24 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林經營が営まれている森から出る際に係る確認を行った場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためガイドライン(平成18年2月)」に準拠して行うものとする。

なお、都道府県等による森林・木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年4月1日までの時点で原料・製品等とともに、証明書に特定された原料・製品等であることと記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘査しつつ、適切に検討を実施することとする。

25 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためガイドライン(平成21年2月)」に準拠して行うものとする。

26 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘査し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠づくクレジット方式により運用を行うことができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行ふことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をい

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

- 文具類共通の判断の基準④Aについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていることとする。
- 文具類共通の判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であつてエコマーク認定基準を満たす製品については備考1-1に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たすものとみなす。
- ダストブロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイド

4. オフィス家具等
(1) 品目及び判断の基準

いす

○次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又は⑥のエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

機
棚

○次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又は⑥の要件を満たすこと。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。

①大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であって、表1に示された区分の製品は、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合は及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあっては、イ及びウの要件を満たすこと。

ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。

イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること。

ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。

○次の①から④のいずれかの要件を満たすこと。

コードハンガー

○次の①から④のいずれかの要件を満たすこと。

コードハンガーナンバー

【配慮事項】
①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、「資源有効利用促進法」という。の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のため設計上の工夫がなされていること。
②使用される塗料は、粉末塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が行われたものであること。ただし、間伐材・合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。
⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が行われたものであること。ただし、間伐材・合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。
⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
⑦ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 本事項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記本

2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。

3 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

単一素材分解可能率(%) = 単一素材まで分解可能な部品数 / 製品部品数 × 100

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

① 盗難、地震や操作上起こり得る転倒を防止するための部品(鍵前、転倒防止機構部品、安定保持部品等)

② 部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品(ヒンジ、引出レール等)

③日本産業規格（以下「JIS」という。）又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

4 「古紙」及び「古紙バルブ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙バルブ配合率」による。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除く）。

6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的・客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

8 「バイオペーパー合成ボリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、バイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。

9 放散速度が $0.02\text{mg/m}^2\text{h}$ 以下と同等のものとは、次によるものとする。
ア. 対応した JIS 又は日本農林規格があり、当該規格に示すアルミニウム放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031 に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032 に適合するオフィス用いす、JIS S 1039 に適合する書架・物品棚、及び JIS S 1033 に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。

イ. 上記ア.以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準		
区分	基準	
収納庫（カーラーテラリーナー等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1	
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1	

備考) 棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。
機能重量の基準 = 棚板重量 (kg) ÷ 棚耐荷重 (kg)

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減 軽量化・減量化	原材料の使用量の削減をしていること。 部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能な材料品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。 その他の部品は容易に取り外しができること。
リサイクル配慮設計	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

(2) 目標の立て方
各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

- 1 「ライフル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフルサイクルにおける温室内ガス排出量の算定基準に基づき、ライフル全般にわたる温室内ガス排出量の全部を認証された温室内ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は削却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。
- 16 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JOM）、地域版J-クレジットなど我が国の温室内ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの異なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

- 17 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれてい

る森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。

ア. クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材開運事業者は、クリーンウッド法に則ることともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。また、木材開運事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ. クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された当該原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。なお、本に記載した設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

5. 画像機器等
5-1 コピー機等
(1) 品目及び判断の基準等

<p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <p>○基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の②から⑤の要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①製品の原材料調達から発送・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>③次にいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。</p> <p>イ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>⑤使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p>
---	---

たすこと。
力. リユースに配慮した大判複合機にあっては、表1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。

<p>【配慮事項】</p> <p>①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</p> <p>②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再利用の設計上の工夫がなされていること特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	
1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。	2 「業務用複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又はモノクロ製品の場合は4項目以上を満たす複合機をいう。

備考

- 1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
- 2 「業務用複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又はモノクロ製品の場合は4項目以上を満たす複合機をいう。

- ア. 坪量 141g/m²以上を有する用紙のサポート
- イ. A3 判用紙の処理可能
- ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度 36枚/分以上（製品速度については後述表1-1 の備考1参照）
- エ. 製品がカラーの場合、製品速度 50枚/分以上
- オ. 各色に対するプリント解像度 600×600 ドット/インチ (dpi) 以上
- カ. ベースモデルで 180kg を超える重量
- キ. 紙容量 8,000枚以上
- ク. デジタルフロントエンド
- ケ. バンチ穴開け
- コ. 無線綴じ又はリンク綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ、ステープル綴じを除く。）
- サ. DRAM 1.024MB 以上
- シ. 第三者による色認証
- ス. 塗工紙対応

3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

4 判断の基準<共通事項>①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の

「カーボンファントプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

5 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。

ア、「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

イ、「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモジフェニルエーテルをいう。

7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附屬書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Dに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。

8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック端材若しくは不食品を一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不食品を再生利用したもの（ただし、再生利用されるものは除く）。

9 判断の基準＜共通事項＞④については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用する。

10 「マテリアルサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

11 「大判機」とは、幅が405mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2判又はそれ以上の大判用紙に設計された製品である。

12 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31種類（希土類は17元素を1種類として考慮）の金属をい。

13 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、環境側面に当たり、環境側面にて調達を行う各機関が特定調達物品等あること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準＜共通事項＞③ア及びイについて併記すること。

14 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー・容器・シート等の消耗品を有する場合にあっては、基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準①オの「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

15 判断の基準＜共通事項＞②については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

16 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当期間を要することから、判断の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表6-1、表6-2、表6-3及び表6-4の該当する要件を満たすことで対応する判断の基準を満たすものとみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

17 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項

において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

18 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジット更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表1-1 モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準		
製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$1 < ipm \leq 5$	≤ 0.3	要件なし
$5 < ipm \leq 20$	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$	
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.06 \times ipm - 0.3$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$24 < ipm \leq 30$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.8$	
$30 < ipm \leq 37$	$\leq 0.16 \times ipm - 3.8$	
$37 < ipm \leq 40$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$	
$40 < ipm \leq 65$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$	
$65 < ipm \leq 90$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$	基本製品に内蔵されている
$90 < ipm$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称枚面印刷速度であり、全ての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。 1 ipm （分当たりの画像数）とは、1分間にA4判又は 8.5×11 用紙1枚の片面を印刷することとする。

A4用紙と 8.5×11 用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表7を除く全ての表において同じ。

2 A3判の用紙に對応可能な製品（幅が275mm以上の用紙を使用できる製品。）についても、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表1-2、表6-1及び表6-2において同じ。

3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギー・スタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法 バージョン2.0」にによる。以下表1-2、表6-1及び表6-2において同じ。

表1-2 カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準		
製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$1 < ipm \leq 10$	≤ 1.3	要件なし
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$	
$15 < ipm \leq 19$	$\leq 0.15 \times ipm - 0.65$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$19 < ipm \leq 30$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$	
$30 < ipm \leq 35$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$	
$35 < ipm \leq 75$	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$	基本製品に内蔵している

表 1-3 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（リユースに配慮した大判コピー機及び大判複合機等を含む。）に係るスリーブ移行時間、基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリーブへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力	待機時消費電力
30 < ipm ≤ 30	60 分	≤ 8.2W ≤ 0.5W	

備考) 1 「スリーブ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表3、表4、表5及び表7において同じ。

2 スリーブモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力に表7の追加機能に対するスリーブモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギー・スタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法バージョン2.0」による。

表 2-1 モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 20	≤ 0.263	
20 < ipm ≤ 24	≤ 0.018 × ipm - 0.115	要件なし
24 < ipm ≤ 40		
40 < ipm ≤ 60	≤ 0.016 × ipm - 0.033	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
60 < ipm ≤ 80	≤ 0.037 × ipm - 1.314	
80 < ipm	≤ 0.066 × ipm - 5.283	

備考) 1 A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.05kWhを加えたものを基準とする。表2-2において同じ。

2 Wi-Fiが出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に0.1kWhを加えたものを基準とする。表2-2において同じ。

3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギー・スタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。表2-2において同じ。

表 2-2 カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 19	≤ 0.254	要件なし
20 < ipm ≤ 40	≤ 0.024 × ipm - 0.250	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
40 < ipm ≤ 60	≤ 0.011 × ipm + 0.283	
60 < ipm ≤ 80	≤ 0.055 × ipm - 2.401	
80 < ipm	≤ 0.118 × ipm - 7.504	

備考) 1 「他マーキング技術」とは、インパクト方式及びインクジェット方式以外のマーキング技術をいう。

2 スリーブモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力に表7の追加機能に対するスリーブモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、表7の追加機能の種類のうち、スキヤナ及び内部ディスクドライブについては、スリーブモード消費電力許容値の加算は適用しない。

表 3 リカバリ一時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリーブ移行時間 Ts (分)	リカバリ一時間 (秒)	スリーブ移行時間 Ts (分)	リカバリ一時間 (秒)
0 < ipm ≤ 5	0 < Ts ≤ 5		5 < Ts	
5 < ipm ≤ 10	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 5	
10 < ipm ≤ 20	0 < Ts ≤ 10		≤ min (0.42 × ipm + 5, 30)	10 < Ts ≤ 20
20 < ipm ≤ 30	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 30	10 < Ts ≤ 45
30 < ipm ≤ 40	0 < Ts ≤ 10		15 < Ts ≤ 45	
40 < ipm	0 < Ts ≤ 15			

備考) 1 「リカバリ一時間」とは、スリーブモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

$$\text{リカバリ一時間} = T_{\text{set}} - T_{\text{act}}$$

$T_{\text{act}} :$ スリーブモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

$T_{\text{set}} :$ 稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

2 本表において min(A, B) は最小関数であり、A と B の小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリ一時間の基準の min(0.42 × ipm + 5, 30) は、「0.42 × ipm + 5 秒」又は「30 秒」のいずれかのうち小さい値。

3 長い初期設定のスリーブ移行時間 (Ts) を超える製品については、リカバリ一時間に関する規定はない。

表 4 モノクロ複合機又はカラー複合機に係るスリーブ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	初期設定	ユーザ調整
ipm ≤ 10	≤ 15 分	
10 < ipm ≤ 20	≤ 30 分	≤ 60 分
20 < ipm ≤ 30	≤ 45 分	≤ 120 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリーブ移行時間。表5において同じ。

表 5 大判複合機に係るスリーブ移行時間、基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリーブ移行時間	基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力	オフモード消費電力
初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術
ipm ≤ 10	≤ 15 分		
10 < ipm ≤ 20	≤ 30 分	≤ 5.4W	≤ 8.7W
20 < ipm ≤ 30	≤ 45 分	≤ 5.4W	≤ 0.3W
30 < ipm	≤ 120 分		

備考) 1 「他マーキング技術」とは、インパクト方式及びインクジェット方式以外のマーキング技術をいう。

2 スリーブモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力に表7の追加機能に対するスリーブモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、表7の追加機能の種類のうち、スキヤナ及び内部ディスクドライブについては、スリーブモード消費電力許容値の加算は適用しない。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギー効率評価基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法(平成30年12月改定)」に規定する。

表6-1 リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機(大判機を除く。)に係る標準

標準消費電力量の基準 製品速度 (ipm)	基準 (kWh) ≤ 0.4	自動両面要件 要件なし
$5 < ipm \leq 5$	$\leq 0.07 \times ipm + 0.05$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$24 < ipm \leq 30$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.15$	基本製品に内蔵されている
$30 < ipm \leq 37$	$\leq 0.25 \times ipm - 8.15$	
$37 \leq ipm \leq 50$	$\leq 0.6 \times ipm - 36.15$	
$50 < ipm \leq 80$		
$80 < ipm$		

表6-2 リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機(大判機を除く。)に係る標準消

費電力量の基準 製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件 要件なし
$10 < ipm \leq 10$	≤ 1.5	
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.1 \times ipm + 0.5$	
$15 < ipm \leq 19$	$\leq 0.13 \times ipm + 0.05$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$19 < ipm \leq 30$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.05$	基本製品に内蔵されている
$30 < ipm \leq 35$	$\leq 0.7 \times ipm - 37.05$	
$35 \leq ipm \leq 70$	$\leq 0.75 \times ipm - 41.05$	
$70 < ipm \leq 80$	$\leq 0.75 \times ipm - 41.05$	
$80 < ipm$		

表7 追加機能に対するスリーブモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
メモリ				
スキャナ				
コードレス電話機	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

(備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数

は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

機器種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
有線				
インターフェース				
コードレス電話機	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
コードレス電話機	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

5-2 プリンタ等
(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ
○次の①から⑦の要件を満たすこと、又は⑧の要件を満たすこと。
プリンタ複合機
○次の①から⑦の要件を満たすこと。

ア. モノクロプリンタ (高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。) においては、次の基準を満たすこと。

1、表2及び表3-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機においては、表1-2、表2及び表3-2に示された区分ごとの基準。

イ. カラーブリント (高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。) においては、表2、表3-1及び表4-1に示された区分ごとの基準。カラーブリント複合機においては、表2、表3-2及び表4-2に示された区分ごとの基準。

ウ. インクジェット方式又はインパクト方式のブリントにおいては、表5-1に示された区分ごとの基準。インクジェット方式又はインパクト方式のブリント複合機においては、表5-2に示された区分ごとの基準。

エ. 業務用カラーブリントにおいては、表6-1に示された区分ごとの基準。業務用モノクロプリンタ複合機においては、表6-2に示された基準。

オ. 業務用カラーブリントにおいては、表6-3に示された区分ごとの基準。業務用カラーブリント複合機においては、表6-4に示された区分ごとの基準。

②大判ブリントにおいては、表7-1に示された区分ごとの基準。大判プリンタ複合機においては、表7-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。

③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。

④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。

⑤少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。

⑥ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が5g以上使用されていること。

⑦ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されていること。

⑧エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

[配慮事項]
①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。

②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。
- ④紙の使用量を削減できる機能を有すること。
- ⑤製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。

(備考) 1 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。

2 「業務用プリンタ」又は「業務用プリンタ複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラーネットワーク複合機は5項目以上、モノクロ複合機の場合は4項目以上を満たすプリンタ又はプリンタ複合機をいう。

ア. 坪量 141g/m²以上を有する用紙のサポート

イ. A3 判用紙の処理可能

ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度 86枚/分以上 (製品速度については後述表1-1 の備考1参照)

エ. 製品がカラーの場合、製品速度 50枚/分以上

オ. 各色に対するプリント解像度 600×600 ドット/インチ (dpi) 以上

カ. ベースモデルで 180kg を超える重量

キ. 紙容量 8,000枚以上

ク. デジタルフロントエンド

ケ. パンチ穴開け

コ. 無線綴じ又はリンク綴じ (若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。)

サ. DRAM 1,024MB 以上

シ. 第三者による色認証
ス. 塗工紙対応

3 「大判機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2判又はそれ以上の機種用に設計された製品が含まれる。

4 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ボリプロモビフェニル並びにボリフロモジフェニルエーテルをいう。

5 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法) の附録書Aの表A-1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値) に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附録書Bに準ずるものとする。

6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く.)。

7 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針の「5—6 カートリッジ等」に示した判断の基準①才の「トナーの化学安全性が確認されていること」又は「インクの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとする。

8 判断の基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

9 判断の基準⑤、⑥及び⑦については、インパクト方式のプリンタ及びプリンタ複合機には適用しない。

10 判断の基準⑥については、令和7年3月以前に販売されている製品には適用しない。

11 判断の基準⑦については、プリント基板、ラベル、ケーブル、プラグ、電機部品及び光学部品を除くすべてのプラスチックの重量を対象とし、令和8年3月以前に販売されている製品には適用しない。

12 判断の基準⑧の「エコマーク認定基準」とは、公益財團法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。

13 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

14 配慮事項⑤の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

表1-1 モノクロプリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm≤20	≤0.226	
20<ipm≤24	≤0.018×ipm-0.152	要件なし
24<ipm≤40	≤0.025×ipm-0.439	
40<ipm≤60	≤0.049×ipm-1.903	基本製品に内蔵し、初期設定されていること
60<ipm≤135	≤0.183×ipm-20.127	
135<ipm	≤15	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1 ipm (分あたりの画像数) とは、1 分間に A4 判又は 8.5"×11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。

2 A4 判用紙と 8.5"×11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。

3 以下表 8 を除く全ての表において同じ。

表3-1 モノクロプリンタ又はカラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリーフ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	初期設定	ユーザ調整
ipm≤10	≤5 分	
10<ipm≤20	≤15 分	≤60 分
20<ipm≤30	≤30 分	
30<ipm	≤45 分	≤120 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリーフ移行時間。以下表 3-2、表 5-1、表 5-2、表 7-1 及び表 7-2において同じ。

表2 リカバリ一時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリーフ移行時間 Ts (秒)	リカバリ一時間 (秒)	スリーフ移行時間 Ts (秒)	リカバリ一時間 (秒)
0<ipm≤5	0<Ts≤5	5<Ts	5<Ts	5<Ts
5<ipm≤10	0<Ts≤10	10<Ts≤15	10<Ts≤15	10<Ts≤20
10<ipm≤20	0<Ts≤10	≤min(0.42×ipm+5, 30)	10<Ts≤30	≤min(0.51×ipm+15, 60)
20<ipm≤30	0<Ts≤10	10<Ts≤45	10<Ts≤45	15<Ts≤45
30<ipm≤40	0<Ts≤10			
40<ipm	0<Ts≤15			

備考) 1 「スリーブ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表 3-1、表 3-2、表 5-1、表 5-2、表 7-1、表 7-2 及び表 8において同じ。

2 「リカバリ一時間」とは、スリーブモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間といい、算定方法は、以下の式による。

$$\text{リカバリ一時間 (秒)} = T_{\text{set}} - T_{\text{act0}}$$

T_{act0} ：稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

3 本表において min(A, B) は最小閾値であり、A と B の小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリ一時間の基準の min(0.42×ipm+5, 30) は、「0.42×ipm+5 秒」又は「30 秒」のいずれかのうち小さい値。

4 長い初期設定のスリーフ移行時間 (Ts) を超える製品については、リカバリ一時間に開する規定はない。

表3-2 モノクロプリンタ又はカラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリーフ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリーフ移行時間
ipm≤10	≤5 分
10<ipm≤20	≤15 分
20<ipm≤30	≤30 分
30<ipm	≤45 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリーフ移行時間。以下表 3-2、表 5-1、表 5-2、表 7-1 及び表 7-2において同じ。

表3-2 モノクロプリント複合機又はカラープリント複合機（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリーブ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリーブ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm≤10	≤15分	≤60分
10<ipm≤20	≤30分	≤45分
20<ipm≤30	≤30分	≤45分
30<ipm	≤45分	≤120分

表4-1 カラープリント（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	
	自動両面要件	要件なし
ipm=19	≤0.275	
ipm=20	≤0.032×ipm-0.397	基本製品に内蔵し、初期設定されていること
20<ipm≤40	≤0.032×ipm-0.397	
40<ipm≤60	≤0.002×ipm+0.833	
60<ipm	≤0.100×ipm-5.145	

表4-2 カラープリント複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	
	自動両面要件	要件なし
ipm=19	≤0.254	
ipm=20	≤0.024×ipm-0.250	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
20<ipm≤40	≤0.011×ipm+0.283	
40<ipm≤60	≤0.055×ipm-2.401	
60<ipm	≤0.118×ipm-7.504	

表5-1 インクジェット方式又はインパクト方式のプリントタ（大判機を除く。）に係るスリーブ移行時間、基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリーブ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm≤10	≤5分	オフモード消費電力
10<ipm≤20	≤15分	オフモード消費電力
20<ipm≤30	≤30分	≤0.6W
30<ipm	≤45分	≤0.3W

表6-1 業務用モノクロプリントタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
85<ipm	≤0.6×ipm-36.15	基本製品に内蔵されている
90<ipm	≤0.55×ipm-37.9	基本製品に内蔵されている

備考 A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表6-2、表6-3及び表6-4において同じ。

表6-2 業務用モノクロプリントタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
85<ipm	≤0.6×ipm-36.15	基本製品に内蔵されている

表6-3 業務用カラープリントタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
49<ipm≤75	≤0.2×ipm-2.15	基本製品に内蔵されている
75<ipm	≤0.1×ipm-39.65	基本製品に内蔵されている

表6-4 業務用カラープリントタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
49<ipm≤70	≤0.2×ipm-2.05	
70<ipm≤80	≤0.1×ipm-37.05	基本製品に内蔵されている
80<ipm	≤0.75×ipm-41.05	

表7-1 大判プリントタに係るスリーブ移行時間、基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリーブ移行時間		基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≤10	5分			
10<ipm≤20	15分	60分	≤4.9W	≤2.5W
20<ipm≤30	30分	120分	≤4.9W	≤0.3W
30<ipm	45分	≤120分	≤4.9W	≤0.3W

備考 1 費電力に表8の追加機能に対するスリーブモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。

2 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースターブログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法(平成30年12月改定)」による。以下表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。

備考 「他マーキング技術」とは、インクジェット方式以外のマーキング技術をいう。表7-2において同じ。

表5-2 インクジェット方式又はインパクト方式のプリントタに係るスリーブモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリーブ移行時間	基本マーキングエングモード消費電力	オフモード消費電力
ipm≤10	≤15分	≤0.55×ipm-37.9	≤1.1W
10<ipm≤20	≤30分	≤0.6×ipm-36.15	≤0.3W
20<ipm≤30	≤45分	≤0.75×ipm-41.05	≤0.3W
30<ipm	≤60分	≤0.9×ipm-46.05	≤0.3W

表7-2 大判プリンタ複合機に係るスリーブモード消費電力の基準
消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリーブ移行時間 初期設定	基本マーキングエンジンの スリーブモード消費電力	オフモード 消費電力
ipm ≤ 10	≤ 15分	印字調整 インクジェット	他マーキング技術
10 < ipm ≤ 20	≤ 30分	≤ 60分	≤ 5.4W
20 < ipm ≤ 30	≤ 45分	≤ 120分	≤ 8.7W
30 < ipm			≤ 0.3W

表8 追加機能に対するスリーブモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbps)	詳細	追加機能許容値 (W)
有線	$r < 20$	例: USB1. x, IEEE488, IEEE1284／パラレル ／セントロニクス、RS232C	0.2	
	$20 \leq r < 500$	例: USB2. x, IEEE1394／ファイヤワイヤ／ 1. LINX, 100Mb イーサネット	0.4	
	$r \geq 500$	例: USB3. x, 1Gb イーサネット	0.5	
インターフェース	任意	例: フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、 ピクトプリッジ	0.2	
ファックス	任意	複合機のみに適用	0.2	
モニタ	無線、無線周波数 (RF)	例: ブルートゥース、802.11	2.0	
	無線、赤外線 (IR)	例: IrDA	0.1	
コードレス電話機	該当なし	該当なし 該当なし 該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能 力。画像製品が対応するように設計されて いるコードレス電話機の数に関係なく、1 回のみ適用される。コードレス電話機自身 の消費電力要件に対応していない。 画像製品においてデータ保存用に利用可能 な内部容量に適用される。内部メモリーの全 容量に適用され、RAMに応じて増減する。 この許容値は、ハードディスク又はフラッ シュメモリには適用されない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクト マーキング技術を使用する製品における密 度出力電力 (Pout) が10W を超える内部及 び外部電源装置の両方に対して適用され る。	0.5/3B
電源装置	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネル ディスプレイに適用される。	0.02 × (Pout - 10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モニタ及びカラーの両方のタッチパネル ディスプレイに適用される。	0.2

(参考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数はファクシミリ機能を含め

2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

- (2) 目標の立て方
当該年度のプリンタ及びプリンタ複合機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量
(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-3 ファクシミリ
(1) 品目及び判断の基準等

6 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンファットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンファットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

【判断の基準】

○次のいずれかの要件を満たすこと。

①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

ては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。

イ. カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。

ウ. インクジェット方式のファクシミリにあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。

エ. インクジェット方式のファクシミリにあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。

オ. 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。

②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【配慮事項】

①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。

②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用されている場合に、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化系数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。

⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

〔備考〕

1 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、六価クロム化合物、ボリプロモビフェニル並びにボリプロモジフェニルエーテルをいう。

2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附録A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附録Bに準ずるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端末若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工内で再生利用されるものは除く）。

4 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version 1」に係る認定基準をいう。

5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

表1 モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準	
製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$ipm \leq 5$	≤ 0.3
$5 < ipm \leq 20$	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$
$20 < ipm \leq 30$	$\leq 0.06 \times ipm - 0.3$
$30 < ipm \leq 40$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.8$
$40 < ipm \leq 65$	$\leq 0.16 \times ipm - 3.8$
$65 < ipm \leq 90$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$
$90 < ipm$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$

〔備考〕 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1 ipm (分当たりの画像数) とは、1 分間に A4 判又は 8.5" × 11" の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4 利用紙と 8.5" × 11" 用紙とで異なる場合は、その 2つの速度のうち速い方を適用する。

2 A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品）については、区分ごとの基準は 0.3 kWh をえたものを基準とする。表2において同じ。

表2 カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準	
製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$ipm \leq 10$	≤ 1.3
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$
$15 < ipm \leq 30$	$\leq 0.15 \times ipm - 0.65$
$30 < ipm \leq 75$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$
$75 < ipm$	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリーブ移行時間、基本マーキングエンジンのスリーブへの移行時間

スリーブへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリーブへの移行時間
5 分	$\leq 0.6W$

〔備考〕 1 「スリーブ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的にに入る電力節減機能をいう。

2 スリーブモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力に表4の追加機能に対するスリーブモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容量(W)
インターフェース	有線	$r < 20$ $20 \leq r < 500$ $r \geq 500$	例: USB1.x、IEEE488、RS232C 例: USB2.x、IEEE1394/ファイヤワイヤ/ i.LINK、100Mbイーサネット 例: USB3.x、1Gbイーサネット 例: フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、 ビクトブリッジ	0.2 0.4 0.5 0.2
ファックス	無線、無線周波数(RF) 無線、赤外線(IR)	任意	例: ブルートゥース、802.11 例: 1xDAM	0.2 2.0
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に關係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.1 0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーティング技術を使用する製品における端板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に對して適用される。モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.02 × (Pout - 10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	ハーディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし		0.15

(備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-4 スキヤナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキヤナ	【判断の基準】
	○次のいすれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 表1に示された基準を満たすこと。 イ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ウ. 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
	【配慮事項】
	①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再利用が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
	(備考) 1 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ボリプロモビフェニル並びにボリフロモジフェニルエーテルをいう。 2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附録書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附録書Bに準ずるものとする。 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄部から発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。 4 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」に係る認定基準をいう。 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素による当該程度にに対する比を示す数値をいう。 6 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。 7 判断の基準①ウについて（令和7年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年12月22日閣議決定）

のスキヤナに係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

表1 スキヤナに係るスリーブ移行時間、基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリーブへの移行時間		基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≤10	≤15分	≤60分	≤2.5W	≤0.3W
10<ipm≤20	≤30分	≤45分	≤2.5W	≤0.3W
20<ipm≤30			≤2.5W	≤0.3W
30<ipm			≤2.5W	≤0.3W

備考) 1 「スリーブ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的にに入る電力節減状態をいう。

2 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリーブ移行時間。

3 スリーブモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリーブモード消費電力に表2の追加機能に対するスリーブモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

4 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースターブログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法(平成30年12月改定)」による。

表2 追加機能に対するスリーブモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbps/秒)	詳細	追加機能許容値(W)
		$r < 20$	例: USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／センターロジクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例: USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／L-LINK、100Mbイーサネット	0.4
インターフェース	有線	$r \geq 500$	例: USB3.x、1Gbイーサネット／ラッピングモードドリーダー、カーラインターフェース、ビクトブリッジ	0.5
	無線、無線周波数(IEEE)	任意	例: ブルートゥース、802.11	0.2
	無線、赤外線(IR)	任意	例: IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に關係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8

メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における給板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に對して適用される。モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	$0.02 \times (P_{out} - 10.0)$

(2) 目標の立て方
当該年度のスキヤナの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-5 プロジェクタ
(1) 品目及び判断の基準等

プロジェクト 【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 製品本体の重量が備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 イ. 消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ハ. 待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 エ. 光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 オ. 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 カ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報をウェブサイト等で容易に確認できること。 ヲ. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

プロジェクタ（以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に0.5m以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。）を含むものとする。

2 「固体光源」とは、発光ダイオード(LED)、半導体レーザー(LD)等の固体（物質）に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイスをいう。

3 製品本体の重量の算定方法は、有効光束に応じて次式による。

$$\text{製品本体重量の基準 (kg)} = 0.0012 \times \Phi \times \alpha \times \beta \quad (\Phi < 5,000)$$

$$\text{製品本体重量の基準 (kg)} = 0.0030 \times \Phi \times \alpha \times \beta \quad (\Phi \geq 5,000)$$

4 消費電力の基準方法は、次式による。

$$\text{消費電力の基準 (W)} = 0.070 \times \Phi \times \alpha \times \beta + 85$$

Φ : 有効光束 (lm)
 α : 超短焦点プロジェクタの場合は1.5、短焦点プロジェクタの場合は1.2、それ以外の場合は1.0
 β : 固体光源の場合は2.0、それ以外の場合は1.0

5 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、外部機器に接続しない状態で不定時間保たれる可能性のある最低消費電力をいう。待機（スタンバイ）とは、製品の最低消費電力モードである。

6 判断の基準①ウについては、AC遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。

7 判断の基準①エの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対する水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

8 判断の基準①エの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。
 ウ. 製造事業者又は販売事業者が回収することを託すことをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

9 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ボリプロモビフェニル並びにボリフロモジフェニルエーテルをいう。

10 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A-1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950

〔備考〕 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクト」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の機器であって、会議室、教室、講堂等で使用するものをいい、1m以内の距離で横幅1.2m以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ等である。

に準ずるものとする。

1 1 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型No.145「プロジェクト Version2」に係る認定基準をいう。

1 2 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。

1 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

1 4 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

1 5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄レートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものを行う（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

1 6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分割りり、必要な機器・機能のみを要件とすること。

イ. マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。

エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

報

- (2) 目標の立て方
当該年度のプロジェクトの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。

5-6 カートリッジ等

(1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ

【判断の基準】

○次のいづれかの要件を満たすこと。

①次の要件を満たすこと。

ア. 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。

イ. 回收したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の50%以上であること。

ウ. 回收したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できなければ構成成分として含まれないこと。

エ. 回收したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できなければ構成成分として含まれないこと。

オ. トナーの化学安全性が確認されていること。

カ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処理立てされないこと。

キ. 使用されることが特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。

②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【配慮事項】

①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。

②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す説明書等を備えていること。

③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

【判断の基準】

○次のいづれかの要件を満たすこと。

①次の要件を満たすこと。

ア. 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。

イ. 回收したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の25%以上であること。

ウ. 回收したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の95%以上であること。

エ. 回收したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できなければ構成成分として含まれないこと。

オ. インクの化学安全性が確認されていること。

カ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。

②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【配慮事項】

①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすこととを示す証明書等を備えていること。
②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の対象とする「トナー・カートリッジ」又は「インクカートリッジ」(以下「カートリッジ等」という。)は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

2 「トナー・カートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピーモード、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいすれか2つ以上の組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナー・カートリッジには含まれないものとする。

3 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナー・カートリッジをいう。

4 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいすれかに再生カートリッジであることの表記がされたトナー・カートリッジをいう。

5 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。

6 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。

7 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいすれかに再生カートリッジであることの表記がされたインクカートリッジをいう。

8 「マテリアルサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

9 「再使用・マテリアルサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されていないカートリッジ等は除く」。

10 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く」。

11 「トナー・カートリッジによる判断の基準①及びインクカートリッジによる判断の基準①」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア、製造事業者又は販売事業者が主導的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収レート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ、カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。

ウ、製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいすれかでユーザーに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

8 トナー・カートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断の基準①の「適正処理」とは、再使用が不可能な部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

9 トナー・カートリッジの判断の基準②及びインクカートリッジの判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財團法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、前者が令和3年4月1日時点において発効している商品類型No.132「トナー・カートリッジ」に係る認定基準を、後者が同じく商品類型No.142「インクカートリッジ」に係る認定基準をいう。

10 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
ア、トナー及びインクは、以下の①～④を満たすこと。ただし、②及び③に該当する物質の使用が技術的に不可避であり、かつ直ちに代替えが困難である場合は、適用免除に関する根拠資料等の情報が開示され、容易に確認できる場合はその限りではない。

①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物が処方構成成分として添加されていないこと。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

②規則(EC)No.1272/2008のAnnex VI、の表3のGMRカテゴリー1a、1B又は2(別表1)に分類される各物質が処方構成成分として添加されていないこと。

REACH規則第59条第1項に記載のリスト（いわゆるSVHC候補リスト）に掲げられた物質は対象に含まれる。

③トナー及びインクは、混合物として、規則(EC)No.1272/2008のAnnex Iに定められた危険有害性カテゴリーSTOT SE1、SE2、RE1、RE2(別表2)に分類されないこと。

別表1 使用を制限する危険有害性カテゴリー	危険有害性クラス	CLP規則(EC)No.1272/2008 カテゴリコード	CLP規則(EC)No.1272/2008 Hフレーズ
発がん性	Carc. 1A 及び 1B	H350 : 発がんのおそれ	
発がん性	Carc. 1A 及び 1B	H350 : 発がんのおそれ	
発がん性	Carc. 2	H351 : 発がんのおそれの疑い	
生殖細胞変異原性	Muta. 1A 及び 1B	H340 : 遺伝性疾病のおそれ	
生殖細胞変異原性	Muta. 2	H341 : 遺伝性疾病のおそれの疑い	
生殖毒性	Repr. 1A 及び 1B	H360 : 生殖能または胎児への悪影響のおそれ	
生殖毒性	Repr. 2	H361 : 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い	

別表2 対象となる危険有害性カテゴリー	危険有害性クラス	CLP規則(EC)No.1272/2008 カテゴリコード	CLP規則(EC)No.1272/2008 Hフレーズ
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE1	H370 : 臓器の障害	
特定標的臓器有害性、單回暴露	STOT SE2	H371 : 臓器の障害のおそれ	
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE1	H372 : 長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害	

特定標的機器有害性、反復暴露	STOT RE2	H370: 長期にわたる、または反復暴露により機器の障害のおそれ
----------------	----------	----------------------------------

④REACH 規則(EC)No.1097/2006 の Annex XVIII Appendix 18 (別表3) にリストされた発がん性芳香族アミンを生成するアソ着色料(染料または顔料)が処方構成成分として添加されていないこと。

別表3 アソ基の分解により生成してはならないアミン

化学物質名	CAS No.
4-アミノジフェニル	92-67-1
2-ベンジジン	92-87-5
4-クロロ-0-トライジン	95-69-2
2-ナフチルアミン	91-59-8
5-օ-アミノアソツルエン	97-56-3
6-2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7-օ-クロロアニリン	106-47-8
8-2-4-ジアミニノニソール	615-05-4
9-4-ジアミニジフェニルメタン	101-77-9
10-3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11-3,3'-ジメトキシンジジン	119-90-4
12-3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13-3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミニジフェニルメタン	838-88-0
14-օ-クレジジン	120-71-8
15-4,4'-メチレンビス-(2-クロロアニリン)	101-14-4
16-4,4'-オキシジアニリン	101-60-4
17-4,4'-チオキシジアニリン	139-65-1
18-օ-トリイジン	95-53-4
19-2-トリイレジアミン	95-80-7
20-2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21-օ-アニジン	90-04-0
22-4-アミノアソベンゼン	60-09-3

イ. ブランド名、機器本体名等) 及び発生した問題を記録するよう努めること。

- イ. 使用目的・用途等を踏まえ、インクカートリッジを選択すること。
 ①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

1.2 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること(例えば、事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなど)に十分留意すること。

ア. トナー又はインクに関するAmes試験に係る報告書等
 イ. トナー又はインクに関するSDS(安全データシート)
 ウ. 配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

(2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする。

イ. トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすること」に関する2012年5月22日付の欧州議会及び理事会規則(EU)No.528/2012のAnnex 1にリストされ、製品分類6に該当する成分のみを処方構成成分として添付していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合は、当該場合に基づいて承認申請が提出されれば添付は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。

ウ. トナー及びインクの開栓、Ames試験において陰性であること。

エ. トナー及びインクのSDS(安全データシート)を備えていること。
 オ. 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

イ. 1 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。
 オ. ①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー/インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証(使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等)がなされていること(一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い)。
 ②本車の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損改善等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報(製品名、事業者

6. 電子計算機等
6-1 電子計算機
(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機

【判断の基準】

- ① サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
- ② クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。
ア. 表2に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考5イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。
ウ. ワークステーションの場合、備考6アの算定式により算定した加重消費電力が備考6イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。
- エ. シンクライアントの場合、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考7アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。
- ③ 特定の化学物質が含有率基準を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報をウエブサイト等で容易に確認できること。
- ④ 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。
- ⑤ 筐体又は部品の一つに再生プラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

【配慮事項】

- ① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ② 一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池(バッテリ)の駆動時間が必要以上に長いこと。
- ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。
- ④ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。
- ⑤ 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。
- ⑥ 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削除されていること。
- ⑦ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であること。
- ⑧ 包装材等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。



(備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。
① 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構成のもの

② 入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき10ギガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの

③ 4を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

④ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの

⑤ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、64ビットのコンピューターキーテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの

⑥ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの

⑦ 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの

2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。

3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。

4 判断の基準②イ、ウ及びエ、備考5から備考8において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。

ア. コンピュータの種類

1. 「デスクトップコンピュータ」とは、主要装置(本体)が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータである。携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。

2. 「一体型デスクトップコンピュータ」とは、1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受けける單一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。

3. 「ノートブックコンピュータ」とは、携帶用に設計され、交流電力源への直接接続又は無しのいすれかで長時間動作するよう設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイを装備しているものをいう。

4. 「ワークステーション」とは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能單一ユーザコンピュータをいう。

5. 「シンクライアント」とは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう(回転式記憶媒体のない機器に限る)。また、ハードウェアとディスプレイが1つのケーブルを通して交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。

イ. 動作モード

1. 「オフモード」とは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者は電源をオフにしていない(影響を与える)状態。

えていない) 状態をいう。

2 「スリーブモード」とは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。

3 「アイドル状態」とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読み込み終了し、ユーザプログラムが動作が停止されており、スリーブモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。

4 「長期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。

5 「短期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。

6 「代替低電力モード」とは、コンピュータが一定時間使用されないと同時に自動的又は手動選択により入る低電力状態であり、ディスプレイがオフになりコンピュータが機能低下状態に入ることをいう。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギー・スターブログラム制度運用細則（令和3年4月施行）別表第2-1」による。

5 デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシングルライアンプによる標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

$$E = (8.760/1,000) \times (P_{off} \times T_{off} + P_{sl} \times T_{sl} + P_{li} \times T_{li} + P_{si} \times T_{si})$$

E : 標準年間消費電力量（単位：kWh/年）

P_{off} : オフモード消費電力（単位：W）

P_{sl} : スリープモード消費電力（単位：W）

P_{li} : 長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{si} : 短期アイドルモード消費電力（単位：W）

T_{li} : 表3-1及び表3-2に規定するモード別比率（年間の時間割合）（単位：%）

スリープモードに替わり、代替低電力モード（10W以下の場合に限る。）を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（P_{sl}）及び長期アイドルモード消費電力（P_{li}）の代わりに代替低電力モードを、独立したシステムのスリープモードを持たないシングルライアンプについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（P_{sl}）の代わりに長期アイドルモード消費電力（P_{li}）をそれぞれ使用することができる。

イ. 最大年間消費電力量

$$E_{max} = (1 + A_{sl} + A_{slx}) \times ((TEC_{base} + TEC_{mem} + TEC_{gr} + TEC_{cs} + TEC_{dis} + TEC_{cam} + TEC_{cams} + TEC_{gpu}) + (TEC_{off}))$$

E_{max} : 最大年間消費電力量（単位：kWh/年）

A_{slx} : 表3-3に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

A_{slx} : プロキシ許容値。デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータであり、表3-1の諸者に示す条件1を満たす場合は、許容値は0.12、条件2を満たす場合は表3-4に規定する代替低電力モードの許容値

TEC_{base} : 表3-5（デスクトップコンピュータ）、表3-6（一体型デスクトップコン

ンピュータ）又は表3-7（ノートブックコンピュータ）に規定する基本許容値（単位：kWh）

TEC_{mem} : 表3-8に規定するシステム搭載メモリの追加許容値（単位：kWh/ギガバイト）

TEC_{gr} : 表3-8に規定する独立型グラフィックス追加許容値（単位：kWh）

TEC_{cs} : 表3-8に規定する内部記憶装置（ストレージ）の追加許容値（単位：kWh）

TEC_{dis} : 表3-8に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{cam} : 表3-8に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{cams} : 表3-8に規定するモバイルワークステーションの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{gpu} : 表3-8に規定するスループット1GB/秒以上10GB/秒未満のイーサネットポートを有する場合の追加許容値（単位：kWh）

TEC_{gpu} : 表3-8に規定する10GB/秒イーサネットポートを有する場合の追加許容値（単位：kWh）

6 ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

$$\text{ア. 加重消費電力} \\ P_{off} = 0.10 \times P_{off} + 0.35 \times P_{sl} + 0.20 \times P_{li} + 0.35 \times P_{si}$$

$$\text{イ. 最大加重消費電力} \\ P_{off} = \text{オフモード消費電力} (W) = 0.28 \times (P_{max} + N_{hd} \times 5)$$

$$P_{max} : \text{最大消費電力} (W) \\ P_{sl} : \text{スリープモード消費電力} (W)$$

$$P_{li} : \text{長期アイドルモード消費電力} (W) \\ P_{si} : \text{短期アイドルモード消費電力} (W)$$

6.7 シングルライアンプに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$E_{max} = TEC_{base} + TEC_{mem} + TEC_{gr} + TEC_{cs} + TEC_{dis} + TEC_{cam} + TEC_{cams} + TEC_{gpu}$$

TEC_{base} : 基本許容値 31kWh

TEC_{mem} : 独立型グラフィックス許容値 36kWh

TEC_{gr} : ウェイクオンラン (WOL) 許容値 2kWh

TEC_{cs} : 表3-8に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値（単位：kWh）

TEC_{dis} : 基本許容値 31kWh

TEC_{cam} : 光学式ドライブの追加許容値 36kWh

TEC_{cams} : 表3-8に規定するモバイルワークステーションに対するモバイルワークステーションの追加許容値 36kWh

TEC_{gpu} : 表3-8に規定するスループット1GB/秒以上10GB/秒未満のイーサネットポートを有する場合の追加許容値 36kWh

TEC_{gpu} : 表3-8に規定する10GB/秒イーサネットポートを有する場合の追加許容値 36kWh

9 判断の基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化合物の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化合物の含有表示方法）の附属書Aの表A-1（特定の化合物、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JIS C 0950の付属書Aに準するものとする。なお、その他附属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものと

する。
10 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものを除く。）をいう。

11 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

ア. 内蔵モニタ、CD/DVD、BD 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ. 周辺機器を接続するためのUSB インターフェイスを複数備えていること。

12 一般行政事務用ノートパソコンの「二次電池（バッテリ）」に必要な運動時間」とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されている、ことをいう。

13 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廢棄レートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものを行う（ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除く。）。

14 「バイオプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

15 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的に分析・評価し、第三者の専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

16 判断の基準⑤の筐体又は部品には本体機器に付属する AC アダプタ等を含む。また、判断の基準⑤については、サーバ型電子計算機には適用しない。

17 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達に当つて、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ. マニュアルやカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

18 判断の基準②のエネルギー消費効率に係る基準については、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

(備考) 1 「x86」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置のうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置以外のものであって、32 ビットのアーキテクチャと互換性をもった 64 ビットのものをいう。

2 「SPARC」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、半導体小数点演算を実行する機能とレジスタ制御機能を備えたものをいう。「レジスタ制御機能」とは、レジスタで使用中のレジスタの内容をメモリに退避及び復元することなくサブルーチンプログラムでそのレジスタを使用可能とする機能をい

3 「Power」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能を備えているが、レジスタ制御機能は備えていないものをいう。

4 エネルギー消費効率の算定式については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費効率等製造事業者等の判断の基準等」（平成 31 年経済産業省告示第 69 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (1)」による。

表2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率算定式

製品形態の種別 区分	P-Sコア	画面サイズ 画面	筐体容量 区分名	基準エネルギー消費効率の算定式	
				E=5.21+TEC _{Watt} +TEC _{On/Off} +TEC _{ST} +TEC _{Op}	E=7.75+TEC _{Watt} +TEC _{On/Off} +TEC _{ST} +TEC _{Op}
ノートブック型 ユーティリティ	8未満	15型未満 15以上	—	B	C
デスクトップ型	8未満	—	—	D	E=39.87+TEC _{On/Off} +TEC _{ST} +TEC _{Op}
一体型	8以上	—	—	E	E=53.32+TEC _{On/Off} +TEC _{ST} +TEC _{Op}
ソナルコンピュータ	—	5L未満 5L以上	F	E=29.59+TEC _{On/Off} +TEC _{ST} +TEC _{Op}	E=31.33+TEC _{On/Off} +TEC _{ST} +TEC _{Op}
分離型	—	20L未満 20L以上	G	H	E=28.45+TEC _{On/Off} +TEC _{ST} +TEC _{Op}
	—	35L未満 35L以上	I	J	E=40.47+TEC _{On/Off} +TEC _{ST} +TEC _{Op}

(備考) 1 「一体形デスクトップパーソナルコンピュータ」とは、コンピュータ本体ヒーリスプレイを有しないコンピュータをいう。

2 「分離型デスクトップパーソナルコンピュータ」とは、ディスプレイを有しないコンピュータ本体と外部ディスプレイからなるデスクトップコンピュータをいう。

3 「IP スコア」とは、中央演算処理装置のコア数に中央演算処理装置のクロック周波数（単位：ギガヘルツ）を乗じた数値とする。

4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外寸径をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第 2 位以下を四捨五入した数値とする。

5 「筐体容量」とは、電子計算機においてハードウェアを構成する部品を収納する筐体の容量をリストで表した数値とする。

6 E は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

7 TEC_{Op} の数値は次の式により算出するものとする。

$$TEC_{Op} = M_{Max} \times \alpha_{Op}$$

M_{Max} : キャッシュメモリを除いた最大記憶容量（単位：ギガバイト）
 α_{Op} の数値は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。

表1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率		
中央演算処理装置の種別	中央演算処理装置のソケット数	基準エネルギー消費効率
x86	1	8.9
	2	11.9
	4	8.9
SPARC	1	6.3
	2	4.2
	4	3.5
Power	1	4.6
	2	4.9
	4	4.2

8 $TE_{0.93}$ は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとする。

区分	画面サイズ	$TE_{0.93}$	α^*
区分A、B及びC	—	$TE_{0.93} = (8.76 \times 0.30) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0300 + \times 0.244)$	
区分D、E、F、G、H及びI	—	$TE_{0.93} = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0300 + \times 0.244)$	
区分D及びE	17.4型未満	$TE_{0.93} = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0393)$	
	17.4型以上	$TE_{0.93} = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0393)$	

S : 表示画面の縦寸法に横寸法を乗じて小数点2位以下を四捨五入した数値(単位:平方センチメートル)

r : 画面に表示される総画素数(単位:メガピクセル)

9 $TE_{0.93}$ は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とし、2.5型磁気ディスク装置及び3.5型磁気ディスク装置のいずれも有さない場合は0とする。

区分	磁気ディスク装置の種別	$TE_{0.93}$
区分A、B及びC	—	2.510
区分D、E、F、G、H及びI	3.5型磁気ディスク装置を有するもの	3.140 20.380

10 $TE_{0.93}$ は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとし、独立型GPUを有さない場合は0とする。

区分	$TE_{0.93}$
区分A、B及びC	$TE_{0.93} = 4.198$
区分D、E、F、G、H及びI	$TE_{0.93} = 0.587 \times T_1 + 30.463$

FB: 画面に表示する画像データを一時的に保管するメモリ領域(単位:ギガビット/秒)ただし、上記の算定式の結果、 $TE_{0.93}$ が130以上の場合は130の数値を用いるものとする。

11 $TE_{0.93}$ の数値は次の式により算出するものとする。

$$TE_{0.93} = P_{ac} \times 0.0543$$

P_{ac} : 内部電源装置の定格入力(単位:W)

12 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成31年経済産業省告示第69号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表3-1 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型		
	基本能力	遠隔復帰	サービス検知	全対応
T_{off}	25%	25%	25%	25%
T_{sl}	35%	39%	41%	43%
T_{li}	10%	8%	7%	6%
T_{si}	30%	28%	27%	26%

表3-2 ノートブックコンピュータのモード別比率

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				電源装置 許容値
		10%	20%	50%	100%	
内部電源 装置 (IPS)	デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
	一体型	0.90	0.92	0.94	0.90	0.03
	デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
	デスクトップ	0.90	0.92	0.94	0.90	0.04

表3-3 内部電源装置許容値(A_{PSU})

対象機器	負荷条件別最低効率				電源装置 許容値
	10%	20%	50%	100%	
デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
一体型	0.90	0.92	0.94	0.90	0.03
デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
デスクトップ	0.90	0.92	0.94	0.90	0.04

表3-4 代替低電力モードの測定電力量に対するプロキシ許容値(A_{PKW})

対象機器	代替低電力モード又はスリープにおける最大測定電力量(W)		プロキシ許容値(A_{PKW})
	2.5	0.12	
デスクトップ	3.0	0.06	
一体型	2.0	0.06	
デスクトップ	2.5	0.03	

備考) プロキシ対応型のモード別比率又はプロキシ許容値を適用する製品は、以下の条件1又は条件2のいずれかを満たしていること。表3-2において同じ。

【条件1】

・ECMA393の規格を満たしていること。
・ノートブックコンピュータは表3-2のプロキシ対応型の能力を出荷時の初期設定で有効にしていること。
・デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、ECMA393のフルキーパシティ(プロキシ対応型・全対応)の規格を満たす場合に限り、本項の判断の基準の参考5イの最大時間消費電力量の算定式において適切なプロキシ許容値適用すること。

【条件2】
・ノートブックコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、スリープモード又は2.5W以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。
・デスクトップコンピュータは、スリープモード又は3.0W以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。

表3-5 デスクトップコンピュータに対する基本許容値 (TEC_{CASE})

区分	グラフィックス性能	デスクトップコンピュータ	
		性能	基本許容値
11	一体型又は切替可能	$P \leq 8$	26.0
12	グラフィックス	$P > 8$	46.0
D1	独立型グラフィックス	$P \leq 8$	35.0
D2	独立型グラフィックス	$P > 8$	45.0

備考)

 $P = CPU$ のコア数 \times CPU クロック周波数 (GHz)

コア数は物理的な CPU のコア数を表し、CPU クロック周波数 (GHz) は、最大 TDP 周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表3-6 一体型デスクトップコンピュータに対する基本許容値 (TEC_{DESK})

区分	一体型デスクトップコンピュータ	
	性能	基本許容値
0	$P \leq 2$	6.5
1	$2 < P < 8$	8.0
2	$P \geq 8$	14.0

表3-7 ノートブックコンピュータに対する基本許容値 ($TEC_{NOTEBOOK}$)

区分	ノートブックコンピュータ	
	性能	基本許容値
0	$P \leq 2$	6.5
1	$2 < P < 8$	8.0
2	$P \geq 8$	14.0

表3-8 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける追加許容値

機能	デスクトップ		ノートブック
	デスクトップ	一体型	
TEC_{DESK} (kWh)	$1.7 + (0.24 \times GB)$	$2.4 + (0.294 \times GB)$	
TEC_{SR} (kWh)	$50.4 \times \tanh(0.0038 \times FB_BW - 0.137) + 23$	$20.3 \times \tanh(0.0038 \times FB_BW - 0.137) + 13.4$	
TEC_{SM} (kWh)	14.4	適用なし	
	3.5 th HDD	16.5	適用なし
	2.5 th HDD	2.1	
TEC _{ST} (kWh)	ハイブリッド HDD/SSD	0.8	
	SSD (M.2接続を含む)	0.4	2.6

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

TEC_{DESK} (kWh)	$A < 190$	$(3.43 \times r) + 0.148 \times A$
	$190 \leq A < 210$	$[3.43 \times r] \times (1+EP)$
$A \geq 315$	適用なし	$[3.43 \times r] \times (1+EP) \times [26.1] \times (1+EP)$
	適用なし	$(0.43 \times r + 0.0263 \times A) \times [(3.43 \times r) + 0.156 \times A]$
TEC_{GIG} (kWh)	適用なし	$[(3.43 \times r) + 0.156 \times A] \times [-11.3] \times (1+EP)$
	適用なし	4.0
TEC_{GIG} (kWh)	4.0	適用なし
	18.0	適用なし

備考) 1 TEC_{DESK} は、システム搭載メモリの GB 毎に適用するものとする。2 TEC_{SR} は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。3 FB_BW は、ギガバイト毎秒 (GB/s) によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算定方法は、次式による。

$$FB_BW = \text{データレート (MHz)} \times \text{フレームバッファ幅} / (8 \times 1000)$$

4 切替可能グラフィックス (TEC_{SR}) には、独立型グラフィックス許容値 (TEC_{SR}) を適用することはできないものとする。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定で自動切替の場合、デスクトップコンピュータ及び一体型デスクトップコンピュータについては、許容値 14.4 を適用することができます。5 TEC_{ST} は、製品に追加内部記憶装置(ストレージ)が存在する場合に1回のみ適用することができます。6 TEC_{DESK} における EP は、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

EP=0: 性能強化ディスプレイなし

EP=0.3: 性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ未満

EP=0.75: 性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ以上
(r はスクリーン解像度 (メガピクセル)

A は可視スクリーン面積 (平方インチ)。出荷時及び測定時に複数のディスプレイがある場合はディスプレイごとに許容値を適用する

7 TEC_{GIG} は、モバイルワークステーションの定義を満たす場合に1回のみ適用することができます。8 TEC_{GIG} は、スループット 1GB/秒未満のイーサネットポートをシステムに有する場合に1回のみ適用することができます。9 TEC_{GIG} は、10GB/秒イーサネットポートをシステムに有する場合に1回のみ適用することができます。

6-2 磁気ディスク装置
(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置		【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。	
【配慮事項】		①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ②使用済製品の回収及び再利用又は再生利用されない部分については適正処理されるシリ、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③分解が容易である部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の環境低減に配慮されていること。 ⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はハイオスマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものと可能限り使用されていること。	
備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれるものとする。			
①記憶容量が1ギガバイト以下のもの			
②電子計算機に接続した通言ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの			
2 特定の化学物質とは、銅及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ボリプロモビフェニル並びにボリブロモジフェニルエーテルをいう。			
3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Aに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。			
4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという。(ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除く。)			
5 「ハイオスマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。			
6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。			

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分		基 準 エ ネ ル ギ ー 消 費 効 率 又 は 算 定 式	
磁気ディスク装置1 台当たりのディスク ドライブ搭載可能数	ディスクドライブの外形寸法	ディスク 枚数	基 準 エ ネ ル ギ ー 消 費 効 率 又 は 算 定 式
1台	—	1枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$
		2枚又は 3枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
		4枚以上	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 23.5)$
2台以上 11台以下	—	—	$E = \exp(1.11 \times \ln(N) - 17.7)$
		3.5型(幅75mm超)を含む構成	0.00213
12台以上	2.5型(幅75mm以下)のみの構成	—	$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$

備考) 1 E 及び N は次の数値を表すものとする。

E: 基準エネルギー消費効率
N: ディスクドライブの定常回転数(単位: 回毎分)

2 lnは底をeとする対数を表す。

3 回転数の異なるディスクドライブが混載される場合にあっては、回転数(N)は、各ディスクドライブの回転数を搭載台数で加重平均した値とする。

4 幅はディスクドライブ外形の3つの辺のうち、長さが中間であるものとする。

5 エネルギー消費効率の算定式については、「磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の基準等」(平成22年経済産業省告示第75号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6-3 デイスプレイ
(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	[判断の基準]
	①コンピュータモニタにあっては、備考3の算定式により算定した年間消費電力量が備考4アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。
	②サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 備考6アの算定式に示したオンモード消費電力の要件を満たすこと。 イ. スリープモード消費電力が備考7の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。 ③オフモード消費電力が0.5W以下であること。 ④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ⑤特定の化学物質が含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
	【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品から再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

- 〔備考〕 1 本項の判断の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び開連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの（コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ）とする。
コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、一人の人が見ることを想定したものである。また、サイネージディスプレイ（タイルドディスプレイモジュール構成されたもの）は、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、3つ以上を満たすものとする。
①対角線画面サイズが30インチを超えるもの
②最大公表輝度が1平方メートル当たり7,000カンデラ（400cd/m²）を超えるもの
③画素密度が1平方インチ当たり7,000ピクセル（7,000ピクセル/in²）以下であるもの
④搭載スタンダードな出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁面に垂直に取り付けるように構成されているもの
⑤RUJ45又はRJ45ポートを有するもの
- 2 判断の基準②、判断の基準③及び備考3から備考7までにおいて使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断の基準③は適用しない。

①「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。
②「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は維続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。
・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。
・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。
・センサー機能を維持する。

③「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作のみ、本モードを抜き出しができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないものもある。

3 コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$E_{\text{EC}} = 8.76 \times (0.35 \times P_{\text{ON}} + 0.65 \times P_{\text{SLEEP}})$$

$$E_{\text{EC}} : \text{年間消費電力量 (単位: kWh)}$$

$$P_{\text{ON}} : \text{オンモード消費電力 (単位: W)}$$

$$P_{\text{SLEEP}} : \text{スリープモード消費電力 (単位: W)}$$

4 コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア. 最大年間消費電力量

$$\text{最大年間消費電力量 (kWh)} = (E_{\text{EC}, \text{MAX}} + E_{\text{EC}} + E_{\text{L}} + E_{\text{LDR}} + E_{\text{LSS}}) \times \text{eff}_{\text{AC}, \text{DC}}$$

$$E_{\text{EC}, \text{MAX}} : \text{表1により算定された最大消費電力量基準 (単位: kWh)}$$

$$E_{\text{L}} : \text{下記1により算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値 (単位: kWh)}$$

$$E_{\text{LDR}} : \text{完全なネットワーク接続性に適用される許容値 } E_{\text{LDR}} = 2.9 (\text{kWh})$$

$$E_{\text{LSS}} : \text{下記2により算定されたタッチ機能に適用される許容値 (単位: kWh)}$$

$$E_{\text{LSS}} : \text{表2により算定された曲面ディスプレイに適用される許容値 } E_{\text{LSS}} = 2.75 (\text{kWh})$$

$$\text{eff}_{\text{AC}, \text{DC}} : \text{ディスプレイの給電率の標準直流ディスプレイは } 0.85$$

イ. 性能強化ディスプレイ許容値
強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。
・画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面においては少なくとも85°から直角の水平視野角度において、最低60対1のコントラスト比であること
・基本解像度は32.3メガピクセル以上であること
・色域はCIE LUVの32.9%以上であること
$$E_{\text{LP}} = ((1.70 \times (G/100\%) - 0.52) \times E_{\text{EC}, \text{MAX}})$$

$$G : \text{色域でありCIE LUVを百分率で表したもの}$$

$$E_{\text{EC}, \text{MAX}} : \text{最大消費電力量基準 (単位: kWh)}$$

ウ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率 R_{dec} を算定し、 R_{dec} が20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 E_{dec} の算定方法は、次式による。

$$R_{\text{dec}} = 100 \times ((P_{300} - P_{12}) / P_{300})$$

P_{300} : 300lxの周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力 (単位: W)

P_{12} : 12lxの周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力 (単位: W)

$$E_{\text{dec}} (\text{kWh}) = 0.05 \times E_{\text{dec, MAX}}$$

$E_{\text{dec, MAX}}$: 最大消費電力量基準 (単位: kWh)

工. タッチ機能許容値

$$E_t (\text{kWh}) = 0.17 \times E_{\text{dec, MAX}}$$

$E_{\text{dec, MAX}}$: 最大消費電力量基準 (単位: kWh)

オ. 曲面ディスプレイ許容値

$$E_c (\text{kWh}) = 0.15 \times E_{\text{dec, MAX}}$$

$E_{\text{dec, MAX}}$: 最大消費電力量基準 (単位: kWh)

5 サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

$$P_{\text{ON, MAX}} = (4.0 \times 10^{-5} \times L \times A) + 120 \times \tanh(0.00005 \times (A - 140.0) + 0.03) + 20$$

$P_{\text{ON, MAX}}$: 最大オンモード消費電力 (単位: W)

A : 可視画面面積 (単位: 平方インチ)

L : 最大測定輝度 (単位: cd/m²)

6 サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力の要件及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

ア. オンモード消費電力の要件

$$P_{\text{ON, MAX}} = P_{\text{ON, MAX}} + P_{\text{dec}} + P_{\text{module}}$$

$P_{\text{ON, MAX}}$: 最大オンモード消費電力 (単位: W)

P_{dec} : 下記により算定された自動明るさ調節に適用される許容値 (単位: W)

$$P_{\text{dec}} = 2.5 (\text{W})$$

イ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考4ウにより

オンモード電力低減率 R_{dec} を算定し、 R_{dec} が20%以上の場合は、自動明るさ調節許容値 P_{dec} を適用する。自動明るさ調節許容値 P_{dec} の算定方法は、次式による。

$$P_{\text{dec}} (\text{W}) = 0.05 \times P_{\text{ON, MAX}}$$

$P_{\text{ON, MAX}}$: 最大オンモード消費電力 (単位: W)

7 サイネージディスプレイに係るスリーブモード消費電力基準の算定方法は、次式による。

スリーブモード消費電力基準 = $P_{\text{SLEEP, MAX}} + P_n + P_{\text{PS}} + P_t$

$P_{\text{SLEEP, MAX}}$: 最大スリープモード消費電力 (単位: W)

P_n : 完全スリープモードに適用される許容値 (単位: W)

P_{PS} : 占有センサーに適用される許容値 (単位: W)

P_t : タッチ機能に適用される許容値 (単位: W)

表 画面サイズによるスリーブモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ(インチ)	$P_{\text{SLEEP, MAX}}$ (W)	P_n (W)	P_{PS} (W)	P_t (W)
画面サイズ≤30	0.5	3.0	0.3	0.0
画面サイズ>30				1.5

表 1 コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積(平方インチ)	最大消費電力量基準(kWh)
$A < 190$	$(4.00 \times \cdot) + (0.172 \times A) + 1.50$
$190 \leq A < 210$	$(4.00 \times \cdot) + (0.020 \times A) + 30.40$
$210 \leq A < 315$	$(4.00 \times \cdot) + (0.091 \times A) + 15.40$
$A \geq 315$	$(4.00 \times \cdot) + (0.182 \times A) - 13.20$

備考) \cdot は画面解像度(メガピクセル)を、 A は可視画面面積(平方インチ)をそれぞれ表す。

表 2 コンピュータモニタに係るHDRディスプレイの消費電力量の許容値

VESA Display HDR 適合	許容値 (kWh)
HDR600	$0.05 \times E_{\text{dec, MAX}}$
HDR1000	$0.10 \times E_{\text{dec, MAX}}$

9 判断の基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有率基準値)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質及び含有率基準値)に定める基礎値とし、基礎値を超える含有率が許容される項目については、上記 JIS の付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除く)。

11 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

12 消費電力等の測定方法については、「国際エネルギー・プログラム制度運用細則(令和3年4月施行)別表第2-2(令和3年4月発効)」による。

(2) 目標の立て方
当該年度のディスプレイの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6-4 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	【判断の基準】
	○次のいづれかの要件を満たすこと【判断の基準はケースに適用】。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあっては、古紙パレット配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパレットが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ただし、間伐材により製造されたバージンパレット及び合板・製材工場から発生する端材・林地廃材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパレットには適用しない。
	【配慮事項】 ①材料に紙が含まれる場合でバージンパレットが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパレット及び合板・製材工場から発生する端材・林地廃材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパレットには適用しない。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び発送時の負荷低減に配慮されていること。
備考)	1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD+R、DVD-RW、BD-R、BD-RWを使用される後で廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の構成部品から発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものと。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。 2 「ハイオスマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。 3 「再生プラスチック」とは、使用された後で廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の構成部品から発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものと。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的に客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものと。木質又は紙の原料が営まれている森林からの産出に係る確認を行なう場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

7-1 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	【判断の基準】
	○次のいづれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 待機時消費電力が1.5W以下であること。 イ. 低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。 ウ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
	【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び発送時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
備考)	1 次のいづれかに該当するものについて、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。 ①裁断モーターの出力が500W以上のもの ②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ボリブロモビフェニル並びにボリブロモジフェニルエーテルをいう。 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A-1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。 4 「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事業局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型No.161「シュレッダー Version1」に係る認定基準をいう。 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

- (2) 目標の立て方
当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。
- (2) 目標の立て方
当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

- 6 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 7 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。
- 8 「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。
- 9 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかつた後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。
- 10 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7-2 デジタル印刷機	
(1) 品目及び判断の基準等	
デジタル印刷機 <ul style="list-style-type: none"> 【判断の基準】 <ul style="list-style-type: none"> ① エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 	

【配慮事項】

- ① インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ② 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。

- ③ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

- ④ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されること。

- ⑤ 低電力モード（一定時間操作が行われなかつた後に自動オフ機能によって電源を切られた状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。

- ⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

（備考） 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自动印刷機をいう。

- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ボリフロモビフェニル並びにボリフロモジフェニルエーテルをいう。

- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附屬書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値どし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附屬書Bに準ずるものとする。

- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

デジタル印刷機エネルギー消費効率の基準			
	デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)		
	A3 対応機 プリント機能 作動時	B4 対応機、A4 対応機 プリント機能 非作動時	A4 対応機 プリント機能 作動時
プリンタ機能標準装備型	35.5	28	22
上記以外	35.5	24	22
プリンタ機能なし			19

(備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A : 機械立ち上げ時の 1 時間ににおける消費電力量 (Wh)

- 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- 電源投入後速度変更はない。

B : 通常時の 1 時間ににおける消費電力量 (Wh)

- A の測定終了後 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

- 1 版当たりの印刷枚数 200 枚／版
 - 1 時間の製版枚数 2 版／時
 - 1 時間の印刷枚数 400 枚／時
 - 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
 - テストチャート AA、画像面積比率 4~7%
 - 標準印刷用紙 64g/m²の上質紙
 - 測定時の環境条件 温度 21±3°C／湿度 65±10%
- 測定前に 12 時間以上放置
- プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
 - 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセツトする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

(10) プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。
(2) 目標の立て方
当該年度のデジタル印刷機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7-3 掛時計
(1) 品目及び判断の基準等

掛時計	【判断の基準】
	○次のいすれかの要件を満たすこと。 ①太陽電池及び小型充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使 用せず作動するものであること。 ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で 一次電池が5年以上使用できるものであること。 ③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できる ものであること。
	【配慮事項】
	○使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないとこと。 ①再生プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能 な限り使用されていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
備考)	1 本項の判断の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用す る壁掛け型の時計とし、講堂等において使用する大型のものは除く。 2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態 をいう。 3 判断の基準③における一次電池の電池寿命の求め方はJIS B 7026による。 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。 5 「ハイオスマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用す るプラスチックをいう。 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- (2) 目標の立て方
当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合
とする。

7-4 電子式卓上計算機
(1) 品目及び判断の基準等

電子式卓上計算機	【判断の基準】
	①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用され て又はハイオスマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認さ れたものが使用されていること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
	【配慮事項】
	○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
備考)	1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供する ものとする。 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。 3 「ハイオスマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用す るプラスチックをいう。 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。 5 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びそ の化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテ ルをいう。 6 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含 有表示方法）の附録書Aの表A-1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有 率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JISの附録書Bに準ずるものとする。

- (2) 目標の立て方
当該年度の電子式卓上計算機の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個
数）の割合とする。

7-5 電池

(1) 品目及び判断の基準等

【判断の基準】	
○次のいずれかの要件を満たすこと。	
①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。	
②小形充電式電池（二次電池）であること。	
【配慮事項】	
①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。	
②製品の原材料から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。	
③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	

備考) 1 本事項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

3 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。

4 「最小平均持続時間」は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	
単形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	750分
1	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間
形	ポータブルストレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間
単	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間
2	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	790分
形	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間
高負荷機器		1,500mW 650mW		1.05V	40回
単	携帯電灯（LED）	3.9Ω	注3	0.9V	230分
3	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間
形	玩具（モーターなし）	250mA	1時間	0.9V	5時間
CDプレーヤ・電子ゲーム		100mA	1時間	0.9V	15時間
ラジオ・時計・リモコン		50mA	注4	1.0V	30時間
携帯電灯		5.1Ω	注3	0.9V	130分
4	モータ使用機器・玩具	50mA	注5	0.9V	12時間
形	デジタルオーディオデバイス	24Ω	注6	1.0V	14.5時間

備考) 初度の最小平均持続時間に対する12か月貯蔵後の最小平均持続時間の比率は90%以上であること。

注1：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2：5分放電（1,500mAhの2秒放電・650mAhの28秒放電の交互放電）・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注3：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注5：1時間放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

(2) 目標の立て方

当該年度の電池（単1形から単4形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

8. 移動電話等
(1) 品目及び判断の基準等

携帯電話 PHS スマートフォン	<p>【判断の基準】</p> <p>○次の①から⑩の要件を満たすこと、又は⑪のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。</p> <p>②スマートフォンにあっては、製品出荷時に搭載されたオペレーティングシステムの更新（セキュリティ、修正、機能）が可能であること。</p> <p>③分解が容易である等新品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについて、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>⑤回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑥バッテリーの初期容量の残容量80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話にあっては500サイクル以上、スマートフォンにあっては800サイクル以上であること。</p> <p>⑦バッテリーの長寿命化機能を搭載していること。</p> <p>⑧バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。</p> <p>⑨特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑩製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑪エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。</p> <p>②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可</p>
---	---

<p>能な限り減量または代替する取組がなされていること。</p> <p>③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管すること。</p> <p>④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されること。</p> <p>⑤筐体又は部品（充電器を含む。）にプラスチックが使用される場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥製品の原材料調達から発業・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び発業時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p>

- 備考) 1 本事項の判断の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであつて、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 2 本事項の判断の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆PHS基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 3 本事項の判断の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又はPHSに携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。
- 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。
- 5 判断の基準③については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。
- 6 判断の基準④の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをい。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が発業時に見やすく記載されていること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。
- エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。

才、部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。
エ. 移動電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

7 判断の基準⑦の「バッテリーの長寿命化機能」とは、満充電しないことでバッテリー負荷を低減し、充電サイクル数を増やすなどのバッテリーの管理機能をいい、例えばバッテリーが全容量の80%まで充電されると自動的に充電を終了することをオーフションでユーザーが選択できる機能などを指す。

8 判断の基準⑧の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンについて、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後3年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にもない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。

9 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル及びポリフロモジフェニルエーテルをいう。

10 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書A-1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準するものとする。

11 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業器具講会アーメタル総合対策特別小委員会において特定された31種類（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。

12 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄レートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものを行う（ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除く）。

13 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

14 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のISO専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

15 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。

16 判断の基準⑪の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.166「スマートフォン・携帯電話 Version」に係る認定基準をいう（PHSは除く）。

17 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素等に係る当該相度に対する比を示す数値をいう。

18 配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。

19 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。
イ. マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

表 移動電話等に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
リユース配慮設計	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
リサイクル配慮設計	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できること。
	複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工を削減していること。	複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分離が容易であること。
	分別の容易性	リサイクルのための分離・分解が容易であること。
		リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

(2) 目標の立て方

当該年度の携帯電話、PHS及びスマートフォンの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9. 家電製品
9-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】
電気冷蔵庫	① 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下(数値を上回らないこと)。
電気冷凍冷蔵庫	ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。
電気冷凍冷蔵庫	② 電気冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下(数値を上回らないこと)。
電気冷蔵庫	ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。

- イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。
- ③ 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。
- ④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

- ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

- ③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。

- ④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- ⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

(備考) 1 次の①から④のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれるものとする。

① 業務の用に供するために製造されたもの

② 熱電素子を使用するもの

③ 吸收式のもの

④ ワイン貯蔵が主な用途であるもの

また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」に含まれないものとする。

2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。

3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含

有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他属性等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。ただし、判断の基準④については、電気冷蔵庫には適用しない。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再度利用されるものは除く。)。調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る基準エネルギー消費効率算定式

種別	冷却方式	定格内容積	基準エネルギー消費効率の算定式
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	375リットル以下	$E_1 = 0.735 \times V_1 + 122$
	冷気強制循環方式のもの	375リットル超	$E_1 = 0.199 \times V_1 + 265$
電気冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	—	$E_1 = 0.281 \times V_1 + 12$
	冷気強制循環方式のもの	—	$E_1 = 0.589 \times V_1 + 74$
			$E_1 = 328 \times V_1 + 80$

(備考) 1 E_1 、 V_1 及び E_2 、 V_2 (は、次の数値を表すものとする。

E_1 : 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

V_1 : 調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であつて、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値)(単位:L)

$$V_1 = \sum (K_{C,i} \times V_i) \quad (i=1, \dots, n)$$

$K_{C,i}$: 調整内容積係数(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

V_i : 定格内容積(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値)(単位:L)

貯蔵室の種類	調整内容積係数($K_{C,i}$)
バントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ソースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

E_2 : 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

V_2 : 調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であつて、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値)(単位:L)

$K_{C,i}$: 調整内容積係数(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

V_i : 定格内容積(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値)(単位:L)

n : 電気冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積(系数)(Kc.)
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

9-2 テレビジョン受信機 (1) 品目及び判断の基準等
【判断の基準】 テレビジョン受信機 ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。)においては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア. 2K未満の液晶テレビにおいては、基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 イ. 2K以上4K未満の液晶テレビにおいては、基準エネルギー消費効率の数値。 ウ. 4K以上の液晶テレビにおいては、基準エネルギー消費効率に141/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 ②有機ELパネルを有するテレビジョン受信機(以下「有機ELテレビ」という。)においては、エネルギー消費効率が表1に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に118/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ③リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウブサイト等で容易に確認できること。
【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【備考】 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれるものとする。

- ①産業用のもの
- ②ブラウン管方式のもの
- ③テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの
- ④映像を表示する装置であつて直視型でないもの
- ⑤プラズマディスプレイ方式のもの
- ⑥受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの
- ⑦ワイヤレス方式のもの
- ⑧電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの
- ⑨垂直方向の画素数が4,320かつ水平方向の画素数が7,680のもの(以下「8K」という。)
2 「2K」とは、垂直方向の画素数が1,080かつ水平方向の画素数が1,920のものをいう。以下同じ。

- 3 「4K」とは、垂直方向の画素数が2,160かつ水平方向の画素数が3,840のものをいう。
以下同じ。
- 4 判断の基準③については、赤外線リモコンに通用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。
- 5 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ボリフロモビフェニル並びにボリフロモジフェニルエーテルをいう。
- 6 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950に準ずるものとする。
- 7 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 8 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 9 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートで発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 10 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
パネル種類	画面数	
液晶	2K未満	$E=0.00407 \times A + 30.08$
液晶	2K以上4K未満	$E=0.00605 \times A + 56.13$
有機EL	4K以上	$E=0.00728 \times A + 62.99$
有機EL	—	$E=0.02136 \times A - 16.40$ ($A < 4,258$ の場合 75.0)

備考) 1 E及びAは次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

A : 画面面積（単位：平方センチメートル）

2 表2に掲げる付加機能を有するものについては、エネルギー消費効率から表2の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。

3 エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費効率等の製造事業者等の判断の基準等」（平成22年経済産業省告示第24号）の「2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

表2 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る付加機能に対する想定消費電力量

付 加 機 能	想定消費電力量 (kWh/年)
2Kチューナーを2つ以上内蔵	2.8
4Kチューナーを2つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵(HDD3.5インチ)	11.0
録画装置内蔵(HDD2.5インチ)	4.8
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵（4K以上に対応）	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵（4K未満に対応）	3.7
動画倍速表示（4K以上に対応）	16.7
動画倍速表示（4K未満に対応）	18.3
動画倍速表示（4K未満に対応）	17.0

備考) 「動画倍速表示」とは、1秒間に120コマ以上の静止画を表示するものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9-3 電気便座
(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	[判断の基準] ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
【配慮事項】	
①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。	
②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。	
③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。	
④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	
⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
 - ②温水洗浄装置のみのもの
 - ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
 - ④車両鉄道車両等において用いるものの
 - ⑤幼児用大便器において用いるものの
 - ⑥暖房用の便座のみを有するもの
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く)。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区分	基準エネルギー消費効率	
	貯湯式(貯湯タンク有り)	瞬間式(貯湯タンク無し)
温水洗浄便座(洗浄機能有り)	172	87

備考) 1 「温水洗浄便座」とは、暖房用の便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成19年経済産業省告示第288号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方
当該年度の電気便座の調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

9-4 電子レンジ
(1) 品目及び判断の基準等

電子レンジ				
【判断の基準】				
① エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。				
② 特機時消費電力が0.05W未満であること。				
③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。				
【配慮事項】				
① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されること。				
② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。				
③ 一度使用された製品から再使用部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。				
④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であること。				
⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。				

(備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

- ① ガスオーブンを有するもの
- ② 業務の用に供するために製造されたものの
- ③ 定格入力電圧が200ボルト専用のもの
- ④ 車内高さが135ミリメートル未満のもの
- ⑤ システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル及びポリブロモジフェニルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A-1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が該当される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。
- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 5 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

機能	区分	庫内容積	基準エネルギー消費効率
オーブン機能を有するもの以外（単機能レンジ）			60.1
ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L未満のもの	73.4	
ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L以上のもの	78.2	
ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L未満のもの	70.4	
ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L以上のもの	79.6	
熱風循環加熱方式のもの		73.5	

(備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく電気機械器具品質表示規程で定める加熱室の有效寸法により算出した数値をいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、「電気レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費効率等の算定法等の判断の基準等」（平成18年経済産業省告示第63号）の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子レンジの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7 評議を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

10. エアコンディショナー等
10-1 エアコンディショナー等

(1) 品目及び判断の基準等

家庭用エアコンディショナー	【判断の基準】 ①家庭用エアコンディショナーにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 ②業務用エアコンディショナーにあっては、基準値1はアの要件を、基準値2はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすこととて基準値1の要件とする。 ア. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 イ. エネルギー消費効率が表2に元された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が750以下であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報をウエブサイト等で容易に確認できること。
---------------	---

【配慮事項】
 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
 ③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれら的情報の開示がなされていること。
 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用していること。
 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び梱葉時の負荷低減に配慮していること。
 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

(備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kW（マルチタイプのものは50.4kW）を超えるもの
- ②冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの
- ③水冷式のもの
- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は既存の性能を有する構造のもの
- ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

⑧スポットエアコンディショナー
⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
⑩高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と運動した制御を行う構造のもの

⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽・暖房用を兼ねるものも含む。)を有する構造のもの

⑫

⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの

⑭分離熱源型のマルチタイプのもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの

⑮「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

⑯「ビル用マルチエアコンディショナー」とは、分離型であってマルチタイプのものうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるものをいう。

⑰判断の基準③については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号）第3条に規定する家庭用エアコンディショナー及び店舗・事務所用エアコンディショナーのうち運転式の圧縮機及び目標年度が定められた場合（中央方式エアコンディショナーのうち運転式の圧縮機を用いるものを除く。）に適用するものとする。なお、業務用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナーの基準値2の場合は、本項の判断の基準を適用しない。

⑱「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

⑲「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ボリフロモジフェニルエーテルをいう。

⑳特定期の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法の附録書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附録書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。）

㉑「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

㉒調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化

学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

ユニットの形態	区分	基準エネルギー消費効率	
		冷房能力	仕様 又は算定式
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW 以下	寒冷地仕様以外のもの 寒冷地仕様のもの	6.6 6.2
	2.8kW 超 28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの 寒冷地仕様のもの	$E=6.84-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、E=6.6 を上限。 $E=5.3$ を下限とする。
	3.2kW 以下	寒冷地仕様のもの	$E=6.44-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、E=6.2 を上限。 $E=4.9$ を下限とする。
	3.2kW 超 4.0kW 以下	—	5.4
	4.0kW 超 28.0kW 以下	—	5.0
	4.0kW 以下	—	4.5
	4.0kW 超 7.1kW 以下	—	5.6
	7.1kW 超 28.0kW 以下	—	5.5

備考) 1 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第205号)別表第10に規定する地域の区分のうち、1、2、3又は4の地域をいう。」

2 「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであつて、次の①から③までの仕様をすべて満たすものをいう。

①積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。

②JIS B 8615-1:2013 暖房極低温(-7°C)で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。

③JIS C 9612:2011 解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温度(-15°C以下)でJIS B 8615-1:2013 6.3.5の運転性能要求事項を満たすもの。

3 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位: 通年エネルギー消費効率)

A : 冷房能力 (単位: kW)

4 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者の判断の基準等」(平成21年経済産業省告示第213号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

形態及び機能	室内機の種類	冷房能力		基準エネルギー消費効率 又は算定式
		3.6kW 未満	3.6kW 以上 10.0kW 未満	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの以外	四方向力セット形	20.0kW 以上 28.0kW 以下	20.0kW 未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$ $E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	3.6kW 未満	3.6kW 以上 10.0kW 未満	3.6kW 未満	$E=5.1-0.12 \times (A-10)$
	3.6kW 以上 10.0kW 未満	10.0kW 以上 20.0kW 未満	10.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$ $E=5.1-0.10 \times (A-10)$
	10.0kW 以上 20.0kW 未満	20.0kW 以上 28.0kW 以下	20.0kW 未満	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
	20.0kW 以上 28.0kW 以下	20.0kW 未満	20.0kW 未満	$E=4.7$
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 未満	10.0kW 以上 20.0kW 未満	10.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
	20.0kW 以上 40.0kW 未満	20.0kW 以上 40.0kW 未満	20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
	40.0kW 以上 50.4kW 以下	20.0kW 未満	20.0kW 未満	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの	直吹き形	20.0kW 未満	20.0kW 未満	$E=4.9$
	20.0kW 以上 28.0kW 以下	20.0kW 未満	20.0kW 未満	$E=4.9$
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	20.0kW 未満	$E=4.7$
	ダクト形	20.0kW 以上 28.0kW 以下	20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.7$

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位: 通年エネルギー消費効率)

A : 冷房能力 (単位: kW)

3 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者の判断の基準等」(平成21年経済産業省告示第213号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

家庭用エアコンディショナーにあつては、当該年度の家庭用エアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。業務用エアコンディショナーにあつては、当該年度の業務用エアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

10-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】
①期間成績係数が1.07以上であること。	○期間成績係数が1.07以上であること。
②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	○冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
【配慮事項】	【配慮事項】
①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。	①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。	②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。	③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。	④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

(備考) 1 本項の判断の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。

2 期間成績係数については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。

3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

4 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

5 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JIS の附属書Bに定めるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準ずるものとする。

6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除く）。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10-3 ストーブ

(1) 品目及び判断の基準等

ストーブ	【判断の基準】
【配慮事項】	【配慮事項】
①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。	①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。	②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
【備考】 1 本項の判断の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。	【備考】 1 本項の判断の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
①開放式のもの	①開放式のもの
②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグレード（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグレード）をいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの	②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグレード（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグレード）をいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
③半密閉式ガスストーブ	③半密閉式ガスストーブ
④最大の燃料消費量が4.0L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ	④最大の燃料消費量が4.0L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ
⑤最大の燃料消費量が2.75L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ	⑤最大の燃料消費量が2.75L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ
2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。	2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。	3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除く）。	4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除く）。

表1 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	基準エネルギー消費効率	
				寒冷地仕様以外のもの	寒冷地仕様
少人数	—	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0	2.7
			寒冷地仕様	3.1	2.7
	—缶	330リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1	2.7
		330リットル以上	寒冷地仕様	3.5	2.9
		550リットル未満	寒冷地仕様	3.2	2.7
		550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.0	2.7
	多缶	—	寒冷地仕様以外のもの	3.0	2.7
			寒冷地仕様	3.1	2.7

(備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。

2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。

3 エネルギー消費効率の算定法については、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成25年経済産業省告示第38号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器に係る年間加熱効率の基準

加熱能力	年間加熱効率
20kW以下	4.0
20kW超	3.5

(備考) 1 加熱能力は、測定条件が中間期で乾球温度が16°CDB 及び湿球温度 12°CWBにおける能力とする。

2 年間加熱効率は、JRA 4060に規定する年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率の算出方法による。

1.1-2 ガス温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス温水機器

【判断の基準】

- ①電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（以下「ハイブリッド給湯器」という。）にあっては、年間給湯効率が108%以上であること。
 ②ガス瞬間湯沸器のうち、自然通気式のものにあっては、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の数値を下回らないこと。
 ③ガス瞬間湯沸器のうち、強制通気式のものにあっては、次の要件を満たすこと。
 ア、基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であつて、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。
 イ、基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の算定式に97/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回ないこと。
 ④ガスふろかまにあっては、次の要件を満たすこと。
 ア、基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であつて、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。
 イ、基準値2は、エネルギー消費効率が表の基準値2に示された基準エネルギー消費効率に92/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。

【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

(備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

①貯蔵式湯沸器

- ②JIS S 2100:2019 又は JIS S 2112:2019 の対象となるもの以外のもの
- ③業務の用に供するため製造されたもの
- ④都市ガスのうち 13A のガスグループに属さないガスを燃料とするもの
- ⑤ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であって、給排気方式が開放式以外のもの
- ⑥ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの
- ・給湯の機能を有しないもの
 - ・通気方式が自然通気式のもの
 - ・循環方式が自然循環式のもの
 - ・屋内に設置する構造のもの

- ⑦暖房の用のみに供するもの
- ⑧既存建物・施設等における從来型（JIS S 2091:2013 の 4、4 の a) の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器）の機器の取替であって、設置上の制約があるもの

2 ハイブリッド給湯器の年間給湯効率は、一般社団法人日本ガス石油機器工業会規格「電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の年間給湯効率測定方法」(JGKAS A705)による。

3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

4 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工 程内で再生利用されるものは除く）。

6 調達を行う機関は、機器の設置上の制約がない場合は、可能な限り潜熱回収型ガス温水機器を設置すること。

別表 構造係数 (α_{II} 及び α_{III})			
構 造	α_{II}	α_{III}	
壁貫通型	0.9998	0.9839	
壁組込型	0.9869	—	
壁組込型（從来型に限る。）	—	0.9576	
強制給排気式	0.9900	—	
強制排気式（從来型に限る。）	0.9661	—	
レンジファード一体型（從来型に限る。）	0.8415	—	
その他	1.0000	1.0000	

備考) 1 「壁貫通型」とは、JIS S 2092:2010 の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式(BF)の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する屋外式の機器をいう。

2 「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であって JIS S 2092:2010 の表 2—屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。

3 「壁組込型」とは、JIS S 2092:2010 の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式(FF)の機器をいう。

4 「強制給排気式」とは、JIS S 2092:2010 の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する半密閉式かつ強制給排気式(FE)の機器をいう。

5 「レンジファード一体型」とは、JIS S 2092:2010 の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外壁式(FF-W)の機器であって操作部がレンジファードに内蔵されており給気管及び排気管の直 径が 40 ミリメートル以下の機器をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

用 途	通気方式	基準エネルギー消費効率又は算定式	
		基準値 1	基準値 2
ガス瞬間湯沸器	自然通気式	—	77.50%
ガスふろがま	強制通気式	87%	84.37% × α_{II}
ガス暖房機器	—	88%	87.21% × α_{III}
	—	92%	90.32%

備考) 1 ガス瞬間湯沸器のうち自然通気式のものに係る判断の基準は基準値 2 のみとする。

2 α_{II} 及び α_{III} は別表に示した構造の種類に応じた数値とする。

3 エネルギー消費効率の算定方法については、「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費効率等製造事業者等の判断の基準等」（平成 16 年経済産業省告示第 316 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

1.1-3 石油温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

石油温水機器

【判断の基準】
①基準値1は、潜熱回収型石油温水機器であること。
②基準値2は、エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。

- ア. 給湯用のもののうち、瞬間形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。
イ. 給湯用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に95/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。
ウ. 暖房用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあっては、基準エネルギー消費効率に98/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。

【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の荷重低減に配慮されていること。
⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

(備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

①ハーナー付ふろがま（ポット式ハーナーを組み込んだものに限る。）

②JIS S 3021:2017、JIS S 3024:2017又はJIS S 3027:2017の対象となるもの以外（JIS S 2091:2013に規定する高圧力型石油小形給湯機及び高圧力型石油給湯機付ふろがまを除く。）のもの

③業務の用に供するために製造されたもの

④給湯用のもののうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの

⑤暖房用のもののうち、加熱形態が貯湯式であって、急速加熱形以外のもの

2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040又はISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 調達を行う機関は、機器の設置上の制約がない場合は、可能な限り潜熱回収型石油温水機器を設置すること。

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

給湯用のもの	用 途	区分		基準エネルギー消費効率 又は算定式
		浴用なし	加熱方式	
暖房用のもの	瞬間形	貯湯式急速加熱形	89.68 × β ₁	76.88
	浴用あり	貯湯式急速加熱形	90.01 × β _{III}	76.07
暖房用のもの	瞬間形	貯湯式急速加熱形	87.06 × β _V	87.06 × β _V
	浴用あり	貯湯式急速加熱形	—	—

(備考) 1 β₁、β_{III}及びβ_Vは別表に示した構造の種類に応じた数値とする。
2 エネルギー消費効率の算定方法については、「石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費効率の算定方法等」（平成14年経済産業省告示第435号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

別表 構造係数（β₁、β_{III}及びβ_V）

構 造	β ₁	β _{III}	β _V
圧力噴霧式	0.9585	0.9492	—
オン-オフ制御式（従来型に限る。）	—	—	1.0051
その他	1.0000	1.0000	1.0000

(備考) 1 「圧力噴霧式」とは、JIS S 3031:2009 の4.1の表2の燃焼方式による機器の区分に規定する圧力噴霧式の機器をいう。

2 「オン-オフ制御式」とは、JIS S 2091:2013 の4.4のe)の3)の制御及び制御装置に規定するオン-オフ制御の方式の機器をいう。

3 「従来型」とは、JIS S 2091:2013 の4.4のa)の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度の石油温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

1.1-4 ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	区分		基準エネルギー消費効率 こんろ部	基準エネルギー消費効率 こんろ部
	設置形態	組込形		
ガスこんろ	卓上形	組込形	2口以下	51.0
			3口以上	48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	組込形	2口以下	56.3
			3口以上	52.4
ガスレンジ	キャビネット形又は据置形		3口以上	53.0
				55.6
				49.7
				48.4

【配慮事項】
 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されること。
 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

と。

(備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

①業務の用に供するために製造されたもの

②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグリル部に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

③ガスグリル

④ガスクリッピングテーブル

⑤ガス炊飯器

⑥カセットこんろ

2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

ガス調理機器の種別	区分		基準エネルギー消費効率 こんろ部
	設置形態	組込形	
ガスこんろ	卓上形	組込形	2口以下
			3口以上
ガスグリル付こんろ	卓上形	組込形	2口以下
			3口以上
ガスレンジ	キャビネット形又は据置形		

(備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。

5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成16年経済産業省告示第315号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（1）」による。

E : グリル部基準エネルギー消費効率（単位: Wh)
 Vg : 庫内容積（単位: l）

2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。

3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。

4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。

5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。

6 「庫内容積」とは、焼継面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。

7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成16年経済産業省告示第315号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表3 ガス調理機器のオープン部（ガスオープンを含む。）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	基準エネルギー消費効率の算定式	オープン部
卓上又は据置形	E=18.6/Vo+306	
組込形	E=18.6/Vo+83.3	

備考) 1 E 及び Vo は、次の数値を表すものとする。

E：オープン部基準エネルギー消費効率（単位：W/m）

Vo：庫内容積（単位：L）

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

5 「庫内容積」とは、庫内底面横に庫内高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。

6 オープン部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成16年経済産業省告示第315号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

12. 照明

12-1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

LED照明器具	【判断の基準】
	①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、固有エネルギー消費効率が表1-1に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 イ. 基準値2は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たすこと。 ウ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウントライ及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。 エ. 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たすこと。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。

②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的情報が開示されていること。
③ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品のこと。

④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
⑤使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。

⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【判断の基準】

LEDを光源とした内照式表示灯
①定格寿命は30,000時間以上であること。
②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル

における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
②「ライフサイクル全般」にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
⑤プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

(備考) 1 本項の判断の対象とする「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、從来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に定める誘導灯又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126条に定める非常用照明装置のうち、「蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED照明器具には含まれないもの」とする。

2 本項のLED照明器具の「LED照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出され値とする。

3 「平均演色評価数RaJ」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及びJIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)モジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

4 本項のLED照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。

5 本項のLED照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000lm以上のものをいう。

6 本項のLED照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。

7 本項のLED照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。

8 本項のLED照明器具の「LEDモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。

9 LED照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011「照明器具-第5部:配光測定方法」に準ずるものとする。

10 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

11 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A-1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

含有表示方法)の附属書Aの表A-1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

12 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

13 LED照明器具に係る配慮事項③及びLEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボン・オフセットプリント(IISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(IISO 14040 及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボン・オフセットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。

14 LED照明器具に係る配慮事項③及びLEDを光源とした内照式表示灯に係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフルサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたり算定された温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という)を調整し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という)製品をいう。

15 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット(JGM)、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

16 本項の「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に応じて表示するものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。

17 本項のLEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。

18 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除く)。

19 調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。

20 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1-1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値1(投光器及び防犯灯を除く。)	
光源色	固有エネルギー消費効率
星光色	
星白色	1441lm/W以上
白色	
温白色	102lm/W以上
電球色	

(備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする(表1-2及び表2において同じ)。

2 星光色、星白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器

具」に含まれないものとする。

3 ダウンライトのうち、器具埋込寸法が300mm以下であって、光源色が星光色、星白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を96lm/W以上とする。

4 高天井器具のうち、光源色が星光色、星白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を156lm/W以上とする。

光源色	固有エネルギー消費効率
星光色	120lm/W以上
星白色	120lm/W以上
白色	85lm/W以上
温白色	85lm/W以上
電球色	85lm/W以上

備考) 1 ダウンライトのうち、器具埋込寸法が300mm以下であって、光源色が星光色、星白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。

2 高天井器具のうち、光源色が星光色、星白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/W以上とする。

表2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
星光色	投光器 防犯灯
星白色	105lm/W以上
白色	80lm/W以上
温白色	90lm/W以上
電球色	対象外

(2) 目標の立て方

当該年度の投光器及び防犯灯を除くLED照明器具の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

投光器及び防犯灯にあっては、調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。
LEDを光源とした内照式表示灯にあっては、調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

1.2-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

電球形LEDランプ

【判断の基準】

○次のいずれかの要件を満たすこと。

①次の要件を満たすこと。
ア. 口金の種類がE26、E17又はGX53の場合は、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。
イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。

ウ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
エ. 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。

②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の対象とする「電球形LEDランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプ又は一般照明として使用する白色LED使用の電球形形状のランプとする。ただし、振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等は除く。

2 口金の種類がE26、E17又はGX53、とは、JIS C 8158(一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超))に規定する口金の種類を表す記号が「E26、E17又はGX53」であるものをいう。

3 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

4 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。

5 星白色、星白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「電球形LEDランプ」に含まれないものとする。

6 「定格寿命」とは、光源の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(初期の白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。

7 判断の基準2の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事業局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.150「電球形LEDランプ Version1」に係る認定基準をいう。

8 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

9 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO14040及びISO14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。

10 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般において温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合せた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

11 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JGM）、地域購入クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの異なる活用を図る観点から、クレジットを拡大する等、需要の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表1 E26、E17又はGK53口金の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
星光色	
昼白色	110.0lm/W以上
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

備考) 次のいずれかに該当する場合は、表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

①電源電圧50V以下のもの

②平均演色評価数Raが90以上のもの

③調光器対応機能付きのもの

表2 E26、E17又はGK53口金以外の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
星光色	
昼白色	80lm/W以上
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

備考) 調光・調色対応の電球形LEDランプについては、表2の光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

13. 自動車等

13-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車

【判断の基準】

①乗用車にあっては、次の要件を満たすこと。
ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考1-2に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。

イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。

ア. 電動車等であること。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。

イ. 次世代自動車であること。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。

ア. 電動車等であること。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。

イ. 次世代自動車であること。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。

ア. バス等であること。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。

イ. 次世代自動車であること。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。

ア. バス等であること。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。

イ. 次世代自動車であること。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。

ア. トラック等であること。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。

イ. 次世代自動車であること。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。

【配慮事項】

①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。

②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

③再生材が可能な限り使用されていること。

④バイオマス燃料又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。

備考) 1 本項の判断の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

- 19 ガソリンを燃料とする自動車にあっては、ハイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
20 軽油を燃料とする自動車にあっては、ハイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
21 判断の基準①イについては、令和9年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては適用はしない。

- 4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- 5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をい。
- 6 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- 7 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。
- 8 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。
- 9 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。
- 10 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。

11 「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。

12 乗用車に係る燃費基準値（WLTCモード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乘ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times M^2 - 8.52 \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2.759 \text{ kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2.759 \text{ kg})$$

FE : 燃費基準値（km/L）（小数点以下第1位未満を四捨五入）

M : 車両重量（kg）

α : 燃費基準達成率であって0.8

β : 燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は0.74

- 13 判断の基準①イ及び配慮事項①についてとは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 15 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別委員会において特定された31種類（希土類は17元素を1種として考慮）の金属をいう。
- 16 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 17 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含めた量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 18 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区分	一酸化炭素 非メタン炭化水素 窒素酸化物		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
乗用車	J008モード	1.05g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下）	J008モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下
下、軽量貨物車	WLTCモード	1.15g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超）	J008モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下
中量貨物車	WLTCモード	2.55g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	J008モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.025g/km以下

備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

5 排出ガスの測定モードに即しJ008モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJ008モード又はWLTCモード燃費基準

区分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が741kg以上	856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上
車両重量が856kg以上	971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上
車両重量が971kg以上	1.08kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上
車両重量が1.08kg以上	1.19kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上
車両重量が1.19kg以上	1.31kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上
車両重量が1.31kg以上	1.42kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上
車両重量が1.42kg以上	1.53kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上
車両重量が1.53kg以上	1.65kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上
車両重量が1.65kg以上	1.76kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上
車両重量が1.76kg以上	1.87kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1.87kg以上	1.99kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1.99kg以上		10.6km/L以上	10.6km/L以上

表3 小型バス(車両総重量3.5t以下)に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上
1,761kg以上1,871kg未満			
1,871kg以上1,991kg未満			
1,991kg以上2,101kg未満			
2,101kg以上			
	9.2km/L以上	12.0km/L以上	12.2km/L以上
		12.0km/L以上	12.7km/L以上

表4-1 ガソリン及びディーゼル小型貨物車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区分	車両重量	自動車の構造	燃費基準値	
			ガソリン	ディーゼル
	741kg未満		25.3km/L以上	27.8km/L以上
	741kg以上856kg未満		22.5km/L以上	24.8km/L以上
	856kg以上971kg未満	構造A	20.4km/L以上	22.5km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		18.7km/L以上	20.6km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		16.7km/L以上	18.3km/L以上
	1,196kg以上		15.2km/L以上	16.7km/L以上
	741kg未満		18.9km/L以上	20.8km/L以上
	741kg以上856kg未満		18.4km/L以上	20.2km/L以上
	856kg以上971kg未満		17.9km/L以上	19.7km/L以上
	971kg以上1,081kg未満		17.5km/L以上	19.2km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		15.0km/L以上	16.5km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		13.6km/L以上	14.9km/L以上
手動式	1,311kg以上1,421kg未満	構造B	12.5km/L以上	13.8km/L以上
	1,421kg以上1,531kg未満		11.6km/L以上	12.8km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		10.9km/L以上	11.8km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		10.4km/L以上	11.5km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		14.3km/L以上	
	1,871kg以上1,991kg未溎		1.016kg未満	
	1,991kg以上2,101kg未満		1.016kg以上	
	2,101kg以上			12.3km/L以上
	1,991kg以上			11.7km/L以上
	741kg未満			10.8km/L以上
	741kg以上856kg未満			11.3km/L以上
	856kg以上971kg未満			12.4km/L以上
	971kg以上1,081kg未満	構造B	18.4km/L以上	20.2km/L以上
	1,081kg以上1,196kg未満		17.8km/L以上	19.6km/L以上
	1,196kg以上1,311kg未満		17.3km/L以上	19.0km/L以上
	1,311kg以上1,421kg未満		16.8km/L以上	18.5km/L以上
手動式以外のもの	1,421kg以上1,531kg未満		14.7km/L以上	16.1km/L以上
	1,531kg以上1,651kg未満		13.2km/L以上	14.6km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満		13.2km/L以上	14.4km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満		12.2km/L以上	13.4km/L以上

(備考) 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

- ア 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 ベ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下同じ。

表4-2 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

自動車の種別	変速装置の方式	分	車両重量	自動車の構造	燃費基準値	
					構造A	構造B
自動車の種別	変速装置の方式	分	車両重量	自動車の構造	燃費基準値	
			703kg未満	構造A	15.8km/L以上	
				構造B	13.3km/L以上	
手動式			703kg以上828kg未満	構造A	14.1km/L以上	
				構造B	13.1km/L以上	
			828kg以上	構造A	12.1km/L以上	
軽貨物車			703kg未満	構造B	14.8km/L以上	
				構造A	12.7km/L以上	
			703kg以上	構造B	12.9km/L以上	
				構造A	12.1km/L以上	
手動式以外のもの			828kg以上	構造B	11.7km/L以上	
				構造A	13.9km/L以上	
			1.016kg未満			12.3km/L以上
			1.016kg以上			11.7km/L以上
軽量貨物車			1.016kg未満			10.8km/L以上
			1.016kg以上			11.3km/L以上
手動式以外のもの			1.016kg以上			12.4km/L以上
			1.016kg未満			11.3km/L以上
			1.016kg以上			12.4km/L以上
手動式			1.016kg未満	構造A	11.3km/L以上	
			1.016kg以上	構造B	9.6km/L以上	
			1.016kg未満			8.4km/L以上
中量貨物車(車両総重量が2.5t以下のものに限る)			1.016kg以上			7.3km/L以上
			1.016kg未満			9.8km/L以上
手動式			1.266kg未満	構造B	8.8km/L以上	
			1.266kg以上			8.1km/L以上
			1.266kg未満			8.8km/L以上
			1.266kg以上			8.1km/L以上

表5 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係るJH25モード燃費基準

区分	路線バス	燃費基準値	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6.79km/L以上	9.06km/L以上	
車両総重量が 6t超 8t以下		7.34km/L以上	
車両総重量が 8t超 10t以下	5.99km/L以上	6.05km/L以上	
車両総重量が 10t超 12t以下	5.51km/L以上	5.76km/L以上	
車両総重量が 12t超 14t以下	5.01km/L以上	5.03km/L以上	
車両総重量が 14t超 16t以下		5.02km/L以上	
車両総重量が 16t超	4.29km/L以上	4.88km/L以上	

備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であつて、

高速自動車国道等に係る路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2 「一般バス」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であつて、

路線バス以外の自動車をいう。

(2) 目標の立て方
乗用車にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタにあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

表6 トラック等（車両総重量3.5t超）に係るJH25モード燃費基準

区分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超 7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	12.78km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	11.33km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	10.06km/L以上
	最大積載量が3t超	9.41km/L以上
車両総重量が7.5t超 8t以下		7.97km/L以上
車両総重量が 8t超 10t以下		7.09km/L以上
車両総重量が 10t超 12t以下		7.07km/L以上
車両総重量が 12t超 14t以下		6.10km/L以上
車両総重量が 14t超 16t以下		5.80km/L以上
車両総重量が 16t超 20t以下		4.54km/L以上
車両総重量が 20t超		4.20km/L以上

表7 トランクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係るJH25モード燃費基準

区分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトランクタ	2.95km/L以上
車両総重量が20t超のトランクタ	2.20km/L以上

13-2 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ①次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、転がり抵抗係数が7.7以下であること。 イ. 基準値2は、転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ②スパイクタイヤでないこと。
【配慮事項】	①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 本項の判断の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580による。

3 判断の基準①については、ISO 23671に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指數を算出し、100倍したウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。

4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

13-3 エンジン油

(1) 品目及び判断の基準等

2 サイクルエンジン油	【判断の基準】 ①生分解度が28日以内で60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC ₅₀ 値が100mg/L以上であること。
【配慮事項】	①製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d windowを適用しない。

※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン

- 301B (Co₂発生試験)
- 301C (修正M11(1)試験)
- 301F (Manometric Respirometry 試験)

※ASTM（アメリカ材料試験協会）

- D5664 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)
- D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS

- K 0102 (工場排水試験方法)

• K 0420-71 シリーズ (10, 20, 30)

(水質-淡水魚「ゼブラフィッシュ（真骨類、コイ科）」に対する化学物質の急性毒性の測定 第1部：止水法、第2部：半止水法、第3部：流水法)

※OECD（経済協力開発機構）

- 203 (魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081（水環境における潤滑油の毒性試験のための標準実施法：サンプル準備及び結果解釈）の方法などを参考に調整されたWAF（水適応性画分）やWIF（水溶適性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96時間LC₅₀値が100mg/L以上であること。

(2) 目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

(2) 目標の立て方
当該年度における調達総量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量（リットル）の割合とする。

14. 消火器
(1) 品目及び判断の基準等

消火器	[判断の基準]
	○次のいづれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 イ. 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【配慮事項】
①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。

④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。

⑤消火器の設置台又は収納箱等にプラスチックが使用される場合は、再生プラスチックが使用されていること。また、使用後に製品とともに回収され、再使用・再生利用が行われること。

⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り單一素材化が図られていること。
⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【備考】 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに通用するものをいい、エアゾーレ式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

2 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者等における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウェブサイトのいづれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用・マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収するこ

と。
3 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.127「消火器 Version2」に係る認定基準をいう。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック端材若しくは不良品を一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものを行う（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

6 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。

7 配慮事項⑤は、消火器の設置に当たり、設置台又は収納箱等を併せて導入する場合に適用する。
8 調達を行う各機関は、消火器の設置、保守及び廃棄までを一括して行う役務の調達について検討を行うこと。

(2) 目標の立て方

当該年度の消火器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

15. 制服・作業服等

<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエスタイル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエスタイル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエスタイル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエスタイル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエスタイル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエスタイル繊維が、繊維</p>	<p>帽子</p>
---	------------------

鞆	<p>④植物を原料とする合成纖維であつて環境負荷低減効果が確認された部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成纖維であることが確認された植物を原料とする合成纖維であつて環境負荷低減効果が確認されたものが、纖維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成分ボリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品又は付属品に使用される纖維には、可能な限り竹繊維、未利用纖維又は反毛織維が使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>【判断の基準】</p> <p>○甲部に使用される纖維（天然纖維及び化学纖維）のうち、ポリエスチル繊維又は植物を原料とする合成纖維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PE樹脂から得られるポリエステル纖維が、甲材の纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、甲材の纖維部分全体重量に占めるポリエスチル纖維重量が50%未満の場合は、再生PE樹脂から得られるポリエスチル纖維が、纖維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエスチル纖維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PE樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル纖維が、甲材の纖維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>③植物を原料とする合成纖維であつて環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成分ボリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品に使用される纖維には、可能な限り未利用纖維又は反毛織維が使用されていること。</p> <p>③甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成纖維であつて環境負荷低減効果が確認されたものが、可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---	--

「繊維部分全體重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナー、ホック、縫糸等の付

属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再利用したもの）をいう。原料として同一工行程内で再利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PEI樹脂から得られるポリエスタイル繊維の重量、改織維から得られるポリエスタイル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「改織維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や織製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「改織維から得られるポリエスタイル繊維」とは、改織維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエスタイル繊維をいう。

5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短纖維（レンター等）等を再生した繊維をいう。

6 「反毛繊維」とは、改織維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の業者に委託して回収することをい）。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者における回取ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

8 制服及び作業服に係る判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財團法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.103 「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

9 「甲材」とは、JIS S 5050（革靴）の付表1「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、ベルト、一枚革及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。

10 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

11 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

12 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

13 調達を行う各機関は、制服又は作業服のクリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。

ア. クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。

イ. JIS L 0001（繊維製品の取り扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

(2) 目標の立て方

① 制服、作業服又は靴にあっては、当該年度におけるポリエスタイル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した制服、作業服又は靴の調達総量（着数、足数）に占める基準を満たす物品の数量（着数、足数）の割合とする。

② 帽子にあっては、当該年度におけるポリエスタイル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した帽子の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

16. インテリア・寝装寝具
16-1 カーテン等

(1) 品目及び判断の基準等

**カーテン
布製ブランド**

【判断の基準】
○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエスチル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
①再生PET樹脂から得られるポリエスチル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエスチル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエスチル繊維が、繊維部分全体重量比で50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエスチル繊維重量、故繊維から得られるポリエスチル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維が確認されたものの重量」に含めること。

②再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエスチル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエスチル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されること。
④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上あること。
⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

○射反射率が表に示された数値以上であること。

【配慮事項】
①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。
②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
③製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

【判断の基準】
○射反射率が表に示された数値以上であること。

【配慮事項】
①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

(備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、プラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものの量。
なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック素材若しくは不良品を再生利用したもの）の量をいう。（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、
植物を原料とする合成繊維又は「バイオマスプラスチック」であって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエスチル繊維の重量、故繊維から得られるポリエスチル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めること。

3 「「改繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「改繊維から得られるポリエスチル繊維」とは、改繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエスチル繊維をいう。

5 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含めた量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収すること）を含む。複数の事業者が共同して回収することを含む。するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいすゞされでユーザーに対し回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されること。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

【金属製ブランド】

○射反射率が表に示された数値以上であること。

9 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短纖維（レンター等）等を再生した繊維をいう。

10 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

11 日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度 L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4にそれぞれ準ずるものとする。

12 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

13 金属製ブランドに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとす。

14 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

16-2 カーベット

(1) 品目及び判断の基準等

表 日射反射率の基準

明度(＊値)	日射反射率(%)
70.0 以下	40.0
70.0 超 80.0 以下	50.0
80.0 超	60.0

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエスチル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したカーテン、又は布製ブランド、及び金属製ブランドの調達総量(枚数又は点数)に占める基準を満たす物品の数量(枚数又は点数)の割合とする。

タイルカーペット	【判断の基準】
ニードルパンチ カーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん	<p>○基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。 ①製品の原材料調達から発送・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的情報が開示されていること。 ②未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されること。</p>

【配慮事項】
 ○ニードルパンチカーペットにあっては、①又は②の要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては①の要件を満たすこと。
 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易及び発送時 の負荷低減に配慮されていること。

【判断の基準】
 ○ニードルパンチカーペットにあっては、①又は②の要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては①の要件を満たすこと。
 ②未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されること。
 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易及び発送時 の負荷低減に配慮されていること。

【配慮事項】
 ①製品の原材料調達から発送・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的情報が開示されていること。
 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
 ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易及び発送時 の負荷低減に配慮されていること。

タイルカーペット	【判断の基準】
ニードルパンチ カーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん	<p>○基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。 ①製品の原材料調達から発送・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的情報が開示されていること。 ②未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易及び発送時 の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。

2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短纖維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「故繊維から得られる繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生された繊維をいう。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック端材若しくは不良品を一部又は製品の製造工程の事業ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工省内で再生利用されるものは除く）。

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したもの（ただし、原料として同一工省内で再生利用されるものは除く）。

7 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含めた定量的・客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCIA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

9 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

10 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいすれかでユーザに対し回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

11 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

12 タイルカーペットに係る判断の基準①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及び二ドルパンチカーペットに係る配慮事項②の、ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化する。

又は償却した上で埋め合わせた。（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

14 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JGM）、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリーに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

(2) 目標の立て方

1 タイルカーペットにあっては、当該年度の調達総量（ m^2 ）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（ m^2 ）の割合とする。

ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては、当該年度の調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の数量（ m^2 ）の割合とする。

16-3 毛布等

毛布

〔判断の基準〕

- 使用された繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
- ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエスティル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエスティル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエスティル繊維重量比で50%以上使用されていること。
 - ②再生PET樹脂から得られるポリエスティル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
 - ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエスティル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。

【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

ふとん

〔判断の基準〕

- 次のいずれかの要件を満たすこと。
- ①ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ②再生PET樹脂から得られるポリエスティル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエスティル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエスティル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエスティル繊維重量比で50%以上使用されていること。
 - ③再生PET樹脂から得られるポリエスティル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
 - ④「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
 - ⑤「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
 - ⑥「反毛繊維」とは、筋織時に発生する短繊維（リンター等）等を再生した繊維をいう。
 - ⑦ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。
 - ⑧「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」について

- ア. 製造事業者が自家用に用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- ウ. 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
- ウ. 回收された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回收された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

- 9 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考)

- 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
- 3 なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）をいう。（ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除く。）
- 4 使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエスティル繊維の重量」に含めてよい。

(2) 目標の立て方

①毛布にあっては、当該年度におけるポリエスチル繊維を使用した毛布の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

②ふとんにあっては、当該年度におけるポリエスチル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

16-4 ベッド
(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム

【判断の基準】

○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙等の材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。

①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。

②次の工の要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。

イ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

ウ、上記ア以外の場合にあっては、原木の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域において手續が適切になされたものであること。

エ、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m²h以下又はこれと同等のものであること。

③次の要件を満たすこと。

ア、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。

イ、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原

料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。

ウ、上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【配慮事項】

①修理及び部品交換が容易、耐久性の向上等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。

②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮していること。

⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

マットレス

【判断の基準】
 ①詰物に使用される纖維（天然纖維及び化学纖維）のうち、ポリエスチル纖維又は植物を原料とする合成纖維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
 ア、再生PET樹脂から得られるポリエスチル纖維が、纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること。

イ、再生PET樹脂のうち、故纖維から得られるポリエスチル纖維が、纖維部分全体重量比で10%以上使用されていること。

ウ、植物を原料とする合成纖維であつて環境負荷低減効果が確認されたものが、纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

エ、フェルトに使用される纖維は全て未利用纖維又は反毛纖維であること。

オ、材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。

カ、ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。

【配慮事項】

①修理が容易である等期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。

②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

〔備考〕 1 医療用、介護用及び高度医療用に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除く）。

5 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は纖維製品等を原材料として再生利用されるものといふ。

6 「纖維部分全体量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

7 「改纖維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

8 「改纖維から得られるポリエスチル纖維」とは、改纖維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエスチル纖維をいう。

9 放散速度が0.02mg/m³以下と同等のものとは、次によるものとする。
 ア、対応したJIS又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F★★★★の基準を満たしたもの。JIS S 1102に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。

イ、上記ア、以外の木質材料については、JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

10 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

11 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含めた目的的・客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

12 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、纖維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成纖維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

13 「フェルト」とは、綿状にした纖維材料をニードルパンチ加工によりシート状に形成したものという（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものも除く）。

14 「未利用纖維」とは、紡績時に発生する短纖維（リンター等）等を再生した纖維をいう。

15 「反毛纖維」とは、改纖維を綿状に分解し再生した纖維をいう。

16 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であつて、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

17 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それらの部分が上記の基準を満たすこと。

18 ベッドフレームに係る判断の基準②イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。

19 ベッドフレームに係る判断の基準③ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンバルブ及び合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンバルブには適用しないこととする。

20 ベッドフレームに係る判断の基準④の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。

21 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が含まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。

ア、クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者

イ、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書が特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの證明は不要とする。なお、本にだし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

17. 作業手袋
(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋

【判断の基準】

○主要材料が繊維(天然繊維及び化学繊維)の場合は、次のいずれかの要素を満たすこと。
①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエチレン繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。
②ポリエチレン繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。
③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。
④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

【配慮事項】

- ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。)
②漂白剤を使用していないこと。

〔備考〕

- 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短纖維(リンター等)等を再生した繊維をいう。
- 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 5 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 6 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。
- 7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を繊状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度における作業手袋の調達総量(双)に占める基準を満たす物品の数量(双)の割合とする。

18. その他繊維製品
18-1 テント・シート類
(1) 品目及び判断の基準等

集会用テント

【判断の基準】
○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
①再生PET樹脂から得られるポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエチレン樹脂重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエチスチル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。
②再生PET樹脂から得られるポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、植物を原料とする合成繊維とあって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

ブルーシート

【判断の基準】
○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生PET樹脂が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。

【配慮事項】

- 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考

- 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナー、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）を除く。（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除外。）
を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエチレン樹脂の重量又は故繊維から得られるポリエチスチル繊維の重量」に含めてよい。

3 「改繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「改繊維から得られるポリエチスチル繊維」とは、改繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエチスチル繊維をいう。

5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものという。（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除外。）

6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量化的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料部分の重量の割合をいう。

8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいすゞまでユーザーに対し回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収するこど。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエチスチル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合とする。

18-2 防球ネット
(1) 品目及び判断の基準等

防球ネット

【判断の基準】

○使用される纖維（天然纖維及び化学纖維）のうち、ポリエステル纖維について、次のいずれかの要件を満たすこと。

①再生PET樹脂から得られるポリエチレン纖維が、纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、纖維部分全体重量に占めるポリエスティル纖維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエチレン纖維が、纖維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエスティル纖維重量比で50%以上使用されていること。

②再生PET樹脂から得られるポリエスティル纖維が、纖維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

③再生PET樹脂のうち、故纖維から得られるポリエスティル纖維が、纖維部分全体重量比で10%以上使用されていること。

④再生ポリエチレン纖維が、纖維部分全体重量比で50%以上使用されていること。

⑤植物を原料とする合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

【配慮事項】
①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は纖維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「纖維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成纖維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「纖維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエスティル纖維の重量、改纖維から得られるポリエチレン纖維の重量、改纖維とする合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「故纖維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

4 「改纖維から得られるポリエスティル纖維」とは、改纖維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエスティル纖維をいう。

5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したもの（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、纖維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成纖維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステム」とは、次の要件を満たすこと。
ア. 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者が販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。）するルート（製造事業者が共同して回収することを含む。）す等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのい提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方
当該年度におけるポリエスティル纖維、ポリエチレン纖維、又は植物を原料とする合成纖維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

18-3 旗・のぼり・幕類
(1) 品目及び判断の基準等

旗のぼり

【判断の基準】
○ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【配慮事項】
① 同素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。
② 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考)

- 1 本項の判断の基準とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。
- 2 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から掉、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
- 4 在庫、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）を同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維の重量、改繊維から得られるポリエステル繊維の重量、改繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。
- 5 「改繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や織製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

6 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステム」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自動的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の業者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

18-4 モップ

(1) 品目及び判断の基準等
モップ

(2) 目標の立て方
当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

【判断の基準】

○次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。
- ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。

【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

(備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工内で再生利用されるものは除く。）。

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短纖維（リンター等）等を再生した繊維をいう。

4 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工内で再生利用されるものは除く。）。

5 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廢品となった製品等を綿状に分離し再生した繊維をいう。

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工内で再生利用されるものは除く。）。

7 「回収及び再使用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用すること。

エ. 回収された製品のうち再使用できない部分は、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル又はエネルギー回収すること。

19. 設備
(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム(公共・産業用)

- 【判断の基準】
 ①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表1に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。
 ②太陽電池モジュール及び周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウェブサイト等により、容易に確認できること。
 ③発電電力量等が確認できるものであること。
 ④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の90%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。
 ⑤パワーコンディショナについて、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。
 ⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーベイバツクタイムが3年以内であること。
 ⑦太陽電池モジュールについては、表3に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われおり、その内容が確認できること。
 ⑧修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。

【配慮事項】

- ①分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
 ②来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。
 ③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。
 ④特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。
 ⑤太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。
 ⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。

(備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。

- 2 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

$$\text{セル実効変換効率} = \text{モジュールの公称最大出力} / (\text{太陽電池セルの合計面積} \times \text{放射照度})$$

太陽電池セルの合計面積 = 1セルの全面積 × モジュールのセル数

放射照度 = 1000W/m²

1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系

のセル全面積には集積部を含まない。

3 「定格負荷効率」「部分負荷効率」はJIS C 8961に準拠して算出するものとする。

4 太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証については JIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2に加え、セルの形式に合わせて JIS C 61215-1～JIS C 61215-1-4のうち一つに準拠するものとする。

5 判断の基準⑧の「長期使用が可能となる設計」とは、自社の同等の性能を有する従来機種と比較して、部品・材料の耐久性の向上、消耗品や部品の交換性の向上、保守・修理の容易化等を図るために設計がなされることにより、太陽光発電システムの長期使用を促すことをいう。ただし、架台等の従来機種と比較して耐久性の向上等を確認することが困難な場合は当該部機種を除く。なお、長期使用のための保守点検・修理・維持管理に係る範囲、体制及び内容に関する情報提供については、判断の基準②において担保すること。

6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 ア. 発電量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表2の設置報告項目の情報を、体体制内容に関する情報提供については、判断の基準②において担保すること。

イ. 調達に当たっては、発電に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たつては太陽光発電システムの長期使用等を踏まえつつ、架台の部分が過剰に大きくなることを避けるなど適切な詰替を行うこと。

ウ. 太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。

エ. 調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認する調達に当たつては、設置事業者に必要となる情報(製造事業者が有する情報を含む。)を設置事業者を通じて把握すること。

オ. 太陽光発電システムの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化の観点から、蓄電池設備の導入について検討を行うこと。

カ. 太陽光発電システムによる長期安定的かつ効率的な発電が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。

キ. 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用が求めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を行うこと。

表1 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

表2 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示(基準状態) 算定条件(用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等)	

環境保全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理に当たって貢献度因となる原材料の質量を評価していること。
基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因について具体的に記載)	温度の影響(モジュールの温度と発電量の下がり方の対応)について具体的に記載)	使用上の注意、故障診断及びその措置、保守点検・修理、安全等に関する情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
気候条件、地理条件と発電量の対応について具体的に記載)	その他(配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。
周辺機器	接続箱	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報提供
パワーコンディショナ	形式等	撤去、解体、適正処理・リサイクルの必要な情報を提供する仕組みがあること。
連系保護装置	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式等	撤去、解体、適正処理・リサイクルの必要な情報を提供する仕組みがあること。
二次電池	使用の有無、(有の場合)回収・リサイクル方法	撤去、解体、適正処理・リサイクルの必要な情報を提供する仕組みがあること。
保守点検・修理、維持管理の要件	範囲、体制、内容	撤去、解体、適正処理・リサイクルの必要な情報を提供する仕組みがあること。
モジュール廃棄及び周辺機器保証体制	範囲、体制、内容	撤去、解体、適正処理・リサイクルの必要な情報を提供する仕組みがあること。
	廃棄方法、廃棄時の注意事項(使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等)等	撤去、解体、適正処理・リサイクルの必要な情報を提供する仕組みがあること。
	保証履行期限等	撤去、解体、適正処理・リサイクルの必要な情報を提供する仕組みがあること。

表3 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

目的	評価項目	事前評価方法等
減量化	モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を評価すること。	モジュールに使用されている部品の点数、種類を評価していること。
減量化・共通化	部品の削減	モジュールに使用されている部品の点数、種類を評価していること。
	部品の共通化	モジュールと共通化している部品の割合を評価していること。
再生資源の使用	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を使用した部品の割合を評価していること。
長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。
	耐汚染性の向上	モジュールの表面の耐汚染性を評価していること。
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっていること。又は再生利用が容易になるような設計がなされていること。
再生資源等の活用	リサイクル可能な部品や材料の質量の向上	モジュール全体質量のうち、リサイクル可能な部品や材料の質量の比率を評価していること。
	フレームの容易性	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容易な構造となっているか(取外しに要する時間)を評価していること。
フレーム解体で取り外すネジの数量・種類の削減	フレーム解体時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。	フレーム解体時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
フレーム解体のための情報提供	フレーム解体のための情報提供	フレームを取り外す際に、フレームの固定方法等の解説書に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
解体・分別処理の容易化	端子箱解体の容易性	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか(取外しに要する時間)を評価していること。
	端子箱解体で取り外すネジの数量・種類の削減	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか(取外しに要する時間)を評価していること。
	端子箱解体のための情報提供	端子ボックスの固定方法等の解説書に必要な情報を提供していること。
	端子箱解体のための情報提供	端子ボックスの固定方法等の解説書に必要な情報を提供していること。

【参考】1 本項の判断の基準とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
2 「日集熱効率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量(集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が10Kかつ日射量が20,000kJ/(m ² ・日)であるときの値をJIS A 4112に準拠して算出したもの)を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシャーレーによって受けけるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。
3 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
ア. 集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表2の設置報告項目の情報、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
イ. 調達に当たっては、集熱に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たつて

は架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。

ウ 太陽熱利用システムの導入に当たっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。

工 調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報、製造事業者が有する情報を含む。)を設置事業者を通じ把握すること。

表1 集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱媒体・機能	集熱器の区分 集熱器の形状・透過体	日集熱効率 基準値1 基準値2
液体	平板形透過管付き	60%以上 40%以上
	真空ガラス透過管形	50%以上 40%以上
空気	平板形 透過管付き 透過固体なし	40%以上 30%以上 —
太陽光発電機能付き	—	10%以上 10%以上

(備考) 空気集熱式の集熱器であつて平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値2のみとする。

表2 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	年間の推定集熱量 確証事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	算定条件(用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等)
		影の影響、日射条件(集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響(集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載)
		気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載)
		その他(配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項(使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等)等
	保守点検	保守点検の条件(点検の頻度等)等
	保証体制	保証条件(修理・交換の対応範囲、内容)、保証履行期限等

燃料電池

【判断の基準】 ○商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。

【配慮事項】 ○分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。

エネルギー管理システム

【判断の基準】 ○建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。

【配慮事項】 ○設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。

生ゴミ処理機

【判断の基準】 ○バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。

【配慮事項】 ○分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。

○使用時のエネルギー削減のための設計上の工夫がなされていること。

○処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利 用されるものであること。

節水器具

【判断の基準】

<共通事項>

- ①電気を使用しないこと。
- ②吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。

<個別事項>

- ①節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。
ア、ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ、20%を超える70%以下の吐水流量であること。
- イ、ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。

②定流量弁にあっては、次の要件を満たすこと。
ア、水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8l/min以下であること。

- イ、水量的に用意していること。
説明書に明記されること。
- ウ、定流量弁1個は、水栓1個に対応していること。
- ③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。

<p>【配慮事項】</p> <p>①取替用のコマにあっては、既存の水栓との取替が容易に行えること。</p> <p>②使用途における従前どおりの使用感であること。</p> <p>③泡機能付水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバーハンドル）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバーハンドル）全開において 5L/分以上の吐水量であること。</p> <p>④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバーハンドル）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバーハンドル）全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。</p> <p>ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p>
--

表 流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	5L/分
合所・調理場	5L/分
シャワー	8L/分

<p>【判断の基準】</p> <p>①節水コマ内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超える 70%以下の吐水流量であること。</p> <p>イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。</p> <p>ウ. 電気を使用しないこと。</p> <p>②走流量弁内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。</p> <p>イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>ウ. 電気を使用しないこと。</p> <p>③泡機能付水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバーハンドル）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバーハンドル）全開において 5L/分以上の吐水量であること。</p> <p>ウ. 電気を使用しないこと。</p> <p>④時間止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 設定した時間に達すると自動的に止水すること。</p> <p>イ. 次の性能を有していること。</p> <p>　　 (設定時間 - 実時間) / 設定時間 ≤ 0.05</p> <p>⑤定量止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 次の性能を有していること。</p> <p>　　 (設定吐水量 - 実吐水量) / 設定吐水量 ≤ 0.2</p> <p>⑥自動水栓（自己発電機構付）にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</p> <p>イ. 電気を使用しないこと。</p> <p>⑦自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</p> <p>イ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分以下であること。</p> <p>ウ. 單相交流 (100V) の外部電源が不要で、自己発電できる機構をしていること。</p> <p>⑧手元止水機構を有する水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 吐水切替機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。</p> <p>イ. ポタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で</p>
--

<p>(9) 小流量吐水機構を有する水栓にあっては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア、流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては、0.6N以上であること。</p> <p>イ、流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては、0.55N以上であること。</p> <p>(10) 水優先吐水機構を有する水栓にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア、吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出されること。</p> <p>イ、吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓のレバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。</p> <p>ウ、湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。</p>
<p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>備考) 1 「節水コマ内蔵水栓」とは、給水栓において、節水を目的として製作されたコマを内蔵した水栓をいう。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減少する。固定式を含む。</p> <p>2 「定流量弁内蔵水栓」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものを内蔵した水栓をいう。</p> <p>3 「泡沫機能付水栓」とは、水流にエアーを混入することにより、節水が図れる水栓をいう。</p> <p>4 「時間止め水栓」とは、設定した時間に達すると自動的に止水する水栓をいう。</p> <p>5 「定量止め水栓」とは、浴槽などへの貯水及び浴場に用い、ハンドルで設定した所定の水量で自動的に止水する水栓をいう。</p> <p>6 「自動水栓」とは、光電式などのセンサー、電磁弁などを組み込み、自動的に開閉する給水栓をいう。なお、水用ヒートポンプや自己発電機構により作動するものとAC100Vの電源又は乾電池を使用するものがある。</p> <p>7 「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓（あらかじめ温度調整ハンドル）によって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあった場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓）又はシングル湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓）であって、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。</p> <p>8 「手元止水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓であつて、使用者の操作範囲内で吐水及ぶ止水ができる水栓（シャワー部を含む。）をいう。</p>

<p>9 「小流量吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓において小流量吐水性能を持つ水栓（シャワー部を含む。）をいう。</p> <p>10 「水優先吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓及び洗面水栓において、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。</p> <p>11 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。</p> <p>12 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。</p> <p>13 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。</p> <p>14 調達する各機関は、湯用の自動水栓の調達に当たって、水道直圧式（瞬間式）のガス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があることに十分留意すること。</p>
<p>日射調整フィルム 【判断の基準】</p> <p>① 日射調整フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア、遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上である。</p> <p>低放射フィルム</p> <p>② 低放射フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア、可視光線透過率は60%以上であること。</p> <p>イ、熱貫流率は4.8W/(m²·K)以下であること。</p> <p>③ 日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。</p> <p>④ 貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。</p> <p>⑤ 上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>⑥ フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p> <p>○遮蔽係数が可能な限り低いものであること。</p> <p>備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであつて、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。</p> <p>2 「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであつて、断熱機能を持つたフィルムをいう。</p> <p>3 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759による。</p> <p>4 判断の基準①アにおいて、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。</p> <p>5 日射調整性能及び低放射性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759に規定された耐候性試験において1,000時間の試験し、日射調整性能については、遮蔽係数の変化が判断の基準①アに示されたものから±0.10の範囲であること、また、低放射性能については、熱貫流率の変化が判断の基準②イに示されたものから±0.40W/(m²·K)の範囲であること。</p> <p>6 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認され</p>

ていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。

- ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
- イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。

ウ. 著しい光の反射が懸念される場合において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。

- エ. 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

テレワーク用ライセンス	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。 <p>(備考) 1 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間に捕られない柔軟な働き方をいう。</p> <p>2 テレワークの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、事務所等において使用するエネルギー等に対し、増加が見込まれる環境負荷としては家庭や拠点施設において使用するエネルギー等があげられ、これらの増減を比較して、環境負荷低減効果を算定することが望ましい。</p>
--------------------	---

Web会議システム	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 ②他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①Web会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。 ②オンライン名刺交換機能が導入できること。 <p>(備考) 1 「Web会議システム」とは、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遙らく業務を遂行できるよう、当該機関等で行われる会議への遠隔参加が可能となるシステムをいう。</p> <p>2 Web会議システムの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、紙資源の削減（ペーパーレス化）等があげられる。</p>
------------------	---

20. 災害備蓄用品

20-1 災害備蓄用品（飲料水）

20-2 災害備蓄用品（食料） (1) 品目及び判断の基準等

卷之三

<p>災害備蓄用飲料水</p> <p>【判断の基準】</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 基準値1は、賞味期限が10年以上であること。</p> <p>イ. 基準値2は、賞味期限が5年以上であること。</p> <p>②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p>
<p>【配慮事項】</p> <p>①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p> <p>②容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。</p> <p>③使用する容器、ラベル、印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。</p>
<p>(備考) 1 本項の判断の対象とする「災害備蓄用飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとす。</p> <p>2 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。</p> <p>3 補用品の対象から除外することとする。</p> <p>4 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア. 災害備蓄用飲料水の調達に当たり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベン」機能を持つた災害対策用自動販売機の利用を勧めること。</p> <p>イ. 灾害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。</p>
<p>乾パン</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>
<p>レトルト食品等</p> <p>【判断の基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 賞味期限が5年以上であること。</p> <p>イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。</p> <p>②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p>
<p>乾パン</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>
<p>アルファ化米</p> <p>【判断の基準】</p> <p>①賞味期限が5年以上であること。</p> <p>②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p>
<p>栄養調整食品</p> <p>【判断の基準】</p> <p>①賞味期限が3年以上であること。</p> <p>②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p>
<p>【配慮事項】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>
<p>(備考) 1 本項の判断の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>

(2) 目標の立て方

- 当該年度に調達する災害備蓄用飲料水の総調達量（本数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

ウ. 災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

20-3 災害備蓄用品（生活用品・資材等）

(1) 品目及び判断の基準等

毛布

【判断の基準】

- 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエスチル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

①再生PET樹脂から得られるポリエスチル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエスチル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエスチル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエスチル繊維重量比で50%以上使用されていること。

②再生PET樹脂から得られるポリエスチル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエスチル繊維、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。

【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

作業手袋

【判断の基準】

○次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエスチル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエスチル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。
- ②ボストンショーマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。
- ③未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。
- ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

【配慮事項】

- ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。
- ②漂白剤を使用していないこと。

<p>テント</p> <p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエスチル繊維又は寵物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエスチル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエスチル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエスチル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエスチル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエスチル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエスチル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成繊維があつて環境負荷低減効果が確認されたものだが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維があつて環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>ブルーシート</p> <p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>(備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。</p> <p>2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。</p> <p>3 「一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの」（ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除外。）、「一部又は製品の重量は、「繊維部分全体重量」として同一工場内で再生利用されるものと、それを使用した付属品の重量は、「再生PET樹脂から得られるポリエスチル繊維の重量」に含めてよい。）</p> <p>3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。</p>	<p>4 「故繊維から得られるポリエスチル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエスチル繊維をいう。</p> <p>5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短纖維（リンター等）等を再生した繊維をいう。</p> <p>6 「反毛繊維」とは、故繊維を繊状に分解し再生した繊維をいう。</p> <p>7 「ボストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。</p> <p>8 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したもの（ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除外。）。</p> <p>9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含めた量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>10 「ハイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はハイオスマスプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。</p> <p>11 「ハイオスマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（ハイオスマス）を使用するプラスチックをいう。</p> <p>12 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすこと。</p> <p>「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。</p> <p>ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。</p> <p>イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいすれかでユーザーに対し回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。</p> <p>「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。</p> <p>ウ. 回收された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。</p> <p>エ. 回收された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。</p> <p>13 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。</p> <p>14 調達を行う各機關は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘査した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。</p>
--	--

備蓄用作業服	【判断の基準】					
	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。					
	①再生プラスチックから得られる合成繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。					
	②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。					
	【配慮事項】					
	①保管スペースの狭小化を図るため、製品の小型化及び軽量化等がなされていること。					

②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の対象とする「備蓄用作業服」は、災害時において作業に従事する場合に作業者が着用することにより安全を確保することを目的として備蓄するものであって防護服を含む。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工内で再生利用されるものは除く。）

3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン・ファスナー・ホック・縫糸等の付属品の重量を除いたものという。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」に含めてよい。

4 判断の基準②の「エコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 103 「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

一次電池	【判断の基準】					
	①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間			②使用期間が5年以上の製品仕様であること。		
【判断の基準】						
単	主な用途など	放電負荷	放電試験条件 1日当たり の放電時間	終止電圧	最小平均持続時間 初度	
携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	750分		
モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間		
ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間		
モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間		
携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	790分		
ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間		
高負荷機器	1.500mW	注2	1.05V	40回		
携帯電灯 (LED)	3.9Ω	注3	0.9V	230分		
モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間		
形	250mA	1時間	0.9V	5時間		
形	100mA	1時間	0.9V	15時間		
CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	注4	1.0V	30時間		
ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	0.9V	130分		
携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	120分		
モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分		
形	50mA	注5	0.9V	12時間		
デジタルオーディオ	24Ω	注6	1.0V	14.5時間		
リモコン						

備考) 1 本項の判断の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。 2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 で規定する放電試験条件に基づいて測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、判断の基準①を満たす。 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に	【配慮事項】					
	①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。					
	②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。					
	③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。					
	4 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。					
	5 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。					
	6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。 ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘査した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。 イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。					

表 一次電池に係る最小平均持続時間						
通称	主な用途など	放電負荷	放電試験条件 1日当たり の放電時間	終止電圧	最小平均持続時間 初度	
単	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	750分	
1	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間	
形	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間	
単	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間	
2	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	注1	0.9V	790分	
形	携帯電灯	3.9Ω	2時間	0.9V	8時間	
形	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間	
形	高負荷機器	1.500mW	注2	1.05V	40回	
単	携帯電灯 (LED)	3.9Ω	注3	0.9V	230分	
3	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間	
形	玩具 (モーターなし)	250mA	1時間	0.9V	5時間	
形	CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間	
形	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30時間	
携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	130分		
モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分		
形	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V	12時間	
リモコン	24Ω	注6	1.0V	14.5時間		

備考) 初度の最小平均持続時間に対する12ヶ月貯蔵後の最小平均持続時間の比率は90%以上であることを確認する。

注1 : 4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2 : 5分放電 (1.500mWの2秒放電・650mAの28秒放電の交互放電)・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注3 : 4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4 : 1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注5 : 時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注6 : 15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

非常用携帯		【判断の基準】	
①	品質保証期限が5年以上であること。	○	製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
②	名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	○	製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 災害備蓄用品に当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を作立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする觀点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表1 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値	
排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)
HG+NOx	C0
66cc 未満	50
66cc 以上 100cc 未満	40
100cc 以上 225cc 未満	16.1
225cc 以上	12.1

表2 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値	
NMHC+NOx	排出ガス基準値 (g/kWh)
7.5	PM 0.4
8	0.4

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4の02モードによる。

非常用携帯		【判断の基準】	
①	次のいずれかの要件を満たすこと。	○	分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。）に当たること。
 ブ. 排出ガスが表1に示された基準値以下であること。
 ジ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機に当たっては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。
 ジ. 騒音レベルが98デシベル以下であること。
 キ. 連続運転可能時間が3時間以上であること。
 キ. 連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては1時間以上であること。

非常用携帯電源		【判断の基準】	
①	電気容量が100Wh以上であること。	○	別途が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。
②	保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること。	○	別途が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

備考) 本項の判断の基準の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。

非常用携帯		【判断の基準】	
①	燃料消費効率が可能な限り高いものであること。	○	別途が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

② 使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。
 ③ 製品の小型化及び軽量化が図られていること。
 ④ 製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
 ⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発動機である。
- 2 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法」（平成9年建設省告示第153号）による。
- 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 4 調達を行う各機関は、発電する電気の周波数に留意すること。

2.1. 公共工事
(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】
○資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。	○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。
【配慮事項】	○資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
注）	義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方にについて検討するものとする。

表1
●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類 (品目分類)	品目名 (品目名)	品目ごとの判断の基準	表2	
				建設汚泥から再生した処理土	吹付けコンクリート
盛土材等	資材	防水	高日射反射率防水	高日射反射率防水	高日射反射率塗料
地盤改良材		鋼装材	再生材料を用いた鋼装用ブロック (焼成)	再生材料を用いた鋼装用ブロック (フレキヤスト無筋コンクリート製品)	低揮発性有機溶剤型の路面標示用塗料
コンクリート用スラグ骨材		園芸資材	バーカーたい肥	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)
コンクリート用スラグ骨材		道路照明	LED道路照明	LED道路照明	LED道路照明
アスファルト混合物		建具	中央分離帯フロック	再生プラスチック製中央分離帯フロック	再生プラスチック製中央分離帯フロック
			タイル	セラミックタイル	セラミックタイル
			建具	断熱サッシ・ドア	断熱サッシ・ドア
			電気炉酸化スラグ骨材	製材	製材
			再生加熱アスファルト混合物	集成材	集成材
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	合板	合板

中温化アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入路盤材
再生骨材等	再生骨材等
小径丸太材	間伐材
混合セメント	高炉セメント
セメント	フライアッシュセメント
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
鉄鋼スラグ水利固体	鉄鋼スラグブロック
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
塗料	下塗用塗料 (重防腐)
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用塗料
	用水性塗料
	高日射反射率塗料
	高日射反射率防水
	再生材料を用いた鋼装用ブロック (焼成)
	再生材料を用いた鋼装用ブロック (フレキヤスト無筋コンクリート製品)
	バーカーたい肥
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)
	LED道路照明
	再生プラスチック製中央分離帯フロック
	セラミックタイル
	断熱サッシ・ドア
	製材
	集成材
	合板

	単板積層材	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	直交集成板	舗装(表層)	路上表層再生工法
フローリング	フローリング	舗装(路盤)	路上再生路盤工法
	パーティクルボード	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
再生木質ボード	繊維板	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列
	木質系セメント板	舗装	排水性舗装
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	山留め工法	透水性舗装
ビニル系床材	ビニル系床材	屋上緑化	屋上緑化
断熱材	断熱材		
照明機器	照明制御システム		
変圧器	変圧器		
	吸収冷温水機		
空調用機器	蓄熱式空調機器		
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		
	送風機		
	ポンプ		
配管材	排水・通気用再生繊質ボリ塩化ビニル管		
衛生器具	自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み 小便器 大便器		
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠		
建設機械	排出ガス対策型建設機械 合板型枠	表3	
工法	建設発生土有効利用工法 建設汚泥再生処理工法	表4	
	建設汚泥再生処理工法		

目的物	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
舗装	舗装(表層)	路上表層再生工法
山留め工法	舗装(路盤)	路上再生路盤工法
排水性舗装	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
透水性舗装	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列
屋上緑化	屋上緑化	排水性舗装
屋上緑化	屋上緑化	透水性舗装
		表5

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等 再生した処理土	建設汚泥から再生された処理土であること。 ①建設汚泥等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水碎スラグが使用された土工用材料であること。
土工用水碎ス ラグ	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水碎スラグが使用された土工用材料であること。	【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
銅スラグを用 いたケーソン 中詰め材	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
フェロニッケ ルスラグを用 いたケーソン 中詰め材	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。	【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
地盤改良材 鋼スラグ	【判断の基準】 ○サンドコンパクションバイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。
コンクリー ト用スラグ 骨材	【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
コンクリー ト用スラグ 骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
アスファル ト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コングリート塊から製造した骨材が含まれること。	【判断の基準】 ○アスファルト・コングリート塊から製造した骨材が含まれること。
コンクリー ト用スラグ 骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、碎砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
高炉スラグ骨 材	【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考)「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファル ト混合物	中温化アスフ タルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30°C程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。
		備考)「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表面基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ボーラスアスファルトには使用しない。

路盤材 入路盤材	鉄鋼スラグ混 【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【耐震事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015(「道路用鉄鋼スラグ」)に適合する資材は、本基準を満たす。
路盤材	再生骨材等 【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	
小径丸太材 間伐材	間伐材 【判断の基準】 ①間伐材(林地強材・小径木等の再生資源を含む)。あって、有害な腐れ等の欠陥がないこと。 ②林地強材・小径木等の再生資源以外の場合にあっては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に属する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	
	備考)間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が營まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則ることとも、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。	
混合セメント 高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであつて、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されること。	
	備考)「高炉セメント」については、JIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。	
混合セメント フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであつて、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。	
	備考)「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。	

セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであつて、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。	備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。 2 近赤外波長域日射反射率、明度*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。 3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。
------	--------	---	--

防水 高日射反射率 防水	【判断の基準】 ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。
備考	
1 本項の判断の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。	
2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602に準じる。	
鋪装材 再生材料を用いた舗装用フロック(焼成)	【判断の基準】 ①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの)が用い、焼成されたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③「土壤の汚染による環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。

下水道汚泥 上水道汚泥 湖沼等の汚泥	堆却灰化又は溶融スラグ化 前処理方法によらず 対象
【判断の基準】	
再生材料を用いた舗装用フロック類(無筋コンクリート製品)	①原料に再生材料(別表の左欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの)が用いられたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。
別表 再生材料の原料となるものの分類区分 都市ごみ焼却灰 下水道汚泥	前処理方法 溶融スラグ化
園芸資材 ハーベクたい肥	【判断の基準】 ○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除く他の原材料には畜糞、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。
再生材料の原料となるものの分類区分 採石及び黒葉廃土 無機性砂(キラ) 鉄鋼スラグ 非鐵スラグ 鋸物砂 陶磁器屑 石炭灰 建材廃材 魔ガラス(黒色及び茶色の魔ガラスびんを除く) 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑 都市ごみ焼却灰	前処理方法によらず 対象 【判断の基準】 ・有機物の含有率(乾物) 70%以上 ・炭素窒素比[C/N比] 35以下 ・陽イオン交換容量[CEC](乾物) 70meq/100g以上 ・pH 5.5~7.5 ・水分 55~65% 生育阻害その他異常が認められない ・幼植物試験の結果 ・窒素全量[N](現物) 0.5%以上 ・りん酸全量[P ₂ O ₅](現物) 0.2%以上 ・加里全量[K ₂ O](現物) 0.1%以上

下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の一基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壤改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性廃又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 35%以上 ・炭素窒素比 [C:N比] 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量 [N] (現物) 0.8%以上 ・リン酸全量 [P2O5] (現物) 1.0%以上 ・アルカリ分 (現物) 15%以下(ただし、土壤の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)
道路照明	<p>【参考】</p> <p>1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壤改良資材として使用される場合も含む。</p> <p>2 肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条及び第 25 条の規定に基づく「普通肥料の公定規格」（昭和 61 年農林水産省告示第 284 号）に適合するもの。</p> <p>LED 道路照明</p> <p>【判断の基準】</p> <p>○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア、標準皮相電力が表 1 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ、演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ、LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。</p> <p>② トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア、標準皮相電力が表 2 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ、演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ、LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。</p> <p>③ トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア、標準皮相電力が表 3 に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ、演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ、LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。</p>

表1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

ライトエンジン) に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする

「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件下で点灯させた後「LEDモジュールの規定光束」がなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値「LEDモジュールの規定光束」の80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいすれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件下で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

備考) 1 平均演色評価数 RaJ の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測定方法) 及び JIS C 8152-2(照通用白色発光ダイオード(LED)の測定方法 - 第2部 : LED モジュール及び LED

- T字路 (4 車線×2 車線) 15 lx	連続照明用 交差点隔切り部用	95 VA
- T字路 (4 車線×2 車線) 10 lx	連続照明用 交差点隔切り部用	70 VA
- Y字路 (4 車線×2 車線) 20 lx	70 VA	125 VA
- Y字路 (4 車線×2 車線) 15 lx	95 VA	NH 150W相当
- Y字路 (4 車線×2 車線) 10 lx	70 VA	NH 180W相当
- V歩行者の背景を照明する方式 20 lx	180 VA	NH 220W相当
- V歩行者の背景を照明する方式 10 lx	95 VA	NH 270W相当
- W歩行者の自身を照明する方式 20 lx	180 VA	NH 360W相当
- W歩行者の自身を照明する方式 10 lx	95 VA	

(備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）」（平成 27 年 3 月 国土交通省）による。

2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

3 電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の 1.2 倍の値を標準とする。

表 2 トンネル照明器具（基本照明）の標準皮相電力		
区分	設計条件タイプ	標準皮相電力
x (1/2 低減)	設計速度 40 (km/h) 2 車線 0.75 (cd/m ²) 千鳥	40 VA
z (1/2 低減)	設計速度 50 (km/h) 2 車線 0.95 (cd/m ²) 千鳥	50 VA
bb (1/2 低減)	設計速度 60 (km/h) 2 車線 1.15 (cd/m ²) 千鳥	65 VA
x	設計速度 40 (km/h) 2 車線 1.5 (cd/m ²) 千鳥	65 VA
y	設計速度 40 (km/h) 2 車線 1.5 (cd/m ²) 向合せ	40 VA
z (歩道有りの断面含む)	設計速度 50 (km/h) 2 車線 1.9 (cd/m ²) 千鳥	75 VA
aa	設計速度 50 (km/h) 2 車線 1.9 (cd/m ²) 向合せ	50 VA
bb	設計速度 60 (km/h) 2 車線 2.3 (cd/m ²) 千鳥	95 VA
cc	設計速度 60 (km/h) 2 車線 2.3 (cd/m ²) 向合せ	65 VA
dd	設計速度 70 (km/h) 2 車線 3.2 (cd/m ²) 千鳥	95 VA
ee	設計速度 70 (km/h) 2 車線 3.2 (cd/m ²) 向合せ	65 VA
ff	設計速度 80 (km/h) 2 車線 4.5 (cd/m ²) 千鳥	125 VA
gg	設計速度 80 (km/h) 2 車線 4.5 (cd/m ²) 向合せ	95 VA

(備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）」（平成 27 年 3 月 国土交通省）による。

2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表 3 トンネル照明器具（入口照明）の標準皮相電力	
種別	標準皮相電力
NH 70W相当	50 VA
NH 110W相当	75 VA
NH 150W相当	105 VA
NH 180W相当	160 VA
NH 220W相当	205 VA
NH 270W相当	250 VA
NH 360W相当	290 VA

(備考) 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当の LED トンネル照明器具をさす。

(備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工場内で再生利用されるものは除く）。

2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401 〈再生プラスチック製中央分離帯ブロック〉に適合する資材は、本基準を満たす。

タイトル	セラミックタイル	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料の重量は除外されるものとす。 同一工場からの素材の重量は除外されるものとす。 ③「土壤汚染による環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。
【配慮事項】		
○土壤汚染対策法（平成4年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題がないこと。		
別表 再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	【判断の基準】 ①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。
採石及び黒葉廃土 無機珪砂（キラ） 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鉱物砂 陶磁器屑 石炭灰 廃プラスチック 建材木材 廃ゴム 魔ガラス（無色及び茶色の魔ガラスびんを除く） 製紙スラッジ アルミニスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑 都市ごみ焼却灰 下水道汚泥 上水道汚泥 湖沼等の汚泥	前処理方法によらず 対象	【配慮事項】 ○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。
建具 ア	断熱サッシ・ドア	【判断の基準】 ①建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であつて、次のいずれかに該当すること。 ①複層ガラスを用いたサッシであること。

建材等	建材	【判断の基準】 ①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。
【配慮事項】		
○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。		
集成材 合板 単板構造材 直交集成板	集成材 合板 単板構造材 直交集成板	【判断の基準】 ①間伐材、合板等の木材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の材積比割合が10%以上であり、かつ、合板・木材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、合板・木材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。
建具 ア	断熱サッシ・ドア	【判断の基準】 ①建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であつて、次のいずれかに該当すること。 ①複層ガラスを用いたサッシであること。

備考)	原木は除く。 ②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。
-----	--

- 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 製材・集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行ふ場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則ることとも、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木について、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案することの証明は不要とする。なお、本に記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本に記載した場合には、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリング	フローリング	【判断の基準】
①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。	①間伐材・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資源全体に占める木種比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとす）。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資源全体に占める木種比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとす）。
③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	④居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。	③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。

再生木質ボード	パーティクルボード	【判断の基準】
繊維板	①体木材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資源全体に占める木種比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとす）。	①体木材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資源全体に占める木種比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとす）。
②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。	③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。	②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。
④木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。	⑤木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。	④木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。

<p>木質系セメント板</p> <p>【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物纖維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に關する法令に照らして手續が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】 ①原料の原木は、持続可能な森林經營が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460による。</p> <p>2 パーティクルボード・纖維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林經營のためのガイドライン（平成18年2月）に準拠して行う場合に該当する。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p> <p>3 木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林經營が営まれている森林からの産出に係る確認を行なう場合は、木材・木材製品の合法性・持続可能性のためのガイドライン（平成18年2月）に準拠して行う場合に該当する。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>4 「パーティクルボード」及び「纖維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 及びJIS A 5905で規定される「☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。</p>
--

<p>断熱材</p> <p>ビニル系床材</p> <p>【判断の基準】 ○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p> <p>備考) JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。</p>
<p>断熱材</p> <p>【判断の基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであつて、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①フロン類が使用されていないこと。</p> <p>②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>【配慮事項】 ○押出法ボリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材2種及び硬質ウレタンフォーム断熱材3種については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p> <p>備考) 1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。</p> <p>2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成25年経済産業省告示第270号）による。</p> <p>3 「硬質ウレタンフォーム断熱材2種」「硬質ウレタンフォーム断熱材3種」とは、それぞれJIS A 9521に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が2種のもの、3種のものをい。</p> <p>照明機器</p> <p>【判断の基準】 ○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（屋光）利用制御の機能を有していること。</p>

変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。
(備考) 本項の判断の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超える、7000V以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。		

- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
- ② H種絶縁材料を使用するもの
- ③ スコット結線変圧器
- ④ 3以上の巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であつて定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であつて定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
- ⑧ 横置型の絕縁材料を使用する三相変圧器であつて三相交流を單相交流及び三相交流に変換するためのもの
- ⑨ 定格一次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 变圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種別	相 数	定格周波数	定 格 容 量	基準エネルギー消費効率の算定式
				区 分
油入変圧器	单 相	50Hz		E=11.2 S° 732
		60Hz		E=11.1 S° 725
	三 相	50Hz	500kVA 以下	E=16.6 S° 696
		500kVA 超		E=11.1 S° 809
		60Hz	500kVA 以下	E=17.3 S° 678
		500kVA 超		E=11.7 S° 790
モールド変圧器	单 相	50Hz		E=16.9 S° 674
		60Hz		E=15.2 S° 691
	三 相	50Hz	500kVA 以下	E=23.9 S° 659
		500kVA 超		E=22.7 S° 718
		60Hz	500kVA 以下	E=22.3 S° 614
		500kVA 超		E=19.4 S° 737

(備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。

2 「モールド変圧器」とは、横置型の絶縁材料を使用するものをいう。

3 E及びSは、次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位: %)

S : 定格容量 (単位: kVA)

4 表の規定は、JIS C 4304及びC 4306並びに日本電機工業会規格1500及び1501に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に記載する基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右列に1.10 (モールド変圧器に

あつては1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。
5 エネルギー消費効率については、JIS C 4304 「7.4 エネルギー消費効率」及びJIS C 4306 「7.4 エネルギー消費効率」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ①冷房の成績係数が表1に示された区分の数値以上であること。 ②冷房の期間成績係数が表2に示された区分の数値以上であること。
-------	--------	---

(備考) 1 本項の判断の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が105kW以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。

2 吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622による。

表1 冷房の成績係数 区 分	成績係数	表2 冷房の期間成績係数 区 分	
		冷凍能力が352kW以上	期間成績係数
			1.45

空調用機器	水蓄熱式 空調機器	【判断の基準】 ①水蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。
		区 分

(備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。

3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、屋間熱源機運転時間は10時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW·h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW·h)} + \text{屋間熱源機冷却消費電力量 (kW·h)}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \frac{\text{日量蓄熱利用冷房効率}}$$

4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率(時間当たりのピーク負荷率を100%とした時の平均負荷の割合)を85%として、この時のピーク負荷率をいう。

5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件

		単位：℃			
		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、屋間熱源機令知の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7°Cで、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものという。

別表2 温度条件

		単位：℃	
		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

8 「屋間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものという。

9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。

10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、水蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものという。

11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、水蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものという。

別表3 冷房の成績係数

区分	成績係数
水蓄熱ユニット	2.2
水蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

【判断の基準】	
①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。	○ブレミアム効率のモータが使用されていること。
②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	○ブレミアム効率のモータが使用されていること。

備考) 1 本項の判断の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空調機」は、JIS B 8627

に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

2 期間成績係数(APFp)の算出方法は、JIS B 8627による。

表 期間成績係数

区	分	期間成績係数(APFp)
冷房能力が28kW以上 35.5kW未満	1.22 以上	
冷房能力が35.5kW以上 45kW未満	1.37 以上	
冷房能力が45kW以上 56kW未満	1.59 以上	
冷房能力が56kW以上	1.70 以上	

空調用機器	送風機	【判断の基準】
空調用ポンプ	○ブレミアム効率のモータが使用されていること。	
配管材	排水・通気 ボリ塩化ビニル管	○ブレミアム効率のモータは、JIS C 4213(低圧三相かご形誘導電動機-低圧トップランナーモータ)で規定される低圧トップランナーモータとする。
	【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。	2 適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸総手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気 ボリ塩化ビニル管	【判断の基準】 ○排水用又は通気用の硬質ボリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。
	【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。	1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質ボリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。

2 「排水・通気用再生硬質ボリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797で規定される「リサイクル硬質ボリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798で規定される「排水用リサイクル硬質ボリ塩化ビニル管」に定める基準による。

3 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ボリ塩化ビニル管・縦手類から作られた「再利用ボリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797の3.a4)、JIS K 9798の3.a4)及びAS 584の3.1による。

表 リサイクル材料使用率
管の区分
三層管
単層管

備考) 1 本項の判断の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空調機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

2 期間成績係数(APFp)の算出方法は、JIS B 8627による。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ① 自動水栓（自己発電機構付）にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ウ. 単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。 ② 自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。
自動洗浄装置及びその組み込み小便器		【判断の基準】 ○洗浄水量が1L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
大便器		【判断の基準】 ○洗浄水量が6.5L/回以下であること。
コンクリート用型枠	合板型枠	【判断の基準】 ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ② ①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

② 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行いうるに支障を来さないものであること。

備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

コンクリート用型枠	合板型枠	【判断の基準】 ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ② ①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
別表		【配慮事項】 ① 再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 イ. 認定・認証番号、認定団体名等 なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に表示していること。 ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク イ. 認定・認証番号、認定団体名等 なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に表示していること。 上記ア. 及びイ. を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機關に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

【配慮事項】
① 再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準	
	機種	摘要
排出ガス対策型建設機械		
○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。		
別表1 トンネル工事用建設機械	機種	摘要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型フレークホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型フレークホウを装着したものも含む。
ハイールローダ・クローラ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く
別表2 一般工事用建設機械		
機種	摘要	要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下
ハイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下
フルードローラ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下
ハイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下、ラフテレンクレーン

○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。

1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機第249号)による。
2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

別表3 トンネル工事用建設機械

対象物質 (単位)	HC (g/kW·h)	NO _x (g/kW·h)	CO (g/kW·h)	PM (g/kW·h)	黒煙 (%)
出力区分					
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40
130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40

別表4 一般工事用建設機械					
機種	摘要	要			
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下	(10.2PS以上359PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)			
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下	(10.2PS以上359PS以下)、可搬式			
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下	(10.2PS以上359PS以下)、基礎工事用機械で独立したもの			
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下	(10.2PS以上359PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ			
ハイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下	(10.2PS以上359PS以下)、ラフテレンクレーン			

(備考) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

- 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機第249号)による。
- トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

【判断の基準】
○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。

低騒音型建設機械		【判断の基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。	
機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	
ブルドーザー	P <55 55≤ P <103 103≤ P	102 105 105	P <55 P <103 P <103
バックホウ	P <55 55≤ P <103 103≤ P <206 206≤ P	99 104 106 106	P <55 P <103 P <206 P <103
ドラグライン クラムシェル	P <55 55≤ P <103 103≤ P <206 206≤ P	100 104 107 107	P <55 P <103 P <206 P <103
トラクターショベル	P <55 55≤ P <103 103≤ P	102 104 107	P <55 P <103 P <103
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P <55 55≤ P <103 103≤ P <206 206≤ P	100 103 107 107	P <55 P <103 P <206 P <103
ハイブロハンマー		107	
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P <55 55≤ P <103 103≤ P	98 102 104	P <55 P <103 P <103
アースオーガー	P <55 55≤ P <103 103≤ P	100 104 107	P <55 P <103 P <103
オールケーシング掘削機	P <55 55≤ P <103 103≤ P <206 206≤ P	100 104 105 107	P <55 P <103 P <206 P <103
アースドリル	P <55 55≤ P <103 103≤ P	100 104 107	P <55 P <103 P <103
さく岩機(コンクリートブレーカー)		106	

ロードローラー	P <55	101
タイヤローラー	55≤ P	104
振動ローラー		
コンクリートポンプ(車)	55≤ P <103 103≤ P	100 103 103
コンクリート圧碎機	55≤ P <103 103≤ P <206 206≤ P	99 103 106 107
アスファルトフィニッシャー	55≤ P <103 103≤ P	101 105 107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	55≤ P	101 105
発動発電機	55≤ P <55	98 102

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土 有効利用工 法	低品質土有効 利用工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再 生処理工法	建設汚泥再生 処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、「土壤汚染対策法」(平成14年法律第53号)及び「土壤の汚染に係る環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)を満たすこと。
コンクリー ト塊再生処 理工法	コンクリート 塊再生処理工 法	【判断の基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。
舗装 (表面) 工法	路上表面再生 工法	【判断の基準】 ○既設アスファルト舗装の表層を粉碎し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表面を再生する工法であること。
舗装 (路盤) 工法	路上再生路盤 工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材ヒアスファルト・コンクリート層を粉碎して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。
備考) アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。		

表5【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。
舗装	透水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面に浸透させることができる舗装であること。 備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

品目分類	品目名	判断の基準等
法面緑化工 法	伐採材又は建 設発生土を活 用した法面緑 化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
山留め工法	泥土低減型ソ イルセメント 柱列壁工法	【判断の基準】 ○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。 備考) 本項の判断の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

2.2. 役務

2.2-1 省エネルギー診断

(1) 品目及び判断の基準

省エネルギー診断	【判断の基準】 ○表1に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能者を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他の必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。
備考	当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理办法に含まれる。

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設・電気・電子・機械・衛生工学・環境）
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況、再生可能エネルギーの導入可能性
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
設備・機器の導入(再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器を含む。)、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入(再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器を含む。)、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

2.2-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	【判断の基準】 <共通事項> ○基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の①から④の要件をそれぞれ満たすこと。 ①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原本より製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材・林地強材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプに適用しない。 ②表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 ③印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。 ⑤次のいずれかの要件を満たした事業者又は印刷物であること。 ア.環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者であること。 イ.環境報告書等を作成・公表している事業者であること。 ウ.印刷物の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 エ.ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物であること。 オ.グリーンプリントインテグレーション認定制度又は環境推進工場認定制度による認定を取得している事業者（工場等）であること。
<個別事項>	

- (1) オフセット印刷
ア. バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。
イ. インキの化学安全性が確認されていること。
- (2) デジタル印刷
ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。
イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する省エネルギー診断の総件数及び対象となり得る施設等の具体的範囲を示すこととする。

〔配慮事項〕			
①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。			
②デジタル化の推進等(DTP、CIP、DOP方式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。			
③揮発性有機化合物(VOC)の発生抑制に配慮されていること。			
④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。			
⑤印刷物の表紙加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。			
⑥紙の原料にバージンパルプが使用される場合には、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。			
⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。			

(備考) 1 本項の判断の基準とする「印刷」は、紙製の報知書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転写する印刷方式をいう。

3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であつて電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式をいう。

4 判断の基準<共通事項>②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考すること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

5 判断の基準<共通事項>③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行ふものとする。

ア. Aランクの材料のみを使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ. A又はBランクの材料のみ使用(ア. の場合を除く。)する場合は「紙にリサイクルできます」

ウ. C又はDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

なお、製本加工したカレンダーであつて、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。

6 調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあつた資材を適切に選択すること。

7 「バイオマスを含有したインキ」とは、バイオマス割合(再生可能な生物由来の有機性原材料・植物由来の油を含み、化石資源を除く。)の含有量の割合(インキに含まれる石油(化石燃料系)を原料とした溶剤の含有量の割合)が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UVインキはVOC成分(WHO(世界保健機関)の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分

類される揮発性有機化合物)が30%未満かつリサイクル対応型UVインキであることをもつて、判断の基準<個別事項>①の基準に適合するものとみなす。

インキの種類	ハイオスマス割合	石油系溶剤割合
枚葉インキ	30%以上	30%以下
オフ輪インキ	20%以上	45%以下
金インキ(枚葉・オフ輪)	10%以上	25%以下
新聞インキ(ノンヒートオフ輪)	30%以上	30%以下

備考 1 インキにはOPニス及びメジウムを含む。

2 油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。

8 「芳香族成分」とは、JIS K 2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

9 判断の基準<共通事項>④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリントティング(GP)認定制度』ガイドライン」を参考すること。

10 「環境マネジメント」とは、事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくことをいい、そのため事業者内の体制・手続みを「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントシステムの例としてはISO 14001、エコアクション21等がある。

11 「環境報告書等」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律77号)第2条第4項に規定する環境報告書及び環境報告書に記載すべき事項等に關する内容を含むしている報告書をいう。

12 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

13 判断の基準<共通事項>⑤の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルセメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

14 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物」とは、当該印刷物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という。)を調整し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という。)印刷物をいう。

15 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット(JCM)、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリーに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

16 「グリーンプリントイング認定制度」とは、事業者(工場等)の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度であり、一般社団法人日本印刷業連合会が運営する。「環境推進工場認定制度」とは、印刷物製造工程における環境負荷低減への取組を一定水準以上達成した中小印刷事業者(工場等)を認定・登録する制度であり、全日本印刷工業組合連合会及び東京都印刷工業組合が運営する制度。

17 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。

18 判断の基準<個別事項>①の「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準<個別事項>②の「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。

ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制(NL規制)」(平成23年9月1

日改訂)に適合していること。

イ. 特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ボリプロモビフェニル並びにボリプロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えること。特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附屬書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附屬書目録に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の対象物質を特定していること(SDS(安全データシート)を備えていること)。

1.9 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な备注とならないよう、また、少部数の場合はデジタル印刷を選択する等適切な备注に努めること。

2.0 調達を行う各機関は、印刷物の校正に当たっては、可能な限り本機校正によるデジタル校正とし、VOC排出量の抑制に努めること。

2.1 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から産出に係る認証を行なう場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明」のためガイドライン(平成18年2月)に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる	—
① 紙 【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—	—
【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(Α)*／樹脂合浸紙(水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(Β)*／樹脂合浸紙(水溶性のもの)／エチレン等樹脂ラミネート紙／クラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(С)*／樹脂合浸紙(水溶性のもの)／エチレン等樹脂ラミネート紙／クラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 撫美紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙。	—
④ その他	—	【異物】 粘着テープ(リサイクル対応型)	【異物】 石／ガラス／金物(製本用ホッチキス、針金等除く)／土砂、木片／プラスチック類／布類／建材(石こうボード等)／不織布／粘着テープ(リサイクル対応型を除く)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、香水、口紅等)

(参考) 1 ☆印の資材(難纏化EVA系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライナー)は、日本印刷業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

2 *印の資材(抄色紙、ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

②	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
イ. キ	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ／オフセットインキ／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレイキンインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	【特殊インキ】 UVインキ／グラビアインキ／オフセッティング用金・銀インキ／OCRコードインキ／UVインキ／EBインキ／墨光インキ(油性)	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
キ	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ／オフセッティング用金・銀インキ／OCRコードインキ／UVインキ／EBインキ／墨光インキ	【特殊インキ】 UVインキ／グラビアインキ／オフセッティング用金・銀インキ／OCRコードインキ／UVインキ／EBインキ／墨光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
ラ	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
ミ	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライタナーナ☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライタナー	—	—
ヌ	【製本加工】 製本用針金／ホツチキス等／難纏化EVA系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA系ホットメルト☆	【製本加工】 クロス貼り(布クロス、紙クロス)	—
ヌ	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、フレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(PP貼り)／UVコート、UVラミコート／箔押し	—	—
ヌ	【その他加工】 リサイクル対応型シール／全離解可能粘着紙)☆	【その他加工】 シール(リサイクル対応型を除く)	【その他加工】 立体印刷物(レンチキユラーレンズ使用)	—
ヌ	【異物】 粘着テープ(リサイクル対応型)	【異物】 石／ガラス／金物(製本用ホッチキス、針金等除く)／土砂、木片／プラスチック類／布類／建材(石こうボード等)／不織布／粘着テープ(リサイクル対応型を除く)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、香水、口紅等)	—

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基準
デジタル化	工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上であること。	
製版	製版フィルムを使用する工程において、廢液及び製版フィルムからの銀回収から銀の回収を行っていること。	
印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行正在のこと。	
VOCの発生抑制	次のいずれかの対策を講じていること。 ・水なし印刷システムを導入していること。 ・温水循環システムを導入していること。 ・自動布洗浄を導入していること。又は自動液洗浄の場合は循環システムを導入していること。 ・VOC対策に資する環境に配慮した温水を導入していること。 ・廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。	
印刷	輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。	
製紙原料へのリサイクル	撮紙等(印刷工程から発生する撮紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。	
デジタル	印刷機の環境負荷低減 ・印刷機の環境負荷低減 ・製紙原料等へのリサイクル	撮紙等(印刷工程から発生する撮紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。 撮紙等(印刷工程から発生する撮紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。
表面加工	VOCの発生抑制 ・製紙原料等へのリサイクル ・騒音・振動抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用すること。 撮紙等(光沢加工工程から発生する撮紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。 窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
製本加工	撮紙等(製本工程から発生する撮紙)の製紙原料へのリサイクル率が70%以上であること。	

(備考) 1 本基準は、印刷業務の元請か下請かを問わず、印刷業務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に關連する印刷業務の一部の工程を行う者には適用しない。

2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廢液及び製版フィルムからの銀の回収」のいずれかを満たせばよいこととする。

3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廢液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

4 印刷工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に關連する印刷業務の一部の工程を行う者には適用しない。

5 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」の環境に配慮した温水及び環境に配慮した洗浄剤については、日本印刷産業連合会が運営する「クリーンプリントイング資機材認定制度」において認定されたエッチ液(温水)及び洗浄剤を参考とすること。

6 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」の廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等及び輪転印刷工程のVOC処理装置の設置・適切な運転管理、デジタル印刷工程における「VOCの発生抑制」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用しているものとみなす。

7 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル(RPFへの加工やエネルギー回収等)を含む。

表3 資材確認票の様式(例)

件名:	御中
資材確認票	作成年月日: 年 月 日
〇〇印刷株式会社	

印刷資材	使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
本文表紙	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
見返しカバー	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
インキ類	—	—			
製本加工	○	A	平版インキ	〇〇インキ／〇〇	
表面加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学／〇〇	
その他	—	—			

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

(備考) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性リストを参照すること。

2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、

「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
3 内容に関する問合せに当たつて必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行なうことができる。

表4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

工程	実 現	基 準（要求内容）	食堂	
			御中	作成年月日： 年 月 日
オフセット印刷	はい／いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	○印刷株式会社	〇○印刷株式会社
刷版	はい／いいえ	②印刷版（アルミニウムのもの）の再使用又はリサイクルを行っている。 ③水なし印刷システムを導入している、温水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動洗浄装置を導入している洗浄剤を導入している、廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。		
印刷	はい／いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合においては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。 ⑤印刷工程から発生する損紙、残紙の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。		
オフセット印刷	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源遮断など、省エネルギー活動を行っている。 ⑦アルコール類を濃度30%未満で使用している。		
表面加工	はい／いいえ	⑧損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。 ⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。		
製本加工	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。 ⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。		

備考) 内容に関する問合せに当たつて必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行なうことができる。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす印刷の件数の割合とする。

2.2-3 食堂
(1) 品目及び判断の基準等

【判断の基準】

○店舗又は敷地内において委託契約等により営業している食堂について、基準値1は、次の①又は②及び③から①までの要件を、基準値2は、次の③から①までの要件をそれぞれ満たすこと。
 ①食堂内における飲食物の提供に当たっては、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。
 ②食堂内における飲食物の提供に当たっては、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。
 ③生ごみを減量及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。
 ④繰り返し利用できる食器が使われていること。
 ⑤食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替を使用しない場合はこの限りではない。
 ⑥食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。
 ⑦食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。
 ⑧食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品開発事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という）で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。
 ⑨提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。
 ⑩食堂内の掲示を除く等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。
 ⑪食堂の運用に伴うエネルギー・節水のための措置を講じていること。

【配慮事項】

①食品廃棄物等は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）に基づく再生利用の優先順位を踏まえ、飼料化、肥料化、さのこ類の栽培のために使用される固形状の培地への活用、メタノ化等により再生利用されること。
 ②生分解性の生ごみ処理袋又は冰切りネットを用いる場合は、生ごみと一緒にコンポスト処理されること。
 ③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。

2.2-4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生

【判断の基準】
○次のいずれかの要件を満たすこと。
①第一寿命を経過した自動車専用タイヤ(ケーンシング)に、
踏面部分のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命に
おける使用を可能にするものであること。
②再生することなく再構切り(リグレーブ)が可能であること。

④食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ⑤修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用されたこと。 ⑥食器が使われていること。 ⑦再使用のために容器包装の返却・回収が行われること。 ⑧食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。
--

備考) 1 会議等において提供される飲食物等を販売する場合は、本項の判断の基準を準用する。

- 2 判断の基準①の「環境負荷減の取組の「見える化」」とは、「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定)及び「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」(令和6年3月農林水産省策定)に基づく農業者等による環境負荷低減の努力の評価とそのラベル表示をいう。
- 3 判断の基準②の「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第2条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基準として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行なわれる農業をいう。
- 4 判断の基準①及び②については、当該要件を満たす農産物又は加工食品若しくは加工品を常時取り扱うことで、提供する飲食物の種類、量、提供期間等の一部においてそれらを取り扱うことで、適合しているものとみなす。
- 5 判断の基準⑥及び⑧の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)に基づく再生利用等のことをいう。
- 6 判断の基準⑥及び⑦の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 7 判断の基準⑦については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。
- 8 判断の基準⑨に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合には、要望に応じて提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。
- 9 判断の基準⑪については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。

- 10 配慮事項③の「地域の農林水産物の利用」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第25条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生(自動車整備の一部として調達されるものを含む。)の総件数とする。

【配慮事項】 ①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静闇性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--

備考) 1 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。

2 JIS K 6339(更生タイヤ)に適合する更生タイヤは、判断の基準①を満たす。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する食堂の総件数に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす食堂の件数の割合とする。

2.2-5 自動車整備
(1) 品目及び判断の基準等

7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

自動車整備

【判断の基準】

- ①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取り外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルト部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。））が使用されていること。
 ②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 ア、大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後に20%以上削減されること。
 なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。
 イ、エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかつた場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。

【配慮事項】

- ①エンジン洗浄の環境負荷低減効果による情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うことともに、当該情報が開示されていること。
 ②ロングライフルアントの再利用に努めていること。
 ③自動車整備に当つて、環境負荷低減に配慮されていること。
 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び梱棄時の負荷低減に配慮されていること。

(備考) 1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であつて、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。

- 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車（は除く。））をいう。
- 3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合には、新商品のみによる整備についても本項の適用の対象とする。
- 4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務である。表の基準を動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。
- 5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く。）を対象とする。

- 6 本項の判断の基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、「大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和 49 年環境庁告示第 1 号）による。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準		
自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

(2) 目標の立て方
当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎管理

【判断の基準】

- ① 庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。
- ② 次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理標準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。
 - ア 空気調和設備、換気設備
 - イ ポイラー設備、給湯設備
 - カ 照明設備、昇降機、動力設備
 - エ 受変電設備
- ③ 当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。
- ④ 常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。
- イ 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策(施設利用者と連携して行う節水対策を含む)。
- ア、エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策(施設利用者と連携して行う節水対策を含む)。
- カ、廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因についても検証すること。
- イ、廃棄物の排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。
- ⑤ 常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行い、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。
- ⑥ 省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。
- ⑦ エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。
- ⑧ 庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。

【配慮事項】

- ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮されていること。
- ② エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」(平成26年経済産業省告示第271号)

を踏まえ、庁舎における電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。

③ エネルギーの使用状況等を詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムを適切に管理・運用すること等により、温室効果ガスの排出削減が図られていること。

④ 施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツール等の活用に努めていること。

⑤ 庁舎管理に必要な省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術を有する担当者が配置されるとともに、当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施に努めていること。

⑥ 庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮するよう努めていること。

備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。

2 判断の基準②から⑤については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。

3 庁舎管理に係る判断の基準②の管理標準は、別表1に示したエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和45年法律第49号)に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業者の判断の基準」(平成21年経済産業省告示第66号)を参考とし、必要に応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。

4 判断の基準③の施設における省エネルギーに関する評価は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策(推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策(当該対策に係る実施基準を含む))は、別表2を参考として選定するものとする。

5 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。

6 判断の基準②から⑤については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。

7 判断の基準⑥の省エネルギー診断は、本基本方針に示した「22-1 省エネルギー診断」の「省エネルギー診断」をいう。

8 判断の基準⑦のエネルギー・管理システムは、本基本方針に示した「19 設備」の「エネルギー・管理システム」をいう。

9 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。

10 配慮事項④の「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等において作成されたマニュアル、ガイドライン等を含む。

1-1 配慮事項⑥の物品については、判断の基準②からエの設備の管理に当たって使用する修繕等に伴う部品や消耗品等の交換を含む。例えば、空気調和設備にあっては、一般に使い捨てとされる従来型フィルターに比べ、省エネルギー性能が高く、洗浄により再使用が可能な一体型となったフィルターがあることなどから、これらの製品や部品等の選択に当たって環境負荷の低減について考慮するよう努めること。

1-2 調達を行う各機関は、省エネルギー・低炭素化の推進の観点から、次の事項に留意すること。

ア、庁舎管理を総務省要約で調達する場合は、当該契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減等に係る目標を設定するとともに、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるよう努めること。なお、単年度契約の場合にあっても、

適切な対応が図られるよう努めること。
イ. 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入について、可能な施設から積極的に対応を図るよう努めること。

イ. 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入について、可能な施設から積極的に対応を図るよう努めること。

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（抄）

別表1

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
空気調和設備、換気設備	ア. 空気調和を施す区画を限定し、フライングの管理等による負荷の削減、設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定。なお、冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度を勘査した管理標準とする。 イ. 燃耗を行う熱源設備の管理は、空気比についての管理標準を設定。熱源設備、熱搬送する設備、空気調和機設備の管理は、外気条件変動等に応じ、冷房、水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。 工場複数の熱源設備で構成されている場合は、外気条件の季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択によりエネルギー効率を向上させるよう管理標準が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。	ア. 空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に記載。 ウ. ポイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。 エ. 燃耗を行う熱源設備の管理は、空気比についての管理標準を設定。熱源設備、熱搬送する設備、空気調和機設備の管理は、外気条件変動等に応じ、冷房、水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。 工場複数の熱源設備で構成されている場合は、外気条件の季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択によりエネルギー効率を向上させるよう管理標準が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。	ア. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目つまり及び凝縮器やケーブルの除去等個別機器の除油、その結果を記録。
ボイラーエquipment、給湯設備	ア. ボイラー設備は、ボイラーの容積及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定。 イ. ア. の管理標準は、ボイラーに於ける基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。 ウ. ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。 エ. ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。	ア. ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、魔ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に記載。	
照明設備、昇降機、動力設備	ア. 照明設備は、JIS Z 9110（照度基準）又はZ 9125（屋内作業場所の照度基準）及び記録に記載に於ける照度の計測を設定。定期的に計測し、その結果を記録。	ア. 照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守標準を設定。定期的に保守及び点検を行なう。 イ. 昇降機は、電動機の負担部及び電動機の機械損失を低減するよう保	

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
ボイラーエquipment、給湯設備	ア. ボイラー設備は、ボイラーの容積及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定。 イ. ア. の管理標準は、ボイラーに於ける基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。 ウ. ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。 エ. ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。	ア. ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、魔ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に記載。	ア. ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、魔ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に記載。 イ. ボイラーエquipment、給湯設備の管理は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に記載。 ウ. 給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に記載。

対象	管理	計測及び記録
受変電設備	合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行う。	守り及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。 ウ、給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械（電動機の負荷となる機械をいう。以下同じ。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するよう、定期的に保守及び点検を行う。また、負荷機械がポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する低減するよう、定期的に保守及び点検を行う。定期的に保守及び点検を行う。
イ 受電端における力率は、95パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御する。ように管理標準を設定して管理。	ア 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。	事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するため必要な事項の測定及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。

別表2

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
室内設定温湿度条件の変更 運転時間の短縮など機器の起動・停止期 間の最適な値に設定	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施
季節ごと・室内負荷状況に応じた最適な運転方法の設定	週1回以上実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施
空調終了前で開運橿・外調機・熱源機などの停止	毎日実施	—	—
インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取りやりめ	季節・外気温に応じ実施	—	—
冷房・暖房同時使用に伴うミキシング口又の確認及び防止	随時実施	随時実施	随時実施
「温湿度センサを適正な位置に取付 吸出し口の位置・方向の調整による温度分布均一化	必要に応じ実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施
冷暖房期間の短縮化	必要に応じ実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施
空室・倉庫等の空調換気の停止 運転時間の短縮	毎日実施	—	—
残業時間帯の空調制限	毎日実施	—	—
ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	—	—
早朝・深夜の清掃作業における空調制限 空調時間帯の扉・窓開放の禁止	毎日実施	季節・外気温に応じ実施	—
空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	—	—
共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施
クールビズ・ウォームビズの実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施
夏季における屋上等への散水の実施	当該期間外気温に応じ実施	—	—
各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	随時実施	随時実施
エアーフィルタの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	年2回以上実施
冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	年2回以上実施
空調の運転による自然換気の採用	随時実施	—	—
ウオーミングアップ制御の実施	毎日実施	—	—
空調立ち上げ時に応じ定常運転後に設定温度を2°C~3°C上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施	—	—
窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—	—
外気ナイトバージの実施	季節・外気温に応じ実施	—	—
吸気口と排気口の近接により生じるショートサーキットの防止	随時実施	随時実施	随時実施
スクジュール運転の実施	随時実施	随時実施	随時実施
個別空調機			

対象設備等	省エネルギー対策(例)	実施基準(例)	
		常駐管理	常駐管理以外
ダクトのエア漏れ・水漏れ・保溫材の脱着等について保守管理の徹底	年1回以上実施	年1回以上実施	
全熱交換器の清掃管理	年2回以上実施	年2回以上実施	
個別空調機	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施	
全熱交換器の停止措置	毎日実施	—	
温湿度を一定の範囲内で制御するゼロエナジー・バンドの設定	毎日実施	—	
冷水は高め、温水は低め、冷却水は低めの温度管理	毎日実施	—	
セントラル空調システム運転の実施	毎日実施	—	
(ポンプの搬送動力の低減)	毎日実施	—	
冷水・温水・冷却水の定期的な水質管理の実施(熱伝導率低下の防止)	月1回以上実施	月1回以上実施	
空調系統の運転30分程度前の熱源機器の停止	毎日実施	—	
空調機の運転圧力の適正管理	毎日実施	—	
蒸発器・凝縮器の薬洗・ブランシ清掃など	毎日実施	—	
のチューブ内部洗浄の実施	毎日実施	必要に応じ実施	
温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	毎日実施	—	
冷凍機	毎日実施	—	
蒸発器・凝縮器の薬洗・ブランシ清掃など	年2回以上実施	年2回以上実施	
マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	
機器のCOP値(効率)の管理	毎日実施	—	
機内の機密の適正な維持管理	毎日実施	—	
蒸発器・凝縮器の薬洗・ブランシ清掃など	年2回以上実施	年2回以上実施	
冷温水発生機・吸収式冷凍機	年2回以上実施	年2回以上実施	
温湿度計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	
機器のCOP値(効率)の管理	毎日実施	—	
機内の機密の適正な維持管理	毎日実施	—	
蒸発器・凝縮器の薬洗・ブランシ清掃など	年2回以上実施	年2回以上実施	
冷却塔	年2回以上実施	年2回以上実施	
のチュー・ブレ内部洗浄の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	
温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	
マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	
機器のCOP値(効率)の管理	毎日実施	—	
冷却塔出入口温湿度の適正化	毎日実施	—	
充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	毎日実施	—	
冷却塔水槽の清掃	毎日実施	—	
ハーフの開閉状態の確認	毎日実施	—	
冷却水の薬注管理の実施	毎日実施	—	
空調負荷削減等を踏まえた蓄熱槽における水・水蓄热量の最適な運転の実施	毎日実施	—	
蓄熱槽	毎日実施	—	
槽内温度分布の適正化	毎日実施	—	
ペリメータ用ファンコイルの最適な運転(時間帯設定温度)	季節・外気温に応じ実施	—	
ファンコイルの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	
冷温水フィンコイルの定期的な清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	
空冷ヒートポンプ	—	—	
空冷ヒートポンプの確認・管理	毎日実施	—	
全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	

対象設備等	省エネルギー対策(例)	実施基準(例)	
		常駐管理	常駐管理以外
空冷ヒートポンプ	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
室内機ファンコイルの定期的な清掃	毎日実施	年2回以上実施	年1回以上実施
空調系统的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	—
室内機のエアーフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	—
運転圧力・運転電流などによる運転状況	—	—	—
の確認・管理	毎日実施	—	—
全熱交換器の清掃	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施	—

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施	年1回以上実施	年1回以上実施
定期的なランプ交換の実施（蛍光ランプ、HIDランプ等）	1回/2～3年	1回/2～3年	1回/2～3年
ランプ交換時の初期照度補正の初期化	交換時に実施	—	—
間仕切りの取りやめ	必要に応じ実施	—	—
部分消灯を行いやすくするような照明の点灯範囲における机及び作業場所の適正な配置	必要に応じ実施	—	—
ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施	月1回以上実施	月1回以上実施
局部照明の採用	随時実施	—	—
照明スイッチに点灯範囲を表示	必要に応じ実施	—	—
照明制御設備の作動点検	必要に応じ実施	—	—
手動による点消灯	随時実施	—	—
エレベータ・エスカレーターの運転台数制御（停止階の制限、稼働台数の制御）	毎日実施	—	—
階段利用の促進	毎日実施	—	—
搬送設備	毎日実施	—	—
手動による機器、動力伝達部及び電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機器損失を低減するような保守及び点検	必要に応じ実施	—	—
配管のさび・腐食・水漏れの確認	必要に応じ実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施
熱源機とポンプ等の補機を含めたエネルギー消費効率の向上	必要に応じ実施	—	—
給排水・衛生設備	必要に応じ実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施
夏季における温水洗浄便座暖房の停止	季節ごとに実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施
受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	—	—
デマンドの状況による負荷の調節	随時実施	—	—
受変電設備	—	—	—
連相コンデンサによる力率管理	随時実施	—	—
不要期間・不要時間帯の変圧器の切離し	必要に応じ実施	—	—
変圧器の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	—	—	—
受変電設備	—	—	—
正負荷の維持	随時実施	—	—
自動販売機の節電（照明の消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施	—	—
OA機器等の屋休み等不使用時における電源の切断	毎日実施	—	—
その他	—	—	—
ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	—	—
対象設備・機器等の設定値の確認、運転結果の測定・記録	毎日実施	月1回以上実施	月1回以上実施
省エネルギーに必要なエネルギーデータの把握・活用	毎日実施	月1回以上実施	月1回以上実施

植栽管理	【判断の基準】
(1)植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。	(1)植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。
(2)病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行つ体制が確保されていること。	(2)病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行つ体制が確保されていること。
(3)農薬の使用回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守つて、適正かつ効果的に使用されるものであること。	(3)農薬の使用回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守つて、適正かつ効果的に使用されるものであること。
【配慮事項】	【配慮事項】
(1)灌水の雨水利用に配慮されていること。	(1)灌水の雨水利用において発生していること。
(2)剪定・除草において発生していること。	(2)剪定・除草において発生していること。
(3)施肥に当たつては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。	(3)施肥に当たつては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。
(4)剪定・伐採等にチエンソーオイルは、生分解性のものが使用されていること。	(4)剪定・伐採等にチエンソーオイルは、生分解性のものが使用されていること。
(5)捕縛え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。	(5)捕縛え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。
(6)植栽管理に当たり、使用される機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。	(6)植栽管理に当たり、使用される機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。
(7)植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であつて、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。	(7)植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であつて、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。
備考) 1 本事項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。	備考) 1 本事項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
2 判断の基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕縛などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。	2 判断の基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕縛などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。
3 判断の基準②及び③について、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記載の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付25 消安第175号環境水土大第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。	3 判断の基準②及び③について、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記載の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付25 消安第175号環境水土大第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。
4 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。	4 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。
※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン	※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン
・301B (Co ₂ 発生試験)	・301B (Co ₂ 発生試験)
・301C (修正M11(1)試験)	・301C (修正M11(1)試験)
・301D (Manometric Respirometry 試験)	・301D (Manometric Respirometry 試験)
・D5664 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)	・D5664 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)
・D6731 (密閉式試験法)	・D6731 (密閉式試験法)

度を決定する標準試験法

加煙試験	<p>【判断の基準】</p> <p>○加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は烟包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>(備考) 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。</p> <p>2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。</p>
清掃	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア、清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>イ、洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、香油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>ウ、ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>エ、資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。</p> <p>オ、清掃に使用的床維持剤（ワックス）、洗剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。</p> <p>カ、環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的な提案が行われていること。</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①清掃に用いる床維持剤、洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。</p> <p>②補充品等は、過度な補充を行わないこと。</p> <p>③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。</p> <p>④清掃に使用する床維持剤、洗剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p> <p>⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p> <p>⑥建物の状況に応じ清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。</p> <p>⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しな</p>

い場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。

(備考) 1 判断の基準①イの「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。

- 2 判断の基準①工の紙類の排出に当たって、調達を行う各機関は、店舗等における紙類の使用・廃棄の実態を勘査しつつ、別表1及び2を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしリサイクル対応型印刷物は、紙向けの要紙原紙として使用されるよう、適切に分別すること。

3 判断の基準①オの揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。

4 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.510「清掃サービス Version1」に係る認定基準をいう。

5 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.510「清掃サービス Version1」に係る認定基準をいう。

6 配慮事項③については、床維持剤及び床用洗剤について、原液で pH5～pH9 が望ましい。

7 配慮事項④の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の対象となる物質をいう。

8 調達を行う各機関は、床維持剤の剥離洗浄液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。

別表1 古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む。）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物（Aランクの材料のみ使用） 「紙板にリサイクルできます」の印刷物（AまたはBランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッター屑	斤舎等内において裁断処理した紙

(備考) 「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷による判断の基準（印刷）参照に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表2 古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
粘着物の付いた封筒	
防水加工された紙	
裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）	
圧着はがき	

感熱紙 写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙 プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙 金・銀などの金属が箔押しされた紙 臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等） 茶葉紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等） 感熱発泡紙 合成紙 汚れた紙（使い終わった衛生用紙、食品残さなどで汚れた紙等） 粘着テープ類 ワッペン類 ファイルの金属 金属クリップ類 フィルム類 金箔スチロール セロハン プラスチック類 ガラス製品 布製品 紙以外

【判断の基準】 ①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m以下であること。 ②洗浄する水量が40L/m以下であること。 ③洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準（「清掃」参照。）を満たすこと。 ④洗浄完了後のタイルカーベットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。

【配慮事項】 ①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されること。 ③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ④洗浄に当たっては、電気等のエネルギー・水等の資源の削減に努めていること。

- 備考) 1 本項の判断の対象とする「タイルカーベット洗浄」とは、敷設されたタイルカーベットの汚れを遮離・分解し洗い流すとともに、汚水が床らないように吸引苦しくは脱水することをいう。
- 2 判断の基準④の透視度はJIS K 0120による。
- 3 配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の対象となる物質をいう。
- 4 配慮事項④の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1自動車」を対象とする。

機密文書処理	【判断の基準】 ①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。 ②機密文書の処理に当たっては、排出一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じた上で、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア、古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ、直接溶解処理に当たっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。 ウ、破碎処理に当たっては、紙の繊維が保持される処理が行われること。 ③適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。
--------	--

- (備考) 1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出に当たって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。
- 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア、判断の基準②の破碎処理の発注に当たっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10mm×50mm以上）。

イ、貯蔵等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は5mm以上）。

ウ、本項の「清掃」に示した別表1を参考に、施設の状況に応じた分別方法を定めるとともに、別表2に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努めること。

エ、貯蔵等において発生した機密文書をその場でオフィス製紙機（使用済みのコピー用紙から新たに再生用紙を作成する製紙機）に投入することでによる機密文書処理について、必要に応じ、オフィス製紙機の導入可能性を含め、検討するよう努めること。

3 判断の基準③の「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密消却装置などによる処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関でシュレッダー処理を行ったシュレッダー層についてはこの限りでない。

4 配慮事項④の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1自動車」を対象とする。

害虫防除

【判断の基準】①害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。

②殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生態状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。

③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。

④防除作業に当たり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。

⑤殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第45号）において製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。

○生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。

【配慮事項】

参考) 本項の判断の基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）を基本に、戸舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める基準を満たす業務の件数の割合とする。

2.2-7 輸配送

(1) 品目及び判断の基準等

輸配送

【判断の基準】①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。

②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。

③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。

④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。

⑤モーダルシフトを実施していること。

⑥輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。

⑦上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。

【配慮事項】

①エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省、国土交通省告示第7号）及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成28年経済産業省、国土交通省告示第2号）を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。

②電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。

③輸配送に使用する車両台数を削減するため荷載率の向上が図られていること。

④輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。

⑤再配達を削減するための取組が実施されていること。

⑥エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。

⑦道路交通情報通信システム（ViCS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。

⑧販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品についても、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑨搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムの代替として、繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用に努めていること。

⑩事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用量の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。

⑪契約により輸配送業務の一部を行なう者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。

⑫自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸配送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。

ア. 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事實を通知する文書をいう。

イ. 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であつて、重量30kg以下の一口一個の貨物をいう。

ウ. 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであつて、重量1kg以下の一口一冊の貨物をいう。

エ. 「環境保全」ための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

オ. 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（令和2年1月）に基づく運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『スタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧又イヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそち⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

4 判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

オ. 判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

6 「モーターシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）の実現によるところをいう。ただし、その主義務が幹線輸送を伴わない場合は、判断の基準⑤を適用しない。

7 判断の基準⑤の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ. 沿滑情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。

ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

エ. 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。

オ. 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事

業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。

9 配慮事項②の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1自動車」を対象とする。

10 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

別 表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】

□ 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。

□ 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。

【車両の適切な点検・整備】

■ 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。

■ 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。

【自主的な管理基準による点検・整備】

(エア・クリーナ・エレメント開閉)

■ エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

(エンジンオイル開運)

■ エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

(エンジンオイルフィルターの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

(燃料装置開運)

■ 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

(排出ガス減少装置開運)

■ ポート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

(その他)

■ タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。

■ ローランスマシンオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

- (2) 目標の立て方
当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める基準を満たす輸配送業務の件数の割合とする。

- トランスマッショントラックの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
 - ディフェンシブルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
 - ディフェンシブルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- 注: 「■」は車両の点検・整備に当たつて必ず実施すべき項目
「□」は車両の点検・整備に当たつて実施するよう努めるべき項目

2.2-8 旅客輸送(自動車)

(1) 品目及び判断の基準等

旅客輸送

- 【判断の基準】
 ①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。
 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。
 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。
 ④エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。
 ⑤旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。上記①については実施の状況がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。

【配慮事項】

- ①エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第6号)及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。
 ②電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。
 ③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。
 ④道路交通情報通信システム(VICS)対応力ナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。
 ⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。
 ⑥GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」(令和2年1月)に基づく運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『スタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦洪流を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するどヒもに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
 3 判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライバーによる管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライバーの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライバーによる教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

4

判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

5

判断の基準⑤の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあっては次の要件又は満たすことをいう。

ア. エネルギーの使用に関する効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ. 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあっては次の要件又は満たすことをいう。

ウ. 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用して運転者との連絡が取れる体制を有していること。

6

配慮事項②の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。

7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。

別 表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】

- 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
- 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。

【車両の適切な点検・整備】

- 車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
- ディーゼル車にあっては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
- フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方 当該年度に契約する旅客輸送業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

【自主的な管理基準による点検・整備】

- (エア・クリーナ・エレメント開運)**
 - ディーゼル車にあっては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施すること。
- (エンジンオイル開運)**
 - エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
 - エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- (燃料装置開運)**
 - ディーゼル車にあっては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- (排出ガス減少装置開運)**
 - ディーゼル車にあっては、排出ガス減少装置(DPF、酸化触媒)の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- (その他)**
 - タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
 - トランクミッションオイルの漏洩の点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
 - トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
 - デファレンシャルオイルの漏洩の点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
 - デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

2.2-9 小売業務
(1) 品目及び判断の基準

店舗等において営業を行う小売業
○店舗又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗
にあつては、次の要件を満たすこと。
①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。
②消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進すること。
③食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。
ア. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われること。
イ. 食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。

ウ. 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。
エ. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。

オ. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。
④店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。
⑤ワンウェイのプラスチックの買物袋（以下「レジ袋」という。）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。
ア. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されること。
イ. 呼び厚さが0.02mm以下であること。
ウ. 素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。

【配慮事項】

- ①店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。
- ②店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカッフ・マイボトルに対応可能であること。
- ③レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。
- ④食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。
- ⑤食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、コードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。
- ⑥プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、「基本方針」「2.3.ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たすものとされていること。

備考) 1 判断の基準①の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

2 判断の基準②の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘導するための手段として買物袋等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用を認める意思を消費者に確認すること、その他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

3 判断の基準③及び配慮事項④の「再生利用等」とは、食品リサイクル法に基づく再生利用のことをいう。

4 判断の基準③の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。

5 判断の基準③ウの「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。
なお、「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。

6 判断の基準④アについて、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品リサイクル全般におけることと同様に、当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。

7 判断の基準④は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に、販売した製品の容器包装を返却・回収が可能なように回収箱の設置等を行なうこと。
8 「ハイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（ハイオマス）を使用するプラスチックをいう。

9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的・客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするボリエチレン等が該当する。

10 判断の基準⑤ア及び配慮事項③の「ハイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にハイオバース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるハイオマスプラスチックに含まれるハイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。
11 判断の基準⑤イの「呼び厚さ」の基準については、主に飲食料品や日用雑貨等を販売する小売店で提供する一般的なレジ袋に適用するものとする。また、当該基準の試験方法、許容範囲等は、JIS Z 1702に準ずるものとし、平均厚さの許容される誤差は、呼び厚さの-0.001mmから+0.002mmの範囲とする。

12 判断の基準⑤ウは、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的とした物質の添加を避けない。

13 判断の基準⑤アのハイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック買物袋の有料化のあり方にについて」（令和元年12月25日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘査しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する店舗等において営業を行う小売業務の総件数に占める基準を満たす店舗等において営業を行う小売業務の件数の割合とする。

2.2-10 クリーニング

(1) 品目及び判断の基準等

クリーニング

【判断の基準】

- ① ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。
- ② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。
- ③ ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。
- ④ 袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。

【配慮事項】

- ① 挥発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。
- ② ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。
- ③ 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。
- ④ 可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。
- ⑤ プラスチック製のハンガーにあっては、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。
- ⑥ 包装用のプラスチック製の衣類カバーにあっては、厚みを薄くする等可能な限り減量化が図られていること。
- ⑦ プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの又は再生プラスチックが使用されていること。
- ⑧ 省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。

(備考) 1 本事の判断の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。

2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気(飽和蒸気)が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものという。

3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすめ」(令和2年1月)に基づく運転をいう。
(参考) ① 自分の燃費を把握しよう② ふんわりアクセル『③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④ 減速時は早めにアクセルを離そう⑤ エアコンの使用は適切に⑥ ムダなアイドリングはやめよう⑦ 漂滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧ ナイヤの空気圧から始める点検・整備⑨ 不要な荷物はおろそう⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう

4 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む)等の取組を実施していること。
ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。

5 判断の基準③の「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、

次の要件を満たすことをいう。

ア. 回収が適切に行われるよう、ユーザーに対し回収に関する情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。

ウ. 回収されたハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルサイクルすること。

エ. 「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。

7 判断の基準④の「独自の取組」とは、サービスの提供に当たって、エコパック等の利用を推奨すること、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること、ユーザーに対し持ち帰り袋等を有償で提供すること、その他ユーザーによる持ち帰り用の袋・包装材の削減を促進するために取り組む措置をいう。

8 「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「1.3-1 自動車」を対象とする。

9 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

10 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

11 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという。(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

12 調達を行う各機関は、クリーニング品の受け取りに当たってはエコパックを利用するなど、袋・包装材の削減に取り組むこと。

2.2-1-1 自動販売機設置
(1) 品目及び判断の基準等

飲料自動販売機設置
【判断の基準】

- ① 缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、次の要件を満たすこと。
 1. エネルギー消費効率が6000kWh以下であること。
 2. 紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあっては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
 3. 自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。
 4. 自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。
 5. 自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。
 6. 自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
 7. 屋内に設置される場合においては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。
 8. 飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。
 9. 使用済自動販売機の回りサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。

【配慮事項】

- ① 自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されることと、ウェブサイトにおいて公表されていること。
- ② 屋外に設置される場合においては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。
- ③ カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。
- ④ 真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。
- ⑤ 自動販売機の設置・回収・販売品の補充・容器の回収等に当たって電動車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。
- ⑥ 飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「2.3.ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。
- ⑦ 製品の包装又は梱包は、可能な限り環境負荷の低減が図られていること。
- ⑧ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次いすれかに該するものを設置する場合は、これに含まれるものとする。

① 商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの

② 台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの

③ 車両等特定の場所で使用すること目的とするもの

④ 電子冷却（ペレチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの

⑤ 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。

⑥ 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。

⑦ 判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。

⑧ 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロオロオレフイン（HFO1234yf）等。

⑨ 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。

⑩ 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。

⑪ 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリラモビフェニル並びにポリフロモジフェニルエーテルをいう。

⑫ 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950に準するものとする。

⑬ 「10 判断の基準⑧」については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。

⑭ 「11 配慮事項⑤の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「1.3-1 自動車」を対象とする。

⑮ 「12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 利用人数、販売量等を十分勘査し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。

イ. 設置場所（室内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。

ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類	
コールド専用機又はホットオーコールド機のもの)	コールド専用機 (庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの)	$E=0.218V+401$
ホットアンドコールド機 (庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの)	ホットアンドコールド機 (庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの)	$E=0.798Va+414$
缶・ボトル飲料	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482Va+350$
ホットアンドコールド機 (庫内奥行寸法が 400mm 以上もの)	電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482Va+500$
Aタイプ (サンプルを使用し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.948V+373$
Bタイプ (商品そのものを複数台、商品販売を行なうもの)	ホットアンドコールド機 (庫内が2室のもの)	$E=0.306Vb+954$
紙容器飲料	ホットアンドコールド機 (庫内が3室のもの)	$E=0.630Vb+1474$
カップ式飲料	-	$E=1020Vt \leq [500] \\ E=0.293t+580 [t \leq 1500]$

備考)

1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。

2 「ホットアンドコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

4 E, V, Va, Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

V : 実庫内容積 (商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。) (単位: l)

Va : 調整庫内容積 (温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。) (単位: l)

Vb : 調整庫内容積 (温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。) (単位: l)

T : 調整熱容量 (湯タンク容量に 80 を乗じた数値・冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯水量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値) (単位: kJ)

5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等の製造事業者等の判断の基準等」(平成 19 年経済産業省告示第 289 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース(省資源化)	再生材の使用	製品の質量を削減抑制していること。
リデュース(省資源化)	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
リデュース(省資源化)	修理・保守性への配慮・改善をしていること。	製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
リユース(再資源化)	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。
リユース(再資源化)	リユース部品の選定	設置条件・設置条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース(再資源化)	リユースの対象部品の分解・組立性に配慮していること。	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
リユース(再資源化)	リユース部品の表示	リユース対象部品への表示、清掃、洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リユース(再資源化)	リサイクルの可能な材料を選択していること。	リサイクルの可能な材料を選択していること。
リユース(再資源化)	プラスチックの種類の統一化及び材料表示	プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
リサイクル(再資源化)	リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。	リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
リサイクル(再資源化)	材料	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。
リサイクル(再資源化)	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

(2) 目標の立て方
当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。

22-12 引越輸送

引越輸送

<p>引越輸送</p> <p>【判断の基準】</p> <p>① 箱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されること。</p> <p>② 反復利用可能な梱包資材及び養生用資材が使用されていること。</p> <p>③ 引越終了後に梱包が実施されること。</p> <p>④ 自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p>
<p>イ. 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>ウ. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>エ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。</p>
<p>【配慮事項】</p> <p>① 環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。</p>
<p>② 箱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図ることの省資源化に配慮されていること。</p>
<p>③ 箱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>④ 自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。</p>
<p>ア. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号）及び「貨物の輸送に係る電気の需要の標準化に資する指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第2号）を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p>
<p>イ. 電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。</p>
<p>ウ. 輸送効率の向上のための措置が講じられていること。</p>
<p>エ. エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p>
<p>オ. 道路交通情報通信システム（ITS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p>
<p>カ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸送する場合においては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。</p>
<p>備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「引越輸送」とは、戸舎移転等（戸舎・ビル間移転、戸舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれらに附帯する梱包、開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物</p>

物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く

2 判断の基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を定めるものとする。

3 判断の基準④及び配慮事項④は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。

4 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

5 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」(令和2年1月)に基づく運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を把握しよう ②ふんわりアクセル「スタート」 ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 ④減速時は早めにアクセルを離そう ⑤エアコンの使

用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦荷物を運び、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

6 判断の基準④ウの「エコドライフを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を）

含む。) 及びエコドライブの推進体制を整備していること。
ウ。エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

工、運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

7 判断の基準④工の「両車の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、両車のエネルギー効率を維持する等の内容を規定している。

現のことをいへ、別表に示した所、並に右に記した如きが、実地
してゐる事項で、(1)の引掛請求の方針は適切だと思案され、(2)の
記載事項の(1)の引掛請求の方針は適切だと思案され、(2)の
目的的だと思案が可能

となる契約方式の場合に適用する。

工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものを行う（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

10 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

1-1 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的に、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の
八木田昌一著「環境マネジメントハンドブック」(朝日新聞社)による。

LDA等に於いては、電気自動車の低燃費効率が他の車種に比べて高いものといつ。

1-2 配電車④(イ)「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「1-3
1-1 白熱車」・「太陽光発電」

13 配慮事項④ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、次の事項に配慮することをい
う。

ア。エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ. 洪滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。

14 調達を行ふ各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア 引越に伴い発生する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第2条第1項及び第2条の3第1項に該当する者を含む。）に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者（同施行規則第9条第1項及び第10条の3第1項に該当する者を含む。）にそれぞれ収集若しくは運搬又は処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者に依頼することも可能である。
- イ 引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運営業者及び処分を委託する産業廃棄物事業者からかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地及び処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。
- ウ 廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

<p>□ 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 (排出ガス減少装置関連) ■ 排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 (その他) ■ タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。 □ トランスマッシュョンオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 □ トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 □ デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 □ デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 </p>
<p>注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目 「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目</p>

別表

(2) 目標の立て方
当該年度に契約する引越輸送業務の総件数に占める基準を満たす引越輸送業務の件数の割合とする。

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目	
【点検・整備の推進体制】	
<ul style="list-style-type: none"> □ 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。 □ 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。 	
【車両の適切な点検・整備】	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。 ■ 目標により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。 ■ フロン類の大気中の放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。 	
【自主的な管理基準による点検・整備】	
<p>(エア・クリーナ・エレメント関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 <p>(エンジンオイル関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 ■ エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 <p>(燃料装置関連)</p>	

2.2-1-3 会議運営

(1) 品目及び判断の基準

会議運営

【判断の基準】

○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。

①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。

②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。

③紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。

④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。

ア. 公共交通機関の利用
イ. クーリービス及びウォームビズ

ウ. 筆記具等の持参
エ. 飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。

⑤飲料を提供する場合のプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。

イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。

【配慮事項】

①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。

②ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。

③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、電動車等又は低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。

④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること又は会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。

⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易かつ、再生利用の容易さ及び発業時の負荷低減に配慮されていること。

(備考) 1 「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「1.3-1 自動車」を対象とする。

2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(令和2年1月)に基づく運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『スタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使いを減らす

用は適切に⑥ムダなアイdrivingはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

(2) 目標の立て方
当該年度に実現する会議の運営を含む委託業務の総件数に占める基準を満たす会議の運営を含む委託業務の件数の割合とする。

2.2-14 印刷機能等提供業務
(1) 品目及び判断の基準等

印刷機能等提供業務
①【判断の基準】 ②印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。 ア、コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 イ、プリンタ又はプリント複合機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 カ、ファクシミリにあっては、ファクシミリに係る判断の基準を満たすこと。 エ、スキャナにあっては、スキャナに係る判断の基準を満たすこと。 オ、デジタル印刷機にあっては、デジタル印刷機に係る判断の基準を満たすこと。 カ、契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再利用又は再生利用でき部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、單純理立されないこと。 ③契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再利用又は再生利用でき部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、單純理立されないこと。 ④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。 ア、コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。 イ、環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。

【配慮事項】
①コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。 ②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純理立てされないこと。 ③印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
備考) 1 「印刷機能等提供業務に係る機器」とは、本基本方針「5. 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリント複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「7. オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいいう。
2 「カートリッジ等」とは、本基本方針「5-6 カートリッジ等」の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。

3 印刷機能等提供業務に係る機器の「導入」とは、受注者が印刷機能等提供業務に係る機器の全部又は一部を導入することをいい、受注者が当該機器以外の物品を同時に導入する場合も含む。

4 本項の判断の基準の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び開発する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。

ア、印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務

イ、印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務

ウ、印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務

5 判断の基準①カは、資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の機器に適用する。

6 判断の基準④ア及びイの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的に実施すること。

7 判断の基準④アの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷（自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る）、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報（印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等）の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーパー認証による管理の実施等を含む。

8 判断の基準④イについては、環境負荷低減効果（消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等）、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。

9 配慮事項②は、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給し、負荷低減に係る対策の検討に努めること。

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する印刷機能等提供業務の総件数に占める基準を満たす印刷機能等提供業務の件数の割合とする。

2.3. ごみ袋等

(1) 品目及び判断の基準	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ. プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。
②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

品いう。

8 判断の基準①ウの「情報の表示」とは、判断の基準①アのバイオマスプラスチックの配合率又は判断の基準①イの再生プラスチックの配合率が製品本体、製品の包装に表示又はカタログ、ウェブサイト等において提供されていることをいう。

9 判断の基準①エの「充填剤」とは、プラスチックへの添加により容量を増すこと（增量）を主目的とする物質をいい、着色・補強・帶電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的に添加する物質には適用しない。

10 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

- 1-1 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 1-2 判断の基準①アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

【配慮事項】	①シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り使用されていること。 ③ボストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「プラスチック製ごみ袋」は、一般的な行政事務において発生した廃棄物の燃却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用している場合等には適用しない。
- 2 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.128「日用品 Version1」以降の「分類E、消掃用品のごみ袋」に係る認定基準をいう。
- 3 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。
- 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。
- 5 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成分ボリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不正品を再生利用したものをいう（ただし、原枠として同一工場内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製

- (2) 目標の立て方
当該年度のプラスチック製ごみ袋の調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

公 告

細 報 告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第310号

福岡県朝倉市多々連269番地1、前住所福岡県朝倉市多々連259番地1

債務者 高瀬 輝男

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐渡麻奈美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第391号

福岡市東区香椎浜1丁目2番6-402号 市営香椎浜団地

債務者 石山 弘海

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福井慎一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第339号

福岡市南区筑紫丘1丁目12番1-312号 チサンマンション大橋

債務者 市川貴久美

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 広樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第114号

福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木田23番501号

債務者 目代 正男

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 祐貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第151号

北九州市門司区吉志1丁目39番10号

債務者 俣野 文昭

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 麻衣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第227号

京都市下京区五条通東洞院東入万寿寺町122番地 エスリード烏丸五条駅前 608

債務者 Biistro & Beer 3032こと 永戸 明子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 まい
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第6号

兵庫県丹波篠山市東吹1015-1岡本病院、住民票上の住所兵庫県丹波市柏原町柏原1079番地39

債務者 白井 利夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安達 純里
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで

神戸地方裁判所柏原支部

令和6年(フ)第2245号

福岡市南区松原1丁目35番2号

債務者 柴田 貴文

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 牟田 遼介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第280号

福岡県福津市渡1586番地の5

債務者 メモリーサポート福岡こと 井上美奈子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 信也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第47号

函館市富岡町3丁目39番36号

債務者 山田 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河野 正樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第22号

山形県米沢市六郷町一漆572番地

債務者 近野 舞子

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 八木澤 陽
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第36号

茨城県つくば市観音台1丁目4番地14

債務者 石井 忍

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関 健太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第226号

埼玉県上尾市菅谷4丁目13番地1

債務者 北田令吳こと岡田令吳こと 孔 令吳

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坪 篤志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第227号

埼玉県上尾市菅谷4丁目13番地1

債務者 岡田友美絵

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坪 篤志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第375号

山梨県山梨市牧丘町窪平937番地

債務者 飯野 國夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 網倉 基充
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第376号

山梨県山梨市牧丘町窪平937番地

債務者 飯野 和美

- 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 網倉 基充
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第428号

大阪市此花区高見1丁目7番16-808号、前住所大阪市此花区高見1丁目8番17-107号
債務者 菅野 行洋
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藏田 貴之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第45号

兵庫県淡路市岩屋1683番地13
債務者 長野 孝行
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 富本 和路
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
　　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和5年(フ)第46号

兵庫県淡路市岩屋1683番地13
債務者 長野 茂夫
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 富本 和路
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
　　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和6年(フ)第16号

兵庫県神戸市垂水区本多聞2丁目8番22-102号、従前の住所兵庫県淡路市富島224番地4
債務者 中井 敏隆
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 富本 和路
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
　　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和6年(フ)第17号

兵庫県神戸市垂水区本多聞2丁目8番22-102号、従前の住所兵庫県淡路市富島224番地4
債務者 中井 満美
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 富本 和路
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
　　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和7年(フ)第85号

愛媛県松山市鷹子町67番地3
債務者 立田 哲
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋 正人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後3時45分
5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
　　松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第6号

福岡県大川市大字酒見344番地(酒見団地143号)
債務者 山田 綾
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松崎広太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
　　福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和7年(フ)第40号

秋田市土崎港北6丁目2番70号
債務者 高橋めぐみ
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 有働 悠一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
　　秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第7号

福島県西白河郡矢吹町善郷内270番地、前住所福島県西白河郡矢吹町善郷内270番地2号棟
債務者 畠山 米子
1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮本 雅司
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
　　福島地方裁判所白河支部破産係

令和7年(フ)第250号

横浜市港北区小机町175番地9 サニーウエル泉谷A-407
債務者 花積 香音
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 滝島 広子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後2時10分
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第38号

山梨県甲府市大里町3788番地1 アイリスA105
債務者 森澤 昌之
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時45分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 馬場 健治
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第36号

三重県松阪市五主町1146番地3
債務者 伊藤 和子(旧姓中出)
1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 塚本 順久
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時15分
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
　　津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第4号

滋賀県長浜市小堀町250番地35
債務者 ソラフネこと 岡田 秀一
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小山 英則
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
　　大津地方裁判所長浜支部破産係

令和7年(フ)第12号

兵庫県宝塚市口谷東3丁目67番地の19 アメニティマンションⅢ301、前住所兵庫県宝塚市小浜2丁目5番25-602号
債務者 小野電機こと 小野 慎也
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 戸越 照吉
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第11号

沖縄県那覇市古波蔵2丁目18番16号 池宮城アパート101
債務者 嘉陽田朝夫
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川島 寛明
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時15分
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
　　那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第203号

京都市山科区西野山百々町257番地3
債務者 川瀬 武志
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 徳安 勇佑
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
　　京都地方裁判所第5民事部破産係

<p>令和7年(フ)第36号 高知県南国市駅前町2丁目5番18号 宮本ハイツ202号室、旧住所高知県南国市物部989番地1 メゾンド・コロンA 102、高知県安芸郡田野町2769番地1 債務者 今林 師孝 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大川 惺曠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 高知地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第366号 福岡市城南区宝台団地10番304号 債務者 廣田 弘 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 花島 正晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第30号 宮城県遠田郡涌谷町字裏桜町25番地2 債務者 片倉真喜子 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富田 成人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前11時5分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係</p> <p>令和6年(フ)第667号 兵庫県加古川市西神吉町岸167番地の4 アマーレハイム203号、従前の住所兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口426番地の6 債務者 海風土もりたこと和酒バル味彩こと森田 芳弘 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松下 結香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p>令和6年(フ)第213号 和歌山市西庄197番地39 債務者 山口 直大 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸村 祥子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第57号 和歌山市和歌浦東4丁目2番28号、住民票上の住所和歌山市新庄485番地28 債務者 松廣 克真 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福間那由他 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>破産手続廃止</p> <p>令和6年(フ)第772号 千葉県柏市つくしが丘1丁目13番21号 破産者 MKワーカーズ合同会社 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p> <p>令和6年(フ)第773号 千葉県柏市東逆井1丁目25番10号 K2ハウス201号、前住所千葉県柏市光ヶ丘2丁目25番19号 アヴニールB-102号 破産者 前田 常廣 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p>	<p>令和6年(フ)第912号 千葉県野田市野田347番地 破産者 株式会社服部 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p> <p>令和6年(フ)第913号 長野県大町市大町738番地5 ヴィラアストラガルⅢ 204 破産者 服部 保人 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p> <p>令和6年(フ)第921号 千葉県流山市前ヶ崎668番地の1 破産者 柴田 千尋 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p> <p>令和6年(フ)第922号 千葉県柏市大室305番地1 グランデーチ I-202号 破産者 谷野 宏成 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p> <p>令和6年(フ)第1274号 千葉県柏市東逆井1丁目25番10号 K2ハウス201号、前住所千葉県柏市光ヶ丘2丁目25番19号 アヴニールB-102号 破産者 前田 常廣 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p> <p>令和6年(フ)第1274号 千葉県柏市東逆井1丁目25番10号 K2ハウス201号、前住所千葉県柏市光ヶ丘2丁目25番19号 アヴニールB-102号 破産者 前田 常廣 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p>	<p>令和6年(フ)第1683号 千葉県市川市東大和田1丁目25番2-202号 (SUNFLAG) 破産者 内堀 博 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p>令和6年(フ)第1710号 千葉市花見川区検見川町3丁目322番地16 ヴィラアクシス102号 破産者 川嶋 圭 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p>令和6年(フ)第1805号 千葉市花見川区検見川町3丁目322番地16 ヴィラアクシス102号 破産者 川嶋 圭 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p>令和6年(フ)第3号 鹿児島市中町6番18号 破産者 有限会社久保仏具店 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p> <p>令和6年(フ)第635号 千葉市若葉区西都賀5丁目36番23号 s o l v i t a 202号 破産者 石黒 有紗 (旧姓工藤) 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>
---	--	---	---

令和6年(フ)第869号
 千葉市緑区鎌取町112番地23 鎌取団地1棟
 102号
 破産者 塩野谷誠次
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1046号
 千葉市花見川区検見川町3丁目318番地2
 コーポ若葉201号
 破産者 今野嘉典
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1613号
 千葉県市原市青柳2057番地4 センチュリオ
 ン105
 破産者 田崎裕士
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1615号
 千葉市中央区院内2丁目5番27号 アンビ
 ション院内202号
 破産者 菅原友貴
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1646号
 千葉市花見川区畠町877番地1 カサベルテ
 新検見川I-111号
 破産者 榊龍一
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1709号
 千葉県習志野市藤崎4丁目10番13-204号
 破産者 吉田拓也
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第854号
 千葉県流山市大字西平井551番地の8
 破産者 大木豊
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第954号
 千葉県鎌ヶ谷市北中沢3丁目10番11号
 破産者 大坪昭夫
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第1502号
 千葉県船橋市高野台3丁目23番29号
 破産者 緒方舞子
 1 決定年月日 令和7年3月25日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第1547号
 千葉県市原市ちはら台東7丁目1番地1 メ
 ゾン・ド・ソレイユ202
 破産者 今野慧
 1 決定年月日 令和7年3月25日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第1850号
 千葉市中央区浜野町648-11 レオパレス
 ディアコート206号室、住民票上の住所福島
 県南相馬市原町区西町3丁目27番地の12 西
 町ハイツ 7号室
 破産者 駒井正見

1 決定年月日 令和7年3月25日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第2758号
 名古屋市千種区豊年町17番11号
 破産者 株式会社ジェービーマネジメント
 1 決定年月日 令和7年3月25日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第793号
 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷133番地29
 破産者 VJM株式会社
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第1322号
 埼玉県春日部市大場1196-13
 破産者 グランセル株式会社
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第1323号
 千葉県船橋市薬円台5丁目30番1-703号
 破産者 大塩訓央
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第1505号
 千葉県八千代市村上1891番地388
 破産者 野口和義
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第2167号
 愛知県みよし市三好町天王84番地6
 破産者 ケーシンホーム株式会社
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第1729号
 千葉県市川市南行徳4丁目9番6-206号
 破産者 株式会社ソリデアワーカス
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第1730号
 東京都江戸川区西葛西6-18-8 西葛西ユ
 ニオンビル401、開始決定時の住所千葉県浦
 安市猫実5-8-1 タイムズプラザ407
 破産者 河本好根
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第83号
 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2885番地14
 破産者 医療ソリューション株式会社
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和6年(フ)第64号
 長野県岡谷市加茂町3丁目9番20号
 破産者 サンエンジニアリング有限会社
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和5年(フ)第2167号
 長野地方裁判所諏訪支部

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1244号 名古屋市南区丹後通2丁目2番地 破産者 BUテクノ株式会社 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(フ)第44号 栃木県那須郡那須町大字蓑沢620番地2 破産者 有限会社五関工務店 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和6年(フ)第2166号 東京都町田市高ヶ坂7丁目22番11号ハイツルーエ103 破産者 市来崎天聖 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2106号 愛知県あま市七宝町遠島鳥居先183番地10 破産者 東海システムソリューション株式会社 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(フ)第230号 熊本市西区蓮台寺4丁目3番36号 破産者 ラッセン合同会社 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(フ)第45号 栃木県那須郡那須町大字蓑沢620番地2 破産者 五関 道男 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和6年(フ)第161号 三重県鈴鹿市稻生塙屋2丁目23番1号 破産者 有限会社小林フォーミング 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 旭川地方裁判所民事部	令和6年(フ)第263号 北海道旭川市二条通9丁目左5号 破産者 山内株式会社 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 旭川地方裁判所民事部	令和6年(フ)第15号 群馬県伊勢崎市富塚町205番地17 破産者 有限会社佐藤自動車整備工場 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和6年(フ)第165号 長崎市三原2丁目12番8号 破産者 爽和建設株式会社 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 釧路地方裁判所帶広支部破産係	令和5年(フ)第113号 北海道帯広市川西町西三線69番地1 破産者 有限会社川井牧場 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 釧路地方裁判所帶広支部破産係	令和6年(フ)第1388号 千葉県船橋市習志野台6丁目12番11-203号 破産者 千濱 一弘 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和5年(フ)第183号 熊本市中央区本荘5丁目9番25号2F 破産者 株式会社G A I N E R 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 釧路地方裁判所帶広支部破産係	令和5年(フ)第114号 北海道帯広市川西町基線56番地195 破産者 株式会社川井飼料 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第45号 千葉県香取市貝塚1583番地1 破産者 山口 晴佳 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐原支部
令和5年(フ)第184号 熊本市中央区本荘5丁目9番25号2F 破産者 株式会社r e v e	1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山形市城南町1丁目1番1号 破産者 有限会社裕祥 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山形地方裁判所民事部	令和6年(フ)第31号 山形市城南町1丁目1番1号 破産者 有限会社裕祥 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐原支部	令和6年(フ)第1391号 東京都府中市宮西町3丁目8番地の1セザールプラザ府中603 破産者 亡佐藤雄治相続財産 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
			令和6年(フ)第2167号 東京都町田市高ヶ坂7丁目22番11号ハイツルーエ103 破産者 市来崎美憂 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
			令和6年(フ)第2216号 東京都立川市柏町4丁目13番地の3コーザワ205号 破産者 宮田 由佳 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
			令和7年(フ)第7号 東京都八王子市中野山王3丁目13番1-202号 破産者 荒城 直子 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
			令和5年(フ)第273号 愛媛県伊予郡松前町大字昌農内288番地の2 破産者 株式会社希和 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定**令和6年(フ)第4号**

鹿児島市城南町2番13号 パレストステージ
城南1207号

破産者 久保 純一

1 決定年月日 令和7年3月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第442号

熊本市中央区本荘4丁目7番3号 C R O I
R E 1001、開始決定時の住所熊本市中央区琴平2丁目2番9号

破産者 坂本 義人

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第3号

熊本市中央区八王寺町41番36号 グリーンハイム1 201号

破産者 有田 英利

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第2759号

三重県三重郡菰野町大字切畑711番地32

破産者 後藤あかね

1 決定年月日 令和7年3月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第272号

鹿児島県日置市日吉町日置473番地(桟木团地5号)

破産者 川野 肖子

1 決定年月日 令和7年3月25日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第1935号

札幌市厚別区もみじ台南4丁目2番7-505号

破産者 德永 昭二

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2019号

札幌市厚別区厚別南2丁目23番1-303号

破産者 山田奈里美

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2066号

札幌市東区北35条東25丁目4番27号

破産者 松本 敏告

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第55号

北海道登別市美園町1丁目10番地2 ながみ

や莊201

破産者 福田 直美

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和6年(フ)第83号

北海道室蘭市日の出町2丁目11番3号

破産者 森川 麻由

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和6年(フ)第794号

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷133番地29

破産者 ファン ティ ラン (PHAN THI LAN)

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第815号

埼玉県川越市大塚1丁目4番地1、前住所埼玉県志木市上宗岡1丁目18番39-303号

破産者 齋藤 啓賢

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第94号

長野県東御市八重原2581番地、前住所東京都文京区小石川5丁目31番7-101号

破産者 小宮山英一

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所上田支部

令和6年(フ)第65号

長野県岡谷市加茂町3丁目9番20号

破産者 宮坂恵美子

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所諫訪支部

令和6年(フ)第1189号

愛知県岡崎市城南町2丁目11番地14、開始決定時の住所名古屋市緑区大高町字東姥神12番地の1 グリーンエイト103号

破産者 fight clubこと 山内 一馬

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1245号

大分県大分市大字森711番地の2 J B森D E S I R E 102、開始決定時の住所名古屋市南区道徳新町1丁目80番地の2 トラベツイ才102号

破産者 齋藤 相太

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2159号

名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番地の737

破産者 高橋 愛

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2326号	名古屋市中村区藤江町2丁目44番地 破産者 深浦商店こと 深浦 圭輔 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2691号	名古屋市中村区森田町2丁目1番24号ー1 アヴニールモンテ202号 破産者 片倉明日香 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2815号	愛知県清須市土器野657番地1、従前の住所 名古屋市中川区下之一色町字操出12番地の2 ラ・ラ・キャメロン101号 破産者 桑畑 英之 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第995号	神戸市中央区元町通4丁目1番6号 山田ビル301号室 破産者 神戸旬膳K's Kitchenこと 川本 賀久 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和5年(フ)第442号	岡山県瀬戸内市邑久町尾張110番地14 破産者 高岩 亨弥

令和6年(フ)第231号	熊本市南区出仲間5丁目5番48号 千馬コーポB102号、転入前住所熊本市西区蓮台寺4丁目3番36号 破産者 横田 純一 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第599号	岡山県高梁市下谷町4762番地2 下谷住宅404 破産者 山本乃生子 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第141号	長崎県大村市杭出津2丁目686番地3 ハイエスト大村604号、前住所長崎県諫早市永昌町19番6号 デ・クメール諫早駅前207号 破産者 藤本 七海（開始決定時の姓渡邊） 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所大村支部破産係
令和4年(フ)第201号	熊本市東区尾ノ上1丁目27番8号 305号、 開始決定時の住所熊本市北区梶尾町1706ー1 ソフィア梶尾D棟102 破産者 田中 三雄 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和5年(フ)第185号	熊本市南区富合町志々水229番地 破産者 太田黒桂治 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第81号	宮城県名取市相互台1丁目8番地の1、開始決定時の住所山形市松山2丁目9番28号 ティアラ松山 207号 破産者 遠藤 祥（開始決定時の氏名有賀祥） 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所民事部
令和6年(フ)第173号	新潟県長岡市下々条4丁目5番地2 破産者 竹内 千秋 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第112号	富山県射水市庄西町1丁目3番20号 庄西市 営住宅1-106 破産者 村田 哲哉 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和6年(フ)第118号	富山県小矢部市清水333番地 破産者 中川 曜美 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和6年(フ)第682号	兵庫県西宮市高須町1丁目1番7-1219号、 前住所兵庫県丹波市春日町野村2482番地1 破産者 井村 伸次(旧姓居内) 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第1020号	広島県安芸郡海田町三迫3丁目10番49号 破産者 原塗装こと 原 慎之介 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第315号	徳島県阿波市市場町伊月字定松82番地 破産者 清久 幸次 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部

令和6年(フ)第339号	徳島県鳴門市撫養町大桑島字蛭子山45番地 第二浜屋敷ビル247 破産者 新田 篤史 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和6年(フ)第588号	千葉県松戸市六高台5丁目165番地の1 NOVE松戸六高台B105号、前住所千葉県柏市高柳1932番地7 破産者 木村 功一 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1233号	千葉県船橋市金堀町962番地 破産者 柴山 茂 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第709号	千葉県我孫子市湖北台7丁目14番54-201号、 前住所千葉県我孫子市南新木4丁目23番地の3 破産者 佐藤 孝雄 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和6年(フ)第710号	千葉県我孫子市湖北台7丁目14番54-201号、 前住所千葉県我孫子市南新木4丁目23番地の3 破産者 佐藤 勝代 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事部

令和6年(フ)第56号

長崎市香焼町2001番地16

破産者 有限会社瓊の浦工業

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第155号

熊本県上天草市大矢野町中1314番地の1

破産者 医療法人社団葵遥会

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和5年(フ)第387号

沖縄県那覇市おもろまち4丁目6番10号 新都心マンション大興307号室

破産者 有限会社アーバンクレジットサービス

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

那覇地方裁判所民事第3部

令和5年(フ)第28号

北海道滝川市明神町4丁目8番11号

破産者 株式会社室組

1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和4年(フ)第20号

秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原95

番地の1

破産者 上小阿仁石油株式会社

1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

秋田地方裁判所大館支部

令和4年(フ)第54号

秋田県大館市比内町扇田字下扇田56番地

破産者 有限会社菓子舗一ノ関

1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

秋田地方裁判所大館支部

令和6年(フ)第15号

千葉県香取郡東庄町笠川い4714-258

破産者 Realpha Antares 合同会社

1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐原支部

令和6年(フ)第28号

千葉県香取市府馬2820番地3

破産者 小林 幸子

1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手續を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐原支部

令和6年(フ)第622号

東京都町田市小山町1267番地11

破産者 若林胤良こと ディオ インリヤン
刃 育良

1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手續を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1099号

東京都稻城市東長沼1115番地の5

破産者 谷本真理子

1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手續を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1372号

東京都稻城市押立1093番地

破産者 日信装備株式会社

1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手續を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1416号

東京都大田区西蒲田7丁目22番4号阿部ビル

1F

破産者 株式会社プラムファーマシー

1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手續を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1639号

東京都武藏村山市三ツ木3丁目52番地の11

破産者 比留間 勇

1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手續を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第66号

富山県高岡市末広町14番36号

破産者 有限会社トキワ

1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手續を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

富山地方裁判所高岡支部

平成30年(フ)第605号

京都市西京区大枝西新林町6丁目7番地5

破産者 永田 啓司

1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手續を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

免責許可決定

令和6年(フ)第89号

茨城県筑西市辻1228番地2、開始決定上の住所千葉県流山市東初石1丁目70番地の35

破産者 坂本 光治

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第588号

千葉県松戸市六高台5丁目165番地の1 I NOVE 松戸六高台B105号、前住所千葉県柏市高柳1932番地7

破産者 木村 功一

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第715号

千葉県柏市大津ヶ丘4丁目5番(1棟703号)
破産者 橋本さつき

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第773号

千葉県柏市東逆井1丁目25番10号 K2ハウ
ス201号、前住所千葉県柏市光ヶ丘2丁目25
番19号 アヴィールB-102号

破産者 前田 常廣

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第913号
 千葉県大町市大町738番地5 ヴィラアストラガルⅢ 204
 破産者 服部 保人
 1 決定年月日 令和7年3月17日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第921号
 千葉県流山市前ヶ崎668番地の1
 破産者 柴田 千尋
 1 決定年月日 令和7年3月17日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第922号
 千葉県柏市大室305番地1 グランデーブ
 I-202号
 破産者 谷野 宏成
 1 決定年月日 令和7年3月17日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第1683号
 千葉県市川市東大和田1丁目25番2-202号
 (SUNFLAG)
 破産者 内堀 博
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1710号
 千葉市花見川区検見川町3丁目322番地16
 ヴィラアクシス102号
 破産者 川嶋 圭
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1805号
 千葉県市原市姉崎東2丁目11番地16
 破産者 坂入 純美
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第635号
 千葉市若葉区西都賀5丁目36番23号 s o 1
 v i t a 202号
 破産者 石黒 有紗 (旧姓工藤)

1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第869号
 千葉市緑区鎌取町112番地23 鎌取団地1棟
 102号
 破産者 塩野谷誠次
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1046号
 千葉市花見川区検見川町3丁目318番地2
 コーポ若葉201号
 破産者 今野 嘉典
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1515号
 千葉市若葉区東寺山町770番地1 東寺山第
 2県営住宅3棟503号
 破産者 風間由美子
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1615号
 千葉市中央区院内2丁目5番27号 アンビ
 ション院内202号
 破産者 菅原 友貴
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1646号
 千葉市花見川区畠町877番地1 カサバルテ
 新検見川I-111号
 破産者 楠 龍一
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1709号
 千葉県習志野市藤崎4丁目10番13-204号
 破産者 吉田 拓也
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第709号
 千葉県我孫子市湖北台7丁目14番54-201号、
 前住所千葉県我孫子市南新木4丁目23番地の
 3
 破産者 佐藤 孝雄
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第710号
 千葉県我孫子市湖北台7丁目14番54-201号、
 前住所千葉県我孫子市南新木4丁目23番地の
 3
 破産者 佐藤 勝代
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第854号
 千葉県流山市大字西平井551番地の8
 破産者 大木 豊
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第954号
 千葉県鎌ヶ谷市北中沢3丁目10番11号
 破産者 大坪 昭夫
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第10号
 島根県隠岐郡隠岐の島町西村7番地1
 破産者 森 六成
 1 決定年月日 令和7年3月24日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 松江地方裁判所西郷支部破産係

令和6年(フ)第18号
 北海道稚内市緑5丁目22番2号
 破産者 佐々木葉子
 1 決定年月日 令和7年3月25日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 旭川地方裁判所稚内支部

令和6年(フ)第732号
 栃木県宇都宮市一の沢2丁目16番10号 一の
 沢ヴィラージュマンション403
 破産者 原澤 典子 (旧姓安部)

1 決定年月日 令和7年3月25日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第762号
 栃木県宇都宮市西川田町1001番地1 黒崎ハ
 イツ201
 破産者 浅川 勝通
 1 決定年月日 令和7年3月25日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第765号
 栃木県宇都宮市冰室町2900番地1、前住所栃
 木県宇都宮市今宮1丁目15番22号 サンシャ
 イン今宮201号室
 破産者 阿久津良太
 1 決定年月日 令和7年3月25日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第769号
 栃木県宇都宮市大和2丁目7番1号 県営大
 和住宅1号棟27号室、前住所栃木県宇都宮市
 緑3丁目6番9号 ファミリーイーハイツ102
 破産者 大平 美香
 1 決定年月日 令和7年3月25日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第778号
 栃木県宇都宮市西川田町1026番地38
 破産者 津川 完奈 (旧姓今泉・鈴木)
 1 決定年月日 令和7年3月25日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第781号
 栃木県鹿沼市日吉町640番地 市営住宅2号
 棟1号室
 破産者 斎藤 正明
 1 決定年月日 令和7年3月25日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第787号
 栃木県鹿沼市下南摩町51番地3
 破産者 渡邊 京子
 1 決定年月日 令和7年3月25日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

- 令和6年(フ)第791号**
栃木県大田原市野沢1420番地8
破産者 遠藤 香織
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第3号
栃木県宇都宮市江曽島町1036番地14 北原
コーポII202
破産者 岩崎 誠
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第4号
栃木県那須塩原市石林220番地2 メープル
マツモト204号、前住所栃木県那須塩原市西
大和9番10号
破産者 郡司 悠椰
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第630号
埼玉県越谷市大字南荻島261番地3 越谷南
荻島団地4-505
破産者 滝澤三津雄
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第662号
埼玉県春日部市谷原3丁目10番地12 板橋8
号
破産者 芳賀 爲治
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第705号
埼玉県越谷市大字下間久里1135番地1 メイ
ツ越谷810号
破産者 吉川 正之
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第706号
埼玉県越谷市赤山町5丁目1番15号 ロイヤ
ルサンフラワー304
破産者 斎川 英典

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第729号
埼玉県越谷市蒲生旭町9番9号 カーサフェ
リス103
破産者 土橋 雄大
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第761号
埼玉県三郷市東町260番地 サンユーハイツ
B-2
破産者 喜屋武優菜（旧姓津波古）
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第770号
埼玉県越谷市赤山町3丁目6番地2 ライフ
ピア越谷シンフォニア101号
破産者 中山 明美
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第8号
埼玉県八潮市大字南後谷36番地5 コーポ神
田103
破産者 斎藤由紀子
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第17号
埼玉県越谷市蒲生本町13番26号 コーポグ
リーンウッド201
破産者 斎藤 至
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第1223号
千葉市花見川区南花園1丁目8番32号 ヴィ
ラ新検見川205号
破産者 白鳥 陽一
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1724号
千葉市花見川区南花園1丁目8番32号 ヴィ
ラ新検見川205号
破産者 白鳥 陽一
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1309号
千葉市美浜区稻毛海岸1丁目2番17棟201号
破産者 菅原 一彦
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1430号
千葉県八千代市大和田新田429番地3 パル
コート大和田303号
破産者 岡崎 肇
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1545号
千葉県船橋市薬円台3丁目3番13号
破産者 小野田ひろみ
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1547号
千葉県市原市ちはら台東7丁目1番地1 メ
ゾン・ド・ソレイユ202
破産者 今野 慧
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1637号
千葉県市川市福栄2丁目8番4-104号 (サ
ンクレスト)
破産者 上村 順子
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1670号
千葉県市川市欠真間1丁目3番4-402号
(ローズマンションA-30)
破産者 住吉 広大
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1778号
千葉県市川市東大和田1丁目11番6号
(コーポIM2B)
破産者 中村 清香
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1779号
千葉市美浜区真砂5丁目16番6棟301号
破産者 重森 幸司
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1831号
千葉県船橋市西習志野2丁目26番10号 サン
パレス・ミキ101号
破産者 虹川美津子
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1845号
千葉市中央区仁戸名町324番地61
破産者 榎本 健作
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

- 令和6年(フ)第1850号**
千葉市中央区浜野町648-11 レオパレス
ディアコート206号室、住民票上の住所福島
県南相馬市原町区西町3丁目27番地の12 西
町ハイツ 7号室
破産者 駒井 正見
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和6年(フ)第1862号**
千葉市若葉区西都賀1丁目3番9号 コーポ
86 103号
破産者 池田 均
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和6年(フ)第1863号**
千葉市中央区道場北2丁目3番3-503号
破産者 細谷 優樹
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和6年(フ)第1872号**
千葉県市川市柏井町2丁目1341番地13
破産者 徳田 晴香
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和6年(フ)第1875号**
千葉市若葉区小間子町1番地192
破産者 千脇 広美
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和6年(フ)第1879号**
千葉県市川市欠真間2丁目17番17号(コーポ
小泉203号)
破産者 太田 和幸
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和6年(フ)第1888号**
千葉県市原市泉台3丁目36番地7
破産者 鈴木めぐみ
- 1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和6年(フ)第1897号**
千葉県浦安市北栄1丁目1番36-203号
ムーンライト
破産者 仲畑 京介
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和6年(フ)第1901号**
千葉市若葉区千城台西3丁目12番4棟304号
破産者 野田 恵
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和6年(フ)第1903号**
千葉市美浜区打瀬2丁目17番地 バティオス
18番街102号
破産者 青木 俊憲
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第2号**
千葉市中央区仁戸名町628番地14 フィット
ハイム203号
破産者 赤坂龍之介
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第10号**
千葉県市原市辰巳台西5丁目9番地11 ファ
ミール赤坂II-202
破産者 大竹 芳信
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第23号**
千葉県市原市玉前1302番地2
破産者 田中 恵子
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和7年(フ)第29号**
千葉県船橋市中野木2丁目31番12-106号
破産者 田畠 星
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
- 令和6年(フ)第769号**
千葉県柏市松葉町4丁目1番地1 8棟506
号
破産者 荒木 裕美
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
- 令和6年(フ)第802号**
千葉県松戸市馬橋1448番地の3 大新ヒルズ
餅田101号
破産者 竹ノ内佑太
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
- 令和6年(フ)第843号**
千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山2丁目3番21号(ミ
オポスト101)
破産者 田嶋 桂子
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
- 令和6年(フ)第868号**
千葉県松戸市大谷口332番地の8 ウッディ
パレス新松戸106号
破産者 福田伊佐央
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
- 令和6年(フ)第876号**
千葉県松戸市六高台3丁目145番地 六高台
県営住宅3棟201号
破産者 松本 健一
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
- 令和6年(フ)第880号**
千葉県松戸市小金清志町3丁目71番地の10
プレミア松戸216号、旧住所千葉県松戸市新
松戸南1丁目387番地 川村ハイム101号
破産者 山崎 满
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
- 令和6年(フ)第904号**
千葉県松戸市南花島3丁目57番地の2 第1
野々下マンション304号
破産者 黒田 三郎
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
- 令和6年(フ)第907号**
千葉県柏市若柴32番地2
破産者 増田梨愛瑠
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
- 令和6年(フ)第919号**
千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷9丁目3番21号(サク
ラ・ガーデン2 103号室)
破産者 田中 和弘
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
- 令和6年(フ)第924号**
千葉県柏市大室1195番地1 パールハイツヒ
ラノ102号、前住所千葉県柏市高田1078番地
2 ウィズ柏の葉217号
破産者 大久保さき子
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
- 令和6年(フ)第925号**
千葉県柏市大室1195番地1 パールハイツヒ
ラノ102号、前住所千葉県柏市高田1078番地
2 ウィズ柏の葉217号
破産者 大久保 誠
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
- 令和6年(フ)第951号**
千葉県松戸市小金原4丁目33番地の5 ヒル
ズさくら通り101号
破産者 谷川 真将
1 決定年月日 令和7年3月25日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第959号

千葉県柏市松ヶ崎222番地1 チャームテラス222E-301号
破産者 飯島 修二

1 決定年月日 令和7年3月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第967号

千葉県松戸市日暮5丁目189番地 ジュネパレス松戸第22-304号、前住所千葉県松戸市松戸新田332番地の27 廣石マンション203号
破産者 海老原貴子

1 決定年月日 令和7年3月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第980号

千葉県柏市根戸483番地48 ウィステアリア根戸207号
破産者 山口 翔史

1 決定年月日 令和7年3月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第747号

熊本市北区植木町舞尾517番地3
破産者 村上リツ子

1 決定年月日 令和7年3月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第534号

鹿児島市東谷山5丁目14番1号
破産者 富永 恵

1 決定年月日 令和7年3月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第2122号

札幌市厚別区もみじ台東1丁目2番12-404号
破産者 佐々木かおり（旧姓秋吉・明井）

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2257号

札幌市東区東苗穂5条3丁目6番25-210号

破産者 鈴木 ユミ（旧姓巽）

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2270号

札幌市白石区東札幌5条4丁目4番16号
ティアナ東札幌301号
破産者 柴田 一三

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2300号

北海道千歳市北斗3丁目1番3号 渡辺マンションC号
破産者 小林 潤

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2301号

北海道千歳市北斗3丁目1番3号 渡辺マンションC号
破産者 伊藤 文子

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2322号

札幌市東区北22条東15丁目4番10-105号
破産者 横野 忍

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2356号

札幌市西区二十四軒4条5丁目12番20号 フジハウスⅡ-202号
破産者 島田 優子

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2372号

札幌市北区北24条西6丁目2番2-902号
破産者 萬年みゆき

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2461号

札幌市豊平区平岸1条7丁目4番3-307号
破産者 村上 正光

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第24号

北海道岩内郡岩内町字宮園240番地10 ミントハウス102
破産者 小坂 博

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和6年(フ)第25号

北海道岩内郡共和町国富24番地5
破産者 葛西 玲美

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和7年(フ)第1号

北海道岩内郡岩内町字清住151番地
破産者 川村 秀和

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和6年(フ)第157号

北海道苦小牧市柏木町1丁目2番11号 ループル柏木B棟201号
破産者 田村 司

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苦小牧支部

令和6年(フ)第158号

北海道苦小牧市柏木町1丁目2番11号 ループル柏木B棟201号
破産者 田村 奈美

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苦小牧支部

令和6年(フ)第167号

北海道苦小牧市白金町2丁目4番20号
破産者 真田 彩香（旧姓伊藤）

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苦小牧支部

令和6年(フ)第170号

北海道苦小牧市見山町1丁目4番11号
破産者 塚本 康太

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第1号

北海道苦小牧市美園町3丁目4番25号アーバンハイツ3 101号、前住所北海道苦小牧市澄川町5丁目25番34号 グループホームいろは
破産者 能登 園江

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第2号

北海道苦小牧市寿町1丁目3番3-309号
破産者 盛川 敏之

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第4号

北海道苦小牧市双葉町1丁目15番5号 ソレイユ3 2階南
破産者 白銀 朋子（旧姓高田）

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苦小牧支部

令和6年(フ)第49号

岩手県宮古市小沢2丁目1番9号
破産者 川原田千春

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和6年(フ)第109号

茨城県鹿嶋市大字荒野1550番地114
破産者 阿南 薫

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(フ)第1号

茨城県鹿嶋市大字神向寺170番地12
破産者 土谷 剛

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和6年(フ)第531号

栃木県宇都宮市御幸町44番地1 第1サンハイツみゆきB 204号室、前住所栃木県宇都宮市中里町216番地16
破産者 杉山 佳久

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第1956号

埼玉県加須市大門町7番27号 サンハウスA-101
破産者 内田 裕治

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2051号

埼玉県久喜市栗橋東1丁目6番2-304号
県営しづか団地
破産者 川嶋 康文

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2052号

埼玉県久喜市栗橋東1丁目6番2-304号
県営しづか団地
破産者 川嶋 千春

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2097号

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室2278番地92
第2サンライズ伊奈613
破産者 西岡 昭夫

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2098号

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室2278番地92
第2サンライズ伊奈613
破産者 新井 節子

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第23号

埼玉県上尾市大字小敷谷77番地1 西上尾第二団地2-6-301
破産者 田村 恵美

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第30号

埼玉県戸田市大字新曽2487番地の2 メゾン・エトワージュ110号室、旧住所埼玉県戸田市笛1丁目13番地の6 サミット・アサ102号室
破産者 菊池 照美

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第41号

埼玉県和光市新倉2丁目4番40号 グリーンヒル石田2-101
破産者 鈴木 歩

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第45号

さいたま市緑区道祖土2丁目1番1号 1-508
破産者 高橋真紀子こと 高橋真紀子(旧姓塚田)

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第49号

埼玉県上尾市二ツ宮951番地 上尾二ツ宮前住宅2-104
破産者 熊谷 正弘

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第50号

埼玉県上尾市二ツ宮951番地 上尾二ツ宮前住宅2-104
破産者 熊谷マーククリス頤貴

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第615号

埼玉県坂戸市関間4丁目12番8-202号 ソライエ若葉ステーションヴィラ
破産者 宮瀬 弘

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第771号

埼玉県入間市大字下藤沢678番地6
破産者 小野寺理恵

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第790号

埼玉県狭山市大字東三ツ木421番地の7 プランドール202、前住所鹿児島県指宿市西方3911番地2
破産者 宮添 裕子(旧姓大小田)

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第836号

埼玉県川越市川鶴1丁目14番地5 (G R A S S F I E L D C 鶴F棟103号室)
破産者 遠藤 美紀

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第859号

東京都足立区竹の塚4丁目2番11-307号、
破産申立時の住所埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘3丁目3番5号 1号棟901号室
破産者 黒松 郁

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第871号

埼玉県所沢市西所沢1丁目26番6-301号
リーベックス所沢パレページエ
破産者 小南めぐみ

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第872号

埼玉県川越市西小仙波町1丁目9番地1
(コーコ高橋102号室)
破産者 田口 正巳

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第873号

埼玉県ふじみ野市丸山6番15号 セイコーガーデンふじみ野104号
破産者 花田 泰雅

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第892号

埼玉県ふじみ野市上福岡3丁目10番18号 エマーカ60上福岡105
破産者 小林 弘志

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第894号

埼玉県川越市熊野町7番地56
破産者 高岡 セツ

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第907号

埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷124番地1 リーフ アヴェニュー202号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘72番地17 G R A C E 永大101号
破産者 松永 翼

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第910号

埼玉県富士見市閑沢3丁目20番31号 フラワーロフト105
破産者 佐藤 秀子

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第7号
 埼玉県富士見市西みずほ台1丁目16番地7
 第2渋川コーポ201
 破産者 岡 裕貴
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第35号
 埼玉県日高市高麗川1丁目6番地37
 破産者 阿部 史華
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第27号
 埼玉県秩父市上宮地町23番5号 コーポすずらん1号
 破産者 村山 修一
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和6年(フ)第1323号
 千葉県船橋市葉円台5丁目30番1-703号
 破産者 大塙 訓央
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1715号
 千葉市美浜区幕張西2丁目2番3棟206号
 破産者 高田 記直
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1727号
 千葉県市原市白塚562番地35
 破産者 中野 妙子
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1730号
 東京都江戸川区西葛西6-18-8 西葛西ユニオンビル401、開始決定時の住所千葉県浦安市猫実5-8-1 タイムズプラザ407
 破産者 河本 好根
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1830号
 千葉県市原市光風台2丁目381番地5 椿の丘
 破産者 赤泊 進
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1893号
 千葉県船橋市咲が丘4丁目20番8号
 破産者 佐藤 伸哉
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第13号
 千葉市中央区星久喜町1200番地1 スターハイツA203号
 破産者 川原亜由美
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第219号
 千葉県佐倉市井野1394番地4 アベニール佐倉203
 破産者 近藤 文子
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所佐倉支部

令和4年(フ)第3792号
 東京都杉並区高円寺南3丁目11-1-102
 破産者 今井 素子
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和4年(フ)第5059号
 東京都葛飾区東水元5丁目6-12 ラ・ベルメゾンVI201、開始決定時の住所東京都足立区六木2丁目4-27 コンフォートB
 破産者 上原 昌仁
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和4年(フ)第7249号
 東京都新宿区四谷2丁目13-1-304、開始決定時の住所東京都港区赤坂4丁目14-14-604
 破産者 半田和之こと 半田 威徳

1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ)第6200号
 千葉県船橋市本中山6丁目13-5
 破産者 後藤健二郎
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6267号
 東京都東大和市高木3丁目347-87
 破産者 柳美澤直子
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6413号
 東京都大田区仲六郷3丁目1-2-201、開始決定時の住所東京都大田区南六郷1丁目16-3-803
 破産者 吉田 勝美
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6562号
 東京都葛飾区青戸4丁目27-2-402
 破産者 佐藤 明
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6604号
 東京都日野市新町1丁目6-9
 破産者 二宮 和博
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6872号
 神奈川県横浜市港北区日吉4丁目13-26-404
 破産者 永江 倔
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7163号
 東京都荒川区西尾久1丁目13-9-602
 破産者 高田 円樹
 1 決定年月日 令和7年3月26日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7266号
東京都練馬区大泉学園町7丁目1-35
破産者 高橋 博
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7369号
東京都三鷹市井口2丁目4-27-105
破産者 嶋倉 章史
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7998号
東京都多摩市貝取1493-1-201
破産者 大崎 弘之
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8102号
東京都杉並区井草1-18-11 3階、住民票上の住所静岡県伊東市富戸908-187
破産者 高橋 勇
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8285号
東京都北区上十条1丁目29-12-101
破産者 西 正
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8346号
東京都杉並区宮前4丁目9-7-103
破産者 草階のり子
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8490号
東京都墨田区東墨田2丁目18-17-202
破産者 工藤 和俊
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8498号
東京都杉並区高井戸東4丁目9-1-604
破産者 栗田 紘二
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8500号
東京都墨田区堤通2丁目13-1-714
破産者 青柳 努
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8618号
埼玉県八潮市大瀬2-2-13-103、住民票上の住所東京都足立区花畑3丁目18-1
破産者 二俣 元二
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8655号
東京都板橋区徳丸1丁目20-17-101
破産者 後藤 真
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8668号
東京都世田谷区祖師谷1丁目12-13-102
破産者 岩佐 征悟
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8714号
東京都練馬区石神井町2丁目11-12-401
破産者 松岡 茂夫
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8726号
東京都八王子市新町2-2-202
破産者 橋本 真樹
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8770号
東京都江戸川区篠崎町4丁目7-13 サンハイツA-105
破産者 神宮寺 功
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8835号
東京都板橋区大和町44-6-203
破産者 石井 香苗
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8841号
東京都杉並区桃井1丁目15-22 ホワイトコーポA 102
破産者 田中 邦康
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8842号
東京都板橋区坂下3丁目23-9-202
破産者 糸賀 優樹
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8843号
東京都江戸川区中葛西5丁目8-11-203
破産者 中村 薫
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8876号
東京都葛飾区堀切4丁目1-5-102
破産者 武田 慎也
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8887号
東京都練馬区桜台4丁目17-7 セゾンハイム1号室
破産者 柿間 隆
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8888号
東京都練馬区南田中2丁目7-12-301
破産者 伊藤 千祐
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8905号
東京都西東京市南町3丁目18-40-113
破産者 福島 良明
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2号
東京都練馬区早宮2丁目20-25-101
破産者 鎌田 康博
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第21号
東京都大田区大森南3丁目16-11-202、開始決定時の住所東京都大田区西糀谷2丁目22-18 マツイチサンパレスNO 7 506
破産者 田山 弥生
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第24号
東京都世田谷区北烏山9丁目20-17-201
破産者 宮嶋 雪菜
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第26号
東京都江戸川区鹿骨4丁目24-4 PIER 46-205
破産者 小松 早苗
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第28号
東京都練馬区南大泉4丁目52-13-302
破産者 久島 快斗
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第29号
東京都練馬区石神井町6丁目10-9-101
破産者 吉村亜希子
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第38号
東京都世田谷区三軒茶屋2丁目53-5-205
破産者 齊藤瑛
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第49号
東京都葛飾区東水元2丁目33-9-101
破産者 田邊友幸
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第53号
東京都葛飾区東金町5丁目14-8-207
破産者 田畠和美
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第54号
東京都足立区大谷田3丁目15-17-101
破産者 中道國男
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第55号
東京都大田区大森南3丁目16-11-201
破産者 麓幸樹
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第87号
東京都江戸川区上篠崎2丁目16-6-102
破産者 堀田容子
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第100号
東京都世田谷区三軒茶屋2丁目7-6 京谷方
破産者 坂田岬

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第103号
東京都杉並区和泉3丁目16-20 和泉荘
破産者 松澤 裕美
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第106号
東京都板橋区東坂下1丁目8-1-105
破産者 佐々木孝洋
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第108号
東京都大田区東糀谷4丁目2-17-101
破産者 三隅 淳
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第120号
東京都世田谷区東玉川2丁目39-7-401
破産者 長谷絵利子
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第121号
東京都足立区大谷田1丁目1-8-303
破産者 竹野チハル
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第144号
東京都墨田区吾妻橋1丁目11-4-402
破産者 石川 大起
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第145号
東京都品川区小山2丁目8-5-102
破産者 謙訪ますみ
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第146号
東京都練馬区小竹町2丁目5-6-106
破産者 渡邊 瑞穂
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第147号
東京都練馬区東大泉1丁目11-8-211
破産者 佐藤 政人
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第148号
東京都杉並区天沼2丁目17-4 内藤荘1番
5
破産者 澤田 浩一
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第149号
東京都墨田区立花1丁目27-6-721
破産者 畑野 博幸
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第151号
東京都江戸川区南小岩6丁目3-21-301
破産者 八木 春隆
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第152号
東京都足立区千住桜木2丁目7-3-301
破産者 尾島 史穂
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第153号
東京都足立区西保木間2丁目5-12-207
破産者 柳 正則
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第154号
東京都中野区江原町2丁目9-4-103
破産者 糸魚川育子

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第160号
東京都目黒区下目黒3丁目16-20-203
破産者 宮本 亘
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第162号
東京都西東京市谷戸町2丁目4-5-203
破産者 宮崎 和巳
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第178号
東京都練馬区北町1丁目10-12-103
破産者 西田 寿男
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第179号
東京都板橋区高島平5丁目17-7-302
破産者 古市 麻衣
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第180号
東京都練馬区豊玉中2丁目17-7-305
破産者 真鍋 広征
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第181号
東京都大田区南六郷2丁目4-18-202
破産者 大森 雅博
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第182号
東京都品川区小山7丁目10-8
破産者 八下田昌夫
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第184号	東京都葛飾区奥戸2丁目15-11-103 破産者 辻 一之 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第186号	東京都江戸川区松島2丁目5-12-203 破産者 秋元健太郎 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第188号	東京都練馬区関町南4丁目15-5-211 破産者 藤原 有佳 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第190号	東京都板橋区常盤台3丁目15-13-202 破産者 柳澤 博志 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第192号	東京都大田区蒲田5丁目33-7-803 破産者 田中 沙知 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第195号	東京都足立区千住仲町21-3-101 破産者 桑島 真美 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第196号	東京都東久留米市冰川台1丁目23-12-201 破産者 居酒屋きょうここと 清水 恵子 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第198号	東京都足立区綾瀬4丁目22-19 シャンブル 綾瀬B101 破産者 村瀬 忍 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第200号	東京都江東区深川2丁目6-6-704 破産者 平田絵美子 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第210号	東京都板橋区西台3丁目31-12 サニーライ フ板橋 破産者 千葉 吉昭 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第211号	東京都墨田区業平3丁目10-9-801 破産者 山口真理雄 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第212号	東京都杉並区久我山2丁目9-26-203 破産者 碇 大史 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第222号	東京都杉並区阿佐谷南1丁目1-2-106 破産者 富沢 正憲 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第223号	東京都足立区梅田8丁目13-11-1105 破産者 中島 秀明 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第224号	東京都足立区千住緑町1丁目14-2-202 破産者 神尾 亮治(旧姓松本) 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第226号	東京都江戸川区西小岩3丁目12-16-101 破産者 高山 正美 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第250号	東京都北区西が丘1丁目34-8-222 破産者 久米原ひろ子 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第252号	東京都大田区東六郷1丁目7-16 ペアパレ ス東六郷A棟203 破産者 三宅 正幸 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第263号	神奈川県相模原市南区南台2丁目3-7 破産者 酒井 涼那 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第264号	21 kelsey rd Noraville NSW 2263 Australia、最 後の住所地東京都中央区築地1丁目3-4- 202 破産者 フォスター 善江(旧姓金光) 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第276号	東京都新宿区北新宿2-2-23-201 破産者 茂野 里歩 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第282号	東京都豊島区長崎5丁目6-14 グリーンビ レッヂB-103 破産者 友定 翔平 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第289号	名古屋市北区清水5丁目21番11号 パーク・ ノヴァ清水303号 破産者 伊藤 大将 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2890号	名古屋市中川区上高畑2丁目180番地 市営 たかはた荘2棟1201号 破産者 首藤真由美 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2887号	名古屋市天白区平針南2丁目1002番地 平針 住宅4街区A棟905号、従前の住所名古屋市 緑区黒沢台1丁目1405番地 奥村ハイツ1A 号 破産者 岩佐 隆史 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2889号	代替住所A、従前の住所名古屋市緑区南陵 401番地 桶狭間荘8棟912号 破産者 畑中 小雪 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2899号	愛知県春日井市八幡町136番地 破産者 帖佐 康行 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

令和 6 年 (フ) 第 2905 号
名古屋市守山区更屋敷 8 番 7 号 宮前荘 203
号
破産者 坪内 透
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年 (フ) 第 2910 号
名古屋市瑞穂区春山町 11 番地の 9 グラン
デール南山 B 棟 101 号
破産者 音成 秀実
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年 (フ) 第 2911 号
名古屋市瑞穂区春山町 11 番地の 9 グラン
デール南山 B 棟 101 号
破産者 音成明日香
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年 (フ) 第 2919 号
名古屋市中区新栄 2 丁目 36 番 21 号 ラフィネ
新栄 1004 号
破産者 久保 健
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年 (フ) 第 2924 号
名古屋市天白区高島 2 丁目 1601 番地 ドル
チエ高島 A-102 号
破産者 総井亜紀子
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年 (フ) 第 2970 号
名古屋市天白区元八事 4 丁目 177 番地 エク
セレンス八事 306
破産者 安東辰彦 ドラム教室こと 安東 辰彦
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年 (フ) 第 2991 号
名古屋市千種区高見 1 丁目 19 番 23 号 メゾ
ン・ド・ティセ 116
破産者 尾場瀬優香
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年 (フ) 第 3028 号
名古屋市港区小碓 4 丁目 204 番地の 3
破産者 西下二美子
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年 (フ) 第 3052 号
名古屋市東区砂田橋 4 丁目 1 番 57 号 メガシ
ティテラス 2 棟 316 号
破産者 鈴木 宏平
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年 (フ) 第 3068 号
名古屋市西区市場木町 32 番地 I T O ビル
302 号
破産者 上村 真弓
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 7 年 (フ) 第 10 号
愛知県豊明市前後町鎌ヶ須 1784 番地 6 カル
チエラタンⅢ 306 号
破産者 井上 豊彦
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 7 年 (フ) 第 106 号
名古屋市守山区瀬古 2 丁目 306 番地 瀬古団
地 4 棟 601 号
破産者 舟橋はる子
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年 (フ) 第 294 号
愛知県豊橋市上地町 14 番地の 3
破産者 鈴木 真二
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和 6 年 (フ) 第 304 号
愛知県蒲郡市三谷北通 5 丁目 2 番地 サンハ
イツ 403
破産者 平瀬 太
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和 6 年 (フ) 第 306 号
愛知県豊橋市駅前大通 3 丁目 87 番地 MK マ
ンションⅡ 605
破産者 北原 昭治
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和 6 年 (フ) 第 314 号
愛知県豊橋市有楽町 100 番地 1 コスモ 21 有
楽 215
破産者 佐藤 稚葉
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和 6 年 (フ) 第 315 号
愛知県豊橋市石巻町字野田 18 番地 県営金田
住宅 9 棟 201 号室
破産者 西尾 征紀
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和 6 年 (フ) 第 323 号
愛知県豊橋市牛川町字東仲田 3 番地 14
破産者 エール ド シャルムこと 羽田 直
美
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和 6 年 (フ) 第 331 号
愛知県田原市田原町東淹頭 1 番地 43 第 3 淹
頭寮
破産者 竹内 潤

1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和 6 年 (フ) 第 351 号
愛知県豊橋市向山台町 13 番地 9 向山ハウス
306、従前の住所愛知県豊橋市新栄町字牟呂
下 32 番地 マンダリーヌ新栄 B-101
破産者 村田 晃治
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和 6 年 (フ) 第 888 号
神戸市長田区庄田町 3 丁目 3 番 13-805 号
破産者 新穂マリン
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第 3 民事部

令和 6 年 (フ) 第 937 号
神戸市長田区細田町 3 丁目 5 番 15 号 ダイヤ
マンション N.O. 1 301 号
破産者 中谷 雄二
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第 3 民事部

令和 6 年 (フ) 第 957 号
神戸市灘区摩耶海岸通 2 丁目 3 番 5-308 号
破産者 杉野都久代
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第 3 民事部

令和 6 年 (フ) 第 1015 号
神戸市灘区神ノ木通 3 丁目 2 番 10 号 ボヌー
ル神ノ木 201
破産者 真田麻衣子
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第 3 民事部

令和 6 年 (フ) 第 1047 号
神戸市長田区野田町 7 丁目 7 番 7-304 号
破産者 森川 達明
1 決定年月日 令和 7 年 3 月 26 日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第 3 民事部

令和6年(フ)第1128号	神戸市北区甲榮台1丁目13番1—708号 破産者 花田浩一朗 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1139号	神戸市中央区国香通5丁目1番2—202号 破産者 宮下 幸子 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1144号	神戸市東灘区向洋町中7丁目2番地の3 番館301号 破産者 畠山 直樹 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1153号	神戸市長田区大道通3丁目1番地 フレール 長田大道301号(葛原健作方)、従前の住所神戸市長田区御屋敷通6丁目2番24号(葛原健作方) 破産者 勝原 昌一 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1159号	神戸市中央区港島中町3丁目1番地 ポート アイランド団地50棟606号、従前の住所神戸市中央区神仙寺通4丁目1番21—303号 破産者 丸岡 弘治 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1165号	神戸市垂水区西舞子3丁目16番8号 ヴィラ クレール202号、従前の住所福岡市南区臼佐2丁目6番10—403号 アビ斯塔プラス 臼佐2丁目ビル 破産者 日置 裕理 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1173号	神戸市須磨区大田町5丁目3番23号 コート 弁天301 破産者 岡本 修平 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1174号	神戸市須磨区大田町5丁目3番23号 コート 弁天301 破産者 岡本千津子 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1183号	神戸市長田区五番町4丁目1番地 長田中住宅203号、従前の住所神戸市長田区雲雀ヶ丘3丁目6番4—405号 破産者 大久保星南(旧姓岡本) 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1185号	神戸市垂水区多聞台3丁目10番25—206号 破産者 上田 剛司 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第685号	兵庫県西宮市上甲東園2丁目2番17号 信夫 ハイツ201 破産者 高松紀代子 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第687号	兵庫県西宮市高須町2丁目1番31—1240号 破産者 横道 優子 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第696号	兵庫県尼崎市水堂町2丁目14番21号207号、 前住所大阪市淀川区加島3丁目13番29—2号 破産者 中村 陽子
令和6年(フ)第698号	1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第740号	兵庫県尼崎市武庫川町4丁目80番地の4 破産者 佐々木彩奈 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第752号	兵庫県尼崎市名神町1丁目18番22号プリエール名神尼崎705 破産者 作田 剛 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第151号	長崎県諫早市城見町29番49—307号 キャスティール城見 破産者 小川 真一 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所大村支部破産係
令和6年(フ)第155号	長崎県大村市上諫訪町974番地1 破産者 山本 進 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所大村支部破産係
令和6年(フ)第548号	熊本市北区池田3丁目1番31号 緒方ハイツ 202号 破産者 野口 洋子 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第653号	熊本市北区清水万石4丁目8番18—302号 北津留団地3—302 破産者 高山 洋子 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第657号	熊本市東区東町2丁目2番1—34号 東町団地C—2 破産者 小田 恵子 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第667号
熊本市東区御領8丁目4番47号 ブリーゼA
205号
破産者 江田 葉子
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第669号
熊本市中央区紺屋今町1番13-103号 城南
マンション
破産者 藤本 琴乃
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第681号
熊本市東区御領3丁目7番10-201号 A
F I E L D御領
破産者 油布亜紀子
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第688号
熊本市北区清水万石1丁目4番1-202号
破産者 鶴川 宏美
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第700号
熊本市中央区草葉町1番21号 718、転入前
住所熊本市北区麻生田3丁目4番36号
破産者 前田 幸子
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第704号
熊本県合志市須屋936番地2 モダニティメ
ゾン D棟101号
破産者 宮本 敬子
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第711号
熊本市中央区琴平本町4番65-304号
破産者 米村由美子
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第713号
熊本県下益城郡美里町土喰270番地1
破産者 西田美穂子
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第716号
熊本市南区日吉1丁目6番4-101号 栗ノ
内団地
破産者 沼田 清治
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第730号
熊本市東区戸島西5丁目2番1-505号 戸
島団地1C-1
破産者 東 大地
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第765号
熊本県菊池郡菊陽町武藏ヶ丘北3丁目17番
1-202号 荒木ハイツ
破産者 鈴木 彩音
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第136号
宮崎県延岡市出北2丁目7番9-101号
パークサイドハウス
破産者 内倉 晃樹
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第193号
宮崎県日向市大字富高6435番地15
破産者 平八重正樹
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第197号
宮崎県日向市浜町2丁目115番地
破産者 安藤 美紀
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第200号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1492番地、前
住所宮崎県東臼杵郡美郷町北郷宇納間2545番
地
破産者 松田 望
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第203号
宮崎県日向市大字日知屋16158番地1 ベル
ローズ103、前住所宮崎県日向市大字財光寺
5598番地6
破産者 岩佐紗千代(旧姓松田・三島)
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第2号
宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目7番地6 首藤
アパート203
破産者 金丸 月美
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第3号
宮崎県延岡市平原町1丁目934番地3 第3
ナジマヤビル122
破産者 黒木 由香
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第535号
鹿児島市谷山中央7丁目45番12号 もみじ荘
102号
破産者 大脇 史也
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和6年(フ)第439号
沖縄県那霸市古波蔵2丁目32番29-701号
てるやマンション
破産者 前里 良正
宮崎地方裁判所延岡支部

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第458号
沖縄県南城市佐敷字新開1番地315 県営新
開団地1-404
破産者 仲田真由美(旧姓吉田・玉城)
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第478号
沖縄県那覇市壺屋1丁目1番10号 ドミト
リー沖縄、住民票上の前住所沖縄県那覇市牧
志3丁目6番41号 3階ステラゾート
破産者 生田 英機
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第481号
沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次644番地4 外
間団地4棟302号
破産者 大城 綾乃
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第62号
北海道滝川市花月町3丁目5番25号
破産者 伊藤暢晃
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係
令和7年(フ)第2号
北海道檜山郡江差町字陣屋町220番地3
破産者 岩切 輝絵
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所江差支部
令和7年(フ)第1号
釧路市材木町18番13号
破産者 森 照子
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第6号	釧路市鳥取大通8丁目5番8号 記田マンション 破産者 熊谷 浩幸 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部
令和6年(フ)第105号	青森県五所川原市大字姥范字船橋64番地27 破産者 佐藤 至代 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所五所川原支部破産係
令和6年(フ)第400号	盛岡市厨川5丁目2番41号 破産者 栗畑 文男 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第401号	盛岡市厨川5丁目2番41号 破産者 栗畑 政義 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第47号	仙台市青葉区鷺ヶ森1丁目8番13号 破産者 永澤 章 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第148号	宮城県大崎市古川李埠3丁目5番34号 スイートルピナス102号 破産者 藤本 法子 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第1号	山形県最上郡最上町大字向町279番地の4、旧住所山形県東根市中央3丁目4番13-123号メゾン・ド・モアレ 破産者 伊東 恵美 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所新庄支部

令和6年(フ)第248号	福島県郡山市田村町徳定字下北田25番地の5 キャンバス21A 203号、前住所福島県郡山市田村町徳定字下北田25番地の3 キャンバス21B 106号 破産者 佐々木裕隆 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第860号	川崎市宮前区馬緑4丁目12番18-2号 1F 破産者 水下 流星 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第910号	川崎市多摩区西生田5丁目11番13号 マ・ピエス西生田5 104、申立時の住所川崎市多摩区登戸418番地 オーチャード登戸 106 破産者 飯島 千尋 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年(フ)第1号	群馬県沼田市薄根町3602番地3 パストラル4号 破産者 近藤明日都 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所沼田支部破産係
令和6年(フ)第1735号	千葉県市川市平田4丁目9番7号 (リーズンハイム101号) 破産者 篠原 幸江 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1894号	千葉県船橋市三咲3丁目8番15号 破産者 鈴木 康平 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第181号	千葉県四街道市下志津新田2524番地24 (メテオールA 104) 破産者 関水 繁 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年(フ)第45号	千葉県香取市貝塚1583番地1 破産者 山口 晴佳
1 決定年月日 令和7年3月27日	千葉地方裁判所佐原支部
2 主文 破産者について免責を許可する。	
令和6年(フ)第8号	川崎市中原区下小田中6丁目29番5号 下小田中ハイツ 破産者 澤畑清麻呂
1 決定年月日 令和7年3月27日	
2 主文 破産者について免責を許可する。	
令和6年(フ)第83号	新潟県燕市本町1丁目5番7号 エステートカワイ103号 破産者 山田 典子 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所三条支部
令和6年(フ)第833号	(前住所) 東京都江戸川区南小岩6丁目19番1号 破産者 割石 保 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第949号	川崎市幸区小倉4丁目18番11号 破産者 野口沙也加 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第952号	川崎市宮前区菅生ヶ丘32番6-201号 破産者 黒田 秀三 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第976号	川崎市宮前区南野川2丁目58番6-304号 青木マンション 破産者 中山 亜紀 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第18号	川崎市中原区下小田中6丁目29番5号 下小田中ハイツ 破産者 澤畑清麻呂
1 決定年月日 令和7年3月27日	
2 主文 破産者について免責を許可する。	
令和6年(フ)第213号	富山県中新川郡上市町郷柿沢316番地1 破産者 藤原隆太郎 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所長岡支部破産係
令和6年(フ)第222号	富山市下堀3番地1 破産者 中村 真一 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第5号	富山市西荒屋922番地 ヴィラ・アミティⅡ101号、開始決定時の住所富山市太郎丸西町1丁目17番地7 破産者 山口 大介 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第124号	岐阜県安八郡神戸町和泉20番地6、住民票上の住所岐阜県大垣市昼飯町329番地5 破産者 澤井 和幸 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和6年(フ)第125号	岐阜県安八郡神戸町和泉20番地6、住民票上の住所岐阜県大垣市昼飯町329番地5 破産者 澤井 恵 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和6年(フ)第339号	愛知県一宮市花池4丁目1番15号 コーポ大晴101号 破産者 木村志津子 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所一宮支部
令和6年(フ)第182号	滋賀県大津市朝日が丘1丁目12番3-203号、前住所三重県鈴鹿市南若松町380番地の2 SPACE・K BEACH 105(前々住所) 京都府京都市北区大宮開町9番地の5 破産者 堀士 武宏 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係
令和6年(フ)第108号	岡山県勝田郡勝央町美野83番地1 破産者 板坂美優羽 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部
令和6年(フ)第401号	香川県さぬき市造田は弘1029番地25 破産者 谷原 智美 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第407号	香川県高松市扇町3丁目6番12号 破産者 野間 祐介 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第3号	香川県観音寺市本大町1106番地1 破産者 木村みちよ 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所観音寺支部
令和6年(フ)第278号	高知市高須2丁目3番48号 グレーシア高須Ⅱ-101 破産者 田邊 恵三 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和6年(フ)第290号	高知市横浜西町51番3号 ユニハウス305号、旧住所高知市伊勢崎町15番14号 破産者 黒木 紀宏 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和6年(フ)第307号	高知市薊野西町2丁目4番36号 破産者 岡林 香 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第2号	愛知県名古屋市西区比良4丁目369番地 すまいらーくIV 102号、前住所佐賀県武雄市朝日町大字甘久230番地1 カーサ・フランB101号 破産者 北川 寛大 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第4号	熊本県八代市古閑中町1151番地2 破産者 吉田 大也 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所八代支部
令和7年(フ)第6号	熊本県八代市福正町724番地1 (7) 市村マンション 破産者 緒方 鳩斗 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所八代支部
令和6年(フ)第157号	宮崎県都城市金田町2662番地2 Kプレイスセンター 破産者 長沼竜一郎 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部
令和6年(フ)第158号	宮崎県都城市金田町2662番地2 Kプレイスセンター 破産者 長沼江利子 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第2号	宮崎県都城市高城町大井手2421番地2 破産者 伊島 成美 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第4号	宮崎県都城市若葉町56号8番地 破産者 吉村 典子 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部

司法書士名簿登録等の公告	
司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公告する。	
令和7年4月10日	日本司法書士会連合会
登録	
登録番号	氏 名
登録番号	氏 名
令和7年3月5日付	
札幌1067	田村 高志
札幌1069	大西 大介
東京9601	川口公三郎
東京9603	本岡 俊次
東京9605	太田 陽子
東京9607	登口亞矢子
東京9609	小川 太郎
東京9611	実方 歩
東京9614	柏木 佳奈
東京9616	倉持 武
神奈川2765	鶴岡健太郎
神奈川2767	松本 秀信
群馬 664	眞庭ちはる
新潟 727	井上真千子
愛知2463	加藤 真衣
大阪5377	藤本 真奈
大阪5379	上野 恭史
大阪5381	木本 優亮
兵庫2400	増田 尚
兵庫2402	伊勢野 真紀子
愛媛 696	山田 義一
熊本 845	川元 亜紀
令和7年3月19日付	
札幌1070	田中 喜崇
宮城 880	藤原 啓二
秋田 376	金子 達仁
東京9619	落合 宏紀
東京9621	鎌田 将武
東京9624	梅澤 高賢
東京9626	阿部 夏子
東京9629	藤村 崇徳
埼玉2114	関田 豆
埼玉2116	半澤 裕加
埼玉2118	小松 聰哉
千葉1822	神崎 雅之
札幌1071	能正 貴文
岩手 420	伊藤 徳明
東京9618	乙守 大樹
東京9620	黒須 亜紀
東京9622	山下 泰輝
東京9625	春日 誠
東京9627	荻原 裕樹
神奈川2770	橋本智恵子
埼玉2115	鈴木 智
埼玉2117	奥村 疾風
埼玉2119	石山 哲也
栃木 548	庄司 秀一

群馬 665 石原 啓司 静岡1034 白井 千尋 石川 473 竹原 博人 富山 396 東保 成人 大阪5387 和仁 政明 大阪5389 西田 英司 大阪5391 迫 仁美 京都1411 西畠 一真 京都1413 正木 昌未 兵庫2406 高江洲和明 奈良 539 池永 篤彦 広島1240 中田百合恵 広島1242 山本 貴之 広島1244 上野 正登 香川 400 平賀 淑恵 福岡2216 斎 美佳 福岡2218 倉谷 博之 宮崎 528 沖野 貴光 沖縄 577 阿波連寛人	群馬 666 小林 俊介 愛知2464 工藤 修揮 石川 474 玉木 雄矢 大阪5385 彌田 真澄 大阪5388 森井 優子 大阪5390 萱森 安未 京都1410 伊藤 泰三 京都1412 長谷川沙耶	大阪 652 細川 幸男 大阪1221 中川喜美子 大阪4621 尾上 史賢 京都 518 山田 健嗣 兵庫1181 田村 昭子 福岡 570 村山 壽人	大阪1153 結城 清一 大阪1471 福井 善昭 大阪4725 沼野 徹 兵庫 540 原田 稔史 香川 312 濱田 洋子
懲戒処分の公告			
長崎県弁護士会が令和6年5月23日付けでなし、同日に効力を生じた対象弁護士に対する戒告の懲戒処分について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記処分を変更して、下記のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第6号の規定により公告する。			
		記	
<p>1 処分を受けた弁護士 氏名 石井 精二 登録番号 14935</p> <p>事務所 長崎県長崎市賑町5-21 パークサイドトラヤビル401 崎陽合同法律事務所</p> <p>2 処分の内容 業務停止1月</p> <p>3 処分が効力を生じた年月日 令和7年3月18日</p>			
令和7年3月18日 日本弁護士連合会			
裁決の公告			
第一東京弁護士会が令和6年9月3日に告知した同会所属弁護士石青信憲会員（登録番号16223）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和7年3月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を1月間停止する旨裁決し、この裁決は令和7年3月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第3号の規定により公告する。			
令和7年3月18日 日本弁護士連合会			
裁決の公告			
第一東京弁護士会が令和6年11月1日に告知した同会所属弁護士石青信憲会員（登録番号16223）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和7年3月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は令和7年3月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。			
令和7年3月18日 日本弁護士連合会			
裁決の公告			
長崎県弁護士会が令和6年5月23日に告知した同会所属弁護士石井精二会員（登録番号14935）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行			

政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和7年3月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は令和7年3月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。

令和7年3月18日 日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が令和6年7月19日に告知した同会所属弁護士浦川祐輔会員（登録番号59443）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和7年3月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を却下する旨裁決し、この裁決は令和7年3月19日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。

令和7年3月19日 日本弁護士連合会

裁決の公告

第一東京弁護士会が令和6年9月3日に告知した同会所属弁護士伊藤尚会員（登録番号46882）に対する懲戒処分（業務停止2月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和7年3月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を1月間停止する旨裁決し、この裁決は令和7年3月18日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第3号の規定により公告する。

令和7年3月18日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年4月10日 宮崎県教育委員会

1 失効した免許状の氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号

氏名 松下 勝利

本籍地 宮崎県

(1) 幼稚園教諭一種免許状

宮崎県教育委員会、平成29年3月15日

平28幼一第65号

(2) 小学校教諭一種免許状

宮崎県教育委員会、平成29年3月15日
平28小一第42号

2 失効年月日 令和7年3月28日

3 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別女性、身長155cm、体重30.6kg、年齢40歳代あるいはそれ以上と推定され、上衣には紺色ジャンパー、紺色コート、白色長袖シャツ、白色腹巻き、紺色長袖シャツ、左肩サポーター、ブラジャー、下衣には焦げ茶色ズボン、黒色タイツ、黒色パンツ、オムツ、靴下、サンダルを着用し、褒章、鍵、バッグ、ポーチ類、現金45,322円を所持

上記の者は、令和5年4月14日山梨県南都留郡富士河口湖町精進514番地の富岳風穴売店から北西方約850メートルの青木ヶ原樹海内で死亡しているところを発見されました。死因は不詳であり、死亡年月日は令和5年3月頃と推定されます。

以上の遺体は身元不明につき、火葬に付し遺骨は、富士河口湖町納骨堂に安置しておりますので、お心当たりの方は、本町福祉推進課まで申し出てください。

令和7年4月10日

山梨県 富士河口湖町長 渡辺 英之

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性

上記の者は、令和7年3月2日午前9時45分、三重県四日市市内堀町地内塙浜大橋南端から東方約3メートル、北方約75メートル先内部川中州において、身元不明の男性遺体が発見されました。

遺体は身元等、詳細不明のため当市にて火葬致しました。お心当たりの方は、当市健康福祉部保護課までお申し出ください。

令和7年4月10日

三重県 四日市市長 森 智広

解散公告

当法人は、令和七年三月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号八〇三

一般社団法人日本ピアカウンセリングアカデミー

代表清算人 大橋 稔

解散公告

当法人は、令和六年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

東京都中央区銀座一丁目二〇番一号

一般社団法人アセアン進出支援協会

代表清算人 石井 友一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

東京都中央区銀座五丁目二〇番地七

C.S 広島鈴張合同会社

清算人 本間 理志

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

東京都港区虎ノ門一丁目一一番七号第二文

成ビル

一般財団法人日本地域開発センター
代表清算人 泉 浩二

解散公告

当社は、令和六年十二月一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都千代田区内神田二丁目一一番六号

株式会社Swing—By

代表清算人 宇田川亮子

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都大田区西蒲田四丁目一八番一八号小

根山ビル一F

合同会社jesus products

清算人 木崎 欽矢

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

東京都田谷区経堂五丁目二〇番地一號

C.S 広島鈴張合同会社

清算人 本間 理志

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

東京都世田谷区経堂五丁目二〇番地七

C.S 広島鈴張合同会社

清算人 本間 理志

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

東京都港区虎ノ門一丁目一一番七号第二文

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都千代田区恵比寿二丁目二八番一〇号

ヤマトビル四〇五

株式会社レッドプロダクション

代表清算人 梅田 拓巳

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都千代田区神田須田町二丁目二三番一

一号

特定非営利活動法人エコ・ワクチン協力会

清算人 永藪 弘之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

東京都千代田区神田須田町二二一

一般社団法人デジタル高等教育機構

清算人 廣田 章光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

東京都新宿区市谷田町三丁目八番地市ヶ谷

科学技術イノベーションセンタービル二階

清算人 アントレラボ株式会社

代表清算人 姜 理惠

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

東京都港区虎ノ門一丁目一一番七号第二文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都渋谷区恵比寿二丁目二八番一〇号

秀ビル二二七六

株式会社ダイナシステムソース

代表清算人 蒔田奈穂美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都台東区三筋一丁目一五番七号CON

MOTOMIKUNI二〇一

合同会社MSK

代表清算人 藤宮 美咲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

東京都西東京市東伏見五丁目四番五号

冰偕陽光株式会社

清算人 李 美栄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

東京都千代田区紀尾井町三番一二号

株式会社ジャパンコンテンツファクトリー

代表清算人 宗田 昭彦

令和7年4月10日 木曜日

官報

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

東京都新宿区西新宿七丁目一番七号

有限公司会社庭園グリーンサービス
清算人 深澤 克友

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一三階 株式会社JAVE
代表清算人 牧野 二郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月10日

東京都中央区佃二丁目二番一一一二〇五号

Art Asset management
n t 株式会社 代表清算人 谷口 恵恒

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月10日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町フアーストスクエアーストタワー四階
株式会社イプセラ 代表清算人 玉谷 卓也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

横浜市青葉区すみよし台二二番地二五
一般社団法人森田ピアスクエア
代表清算人 竹林 耕司

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

愛知県名古屋市熱田区切戸町三丁目七番地の一藤和シティホールムズ日比野五〇一号
有限会社ワイヤディーオー
清算人 山口 晃一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

横浜市中区千歳町一番地二横浜THビル六
株式会社齊藤工業
代表清算人 鳴崎 大輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

愛知県名古屋市熱田区切戸町三丁目七番地の一藤和シティホールムズ日比野五〇一号
有限会社ワイヤディーオー
清算人 山口 晃一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石戊八二二番地
有限公司会社信越清掃社
清算人 久保田 司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

三重県多気郡多気町仁田七三七番地五
株式会社エムティエイ
代表清算人 中川 健児

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

大阪府豊中市上新田一一二四B一三一
株式会社MOSテクノコープレイショ
ン 代表清算人 松原 平和

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

大阪府生野区田島三丁目四番二号
株式会社大阪紙工業所
代表清算人 間 千景

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後一五七番地
有限公司会社サカイ
清算人 酒井 義人

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

島根県安来市飯島町二二三番地五
有限公司会社松原商会
清算人 松原 觉

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

大阪府寝屋川市木田元宮一丁目一番三三号
株式会社ニッポンリーターダシステム
代表清算人 蒲地 猛

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月10日

島根県安来市飯島町二二三番地五
有限公司会社松原商会
清算人 松原 觉

解散公告

当社は、令和七年三月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

岡山県岡山市北区駅前町一一八一 岡山
新光ビル五F N-LINE株式会社

代表清算人 苗加 孝明

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

広島県尾道市因島田熊町一〇二五番地三
株式会社アコーピレ

代表清算人 小江 章

解散公告

当法人は、令和七年三月十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

広島市安佐南区緑井七丁目八番三号
NPO法人BUKATSU

清算人 島本 智之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

広島市中区基町一三番一三号広島基町NS
ビル六階

特定非営利活動法人空家対策専門家協議会
清算人 岡野 浩巳

解散公告

当社は、令和七年三月十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

長崎県対馬市上対馬町浜久須四三三番地一
有限会社坂田総合設備

清算人 坂田 始

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

沖縄県島尻郡南風原町字神里五四三番地五
沖縄丸仲株式会社

代表清算人 嘉納 正和

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

大阪市淀川区十三東五丁目一番五四アリス
ト十三管理事務室

アリスト十三管理組合法人

清算人 前背戸公明

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

福岡県福岡市博多区住吉五丁目二五番八号
医療法人はらだ形成外科皮ふクリニック

清算人 宮内 孝浩

解散公告(第一回)
当法人は、令和六年十月二十六日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により令和七年三月十七日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

兵庫県西宮市大森町一四番一五号
医療法人社団みやうち内科クリニック

清算人 宮内 孝浩

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年十月二十六日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年三月二十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

福岡県福岡市博多区住吉五丁目二五番八号
医療法人はらだ形成外科皮ふクリニック

清算人 原田 和朋

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

沖縄県国頭郡本部町字東一六三番地
農事組合法人西平畜産

清算人 西平 賀盛

解散公告(第二回)

当法人は、福島地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

福島県伊達郡桑折町大字万正寺字古釈迦堂
二四番地

宗教法人中屋敷觀音堂

清算人 弁護士 大河内敬子

連絡先 福島県福島市北五老内町一番三号

福島法曹ビル三〇五号菅野浩司法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、令和二月二十六日開催の理事会の決議並びに令和七年三月十七日に栃木県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

栃木県大田原市本町一丁目一八〇五番地三号
職業訓練法人大田原地域職業訓練センター管理公社

清算人 相馬 憲一

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年九月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

埼玉県草加市金明町六六五番一
医療法人山本歯科

清算人 山本 英夫

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月十三日に認証書が到達し解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

埼玉県八潮市鶴ヶ曽根六二五番地
宗教法人御嶽山大教

清算人 清水 忠一

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年九月二十三日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十日

東京都東村山市恩多町一丁目四〇番地三
医療法人社団エバーケリーン会

清算人 井上久美子

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月十日

東京都港区白金台三丁目一六番一六号

医療法人社団白明会
清算人 古野百合子

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年三月二十四日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月十日

東京都千代田区神田神保町一ー一〇五旭化成不動産レジデンス株式会社開発営業本部内 日興パレス白金マンション建替組合
代表清算人 安保 伸一

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議(同日付長野県知事解散認可)により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月十日

長野県上伊那郡宮田村三五九八番地三
医療法人斎藤診療所
清算人 齋藤みち子

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年十二月二十五日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月十日

三重県鈴鹿市平田新町二番二号

医療法人松尾会
清算人 松尾 幹雄

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月十日

宮崎県都城市小松原町一一六一一番地の三
医療法人誠心会

清算人 政所 紀子

第五十七期決算公告

令和六年十二月三十一日現在
貸借対照表の要旨
(単位：円)

固定資産

八九七、八〇八、四四六
六、三四九、八三五
九〇四、一五八、二八一
三〇五、八五八、一七四

流動資産

合計

八九七、八〇八、四四六
六、三四九、八三五
九〇四、一五八、二八一
三〇五、八五八、一七四

負債及び純資産の部

固定負債

資本

資本金

利益剰余金

利益準備金

その他利益剰余金

(当期純利益)

(五七、二五一、一六〇)

五七三、八一〇、七七二

八〇、〇〇〇、〇〇〇

四九三、八一〇、七七二

一四、四〇〇、〇〇〇

四七九、四一〇、七七二

九〇四、一五八、二八一

九〇四、一五八、二八一

合計

相続債権者受遺者への請求申出の催告

第一回掲載(令和七年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月十日

相続財産清算人 弁護士 岩佐 紗織

北側 弁護士法人菅原・佐々木法律事務所

内 日興パレス白金マンション建替組合

代表清算人 安保 伸一

令和七年四月十日

相続債権者受遺者への請求申出の催告

第一回掲載(令和七年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月十日

相続財産清算人 弁護士 岩佐 紗織

北側 弁護士法人菅原・佐々木法律事務所

内 日興パレス白金マンション建替組合

代表清算人 安保 伸一

令和七年四月十日

相続債権者受遺者への請求申出の催告

第一回掲載(令和七年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月十日

相続財産清算人 弁護士 岩佐 紗織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県遠田郡涌谷町上郡字上郡沢一九番地 最後の住所宮城県遠田郡涌谷町上郡字上郡沢二一番地八

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年四月十日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一ー九二ー三至誠堂ビル五階サライ法律事務所

本籍埼玉県さいたま市浦和区領家五丁目一一番、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区領家五丁目一一番

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区領家五丁目一一番、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区領家五丁目一一番

被相続人 亡 蝦名 龍一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右被相続人の相続人のあることが不明なので、

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市東区二葉の里一丁目六番、最後の

住所広島市東区二葉の里一丁目六番一一二

○二号 被相続人亡一橋裕史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九

階 弁護士法人東町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 羽柴 研吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区西落合四丁目一番、最後の

住所神戸市須磨区西落合四丁目一番二二二

三〇二号 被相続人亡 東 亭飛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

神戸市中央区八幡通三丁目二一五一東洋ビル五〇一号室アトム神戸法律事務所

相続財産清算人 弁護士 濱手 亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭市社一九九八番地、最後の住

所兵庫県姫路市上大野二丁目六番一〇号

被相続人亡 景山 伸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

兵庫県姫路市三左衛門堀西の町一三三番地

三一番地三 相続財産清算人 弁護士 中野 二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

本籍岡山県岡山市東区瀬戸三〇〇番地

三一番地一 相続財産清算人 弁護士 康行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

本籍岡山県倉敷市児島田の口二〇四八番地、

四六号介護老人保健施設老健いこいの家

被相続人亡 石井 寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

本籍岡山県倉敷市児島小川九丁目一番

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

本籍岡山県倉敷市児島小川九丁目一番

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

本籍岡山市北区富田町二丁目一三番二十五号吉沢

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

本籍香川県綾歌郡綾川町山田下一八七四番地、

八七六番地二 被相続人亡 吉田 雅直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

本籍香川県綾歌郡綾川町山田下一八七四番地、

八七六番地一 被相続人亡 吉田 雅直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

本籍香川県綾歌郡綾川町山田二七七番地、

七七七番地一 被相続人亡 西 昭廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

本籍香川県高松市内町一六井元ビル三階

重哲郎法律事務所

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

本籍愛媛県西予市野村町小松一〇九番地、最

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

本籍長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷七九

八番地一 最後の住所本籍に同じ

被相続人亡 田中 徳次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

本籍長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷七九

八番地一 最後の住所本籍に同じ

被相続人亡 田中 徳次

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 被相続人 榎本 欽一

住所 米国 以下不詳

生年月日 昭和三十一年二月二十日

供託所 東京法務局

事件番号 成田 達寿

裁判所 東京家庭裁判所

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 成田 達寿

供託所 東京法務局

令和七年四月十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

本籍高知県南国市田村乙五九四番地一 最後

の住所高知県南国市岡豊町小篠三五九番地一

裁判所 福島家庭裁判所

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 平成二十九年(家)第七〇四九号

不在者 被相続人 新開 文雄

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 平林 之範

從来の住所 福島県福島市笛谷字道場六番地

の一 エトワールK B号棟二

供託所 福島地方法務局

事件番号 令和六年度第三七七号

事件名 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 平林 之範

從来の住所 福島県福島市笛谷字道場六番地

の一 エトワールK B号棟二

供託所 福島地方法務局

事件番号 令和六年度第三七七号

事件名 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 平林 之範

從来の住所 福島県福島市笛谷字道場六番地

の一 エトワールK B号棟二

供託所 福島地方法務局

事件番号 令和六年度第三七七号

事件名 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 平林 之範

從来の住所 福島県福島市笛谷字道場六番地

の一 エトワールK B号棟二

供託所 福島地方法務局

事件番号 令和六年度第三七七号

事件名 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 平林 之範

從来の住所 福島県福島市笛谷字道場六番地

の一 エトワールK B号棟二

供託所 福島地方法務局

事件番号 令和六年度第三七七号

事件名 不在者財産管理人による供託公告

(号外第 81 号)

二 不在者	今村 豊文
三 住所	大阪府堺市東区大美野一三五番地五 大和マンショングループ六号
四 生年月日	昭和三十年十一月十三日
五 供託所	大阪法務局堺支局
六 事件名	不在者財産管理人選任申立事件
七 事件番号	令和四年(家)第四二一二号
八 令和七年四月十日	
九 大阪府大阪市北区天神橋二丁目三番八号	
十 M F 南森町ビル四階 曾我部法律事務所	
十一 不在者財産管理人 弁護士 曾我部晋太	
十二 不在者財産管理人による供託公告	
十三 家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。	
十四 一 不在者 桐野 誠	
十五 最後の住所 宮崎県児湯郡新富町大字上富田	
十六 七四八三番地二石田巖様方	
十七 生年月日 昭和二十七年七月十四日	
十八 供託所 宮崎地方法務局	
十九 供託番号 令和六年度金第二二二八号	
二十 供託金額 三九六、八九〇円	
二十一 裁判所 宮崎家庭裁判所	
二十二 事件名 不在者財産管理人選任申立事件	
二十三 事件番号 令和六年(家)第四〇三三号	
二十四 令和七年四月十日	
二十五 鹿児島県霧島市国分清水一丁目六番九号	
二十六 不在者財産管理人 野間 修一	
二十七 相続財産管理人による供託公告	
二十八 家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。	
二十九 一 被相続人 岩田 充代	
三十 最後の住所 東京都文京区千石四丁目一一番	
三十一 生年月日 昭和十五年四月十日	
三十二 死亡年月日 令和六年五月二十七日	
三十三 供託所 東京法務局	
三十四 供託番号 令和六年度金第五〇二六二号	

第41期決算公告		令和7年4月10日	
東京都港区港南一丁目6番41号		株式会社丹青研究所	
		代表取締役 小林 宜文	
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)			
科 目		金額(千円)	
資の 産部	流動資産	資産合計	273,711
	固定資産		43,570
合計		317,282	
負純 資 債 産 及 の び部	流动負債	債券	54,431
	固定負債	資本金	18,634
資 本 資 本 利 益 利 益 (うち 当期 純利益)	株主資本	資本剰余金	244,217
	資本	その他資本剰余金	50,000
資 本 利 益 利 益 (うち 当期 純利益)	利息	金利剰余金	100,000
	利息	準備金	100,000
利 益 利 益 (うち 当期 純利益)	その他の利益	剰余金	94,217
	利 益 利 益 (うち 当期 純利益)	その他の利益剰余金	18,661
合計		75,556	
		(10,898)	
合計		317,282	

第22期決算公告				
令和7年4月10日 東京都千代田区神田須田町1丁目10-36				
株式会社丹青ヒューマネット 代表取締役 堀内 秀治				
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)				
科 目	金額(千円)			
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	315,642 11,106 326,749		
負純 資 産 及 び部	流動負債 固定負債 株主資本 利益 及 び部	151,567 605 174,576 70,000 104,576 9,765 94,811 (9,279)	債権 本金 余金 準備金 その他利益 剰余金 (うち当期純利益)	
	負債・純資産合計	326,749		

第37期決算公告		令和7年4月10日
東京都千代田区神田東松下町41番地1		株式会社 J D N
代表取締役社長 朝田 賢治		(令和7年1月31日現在)
貸借対照表の要旨		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	104,488
	固定資産	12,584
	資産合計	117,072
負純 債資産 及の び部	流动負債	33,932
	賞与引当金	12,694
	固定負債	5,151
	退職給付引当金	4,292
	株主資本	77,989
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	57,989
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	52,989 (7,845)
	負債・純資産合計	117,072

第13期決算公告 令和7年4月10日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目26番8号
株式会社Showcase Gig

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 合計	1,199,146 4,890 1,204,036
負純 資産 及の び部	流動 負債 固定 負債 資本 金 資本 余金 資本 準備 金 その他資本剩 余金 利益 利益 その他利益剩 余金 (うち当期純利益) 新株 予約 権 合計	332,953 300,000 571,082 10,000 2,435,539 1,935,573 499,966 △1,874,456 △1,874,456 (33,252) 0 1,204,036

第45期決算公告 令和7年3月17日
東京都港区六本木五丁目17番1号
株式会社アクシス

代表取締役 朝香 信雄

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 合計	1,700,196 353,776 2,053,972
負純 資産 及の び部	流動 負債 (引 当金) 固定 負債 (引 当金) 資本 金 資本 余金 資本 準備 金 その他資本剩 余金 利益 利益 その他利益剩 余金 (うち当期純利益) 新株 予約 権 合計	715,837 (41,493) 678,069 (586,855) 660,065 400,000 260,065 26,600 233,465 (21,353) 0 2,053,972

第9期決算公告 令和7年4月10日
東京都千代田区四番町6番地
東急番町ビル9階

ポッシュサービスソリューションズ

株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 合計	157,636 2,118 159,755
負純 資産 及の び部	流動 負債 賞与引当金 株主資本 資本 余金 資本 準備 金 利益 利益 その他利益剩 余金 (うち当期純利益) 新株 予約 権 合計	71,064 0 88,691 25,000 25,000 25,000 38,691 38,691 (29,394) 0 159,755

第4期決算公告 令和7年4月10日
東京都中央区日本橋小網町8番6号

株式会社Epsilon Medical

代表取締役 松丸 祐司

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 合計	379,299 11,492 390,792
負純 資産 及の び部	流動 負債 株主資本 資本 余金 資本 準備 金 利益 利益 その他利益剩 余金 (うち当期純損失) 新株 予約 権 合計	28,762 361,695 100,000 709,550 709,550 △447,854 △447,854 (160,303) 334 390,792

第13期決算公告 令和6年9月27日
東京都港区芝大門2丁目7番1号

株式会社コアジェニック

代表取締役 黒田 努

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 合計	7,475 32,037 32,478
負純 資産 及の び部	流動 負債 株主資本 資本 余金 資本 準備 金 利益 利益 その他利益剩 余金 (うち当期純損失) 合計	4,743 31,645 5,603 15,150 16,500 16,500 △26,046 △26,046 (366) 41,992

第3期決算公告 令和7年4月10日
東京都中央区京橋二丁目2番1号

京橋エドグラン26階

Disciplina Japan株式会社

代表取締役 ウェイ・シー・ユニアス・チエン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 合計	7,061,521 1,549,701 8,611,222
負純 資産 及の び部	流動 負債 株主資本 資本 余金 資本 準備 金 利益 利益 その他利益剩 余金 (うち当期純損失) 合計	2,418,293 6,192,929 2,500,000 2,500,000 2,500,000 1,192,929 1,192,929 (254,790) 8,611,222

第28期決算公告 令和7年4月10日
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

株式会社イースト

代表取締役 長島 秀晃

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 合計	2,887,487 1,178,293 4,065,781
負純 資産 及の び部	流動 負債 株主資本 資本 余金 資本 準備 金 利益 利益 その他利益剩 余金 (うち当期純利益) 自己株式 合計	2,377,515 573,838 1,114,427 20,000 1,097,427 1,097,427 (206,873) △3,000 4,065,781

第9期決算公告 令和7年4月10日
東京都渋谷区神宮前三丁目1番30号

Foscarini Japan株式会社

代表取締役 カルロ・ウルビナティ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 合計	322,520 1,635 324,155
負純 資産 及の び部	流動 負債 引当金 株主資本 資本 余金 資本 準備 金 利益 利益 その他利益剩 余金 (当期純利益) 合計	163,127 1,000 128,809 32,219 5,005 4,995 4,995 22,219 22,219 (15,863) 324,155

第1期決算公告 令和7年4月10日

東京都多摩市落合一丁目34番地

一般社団法人Generative AI Japan

代表理事 宮田 裕章

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 合計	13,719,015 — 13,719,015
負純 資産 及の び部	流動 負債 引当金 負債合計 基定純資產 一般純資產 合計	1,494,845 — 1,494,845 — — 12,224,170 12,224,170 13,719,015

第78期決算公告 令和7年3月18日
愛知県豊明市阿野町池下30番地

エーエスペイント株式会社

代表取締役社長 大垣 敦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 合計	9,741 4,465 14,206
負純 資産 及の び部	流動 負債 株主資本 資本 余金 資本 準備 金 利益 利益 その他利益剩 余金 (うち当期純利益) 合計	7,769 416 6,020 80 280 5,660 20 5,640 (731) 14,206

第24期決算公告 令和7年4月10日
名古屋市千種区振甫町二丁目60番地の2

株式会社ジャパンフーズ

代表取締役 中見 英昭

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 合計	185,150 21 185,171
負純 資産 及の び部	流動 負債 株主資本 資本 余金 資本 準備 金 利益 利益 その他利益剩 余金 (当期純利益) 合計	71,195 113,975 10,000 103,975 1,950 102,025 (19,258) 185,171

第32期決算公告 令和7年3月24日
静岡県浜松市中央区領家二丁目25番7号

株式会社ハモンド・スズキ

代表取締役 鈴木 禮子

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	
資の 産部	流動 資産 固定 資産 合計	94,021 225 94,246
負純 資産 及の び部	流動 負債 株主資本 資本 余金 資本 準備 金 利益 利益 その他利益剩 余金 (うち当期純利益) 合計	12,120 12,713 69,413 10,000 59,413 700 58,713 (11,772) 94,246

第18期決算公告

令和7年4月10日

大阪市北区芝田二丁目8番10号

株式会社大宝フーズ

代表取締役 中見 英昭

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 128,724
合 計	128,724
負純 資産 及の び部	流动負債 33,933
	株主資本 94,790
	資本剰余金 10,000
	利益剰余金 84,790
	利益準備金 1,750
	その他利益剰余金 83,040
	(うち当期純利益) (14,504)
合 計	128,724

第24期決算公告

令和7年4月10日

大阪市北区芝田二丁目8番10号

株式会社ジャパンフーズ大阪

代表取締役 中見 英昭

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 219,542
合 計	71
合 計	219,613
負純 資産 及の び部	流动负债 80,668
	株主資本 785
	資本剰余金 138,159
	利益剰余金 13,000
	利益準備金 125,159
	2,535
	その他利益剰余金 122,624
	(うち当期純利益) (19,676)
合 計	219,613

第49期決算公告

令和7年4月10日

愛知県岡崎市大和町字荒田85番地1

栄光株式会社

代表取締役 野田陽太郎

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 1,367,886
合 計	1,415,937
合 計	2,783,823
負純 資産 及の び部	流动负债 2,080,435
	株主資本 204,469
	資本剰余金 498,919
	利益剰余金 30,000
	利益準備金 468,919
	7,500
	その他利益剰余金 461,419
	(うち当期純利益) (100,275)
合 計	2,783,823

第46期決算公告 令和7年4月10日

愛媛県西条市今在家1501番地

住重アテックス株式会社

代表取締役 権田 熱

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	流動資産 1,883
	固定資産 6,124
合 計	8,007
負純 資産 及の び部	流动负债 513
	資本 983
	資本剰余金 6,511
	利益剰余金 200
	利益準備金 200
	6,111
	50
	6,061
	(635)
合 計	8,007

第42期決算公告 令和7年3月28日

愛媛県松山市道後多幸町7番26号

株式会社四国道後館

代表取締役 越智 努

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 466,325
	固定資産 1,231,522
合 計	1,697,848
負純 資産 及の び部	流动负债 167,067
	資本 1,195,519
	資本剰余金 335,261
	利益剰余金 10,000
	利益準備金 988
	324,273
	324,273
	(85,182)
合 計	1,697,848

第69期決算公告 令和7年3月14日

山口県防府市勝間二丁目1番6号

王子ゴム化成株式会社

代表取締役 宮森 康行

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 5,138,354
	固定資産 3,480,849
合 計	8,619,204
負純 資産 及の び部	流动负债 1,179,388
	資本 428,121
	資本剰余金 6,811,252
	利益剰余金 200,000
	184
	6,611,067
	49,815
	6,561,252
	(445,753)
	200,442
合 計	8,619,204

第13期決算公告 令和7年4月10日

福岡市中央区赤坂一丁目6番15号
日新ビル4F

AUTENTIC JAPAN株式会社

代表取締役 久我 一総

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 178,478
	固定資産 673,842
合 計	852,321
負純 資産 及の び部	流动负债 995,220
	資本 501,805
	資本剰余金 62,087
	△644,704
	50,000
	△649,704
	△649,704
	(500,648)
負債・純資産合計	852,321

第8期決算公告 令和7年3月19日

福岡市中央区春吉三丁目13番1号
ワンファイブホテルズ株式会社

代表取締役会長兼社長 石原 実

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 2,998,346
	固定資産 98,251
合 計	3,096,598
負純 資産 及の び部	流动负债 1,168,157
	(うち賞与引当金) (254,828)
	2,480,658
	△552,218
	100,000
	100,000
	100,000
	△752,218
	△752,218
	(713,348)
負債・純資産合計	3,096,598

第24期決算公告 令和7年4月10日

福岡県那珂川市今光五丁目14番1号
株式会社ジャパンフーズ福岡

代表取締役 中見 英昭

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 110,696
	固定資産 620
合 計	111,316
負純 資産 及の び部	流动负债 91,968
	資本 19,347
	資本剰余金 10,000
	9,347
	200
	9,147
	(4,410)
合 計	111,316

令和6年度決算公告

令和7年4月10日 東京都港区西新橋1丁目15-4

一般社団法人日本女子プロゴルフ協会

代表理事 折原 浩美

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 2,567,386
	固定資産 1,023,190
合 計	3,590,576
負債・純資産及びの正部	流动负债 929,299
	資本 98,142
負債合計	1,027,442
一般正味財産	2,563,134
(基本財産充当額) (50,000)	(185,880)
正味財産合計	2,563,134
負債正味財産合計	3,590,576

第12期決算公告 令和7年4月10日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

東京共済会計事務所内

一般社団法人さくらインベストメンツ

代表理事 本郷 雅和

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 2,089,734
	固定資産 100,000
合 計	2,189,734
負純 資産 及の び部	流动负债 984,030
	基金等 1,205,704
	12,100,000
	△10,894,296
	△10,894,296
合 計	2,189,734

第29期決算公告 令和7年4月10日

大分県大分市都町三丁目2番24号

株式会社ヤクシンプラス

代表取締役 薬眞寺哲也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 377,894
	固定資産 2,391,315
合 計	2,769,209
負純 資産 及の び部	流动负债 279,040
	資本 2,062,073
	資本剰余金 428,096
	30,000
	398,096
	398,096
	(55,091)
合 計	2,769,209

第37期決算公告

令和7年3月13日
茨城県古河市水海2390-9
ミドリ安全古河株式会社
代表取締役 賀来 良治

貸借対照表の要旨(令和6年12月20日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 88,840
	固定資産 953
資産合計	89,793
負純 資産 及の び部	流动負債 57,587
	株主資本 32,206
	資本利益 10,000
	利益準備金 22,206
	その他利益準備金 2,500
	利益準備金 19,706
	(うち当期純利益) (19,394)
負債・純資産合計	89,793

第37期決算公告

令和7年3月13日
茨城県日立市多賀町5丁目16番3号
ミドリ安全茨城株式会社
代表取締役 賀来 良治

貸借対照表の要旨(令和6年12月20日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 288,487
	固定資産 4,291
資産合計	292,778
負純 資産 及の び部	流动負債 237,923
	株主資本 54,855
	資本利益 10,000
	利益準備金 44,855
	利益準備金 2,500
	その他利益準備金 42,355
	(うち当期純利益) (41,898)
負債・純資産合計	292,778

第37期決算公告

令和7年3月13日
茨城県つくば市下広岡1055-543
ミドリ安全筑波株式会社
代表取締役 賀来 良治

貸借対照表の要旨(令和6年12月20日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 278,295
	固定資産 11,691
資産合計	289,986
負純 資産 及の び部	流动負債 213,904
	株主資本 76,082
	資本利益 10,000
	利益準備金 66,082
	利益準備金 2,500
	その他利益準備金 63,582
	(うち当期純利益) (63,292)
負債・純資産合計	289,986

第53期決算公告

令和7年2月27日
東京都新宿区新宿三丁目3番9号
アイタックインターナショナルジャパン
株式会社
代表取締役 内木 仁

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 1,357,657
	固定資産 17,881
資産合計	1,375,539
負純 資産 及の び部	流动負債 396,537
	株主資本 979,001
	資本利益 340,000
	利益準備金 796,141
	その他利益準備金 10,000
	利益準備金 786,141
	(うち当期純利益) (75,733)
	自己株式 △157,140
負債・純資産合計	1,375,539

第34期決算公告

令和7年2月27日
東京都大田区南蒲田二丁目16番2号
テクノボート大樹生命ビル9F
株式会社ユー・エス・イー

代表取締役 石澤 英史
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 499,342
	固定資産 151,057
資産合計	650,399
負純 資産 及の び部	流动負債 233,832
	株主資本 77,052
	資本利益 339,515
	利益準備金 15,000
	その他資本利益 3,611
	利益準備金 320,904
	その他利益準備金 320,904
	(うち当期純利益) (19,152)
負債・純資産合計	650,399

第4期決算公告

令和7年4月10日
千葉県船橋市浜町二丁目6番25号三井不動
産ロジスティクスパーク船橋II2階

株式会社BuySellLink
代表取締役 辻 良和
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 27,483
	固定資産 82
資産合計	27,565
負純 資産 及の び部	流动負債 16,853
	株主資本 10,711
	資本利益 10,000
	利益準備金 711
	その他利益準備金 711
	(うち当期純損失) (6,474)
合計	27,565

第43期決算公告 令和7年4月10日
東京都千代田区紀尾井町4番1号
濱野皮革工藝株式会社

代表取締役 土屋 好子

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 231,616
	固定資産 470,000
資産合計	701,616
負純 資産 及の び部	流动负债 156,436
	株主資本 0
	資本利益 545,180
	利益準備金 100,000
	資本利益 951,000
	利益準備金 (486,000)
	△505,819
	△3,750
	(うち当期純損失) (30,047)
負債・純資産合計	701,616

第3期決算公告 令和7年4月10日
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスビル
サンフォード・C・
パークスティング株式会社

代表取締役 マイケル・ウェイド・パーカー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 150,574
	固定資産 10,869
資産合計	161,444
負純 資産 及の び部	流动负债 165,700
	株主資本 △4,255
	資本利益 99,000
	利益準備金 △202,255
	その他利益準備金 △202,255
	(うち当期純利益) (8,627)
負債・純資産合計	161,444

第25期決算公告

令和7年3月17日
東京都港区芝二丁目27番8号
日本スーパーマップ株式会社

代表取締役社長 林 秋博
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 572,821
	固定資産 72,793
資産合計	645,614
負純 資産 及の び部	流动负债 273,146
	株主資本 63,768
	資本利益 308,699
	利益準備金 236,200
	その他利益準備金 189,700
	利益準備金 189,700
	△117,200
	その他利益準備金 △117,200
	(うち当期純損失) (3,718)
合計	645,614

第12期決算公告 令和7年4月10日
東京都渋谷区代々木一丁目11番2号
株式会社トレタ

代表取締役 中村 仁

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 487,881
	固定資産 8,555
資産合計	496,437
負純 資産 及の び部	流动负债 196,322
	株主資本 591,620
	資本利益 △291,505
	利益準備金 100,000
	資本利益 1,248,120
	利益準備金 1,248,120
	△1,639,625
	△1,639,625
	(うち当期純損失) (407,716)
合計	496,437

第24期決算公告 令和7年4月10日
東京都小平市小川東町三丁目1番1号
プリヂストンモーターサイクルタイヤ
株式会社

代表取締役社長 佐藤 潤

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 674,455
	固定資産 73,665
資産合計	748,120
負純 資産 及の び部	流动负债 580,854
	株主資本 98,023
	資本利益 69,242
	利益準備金 30,000
	資本利益 39,242
	利益準備金 (7,500)
	(31,742)
合計	748,120

(注) 当期純利益 54,033千円

第5期決算公告 令和7年4月10日
東京都新宿区四谷1丁目14番地1
株式会社iXgene

代表取締役CEO 古川 俊治

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 370,888
	固定資産 7,559
資産合計	378,970
負純 資産 及の び部	流动负债 15,049
	株主資本 363,921
	資本利益 90,000
	利益準備金 523,182
	資本利益 362,625
	利益準備金 160,557
	△249,261
	△249,261
	(169,056)
合計	378,970

第34期決算公告 令和7年4月10日
東京都港区赤坂九丁目7番1号
クレアシオン・キャピタル株式会社
代表取締役 細谷 耕一
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 5,402,946
	固定資産 612,886
合 計	6,015,832
負純 資産 及の び部	流动負債 5,165,205
	固定負債 989
	資本 849,638
	資本益 100,000
	利益 749,638
	利益 25,000
	その他利益 724,638
	(うち当期純利益) (203,005)
合 計	6,015,832

第22期決算公告 令和7年4月10日
東京都江東区新砂一丁目3番3号
株式会社TAK-QS
代表取締役社長 宮下 義英
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 1,645,429
	固定資産 135,128
合 計	1,780,557
負純 資産 及の び部	流动負債 365,569
	固定負債 1,414,988
	資本 50,000
	資本益 1,364,988
	利益 12,500
	利益 準備金 1,352,488
	(うち当期純利益) (148,897)
合 計	1,780,557

第10期決算公告 令和7年3月18日
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル48階
株式会社いえらぶパートナーズ
代表取締役 田代 望
貸借対照表の要旨(令和6年12月25日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,365,025
	固定資産 518,556
合 計	2,883,581
負純 資産 及の び部	流动負債 (賞与引当金) 1,705,925
	(ボイント引当金) (57,000)
	固定負債 (10,604)
	資本主 122,020
	資本 1,055,636
	資本益 100,000
	利益 955,636
	その他利益 955,636
	(うち当期純利益) (346,402)
合 計	2,883,581

第15期決算公告 令和7年4月10日
東京都港区新橋二丁目19番4号
SNTビル
グレンゲス・ジャパン株式会社
代表取締役 種岡 瑞穂
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 49,372,012
	固定資産 5,477,106
合 計	54,849,118
負純 資産 及の び部	流动负债 4,457,289
	株主資本 50,391,829
	資本益 52,000,000
	利益 △1,608,171
	その他利益 △1,608,171
	(うち当期純利益) (3,716,684)
合 計	54,849,118

第7期決算公告 令和7年4月10日
東京都中央区日本橋本町二丁目3番11号
Medrio Japan株式会社
代表取締役 エド・グールド
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 1,042,314
合 計	1,042,314
負純 資産 及の び部	流动负债 0
	株主資本 24,146,041
	資本益 △23,103,727
	利益 100
	△23,103,827
	△23,103,827
	(2,791,079)
合 計	1,042,314

第2期決算公告 令和7年4月10日
東京都港区赤坂九丁目7番1号
クレアシオン・アセットマネジメント株式会社
代表取締役 池田 俊朗
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 221,715
	固定資産 1,493
合 計	223,208
負純 資産 及の び部	流动负债 122,831
	株主資本 100,377
	資本益 100,000
	利益 377
	その他利益 377
	(うち当期純利益) (1,469)
合 計	223,208

第17期決算公告 令和7年3月27日
神奈川県川崎市川崎区扇町5番1号
株式会社レゾナック・ヴェルサムマテリアルズ
代表取締役 大原 義典
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 371,303
	固定資産 703,692
合 計	1,074,995
負純 資産 及の び部	流动负债 256,104
	固定负债 518,567
	資本 300,324
	資本益 300,000
	利益 324
	その他利益 324
	(うち当期純損失) (305)
合 計	1,074,995

第9期決算公告 令和7年4月10日
東京都千代田区神田松永町19番地
株式会社フォーナイン
代表取締役 今井 亮一
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 1,479,427
	固定資産 229,444
合 計	1,708,871
負純 資産 及の び部	流动负债 653,570
	固定负债 90,294
	資本 965,006
	資本益 40,000
	利益 925,006
	利益 準備金 10,000
	その他利益 915,006
	(うち当期純利益) (435,232)
合 計	1,708,871

第17期決算公告 令和7年4月10日
東京都港区芝公園一丁目7番6号
株式会社タイムレス
代表取締役社長 馬場 浩太
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 4,717,158
	固定資産 805,541
合 計	5,522,700
負純 資産 及の び部	流动负债 1,201,103
	固定负债 127,798
	資本 4,193,798
	資本益 5,000
	利益 4,188,798
	その他利益 4,188,798
	(うち当期純利益) (1,339,709)
合 計	5,522,700

第9期決算公告 令和7年3月28日
東京都港区赤坂一丁目11番44号
株式会社N.O.ホールディングス
代表取締役 川名 泰生
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
流動資産	2,308,305
固定資産	356,505
合 計	2,664,810
負債・純資産合計	2,664,810

第41期決算公告 令和7年4月10日
東京都墨田区横川1丁目17番7号
ジェイティ物流株式会社
代表取締役社長 本城 秀規
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
流動資産 8,003	流动负债 1,240
固定資産 337	固定负债 290
有形固定資産 129	負債合計 1,530
無形固定資産 102	株主資本 6,810
投資その他の資産 106	利益 207
	利潤 6,603
	利益 準備金 51
	その他利益 6,551
	(うち当期純利益) (94)
資産合計 8,340	純資産合計 6,810
	負債・純資産合計 8,340

第 47 期 決 算 公 告

2025年4月10日 東京都港区港南一丁目6番41号
株式会社丹青ビジネス
代表取締役社長 小倉 尚信
貸借対照表の要旨 (2025年1月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 產	3,727,506	流 動 負 債	3,020,762
固 定 資 產	220,199	固 定 負 債	18,432
有 形 固 定 資 產	18,162	負 債 合 計	3,039,195
無 形 固 定 資 產	3,706	株 主 資 本	903,340
投 資 そ の 他 の 資 產	198,330	資 本 利 益	40,000
		剩 余 金	863,340
		利 益 準 備 金	10,000
		そ の 他 利 益 剩 余 金	853,340
		(うち当期純利益)	(64,245)
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,169
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,169
		純 資 產 合 計	908,510
資 產 合 計	3,947,705	負 債・純 資 產 合 計	3,947,705

第 71 期 決 算 公 告

令和7年3月24日 静岡県浜松市中央区領家二丁目25番7号
株式会社鈴木楽器製作所
代表取締役 鈴木 禮子

貸借対照表の要旨		(令和7年1月31日現在)	(単位:千円)
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,086,867	固定資産	922,066
動定資産	1,978,273	株主資本	801,520
固延資産	713	資本剰余金	3,342,267
		資本準備金	92,300
		資本剰余金	68,000
		資本準備金	68,000
		利益剰余金	3,191,674
		利益準備金	10,575
		その他利益剰余金	3,181,099
		(うち当期純損失)	(304,739)
		自己株式	△9,707
資産合計	5,065,853	負債・純資産合計	5,065,853

第 61 期 決 算 公 告

2025年4月10日 東京都台東区東上野5-1-5
株式会社丹青TDC
代表取締役社長 中島 実
(2025年1月21日現在) (誕生: 1970年)

貸借対照表の要旨		(2025年1月31日現在)		(単位:千円)	
科 目	金 額	科 目	金 額		
流动資産	1,689,003	流动負債	948,044		
固定資産	206,880	固定負債	14,887		
有形固定資産	93,716	株主資本	930,628		
無形固定資産	17,766	資本剰余金	100,000		
投資その他の資産	95,396	資本準備金	243,030		
		その他資本剰余金	143,030		
		その他利益剰余金	100,000		
		利益準備金	587,598		
		その他利益剰余金	39,492		
		評価・換算差額等	548,106		
		その他有価証券評価差額金	2,323		
			2,323		
資産合計	1,895,884	負債・純資産合計	1,895,884		
(注)当期新利益				121,591	千円

第 62 期 決 算 公 告

令和7年4月10日 東京都千代田区紀尾井町4番1号
株式会社クレアリア
代表取締役 竹田 俊之
貸借対照表の要素 (令和6年11月30現在) (単位:円)

資信対照表の要旨		(令和6年11月30日現在) (単位:十円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	443,352	流动負債	154,119
固定資産	1,269,997	賞与引当金	2,110
		受注損失引当金	1,942
		固定負債	0
		株主資本	1,559,229
		資本剰余金	100,000
		(資本準備金)	248,000
		利益剰余金	(126,000)
		(利益準備金)	1,213,144
		(うち当期純利益)	(55,500)
		自己株式	(82,312)
			△1,915
資産合計	1,713,349	負債・純資産合計	1,713,349

第 21 期 決 算 公 告

令和7年4月10日
東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター

資産の部			負債及び純資産の部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流動資産	832,070		流动負債	160,060	
固定資産	42,540		株主資本	714,551	
有形固定資産	14,174		資本剰余金	95,000	
投資その他の資産	28,365		資本準備金	989,915	
			その他資本剰余金	332,430	
			利益剰余金	657,484	
			その他利益剰余金	△370,364	
			(うち当期純利益)	△370,364	
				(28,331)	
合 計	874,611		合 計	874,611	

第 28 期 決 算 公 告

2025年3月28日

貸借対照表の要旨		(2024年12月31日現在)	(単位：千円)
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,852,624	流 動 負 債	1,180,043
固 定 資 産	1,373,936	賞 与 引 当 金	119,818
そ の 他		そ の 他	1,060,223
固 定 負 債		固 定 負 債	216,279
		負 債 合 計	1,396,323
		株 主 資 本	2,830,238
		資 本 金	10,000
		利 益 剰 余 金	2,820,238
		利 益 準 備 金	3,461
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,816,776
		(うち 当 期 純 利 益)	(49,148)
		純 資 產 合 計	2,830,238
資 產 合 計	4,226,561	負 債・純 資 產 合 計	4,226,561

第 55 期 決 算 公 告

令和7年4月10日 三重県津市一志町小山556番地
エンティックプロセシング株式会社 代表取締役 松波 泰三
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資本對照表の要旨		(昭和61年12月31日現在)		(単位：千円)	
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	495,115	流动負債	114,233		
固定資産	38,282	賞与引当金	1,956		
		固定負債	7,387		
		退職給付引当金	7,387		
		株主資本	411,777		
		資本剰余金	27,000		
		その他資本剰余金	25,000		
		利益剰余金	25,000		
		利益準備金	359,777		
		その他利益剰余金	13,000		
		(うち当期純利益)	346,777		
			(42,198)		
資産合計	533,398	負債・純資産合計	533,398		

第5期決算公告

令和7年3月28日 爰知県小牧市獅子町西四丁目155番地
北斗株式会社 代表取締役 奈良尊
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,118	流动負債	8,189
固定資産	18,805	完成工事補償引当金	19
		賞与引当債	123
		固定株主資本	14,738
		資本剰余金	5,995
		資本準備金	101
		資本剰余金	9,907
		その他の資本剰余金	8
		その他の利益剰余金	9,899
		その他の利益剰余金	△3,813
		(うち当期純損失)	△3,813
		自己株式	(1,917)
資産合計	28,923	負債・純資産合計	△200

第8期決算公告

令和7年4月10日
神奈川県横浜市西区北幸二丁目7番10号高見澤ビルディング8階

株式会社むすび

代表取締役 伊藤 和人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,401,119
流動資産	549,677
固定資産	
資産合計	1,950,797
負純資産及の び部	
流動負債	778,320
固定負債	237,500
株主資本金	934,975
資本剰余金	10,000
利益剰余金	924,975
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(503,287)
負債・純資産合計	1,950,797

第19期決算公告

令和7年4月10日

東京都中央区銀座一丁目6番11号
ホワイトベース特定目的会社
取締役 中村 武

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
特定期産	33,414,378	流动負債	300,980
流动資産	3,228,595	固定負債	23,968,305
資産合計	30,185,782	負債合計	24,269,286
その他の資産	299,140	社員資本	9,444,232
流动資産	241,779	特定資本金	100
固定資産	3,231	優先資本金	9,186,000
投資その他の資産	3,231	剩余金	258,132
繰延資産	54,128	当期末処分利益	258,132
資産合計	33,713,518	純資産合計	9,444,232
負債・純資産合計	33,713,518	負債・純資産合計	33,713,518

損益計算書の要旨
(自令和6年7月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	1,135,104
営業費用	876,447
営業外収益	258,657
営業外費用	309
経常利益	258,966
税引前当期純利益	258,966
法人税、住民税及び事業税	834
当期純利益	258,132

第20期決算公告

令和7年4月10日
石川県金沢市桜田町1丁目201番地
株式会社ライトリヴ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	52,250
流動資産	155,251
固定資産	4,875
資産合計	212,376
負純資産及の び部	
流動負債	51,140
固定負債	307,424
株主資本金	△146,188
資本剰余金	50,000
資本準備金	25,000
利益準備金	25,000
利益準備金	△221,188
その他利益剰余金(うち当期純損失)	438
負債・純資産合計	212,376

第7期決算公告

令和7年4月10日

東京都中央区銀座一丁目6番11号
トリオ特定目的会社
取締役 中村 武

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
その他資産	822,299	流动負債	28,654
流动資産	822,299	負債合計	28,654
社員資本	793,645	特定資本金	100
特定資本金	557,700	優先資本金	235,845
剩余金	235,845	当期末処分利益	235,845
資産合計	822,299	純資産合計	793,645
負債・純資産合計	822,299	負債・純資産合計	822,299

損益計算書の要旨
(自令和6年6月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	1,353,314
営業費用	1,118,085
営業外収益	235,229
営業外費用	853
経常利益	236,082
税引前当期純利益	236,082
法人税、住民税及び事業税	237
当期純利益	235,845

第3期決算公告

令和7年3月28日
愛知県小牧市郷西町155番地
北斗エンジニアリング株式会社

代表取締役 池野谷浩由

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	69,629
流動資産	5,246
固定資産	
資産合計	74,876
負純資産及の び部	
流動負債	5,474
賞与引当金	820
株主資本金	69,401
資本剰余金	25,000
資本準備金	25,000
利益剰余金	19,401
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(9,892)
負債・純資産合計	74,876

第4期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

白馬特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の 部	負債及び純資産の部
特定期産	73,171
有形固定資産	73,171
その他の資産	5,422
流动資産	4,506
固定資産	916
資産合計	78,594
負債合計	38,005
社員資本	40,588
特定資本金	0
優先資本金	42,500
剩余金	△1,911
当期末処理損失	1,911
純資産合計	40,588
負債・純資産合計	78,594

損益計算書の要旨
(自2024年1月1日)
(至2024年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金額
営業収益	70
営業費用	888
営業外収益	818
営業外費用	0
経常損失	218
税引前当期純損失	1,036
法人税、住民税及び事業税	1,036
前期繰越損失	1
当期純損失	874
当期純損失	1,911

第49期決算公告

令和7年3月27日
三重県員弁郡東員町瀬古泉1611
シグマー技研株式会社

代表取締役 林 正人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	741,952
流動資産	826,277
固定資産	710
資産合計	1,568,940
負純資産及の び部	
流動負債	230,098
固定負債	931,697
株主資本金	407,143
資本剰余金	49,000
資本準備金	249,554
(資本準備金)	(219,060)
利益剰余金	108,589
その他利益剰余金(うち当期純利益)	108,589
負債・純資産合計	1,568,940

第10期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

日光IVホールディング特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の 部	負債及び純資産の部
特定期産	3,920
その他の資産	1,269
流动資産	1,265
固定資産	3
資産合計	5,190
負債合計	3,694
社員資本	1,496
特定資本金	0
優先資本金	1,241
剩余金	254
当期末処分利益	254
純資産合計	1,496
負債・純資産合計	5,190

損益計算書の要旨
(自2024年1月1日)
(至2024年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金額
営業収益	321
営業費用	55
営業外収益	265
営業外費用	0
経常損失	8
税引前当期純損失	257
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	256
当期純損失	1
当期純損失	254

第4期決算公告

2025年4月10日
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

日光Plus15ホールディング特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	6,409	流动負債	7,331
その他の資産	8,711	固定負債	4,859
流动資産	8,702	負債合計	12,191
固定資産	7	社員資本	2,930
繰延資産	1	特定資本金	0
		優先資本金	1,183
		剰余金	1,746
		当期末処分利益	1,746
		純資産合計	2,930
資産合計	15,121	負債・純資産合計	15,121

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

科目	金額
営業収益	1,911
営業費用	133
営業利益	1,778
営業外収益	0
営業外費用	26
営業常益	1,751
税引前当期純利益	1,751
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	1,749

第10期決算公告

2025年3月25日
京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9
株式会社環境総合リサーチ
代表取締役社長 西山 勝栄

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科目	金額(百万円)
流動資産	804
固定資産	302
資産合計	1,106
負純資産	625
資本	132
資本剰余金	348
利益準備金	40
利益準備金	307
その他利益剰余金	10
(うち当期純利益)	297
負債・純資産合計	(86)
負債・純資産合計	1,106

第4期決算公告

2025年4月10日
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

日光Plus19ホールディング特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	5,507	流动負債	2,437
その他の資産	101	固定負債	1,999
流动資産	89	負債合計	4,436
固定資産	7	社員資本	1,172
繰延資産	5	特定資本金	0
		優先資本金	1,299
		剰余金	△127
		当期末処理損失	127
		純資産合計	1,172
資産合計	5,608	負債・純資産合計	5,608

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

科目	金額
営業収益	34
営業費用	115
営業損失	81
営業外収益	0
営業外費用	45
営業常損失	126
税引前当期純損失	126
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	127

第114期決算公告 令和7年1月30日
大阪市中央区南本町2丁目6番12号
共栄社化學株式会社

代表取締役社長 片岡 清夫

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科目	金額(千円)
流動資産	14,125,495
固定資産	7,109,216
資産合計	21,234,711
負純資産	4,766,316
資本	2,312,314
資本剰余金	14,156,081
資本準備金	210,000
資本準備金	135
資本準備金	135
利益準備金	13,945,946
利益準備金	52,500
その他利益剰余金	13,893,446
(うち当期純利益)	(914,462)
合計	21,234,711

第3期決算公告

2025年4月10日
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

白浜特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	20,358	流动負債	20
有形固定資産	20,358	固定負債	7,490
その他の資産	849	負債合計	7,510
流动資産	611	社員資本	13,696
固定資産	236	特定資本金	0
繰延資産	0	優先資本金	14,200
		剰余金	△503
		当期末処理損失	503
		純資産合計	13,696
資産合計	21,207	負債・純資産合計	21,207

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

科目	金額
営業費用	261
営業損失	261
営業外費用	79
営業常損失	340
税引前当期純損失	340
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	341

第75期決算公告 令和7年3月17日
大阪市西成区玉出西2丁目16番21号
和伸工業株式会社

代表取締役 吉井 裕司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科目	金額(千円)
流動資産	2,428,751
固定資産	2,477,454
資産合計	4,906,205
負純資産	2,533,522
資本	1,365,365
資本剰余金	1,007,318
(資本準備金)	99,100
利益準備金	10,000
(利益準備金)	(10,000)
利益剰余金	898,218
(利益準備金)	(22,275)
(その他利益剰余金)	(875,943)
(うち当期純損失)	(83,960)
合計	4,906,205

第11期決算公告

2025年4月10日
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

日光特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	134,238	流动負債	37,134
その他の資産	8,037	固定負債	94,080
流动資産	7,842	負債合計	131,214
固定資産	159	社員資本	11,061
繰延資産	35	特定資本金	0
		優先資本金	1,603
		剰余金	9,458
		当期末処分利益	9,458
		純資産合計	11,061
資産合計	142,276	負債・純資産合計	142,276

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

科目	金額
営業収益	10,983
営業費用	1,560
営業利益	9,423
営業外収益	184
営業外費用	148
営業常利益	9,459
税引前当期純利益	9,459
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	9,458

第16期決算公告

令和7年3月17日
大阪市西成区玉出西2丁目16番21号
ワイスプロダクト株式会社

代表取締役 吉井 裕司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科目	金額
流動資産	58,550
固定資産	56,773
資産合計	115,323
負純資産	111,184
資本	123,432
資本剰余金	△ 119,293
資本準備金	10,000
資本準備金	△ 129,293
(資本準備金)	(△ 129,293)
利益準備金	(1,675)
合計	115,323

第23期決算公告

令和7年4月10日

大阪府箕面市船場西二丁目2番1号
ニューエリモビル6階株式会社トゥヴェール
代表取締役 森山 義彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,816,913 固定資産 112,106 合 計 3,929,020
負純 資産 及の び部	流动負債 830,839 株主資本 3,098,181 資本利益 10,000 益余金 3,088,181 その他利益 3,088,181 (うち当期純利益) (599,612) 合 計 3,929,020

第4期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

エチゴ特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
特 定 資 産 23,957	流 动 負 債 16,616
その他の資産 1,174	固 定 負 債 3,380
流 动 資 産 1,164	負 債 合 計 19,997
株 主 資 本 8	社 員 資 本 5,135
資 本 利 益 2	特 定 資 本 金 0
資 本 剰 余 金 10,000	優 先 資 本 金 3,541
利 益 剰 余 金 3,088,181	剩 余 金 1,593
その他の利益 3,088,181	当 期 未 处 分 利 益 1,593
(うち当期純利益) (599,612)	純 資 産 合 計 5,135
資 産 合 計 25,132	負 債 ・ 純 資 産 合 計 25,132

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日)

(至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業収益	1,731
営業費用	116
営業外収益	1,615
営業外費用	0
常利	21
常益	1,594
税引前当期純利益	1,594
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	1,593

第2期決算公告

令和7年4月10日

大阪市中央区南久宝寺町四丁目1番2号

株式会社Endeavour

代表取締役 伊藤 翔哉

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 511,138 固定資産 22,430 合 計 533,569
負純 資産 及の び部	流动负债 575,519 株主資本 △41,949 資本利益 10,000 資本剰余金 398,000 その他資本剰余金 398,000 利益剰余金 △449,949 その他利益剰余金 △449,949 (うち当期純損失) (443,734) 合 計 533,569

第4期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

東京共同会計事務所内

御殿場特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
特 定 資 産 35,798	流 动 負 債 95
有形固定資産 35,797	固 定 負 債 33,039
無形固定資産 1	負 債 合 計 33,134
その他の資産 5,960	社 員 資 本 8,624
流動資産 5,746	特 定 資 本 金 0
固定資産 178	優 先 資 本 金 8,929
総延資産 35	剩 余 金 △305
	当 期 未 处 分 損 失 305
資 産 合 計 41,759	純 資 産 合 計 8,624
	負 債 ・ 純 資 産 合 計 41,759

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日)

(至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業収益	2,921
営業費用	2,248
営業外収益	672
営業外費用	81
常利	591
常益	591
税引前当期純利益	1
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	589

第8期決算公告

令和7年4月10日

大阪市中央区南久宝寺町四丁目1番2号

株式会社Dr. SYUWAN

代表取締役 上田 隆司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 79,637 固定資産 0 合 計 79,637
負純 資産 及の び部	流动负债 179 株主資本 79,458 資本利益 1,000 資本剰余金 78,458 その他資本剰余金 78,458 (うち当期純損失) (84) 合 計 79,637

第3期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

東京共同会計事務所内

ジェイコアレジ5ホールディング特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
特 定 資 産 24,195	流 动 負 債 7,120
その他の資産 7,984	固 定 負 債 15,180
流動資産 7,920	負 債 合 計 22,300
固定資産 58	社 員 資 本 9,879
総延資産 5	特 定 資 本 金 0
	優 先 資 本 金 8,994
	剩 余 金 884
	当 期 未 处 分 利 益 884
資 産 合 計 32,179	純 資 産 合 計 9,879
	負 債 ・ 純 資 産 合 計 32,179

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日)

(至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業収益	1,242
営業費用	248
営業外収益	994
営業外費用	0
常利	107
常益	887
税引前当期純利益	1
法人税、住民税及び事業税	886
当期純利益	884

第27期決算公告

令和7年4月10日

大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目17-22

株式会社日創

代表取締役 德重 浩介

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 1,553,621 固定資産 117,495 合 計 1,671,117
負純 資産 及の び部	流动负债 1,100,704 株主資本 339,953 資本利益 230,460 資本剰余金 40,000 その他資本剰余金 190,460 当期純損失 190,460 (うち当期純損失) (15,640) 合 計 1,671,117

第27期決算公告

2025年4月10日

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

東京共同会計事務所内

特定目的会社JRIC1

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
特 定 資 産 50,364	流 动 負 債 12,887
有形固定資産 6,524	固 定 負 債 34,933
投資その他の資産 43,840	負 債 合 計 47,820
その他の資産 2,227	社 員 資 本 4,771
流動資産 2,146	特 定 資 本 金 0
固定資産 57	第一優先資本金 607
総延資産 23	第二優先資本金 583
	第三優先資本金 1,586
	剩 余 金 1,993
	当 期 未 处 分 利 益 1,993
資 産 合 計 52,591	純 資 産 合 計 4,771
	負 債 ・ 純 資 産 合 計 52,591

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日)

(至 2024年12月31日)

科 目	金 額
営業収益	2,747
営業費用	744
営業外収益	2,002
営業外費用	38
常利	45
常益	1,995
税引前当期純利益	1,995
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	1,993

第27期決算公告

2025年4月10日 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

特定目的会社JRIC2

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特 定 資 産	3,227	流 動 負 債	141
有形固定資産	2,403	固 定 負 債	2,918
投資その他の資産	824	負 債 合 計	3,059
その他の資産	682	社 員 資 本	850
流 動 資 産	671	特 定 資 本	0
固 定 資 産	4	第一優先資本金	17
繰 延 資 産	5	第二優先資本金	16
		剩 余 金	816
		当期未処分利益	816
		純 資 産 合 計	850
		負債・純資産合計	3,909
資 産 合 計	3,909		

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

科 目	金 額
営 業 収 益	2,495
営 業 利 益	1,676
営 業 外 収 益	818
営 業 外 利 益	10
営 業 常 常 利 益	13
税 引 前 当 期 純 利 益	816
法 人 税、住 民 稅 及 び 事業 稅	0
当 期 純 利 益	816
負 債・純 資 産 合 計	3,909

第10期決算公告

令和7年4月10日 愛媛県新居浜市磯浦町11番5号
スミリンウッドピース株式会社

代表取締役 長岡 宏治

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	38,957
流 動 資 産	64,695
固 定 資 産	
合 計	103,653
負 純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	174,280
固 定 負 債	244,208
資 本	△314,836
利 益	50,000
資 本 余 金	△364,836
利 益 余 金	△364,836
(うち 当 期 純 損失)	(58,870)
合 計	103,653

第3期決算公告

令和7年4月10日 東京都千代田区麹町四丁目1番地
Rapidus株式会社
代表取締役 小池 淳義

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	413,819	流 動 負 債	422,706
固 定 資 産	16,007	固 定 負 債	274
		負 債 合 計	422,980
株 主 資 本	6,846	業 外 損	失 益
資 本 余 金	3,680	收 収 費	用 益
資 本 準 備 金	3,666	營 営 経 常	業 外 損
利 益 余 金	3,666	稅 引 前 当 期 純 損失	失 益
その他の利益 余 金	△499	法 人 税、住 民 稅 及 び 事業 稅	8
		法 人 税 等 調 整 額	29
純 資 産 合 計	6,846	当 期 純 損失	326
資 産 合 計	429,826	負債・純資産合計	429,826

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)

科 目	金 額
売 上 高	82,965
原 価	82,965
上 級 利 益	0
上 級 及 び 一般 管 理	292
業 外 損	292
業 外 利 益	5
業 外 支 出	0
業 外 損	287
稅 引 前 当 期 純 損失	287
法 人 税、住 民 稅 及 び 事業 稅	8
法 人 税 等 調 整 額	29
当 期 純 損失	326
資 産 合 計	21,450,810

2024年度決算公告 2025年4月10日

福岡市中央区薬院一丁目1番1号
株式会社Q-Partners

代表取締役 東原 俊哉

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	1,927
流 動 資 産	21,448,882
固 定 資 産	
合 計	21,450,810
負 純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	1,868
固 定 負 債	1,868
資 本	21,448,941
利 益	100,000
資 本 余 金	21,348,876
利 益 余 金	21,348,876
(その他利益 余 金)	64
(その他利益 余 金)	64
(うち 当 期 純 利 益)	(815)
純 資 産 合 計	21,448,941
負債・純資産合計	21,450,810

第13期決算公告 令和7年4月10日
群馬県高崎市下之城町301番地2ゼンテクノビルC-2

アイコム株式会社

代表取締役 内田 恵

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産 部	
流 動 資 産	93,165,241
固 定 資 産	18,073,291
合 計	111,238,532
負 純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	41,078,060
固 定 負 債	28,499,000
資 本	41,661,472
利 益	33,000,000
資 本 余 金	8,661,472
利 益 準 備 金	330,000
その他の利益 余 金	8,331,472
(うち 当 期 純 利 益)	(7,719,932)
合 計	111,238,532

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千六百四十万円減少し六百六十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和7年6月30日であり、令和7年3月31日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公報載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月10日 群馬県高崎市下之城町301番地2ゼンテクノビルC-2

アイコム株式会社 代表取締役 内田 恵

第21期決算公告 令和7年4月10日 東京都新宿区東五軒町6番24号

株式会社トーハン・メディア・ホールディングス

代表取締役 渡辺 勝也

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	
流 動 資 産	31,051
固 定 資 産	135,000
合 計	166,051
負 純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	289
固 定 負 債	0
資 本	165,761
利 益	91,250
資 本 余 金	126,249
利 益 準 備 金	126,249
その他の資本 余 金	△51,738
利 益 余 金	△51,738
(うち 当 期 純 利 益)	(461)
合 計	166,051
負債・純資産合計	166,051

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を八千百二十五万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公報載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年4月10日 東京都新宿区東五軒町6番24号

株式会社トーハン・メディア・ホールディングス 代表取締役 渡辺 勝也

第35期決算公告 令和7年4月10日 長崎市京泊三丁目3番1号

長崎丸魚商事株式会社

代表取締役 多田 聖一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	
流 動 資 産	430,632
固 定 資 産	150,344
合 計	580,976
負 純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	91,911
固 定 負 債	68,084
資 本	420,981
利 益	50,000
資 本 余 金	370,981
利 益 余 金	7,600
利 益 準 備 金	363,381
その他の資本 余 金	(18,689)
利 益 余 金	363,381
(うち 当 期 純 利 益)	(18,689)
合 計	580,976

第8期決算公告

令和7年4月10日

東京都港区南麻布二丁目12番3号

サイオスビル

サイオステクノロジー株式会社

代表取締役社長 喜多 伸夫

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	
資の 産部	流動資産 固定資産	6,533,457 213,395
	資産合計	6,746,852
負債及び 純資産の部	流动負債 固定負債 (退職給付引当金) (役員株式給付引当 金)	5,453,017 288,461 (266,762) (9,700)
	負債合計	5,741,478
	株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金 繰延ヘッジ損益	999,511 100,000 481,180 25,000 456,180 418,330 500 (418,330) 5,862 △147 6,009
	純資産合計	1,005,373
	負債・純資産合計	6,746,852

第1期決算公告

令和7年4月10日

熊本市南区近見三丁目1番30号

三地地産株式会社

代表取締役 鍾 育霖

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金 額(千円)	
資の 産部	流动資産 固定資産	212,829 317,154
	合 計	529,983
負純 資 産 及 の び 部	流动負債 負債合計	2,574 2,574
	株主資本 資本剰余金 △12,590 △12,590 (12,590)	527,409
	合 計	529,983

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を一億七千万円減少、その減少額全額を資本準備金とするこたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第13期決算公告

令和7年3月6日

茨城県猿島郡境町大字下小橋字蟬野880番地

遠東石塚グリーンペット株式会社

代表取締役会長 范 欽智

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,112	流动負債	14,385
固定資産	32,601	固定負債	19,714
		負債合計	34,099
株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金 繰延ヘッジ損益	10,614 100 3,061 2,286 775 7,453 7,453	業外利 用益 益 営業常 利 損失 税引前 当期純 利益 法人税、 住民税及 び事業税 法人税等 調整額 当期純 利益	31,625 25,395 6,230 2,916 3,314 314 258 3,370 29 3,341 1,205 △111 2,247
資産合計	44,713	負債・純資産合計	44,713

損益計算書の要旨

(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	31,625
売上原価	25,395
売上総利益	6,230
販売費及び一般管理費	2,916
営業外費用	3,314
営業外収益	314
営業常利損失	258
経常特別税引前当期純利益	3,370
法人税、住民税及び事業税	29
法人税等調整額	3,341
当期純利益	1,205
	△111
	2,247

第14期決算公告

令和7年4月10日

神奈川県横浜市都筑区

茅ヶ崎東三丁目17番43号

ORTHO REBIRTH株式会社

代表取締役 西川 靖俊

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	
資の 産部	流動資産 固定資産	721,339 555,082
	資産合計	1,276,422
負債及び 純資産の部	流动負債 固定負債	126,355 330,820
	負債合計	457,176
	株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金 新株予約権	747,295 100,000 871,377 834,388 36,989 △224,082 △224,082 (230,751) 69,851 69,851 2,100
	純資産合計	819,246
	負債・純資産合計	1,276,422

第23期決算公告

令和7年4月10日

東京都港区愛宕二丁目5番1号

愛宕グリーンヒルズMORIタワー19階

アウロラ債権回収株式会社

代表取締役社長 清水 浩之

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,986,115	流动負債	918,801
固定資産	76,192	賞与引当金	8,534
有形固定資産	6,339	固定負債	61,820
無形固定資産	7,448	役員退職慰労引当金	61,820
投資その他の資産	62,404	負債合計	980,621
		株主資本	1,081,686
		資本剰余金	500,000
		利益剰余金	581,686
		利益準備金	4,400
		その他利益剰余金	577,286
		純資産合計	1,081,686
		負債・純資産合計	2,062,307

損益計算書の要旨

(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	1,253,242
売上原価	196,692
売上総利益	1,056,549
販売費及び一般管理費	805,853
営業外費用	250,696
営業外収益	1,528
営業常利損失	57,777
経常特別税引前当期純利益	194,447
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	194,447
当期純利益	62,588
	6,052
	125,807

第11期決算公告

令和7年4月10日

東京都中央区銀座一丁目6番11号

土志田ビルディング3F

伊豆ハイツゴルフクラブ&レジデンス特定目的会社

取締役 中村 武

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特定資産	592,597	固定負債	777,300
固定資産	592,597	流动負債	7,482
その他資産	13,633	負債合計	784,782
流動資産	11,699	社員資本	△178,551
固定資産	1,934	資本剰余金	100
		特定期限優先資本	256,000
		当期未処理損失	△434,651
		純資産合計	△178,551
		負債・純資産合計	606,231

損益計算書の要旨

(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	19,800
営業費用	66,892
営業損失	47,092
営業外収益	0
営業外損失	47,092
経常特別税引前当期純損失	47,092
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	47,382
前期繰越損失	387,269
当期未処理損失	434,651

第51期決算公告

令和7年4月10日

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

SBS東芝ロジスティクス株式会社

代表取締役社長 金澤寧

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流动資産	20,939	流动負債	14,644
固定資産	11,748	固定負債	6,569
有形固定資産	5,118	負債合計	21,214
無形固定資産	622	株主資本	11,062
投資その他の資産	6,006	資本益	2,128
		業外収益	8,934
		費用	532
		常別損	8,402
		税引前当期純利益	410
		法人税・換算差額等	△111
		評価・換算差額等	11,472
		純資産合計	32,687
資産合計	32,687	負債・純資産合計	32,687

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)至令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	96,398
原価	87,363
総利益	9,035
一般管理	7,403
販賣費	1,632
営業業外収益	161
営業業外費用	89
営業常別利益	1,704
営業常別損失	92
税引前当期純利益	348
法人税・換算差額等	1,448
評価・換算差額等	666
純資産合計	△111
負債・純資産合計	892

第14期決算公告

令和7年4月10日

広島県福山市沼隈町大字常石1083番地

特定非営利活動法人

ツネイシ・スポーツアクト

理事 濱田 博之

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資産部	18,470
固定資産	3,135
合計	21,606
負債部	9,484
固定負債	0
負債合計	9,484
前期繰越正味財産	△15,958
当期正味財産増加額	28,080
正味財産合計	12,121
合計	21,606

第32期決算公告

令和7年4月10日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

常盤橋インベストメント特定目的会社

取締役 平本 正和

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特定資産	147,251	流動負債	9,320
その他の資産	2,200	固定負債	25,000
流動資産	2,049	負債合計	34,320
固定資産	一	社員資本	115,131
繰延資産	150	特定資本	0
		優先資本	115,600
		剰余金	△468
		純資産合計	115,131
資産合計	149,451	負債・純資産合計	149,451

損益計算書の要旨
(自令和6年8月1日)至令和7年1月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
営業収益	—
費用	467
損失	467
営業外収益	—
費用	—
損失	467
営業常別損失	467
税引前当期純損失	467
法人税・事業税	1
当期純損失	468
税引前当期純損失	0
期間越利益	0
当期未処理損失	468

第4期決算公告

令和7年3月27日

東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号

GMOオフィスサポート株式会社

代表取締役社長 松永 知也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資産部	111,152
固定資産	96,476
資産合計	207,628
負債部	497,013
固定負債	21,337
資本	△310,721
資本剰余金	145,000
資本準備金	145,000
資本利益剰余金	145,000
その他利益剰余金	△600,721
(うち当期純損失)	(232,173)
負債・純資産合計	207,628

第12期決算公告

令和7年4月10日

千葉県市川市鬼高二丁目9番13号
プライムマネジメント株式会社

代表取締役 中西 祐介

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(百万円)
資産部	
流动資産	217
固定資産	3,442
合計	3,659
負債部	
流动負債	106
固定負債	2,564
资本	989
剰余金	40
利益剰余金	949
利益準備金	8
その他利益剰余金	941
(うち当期純利益)	(51)
合計	3,659

吸收分割公告
左記会社は吸收分割して甲は乙の不動産を承継させることにいたしました。乙はそれを賃貸事業に関する権利義務を承継し、この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。

(甲)確定した事業年度はありません。
(乙)確定した事業年度はありません。

千葉県市川市鬼高二丁目九番中西祐介
千葉県市川市鬼高二丁目九番中西祐介
株式会社プライムマネジメント
代表取締役
千葉県市川市鬼高二丁目九番中西祐介
千葉県市川市鬼高二丁目九番中西祐介
株式会社

第3期決算公告

令和7年3月25日

東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
GMOビジネスサポート株式会社

代表取締役社長 藤井 孝英

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資産部	153,582
固定資産	42,027
資産合計	195,610
負債部	121,404
固定負債	74,205
資本	10,000
剰余金	10,000
資本準備金	10,000
利益剰余金	54,205
その他利益剰余金	54,205
(うち当期純利益)	(30,046)
負債・純資産合計	195,610

第84期決算公告

令和7年4月10日

福島市仲間町10番13号
サンヨー缶詰株式会社

代表取締役 三枝 通晃

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,800,275	流動負債	1,792,571
固定資産	844,841	固定負債	461,153
合計	2,645,116	資本	391,393
		剰余金	90,000
		準備金	147,120
		利益剰余金	82,200
		その他資本剰余金	64,920
		利益準備金	154,273
		その他利益剰余金	38,730
		利益準備金	115,543
		(うち当期純利益)	(39,135)
資産合計	2,645,116	負債・純資産合計	2,645,116

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙のレトルト食品の製造は承継されることの権利義務を承継し、この会社を承継することにいたしました。乙はその会社の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。

福島市仲間町一〇番二三号
福島市佐倉下字一本杉一番一
株式会社
代表取締役 橋詰 弘基
(乙)サンヨー缶詰株式会社
代表取締役 三枝 通晃

「官報」をご利用ください。
独立行政法人 国立印刷局

「決算公告」は、信頼と実績のある

第1期決算公告

令和7年3月24日
東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
GMOヘルステック株式会社
代表取締役社長 福留 理

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	774,191
固定資産	2,107,424
資 産 合 計	2,881,616
負純 資産 及の び部	
流動負債	2,002,816
株主資本	878,799
資本剰余金	10,000
資本準備金	970,000
その他資本剰余金	490,000
利益剰余金	480,000
その他利益剰余金	△101,200
△101,200	(101,200)
負債・純資産合計	2,881,616

第14期決算公告

令和7年4月10日
大阪市港区市岡二丁目1番21号
株式会社あんしん壱番
代表取締役 宮原 啓

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	216,211
固定資産	10,337
資 産 合 計	226,548
負純 資産 及の び部	
流動負債	95,371
固定負債	93,199
負 債 合 計	188,570
株主資本	37,978
資本剰余金	5,000
利益剰余金	32,978
その他利益剰余金	32,978
(うち当期純利益)	(18,126)
純資産合計	37,978
負債・純資産合計	226,548

吸収分割(甲)は、吸収分割により有限会社リーンング(乙)、住所防災及び保安に関する設備機器システムの販売事業(「E-Cサイトヤフーショッピング」)に関する権利義務を承継するにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。

(甲)左記のとおりです。

(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和7年4月10日
大阪市港区市岡二丁目1番21号
株式会社あんしん壱番
代表取締役 宮原 啓

第1期決算公告

令和7年4月10日
大阪市淀川区西中島七丁目1番26号
株式会社SeeDevice Japan
代表取締役 鶴飼 幸弘

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	4,292
繰延資産	331
合 計	4,623
負純 資産 及の び部	
流動負債	11,727
株主資本	△7,103
資本剰余金	1,000
利益剰余金	△8,103
その他利益剰余金	△8,103
(うち当期純損失)	(8,103)
合 計	4,623

第13期決算公告

令和7年4月10日
大阪市淀川区西中島七丁目1番26号
株式会社テクノロジーハブ
代表取締役 鶴飼 幸弘

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	55,964
固定資産	680
合 計	56,644
負純 資産 及の び部	
流動負債	2,576
株主資本	54,068
資本剰余金	8,000
利益剰余金	46,068
その他利益剰余金	46,068
(うち当期純利益)	(3,688)
合 計	56,644

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公司から一箇月以内にお申し出下さい。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

了。

第12期決算公告

令和7年4月10日
神奈川県横須賀市根岸町三丁目15番1-202号

株式会社デンオー

代表取締役 宮本 信人

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	47,031
固定資産	47,663
資 産 合 計	94,694
負純 資産 及の び部	
流動負債	9,082
株主資本	65,116
資本剰余金	20,496
利益剰余金	5,000
その他利益剰余金	15,496
(うち当期純利益)	15,496
負債・純資産合計	94,694

第63期決算公告

令和7年4月10日
東京都豊島区南池袋四丁目22番3号
白羽電気株式会社

代表取締役 宮本 信人

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	98,770
固定資産	154,449
資 産 合 計	253,219
負純 資産 及の び部	
流動負債	50,885
株主資本	128,361
資本剰余金	73,972
利益剰余金	10,000
その他利益剰余金	63,972
(うち当期純利益)	63,972
負債・純資産合計	253,219

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

三月二十六日に終了しております。令和7年五月二十日までの合併の株主総会の承認決議は令和7年四月十日までに終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司から一箇月以内にお申し出下さい。

了。

第19期決算公告

2025年4月10日
東京都千代田区大手町一丁目9番7号
大手町ファイナンシャルシティサウスタワー
エム・エス・ジャパン・リート・ホールディング株式会社
代表取締役 河又 佑

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	525	流動負債	42
固定資産	696	固定負債	97
投資その他の資産	696	負 債 合 計	139
		株 主 資 本	1,082
		資 本 本 金	665
		資 本 余 金	290
		利 益 剰 余 金	290
		その他の利益剰余金	126
		純 資 產 合 計	1,082
資 產 合 計	1,222	負債・純資産合計	1,222

損益計算書の要旨

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	金額
売 上 高	103
上 総 利 益	103
販売費及び一般管理費	9
業 外 受 益	94
業 外 費 用	5
常 常 利 益	94
税引前当期純利益	94
法人税、住民税及び事業税	27
法人税等調整額	0
当 期 純 利 益	66

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百五十万円、資本準備金の額を二千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司から一箇月以内にお申し出下さい。

左記のとおりです。

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

左記のとおりです。

第42期決算公告

令和7年4月10日
愛媛県松山市富久町83番地14
株式会社パーマプラザ松山
代表取締役 寺尾 賢一

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	57,480
固定資産	175,786
合 計	233,266
負純 資産 及びの び部	
流動負債	3,315
固定負債	210,581
資本	19,370
利益	35,500
剩餘金	△12,129
准备金	208
その他利益	△12,338
純利益	(223)
自己株式	△4,000
合 計	233,266

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千五百五十万円減少、一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月10日

愛媛県松山市富久町83番地14

株式会社パーマプラザ松山
代表取締役 寺尾 賢一

第20期決算公告

令和7年4月10日
神奈川県平塚市桃浜町17番1号
株式会社高浜商事
代表取締役 湯日 俊久

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	99,506
固定資産	167,256
合 計	266,763
負純 資産 及びの び部	
流動負債	26,252
固定負債	111,778
資本	128,731
利益	10,000
剩餘金	118,731
准备金	600
その他利益	118,131
純利益	(453)
合 計	266,763

合併公告
左記会社は合併して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和7年4月10日

埼玉県深谷市長在会社家取締役

(甲) 株式会社高浜商事
代表取締役 汤日 俊久

令和6年度決算公告

令和7年3月28日

東京都中央区銀座1-7-10

株式会社アルビオン

代表取締役社長 小林 章一

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	58,340
原価	12,931
総利益	45,408
販売費及び一般管理	37,542
営業外収益	7,865
営業外費用	1,169
経常利益	100
特別損失	8,934
税引前当期純利益	55
法人税、住民税及び事業税	8,879
法人税等調整額	2,775
当期純利益	469
△	6,574

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
流動資産	66,042
固定資産	27,754
合 計	93,797
資 産 合 計	93,797
負債・純資産合計	93,797

連結貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
流動資産	69,790
固定資産	26,765
合 計	96,556
資 産 合 計	96,556
負債・純資産合計	96,556

連結損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	60,165
営業利益	7,208
常勤従業員給与	8,434
期間別利益	6,183
包括利益	6,580

《ご参考・連結ベース》

連結貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
流動資産	11,313
固定資産	2,151
合 計	13,465
資 産 合 計	13,465
負債・純資産合計	13,465

第39期決算公告

令和7年4月10日

神奈川県平塚市四之宮7丁目2番2号

エリコンジャパン株式会社

代表取締役社長 美馬 秀忠

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	5,768
固定資産	3,340
合 計	9,108
負債 及び 純資産 の 部	
流動負債	3,635
引当金	252
製品保証引当金	22
修理引当金	44
その他の負債	3,317
固定負債	503
役員退職慰労引当金	47
その他の負債	456
合 計	4,138
負債 及び 純資産 の 部	
株主資本	4,970
資本剰余金	280
資本準備金	368
利益剰余金	4,321
利益準備金	65
その他利益剰余金	4,256
(うち当期純利益)	(1,088)
純資産合計	4,970
負債・純資産合計	9,108

第28期決算公告

令和7年4月10日

島根県益田市虫追町320番地39

株式会社キューサイファーム島根

代表取締役 廣田 英二

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	93,795
固定資産	1,082,755
合 計	1,176,550
負債 及び 純資産 の 部	
流動負債	627,668
引当金	8,953
役員賞与引当金	1,769
固定負債	626,337
退職給付引当金	48,575
役員退職慰労引当金	5,233
合 計	1,254,005
負債 及び 純資産 の 部	
株主資本	△ 77,455
資本剰余金	10,000
資本準備金	45,000
その他資本剰余金	2,500
利益剰余金	42,500
その他利益剰余金	△ 132,455
△ 132,455	(65,599)
純資産合計	△ 77,455
負債・純資産合計	1,176,550